

令 02 原機（敦廃）001

令和 2 年 5 月 22 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき，下記のとおり新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
新型転換炉原型炉ふげん
所 在 地 福井県敦賀市明神町 3 番地

三 発電用原子炉の名称

名 称 新型転換炉原型炉施設

四 変更に係る事項

平成 20 年 2 月 12 日付け平成 18・11・07 原第 4 号をもって認可を受けた後、別添 1 のとおり変更認可を受け、別添 2 のとおり変更を届け出た新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画に関し、次の事項の一部を別添 3 のとおり変更する。

- 2 工場又は事業所の名称及び所在地
- 3 発電用原子炉の名称
- 5 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設
- 7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間
- 8 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 9 核燃料物質による汚染の除去
- 10 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- 11 廃止措置の工程
- 12 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

添付書類

- 1 既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料
- 4 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 7 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
- 8 廃止措置の実施体制に関する説明書
- 9 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

五 変更の理由

新検査制度への移行に伴い、性能維持施設に関する事項の追加、品質マネジメントシステムに係る事項の追加等を図る。

変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	備考
平成30年5月10日	原規規発第1805108号	使用済燃料の譲渡しを含む廃止措置計画の変更, 保管区域の設定場所及び容量の明確化等に伴う変更。
令和元年7月22日	原規規発第1907223号	設備維持管理等の変更及び放射性気体・液体廃棄物の放出量の実績値反映に伴う変更。

変更届出の経緯

届出年月日	届出番号	備考
平成24年 3月22日	23原機(ふ)516	使用済燃料搬出期間の5年繰り延べ, 廃止措置完了時期の5年延長に伴う変更。
平成27年 4月27日	27原機(ふ)072	組織名称及び本部住所並びに理事長交代に伴う変更。
平成30年 4月2日	30原機(ふ)002	組織改編に伴う組織名称の変更。

新型轉換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書
変更前後比較表

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>1 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>2 <u>廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p>3 <u>廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称</u></p> <p>4 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>5 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>6 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>7 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>8 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>9 廃止措置の工程</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>2 <u>工場又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p>3 <u>発電用原子炉の名称</u></p> <p>4 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>5 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>6 <u>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設</u></p> <p>7 <u>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間</u></p> <p>8 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>9 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>10 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>11 廃止措置の工程</p> <p>12 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u></p>	<p>・研究開発段階炉規則との整合</p> <p>・研究開発段階炉規則との整合</p> <p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）</p> <p>・番号変更</p> <p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2 <u>廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p>名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん</p> <p>所 在 地 福井県敦賀市明神町3番地</p> <p>3 <u>廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称</u></p> <p>名 称 新型転換炉原型炉施設</p>	<p>2 <u>工場又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p>名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん</p> <p>所 在 地 福井県敦賀市明神町3番地</p> <p>3 <u>発電用原子炉の名称</u></p> <p>名 称 新型転換炉原型炉施設</p>	<p>・研究開発段階炉規則との整合</p> <p>・研究開発段階炉規則との整合</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>5 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>5.1 廃止措置の基本方針</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、以下の基本方針の下に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年11月6日総理府令第122号、平成17年11月22日改正）」（以下「開発段階炉規則」という。）等の関係法令の遵守及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）等の関係告示の要求を満足するように行うとともに、原子力安全委員会指針である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）」に適合するようにする。</p> <p>(1) 新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、施設周辺の一般公衆及び放射線業務従事者に対し、「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を遵守するとともに、ALARAの基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去方法・手順及び核燃料物質による汚染の除去方法・手順を策定して実施する。また、解体撤去等に伴い発生する放射性廃棄物の処理・処分についても同様とする。</p> <p>(2) 廃止措置期間中において、保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、原子炉運転中と同様に関係法令及び「線量告示」に適合するようにする。</p> <p>(3) 廃止措置に係る工事等を安全・確実に行うために、装置を導入する場合は、それ</p>	<p>5 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>5.1 廃止措置の基本方針</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、以下の基本方針の下に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年11月6日総理府令第122号、平成17年11月22日改正 <u>及び平成30年8月21日改正</u>）」（以下「開発段階炉規則」という。）等の関係法令の遵守及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）等の関係告示の要求を満足するように行うとともに、原子力安全委員会指針である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）」に適合するようにする。</p> <p>(1) 新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、施設周辺の一般公衆及び放射線業務従事者に対し、「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を遵守するとともに、ALARAの基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去方法・手順及び核燃料物質による汚染の除去方法・手順を策定して実施する。また、解体撤去等に伴い発生する放射性廃棄物の処理・処分についても同様とする。</p> <p>(2) 廃止措置期間中において、保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、原子炉運転中と同様に関係法令及び「線量告示」に適合するようにする。</p> <p>(3) 廃止措置に係る工事等を安全・確実に行うために、装置を導入する場合は、それ</p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う変更）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>らの装置の機能等に応じて <u>日本工業規格</u> 等の規格及び規準に準拠する。</p> <p>これらの導入する装置は、専ら廃止措置のために原子炉周辺設備解体撤去期間以降に設置する装置であり、原子炉運転中における考慮すべき施設・設備の事故やこれに起因する放射性物質の環境への大量漏えいの危険性と比較し、「添付書類4 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に記載のとおり、これらの装置を含めた施設・設備のリスクは低いものの、廃止措置のために導入する装置は、安全確保対策として、事故防止対策はもとより、ALARA の基本的考え方の観点から被ばく低減対策、漏えい及び拡散防止対策を講じるために、遮へい機能、漏えい防止機能等を備えたものとする。</p> <p>(4) 原子炉施設の建屋強度を考慮して、各建屋を適切に維持管理するとともに、適切な解体撤去方法・手順等を策定し、廃止措置を実施する。</p> <p>(5) 廃止措置の実施に当たっては、上述の(1)から(4)に係る保安のために必要な措置を「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に定め、これに基づき適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>そのほか、新型転換炉原型炉施設の廃止措置を通して得られる知見や経験は、今後の原子力施設の廃止措置等においても有効に活用できる成果であり、新型転換炉原型炉施設を利用した研究開発等の実施を含め、関係機関と連携をとりつつ技術協力と技術成果の公開に努めていく。</p> <p>5.2 廃止措置対象施設の解体方法</p> <p>廃止措置対象施設のうち、解体の対象となる施設は、汚染のないすべての地下の建屋及</p>	<p>らの装置の機能等に応じて <u>日本産業規格</u> 等の規格及び規準に準拠する。</p> <p>これらの導入する装置は、専ら廃止措置のために原子炉周辺設備解体撤去期間以降に設置する装置であり、原子炉運転中における考慮すべき施設・設備の事故やこれに起因する放射性物質の環境への大量漏えいの危険性と比較し、「添付書類4 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に記載のとおり、これらの装置を含めた施設・設備のリスクは低いものの、廃止措置のために導入する装置は、安全確保対策として、事故防止対策はもとより、ALARA の基本的考え方の観点から被ばく低減対策、漏えい及び拡散防止対策を講じるために、遮へい機能、漏えい防止機能等を備えたものとする。</p> <p>(4) 原子炉施設の建屋強度を考慮して、各建屋を適切に維持管理するとともに、適切な解体撤去方法・手順等を策定し、廃止措置を実施する。</p> <p>(5) 廃止措置の実施に当たっては、上述の(1)から(4)に係る保安のために必要な措置を「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に定め、これに基づき適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>そのほか、新型転換炉原型炉施設の廃止措置を通して得られる知見や経験は、今後の原子力施設の廃止措置等においても有効に活用できる成果であり、新型転換炉原型炉施設を利用した研究開発等の実施を含め、関係機関と連携をとりつつ技術協力と技術成果の公開に努めていく。</p> <p>5.2 廃止措置対象施設の解体方法</p> <p>廃止措置対象施設のうち、解体の対象となる施設は、汚染のないすべての地下の建屋及</p>	<p>・工業標準化法から産業標準化法への法令改正に伴う用語の見直し</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>び構造物並びに基礎を除く新型転換炉原型炉施設である。</p> <p>これらの施設の解体は、以下の解体方針の下に廃止措置対象施設に応じた手順で行うものとする。</p> <p>解体撤去の工事等の主要な手順を図 5-1、廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法を表 5-1 に示す。</p> <p>(1) 新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、使用済燃料を貯蔵していること、廃止措置工事に関する経験・実績を蓄積すること、原子炉運転中の定期点検時と同等以下の総被ばく線量となる放射能減衰を考慮すること等から、以下の 4 段階の期間に区分し、この順序で実施する。</p> <p>① 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間においては、「<u>7</u> 核燃料物質による汚染の除去」の方法に従って行う重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事及び解体撤去物の搬出ルート及び処理エリア確保のために、原子炉冷却系統施設のうち、一次冷却設備である復水器等の解体撤去工事を行う。</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間においては、施設内に使用済燃料を貯蔵していることから、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のための機能を維持管理し、その機能に影響を与えない範囲で、供用を終了した放射能レベルの比較的低い及び汚染のない施設・設備の解体撤去を行い、解体撤去工事を通じて廃止措置工事に関するデータ取得、経験・実績の蓄積を図る。</p> <p>② 原子炉周辺設備解体撤去期間</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間においては、原子炉建屋内における原子炉領域の解体撤去に用いる原子炉領域遠隔解体装置及び解体撤去物搬送装置の設置完了まで</p>	<p>び構造物並びに基礎を除く新型転換炉原型炉施設である。</p> <p>これらの施設の解体は、以下の解体方針の下に廃止措置対象施設に応じた手順で行うものとする。</p> <p>解体撤去の工事等の主要な手順を図 5-1、廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法を表 5-1 に示す。</p> <p>(1) 新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、使用済燃料を貯蔵していること、廃止措置工事に関する経験・実績を蓄積すること、原子炉運転中の定期点検時と同等以下の総被ばく線量となる放射能減衰を考慮すること等から、以下の 4 段階の期間に区分し、この順序で実施する。</p> <p>① 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間においては、「<u>9</u> 核燃料物質による汚染の除去」の方法に従って行う重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事及び解体撤去物の搬出ルート及び処理エリア確保のために、原子炉冷却系統施設のうち、一次冷却設備である復水器等の解体撤去工事を行う。</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間においては、施設内に使用済燃料を貯蔵していることから、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のための機能を維持管理し、その機能に影響を与えない範囲で、供用を終了した放射能レベルの比較的低い及び汚染のない施設・設備の解体撤去を行い、解体撤去工事を通じて廃止措置工事に関するデータ取得、経験・実績の蓄積を図る。</p> <p>② 原子炉周辺設備解体撤去期間</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間においては、原子炉建屋内における原子炉領域の解体撤去に用いる原子炉領域遠隔解体装置及び解体撤去物搬送装置の設置完了まで</p>	<p>・本文番号、呼び出し番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>とし、これらの設置範囲にある干渉設備・機器等（原子炉周辺設備）である原子炉冷却系統施設の一次冷却設備の一部（冷却材再循環系等）及びその他原子炉の附属施設の一部（重水系・ヘリウム系等）等の解体撤去工事を行う。</p> <p>また、原子炉周辺設備解体撤去期間においては、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間と同様に、施設内に使用済燃料を貯蔵していることから、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のための設備である核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等を維持管理し、その機能に影響を与えない範囲で、供用を終了した放射能レベルの比較的低い及び汚染のない施設・設備の解体撤去を行うとともに、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間と同様に、解体撤去工事を通じて廃止措置工事に関するデータ取得、経験・実績の蓄積を図る。</p> <p>③ 原子炉本体解体撤去期間</p> <p>原子炉本体解体撤去期間においては、放射線業務従事者の総被ばく線量が原子炉運転中の定期点検時と同等以下の総被ばく線量となる放射能減衰を考慮し、かつ、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間及び原子炉周辺設備解体撤去期間に蓄積した廃止措置工事に関するデータ、経験・実績を活かして、放射能レベルの比較的高い原子炉領域の解体撤去を行う。</p> <p>また、使用済燃料の搬出が完了するまでは、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のための設備を維持管理し、その機能に影響を与えない範囲で、供用を終了した放射能レベルの比較的低い及び汚染のない施設・設備の解体撤去を継続して行う。使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のための設備である核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等については、使用済燃料搬出完了後に解体撤去を行う。</p> <p>これらの汚染したすべての設備・機器等を解体撤去し、各建屋及び構築物の汚染の除去工事を行うとともに、施設内の汚染を除去した後に、すべての管理区域を解除する。</p>	<p>とし、これらの設置範囲にある干渉設備・機器等（原子炉周辺設備）である原子炉冷却系統施設の一次冷却設備の一部（冷却材再循環系等）及びその他原子炉の附属施設の一部（重水系・ヘリウム系等）等の解体撤去工事を行う。</p> <p>また、原子炉周辺設備解体撤去期間においては、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間と同様に、施設内に使用済燃料を貯蔵していることから、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のための設備である核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等を維持管理し、その機能に影響を与えない範囲で、供用を終了した放射能レベルの比較的低い及び汚染のない施設・設備の解体撤去を行うとともに、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間と同様に、解体撤去工事を通じて廃止措置工事に関するデータ取得、経験・実績の蓄積を図る。</p> <p>③ 原子炉本体解体撤去期間</p> <p>原子炉本体解体撤去期間においては、放射線業務従事者の総被ばく線量が原子炉運転中の定期点検時と同等以下の総被ばく線量となる放射能減衰を考慮し、かつ、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間及び原子炉周辺設備解体撤去期間に蓄積した廃止措置工事に関するデータ、経験・実績を活かして、放射能レベルの比較的高い原子炉領域の解体撤去を行う。</p> <p>また、使用済燃料の搬出が完了するまでは、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のための設備を維持管理し、その機能に影響を与えない範囲で、供用を終了した放射能レベルの比較的低い及び汚染のない施設・設備の解体撤去を継続して行う。使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のための設備である核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等については、使用済燃料搬出完了後に解体撤去を行う。</p> <p>これらの汚染したすべての設備・機器等を解体撤去し、各建屋及び構築物の汚染の除去工事を行うとともに、施設内の汚染を除去した後に、すべての管理区域を解除する。</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>④ 建屋解体期間</p> <p>建屋解体期間においては、管理区域を解除した建屋及び汚染のない建屋も含めて廃止措置対象施設をすべて（汚染のないすべての地下の建屋及び構造物並びに基礎を除く）解体する。</p> <p>(2) 解体撤去工事に当たっては、「添付書類5 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」を踏まえ、事前に工事対象範囲の汚染状況等の確認を行い、その結果に基づき、放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策等の安全確保対策を定めて、工事を行うことにより、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減に努める。さらに、解体撤去工事の実施においては、周辺設備及び他系統へ影響が及ばないこと、工事で発生する解体撤去物を放射能レベルや性状別に管理できること等を考慮して、解体撤去手順を策定し、「保安規定」に基づき安全に工事を実施する。</p> <p>(3) 廃止措置対象施設の解体撤去の順序は、供用を終了した設備・機器等を対象とし、安全確保対策と合わせて、主に、以下を考慮して決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止措置対象施設の放射能レベル及び汚染の状況 ・ 汚染の除去工事が必要な廃止措置対象施設 ・ 廃止措置のために導入する装置の設置場所の確保 ・ 解体撤去物の運搬ルート確保 ・ 資機材置き場の確保 <p>5.2.1 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間の解体</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間では、重水搬出を計画的に行うとともに、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のために、「添付書類6 廃止措置期間中に機能を</p>	<p>④ 建屋解体期間</p> <p>建屋解体期間においては、管理区域を解除した建屋及び汚染のない建屋も含めて廃止措置対象施設をすべて（汚染のないすべての地下の建屋及び構造物並びに基礎を除く）解体する。</p> <p>(2) 解体撤去工事に当たっては、「添付書類5 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」を踏まえ、事前に工事対象範囲の汚染状況等の確認を行い、その結果に基づき、放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策等の安全確保対策を定めて、工事を行うことにより、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減に努める。さらに、解体撤去工事の実施においては、周辺設備及び他系統へ影響が及ばないこと、工事で発生する解体撤去物を放射能レベルや性状別に管理できること等を考慮して、解体撤去手順を策定し、「保安規定」に基づき安全に工事を実施する。</p> <p>(3) 廃止措置対象施設の解体撤去の順序は、供用を終了した設備・機器等を対象とし、安全確保対策と合わせて、主に、以下を考慮して決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止措置対象施設の放射能レベル及び汚染の状況 ・ 汚染の除去工事が必要な廃止措置対象施設 ・ 廃止措置のために導入する装置の設置場所の確保 ・ 解体撤去物の運搬ルート確保 ・ 資機材置き場の確保 <p>5.2.1 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間の解体</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間では、重水搬出を計画的に行うとともに、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のために、「6 廃止措置期間中に機能を維持すべき</p>	<p>・ 新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す使用済燃料の施設外への搬出完了まで維持する設備である核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等により，未臨界維持，貯蔵，遮へい，除熱，浄化に係る機能を維持管理し，その機能に影響を与えない範囲で，供用を終了した設備・機器等の解体撤去に着手する。</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に解体撤去に着手できる廃止措置対象施設は，供用を終了した放射能レベルの比較的低い及び汚染のない以下の施設・設備が対象である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉冷却系統施設（余熱除去系を除く。） ・ 計測制御系統施設 ・ 気体廃棄物の廃棄施設 ・ 放射線管理施設 ・ 原子炉格納施設 <p>これらの施設・設備について，解体方針に基づき解体撤去を行っていく。この期間の廃止措置対象施設は，原子炉運転中に行ってきた定期点検時における分解・開放点検，設備取替え等での経験・実績を活かして比較的容易に解体撤去できるポンプ，冷凍機，熱交換器，配管類等の設備・機器等及び解体撤去物が放射性物質として扱う必要のないものと推定される設備・機器等を優先的に解体撤去する。また，作業量の平坦化を考慮しつつ，安全かつ合理的で適切な解体撤去工事を進め，廃止措置工事に関するデータ取得，経験・実績の蓄積を図っていく。廃止措置対象施設の解体撤去は，工具等を用いて分解・取外しを行うとともに，熱的切断装置若しくは機械的切断装置で切断又はブレーカ等で破砕等を行う。</p> <p>これらの解体撤去工事は，放射能レベルが比較的低い設備・機器等を対象とした工事であるが，工事に伴う環境への放射性物質の放出を抑制するために，必要に応じ</p>	<p>発電用原子炉施設」及び「7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置，構造及び設備並びにその性能，その性能を維持すべき期間」に示す使用済燃料の施設外への搬出完了まで維持する設備である核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等により，未臨界維持，貯蔵，遮へい，除熱，浄化に係る機能を維持管理し，その機能に影響を与えない範囲で，供用を終了した設備・機器等の解体撤去に着手する。</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に解体撤去に着手できる廃止措置対象施設は，供用を終了した放射能レベルの比較的低い及び汚染のない以下の施設・設備が対象である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉冷却系統施設（余熱除去系を除く。） ・ 計測制御系統施設 ・ 気体廃棄物の廃棄施設 ・ 放射線管理施設 ・ 原子炉格納施設 <p>これらの施設・設備について，解体方針に基づき解体撤去を行っていく。この期間の廃止措置対象施設は，原子炉運転中に行ってきた定期点検時における分解・開放点検，設備取替え等での経験・実績を活かして比較的容易に解体撤去できるポンプ，冷凍機，熱交換器，配管類等の設備・機器等及び解体撤去物が放射性物質として扱う必要のないものと推定される設備・機器等を優先的に解体撤去する。また，作業量の平坦化を考慮しつつ，安全かつ合理的で適切な解体撤去工事を進め，廃止措置工事に関するデータ取得，経験・実績の蓄積を図っていく。廃止措置対象施設の解体撤去は，工具等を用いて分解・取外しを行うとともに，熱的切断装置若しくは機械的切断装置で切断又はブレーカ等で破砕等を行う。</p> <p>これらの解体撤去工事は，放射能レベルが比較的低い設備・機器等を対象とした工事であるが，工事に伴う環境への放射性物質の放出を抑制するために，必要に応じ</p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>て汚染拡大防止囲い，局所フィルタ及び局所排風機等を導入する。</p> <p>ただし，原子炉冷却系統施設の熱交換器類の解体撤去は，「<u>7</u> 核燃料物質による汚染の除去」の方法に従って行う汚染の除去工事の完了後に着手するものとする。</p> <p>なお，原子炉領域と接続している原子炉冷却系統施設のうち，冷却材再循環系の解体撤去については，安全かつ合理的に行うために，隣接する重水系・ヘリウム系等の他の設備の解体撤去に合わせて，原子炉周辺設備解体撤去期間以降に行う。</p> <p>5.2.2 原子炉周辺設備解体撤去期間の解体</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間においては，使用済燃料搬出を計画的に行うとともに，使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のために，「添付書類6 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書」に示す使用済燃料の施設外への搬出完了まで維持する設備である核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等により，未臨界維持，貯蔵，遮へい，浄化に係る機能を維持し，その機能に影響を与えない範囲で，供用を終了した設備・機器等の解体撤去を行う。</p> <p>また，原子炉領域解体撤去に用いるための熱的切断装置又は機械的切断装置，把持装置，吊り上げ装置及び解体用プール等から構成する原子炉領域遠隔解体装置，解体撤去物搬送装置を設置するために，これらの設置範囲にある干渉設備・機器等の解体撤去に着手する。また，重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間中に解体撤去に着手できる施設・設備も継続して解体撤去していく。</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間に新たに解体撤去に着手できる廃止措置対象施設は，供用を終了した放射能レベルの比較的低い及び汚染のない以下の施設・設備が対象である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設のうち燃料交換装置，新燃料貯蔵設備及び燃料移送装置のうち燃料出入機 	<p>て汚染拡大防止囲い，局所フィルタ及び局所排風機等を導入する。</p> <p>ただし，原子炉冷却系統施設の熱交換器類の解体撤去は，「<u>9</u> 核燃料物質による汚染の除去」の方法に従って行う汚染の除去工事の完了後に着手するものとする。</p> <p>なお，原子炉領域と接続している原子炉冷却系統施設のうち，冷却材再循環系の解体撤去については，安全かつ合理的に行うために，隣接する重水系・ヘリウム系等の他の設備の解体撤去に合わせて，原子炉周辺設備解体撤去期間以降に行う。</p> <p>5.2.2 原子炉周辺設備解体撤去期間の解体</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間においては，使用済燃料搬出を計画的に行うとともに，使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のために，「<u>6</u> 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設」及び「<u>7</u> 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設の位置，構造及び設備並びにその性能，その機能を維持すべき期間」に示す使用済燃料の施設外への搬出完了まで維持する設備である核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等により，未臨界維持，貯蔵，遮へい，浄化に係る機能を維持し，その機能に影響を与えない範囲で，供用を終了した設備・機器等の解体撤去を行う。</p> <p>また，原子炉領域解体撤去に用いるための熱的切断装置又は機械的切断装置，把持装置，吊り上げ装置及び解体用プール等から構成する原子炉領域遠隔解体装置，解体撤去物搬送装置を設置するために，これらの設置範囲にある干渉設備・機器等の解体撤去に着手する。また，重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間中に解体撤去に着手できる施設・設備も継続して解体撤去していく。</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間に新たに解体撤去に着手できる廃止措置対象施設は，供用を終了した放射能レベルの比較的低い及び汚染のない以下の施設・設備が対象である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設のうち燃料交換装置，新燃料貯蔵設備及び燃料移送装置のうち燃料出入機 	<ul style="list-style-type: none"> 本文番号，呼び出し番号の変更 新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>・ 原子炉冷却系統施設のうち余熱除去系</p> <p>・ 放射性廃棄物の廃棄施設のうち重水ドレン処理系及びアスファルト固化装置</p> <p>・ その他原子炉の附属施設のうち重水系・ヘリウム系，原子炉補機冷却系，炭酸ガス系，非常用電源設備のうち蓄電池（核計装用）及び275kV受電系統</p> <p>これらの施設・設備の解体撤去は，解体方針に基づき，工具等を用いて分解・取外しを行うとともに，熱的切断装置若しくは機械的切断装置で切断又はブレーカ等で破碎等を行う。</p> <p>また，重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に解体撤去に着手した施設・設備と同様に，原子炉運転中に行ってきた定期点検時における分解・開放点検，設備取替え及び重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間の設備・機器等の解体撤去での経験・実績を活かして比較的容易に解体撤去できるポンプ，冷凍機，熱交換器，配管類等の設備・機器等及び解体撤去物が放射性物質として扱う必要のないものと推定される設備・機器等を優先的に選定する。また，作業量の平坦化を考慮しつつ，安全かつ合理的で適切な解体撤去工事を進め，廃止措置工事に関するデータ取得，経験・実績の蓄積を図っていく。</p> <p>これらの解体撤去工事は，放射能レベルが比較的低い設備・機器等を対象とした工事であるが，解体撤去工事に伴う環境への放射性物質の放出を抑制するために，必要に応じて汚染拡大防止囲い，局所フィルタ及び局所排風機等を導入する。</p> <p>ただし，重水系・ヘリウム系，供用を終了した熱交換器類及び供用を終了した放射性廃棄物の廃棄施設のうち，放射性廃棄物貯蔵タンク類の解体撤去は，「<u>7</u> 核燃料物質による汚染の除去」の方法に従って行う汚染の除去工事の完了後に着手するものとする。</p> <p>なお，原子炉領域と接続している冷却材再循環系，重水系・ヘリウム系等の各設備の解体撤去については，重水系・ヘリウム系等のトリチウム除去工事が完了し，原子炉領域と隔離するための措置を施してから，着手するものとする。</p>	<p>・ 原子炉冷却系統施設のうち余熱除去系</p> <p>・ 放射性廃棄物の廃棄施設のうち重水ドレン処理系及びアスファルト固化装置</p> <p>・ その他原子炉の附属施設のうち重水系・ヘリウム系，原子炉補機冷却系，炭酸ガス系，非常用電源設備のうち蓄電池（核計装用）及び275kV受電系統</p> <p>これらの施設・設備の解体撤去は，解体方針に基づき，工具等を用いて分解・取外しを行うとともに，熱的切断装置若しくは機械的切断装置で切断又はブレーカ等で破碎等を行う。</p> <p>また，重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に解体撤去に着手した施設・設備と同様に，原子炉運転中に行ってきた定期点検時における分解・開放点検，設備取替え及び重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間の設備・機器等の解体撤去での経験・実績を活かして比較的容易に解体撤去できるポンプ，冷凍機，熱交換器，配管類等の設備・機器等及び解体撤去物が放射性物質として扱う必要のないものと推定される設備・機器等を優先的に選定する。また，作業量の平坦化を考慮しつつ，安全かつ合理的で適切な解体撤去工事を進め，廃止措置工事に関するデータ取得，経験・実績の蓄積を図っていく。</p> <p>これらの解体撤去工事は，放射能レベルが比較的低い設備・機器等を対象とした工事であるが，解体撤去工事に伴う環境への放射性物質の放出を抑制するために，必要に応じて汚染拡大防止囲い，局所フィルタ及び局所排風機等を導入する。</p> <p>ただし，重水系・ヘリウム系，供用を終了した熱交換器類及び供用を終了した放射性廃棄物の廃棄施設のうち，放射性廃棄物貯蔵タンク類の解体撤去は，「<u>9</u> 核燃料物質による汚染の除去」の方法に従って行う汚染の除去工事の完了後に着手するものとする。</p> <p>なお，原子炉領域と接続している冷却材再循環系，重水系・ヘリウム系等の各設備の解体撤去については，重水系・ヘリウム系等のトリチウム除去工事が完了し，原子炉領域と隔離するための措置を施してから，着手するものとする。</p>	<p>・ 本文番号，呼び出し番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>5.2.3 原子炉本体解体撤去期間の解体</p> <p>原子炉本体解体撤去期間では、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去に着手する。その後、原子炉領域の解体撤去に伴い供用を終了する換気設備等の解体撤去に着手する。</p> <p>なお、原子炉周辺設備解体撤去期間と同様に、使用済燃料搬出を計画的に行うとともに、使用済燃料の搬出が完了するまでは、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のために、<u>「添付書類 6 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書」</u>に示す使用済燃料の施設外への搬出完了まで維持する設備である核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等により、未臨界維持、貯蔵、遮へい、浄化に係る機能を維持し、その機能に影響を与えない範囲で、供用を終了した設備・機器等を継続して解体撤去を行う。</p> <p>放射能レベルが比較的高い原子炉領域等の解体撤去に当たっては、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間及び原子炉周辺設備解体撤去期間に着手した設備・機器等の解体撤去で培った経験等を活かすことにより、安全かつ合理的で適切な解体撤去工事を行っていく。</p> <p>解体撤去手順としては、作業場所の線量当量率が十分低いことを確認して、原子炉周辺設備解体撤去期間中に設置した原子炉領域遠隔解体装置及び解体撤去物搬送装置を使用し、原子炉領域及び放射線遮へい体の外周壁である生体遮へい体の解体撤去を行う。</p> <p>原子炉領域を構成する設備・機器等の解体撤去は、放射能レベルが比較的高い設備・機器等を対象とした工事であり、放射線業務従事者の被ばく低減のために、原子炉領域遠隔解体装置等を使用するとともに、解体撤去物を適切に処理・搬送するために、解体撤去物搬送装置等を使用する。さらに、工事に伴う環境への放射性物質の放出を抑制す</p>	<p>5.2.3 原子炉本体解体撤去期間の解体</p> <p>原子炉本体解体撤去期間では、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去に着手する。その後、原子炉領域の解体撤去に伴い供用を終了する換気設備等の解体撤去に着手する。</p> <p>なお、原子炉周辺設備解体撤去期間と同様に、使用済燃料搬出を計画的に行うとともに、使用済燃料の搬出が完了するまでは、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のために、<u>「6 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設」及び「7 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その機能を維持すべき期間」</u>に示す使用済燃料の施設外への搬出完了まで維持する設備である核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等により、未臨界維持、貯蔵、遮へい、浄化に係る機能を維持し、その機能に影響を与えない範囲で、供用を終了した設備・機器等を継続して解体撤去を行う。</p> <p>放射能レベルが比較的高い原子炉領域等の解体撤去に当たっては、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間及び原子炉周辺設備解体撤去期間に着手した設備・機器等の解体撤去で培った経験等を活かすことにより、安全かつ合理的で適切な解体撤去工事を行っていく。</p> <p>解体撤去手順としては、作業場所の線量当量率が十分低いことを確認して、原子炉周辺設備解体撤去期間中に設置した原子炉領域遠隔解体装置及び解体撤去物搬送装置を使用し、原子炉領域及び放射線遮へい体の外周壁である生体遮へい体の解体撤去を行う。</p> <p>原子炉領域を構成する設備・機器等の解体撤去は、放射能レベルが比較的高い設備・機器等を対象とした工事であり、放射線業務従事者の被ばく低減のために、原子炉領域遠隔解体装置等を使用するとともに、解体撤去物を適切に処理・搬送するために、解体撤去物搬送装置等を使用する。さらに、工事に伴う環境への放射性物質の放出を抑制す</p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>るために、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ及び局所排風機等を使用する。</p> <p>なお、各装置の使用に当たっては、放射能レベルの比較的高い汚染物を取り扱う等の使用状況及び据付状況に応じて、必要な安全確保対策を講じることとする。</p> <p>また、原子炉領域を構成する設備・機器等は、放射能レベルが比較的高く、材質の一部にジルコニウム合金を使用していることから、切断時の解体撤去物、放射性粉じん等の粒子状放射性物質による被ばくの低減、発火防止対策を図るため、原子炉領域上部に設置した解体用プールの水中において、熱的切断装置又は機械的切断装置等で切断して解体撤去する。さらに、水遮へい効果が期待でき、より一層の被ばく低減を図ることができる。</p> <p>なお、原子炉領域解体撤去工事の着手時期は、それまでの解体撤去工事で培った経験等が解体撤去工事に反映でき、また、この期間に行うすべての解体撤去工事における想定総被ばく線量が原子炉運転中の定期点検時における総被ばく線量を下回ることに加え、ALARAの基本的考え方にに基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくが低減できる放射能減衰等を考慮して、適切に設定した。</p> <p>使用済燃料搬出完了後には、供用を終了した核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設の解体撤去を行う。原子炉領域の解体撤去及び使用済燃料搬出完了に伴い供用を終了する放射性廃棄物の廃棄施設、換気設備等の施設及びその他の汚染された設備・機器等について、解体撤去を行う。これらの施設は、放射能レベルが比較的低い設備・機器等であることから、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間及び原子炉周辺設備解体撤去期間に解体撤去した設備・機器等と同様の方法により解体撤去を行う。</p> <p>ただし、蒸気放出プール、燃料交換プール、使用済燃料貯蔵プール、熱交換器類及び放射性廃棄物の廃棄施設のうち、放射性廃棄物貯蔵タンク類の解体撤去は、「<u>7</u> 核燃料物質による汚染の除去」の方法に従って行う汚染の除去工事の完了後に着手するものとする。</p> <p>また、本期間中に、汚染された設備・機器等をすべて解体撤去した建屋から、「<u>7</u> 核</p>	<p>るために、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ及び局所排風機等を使用する。</p> <p>なお、各装置の使用に当たっては、放射能レベルの比較的高い汚染物を取り扱う等の使用状況及び据付状況に応じて、必要な安全確保対策を講じることとする。</p> <p>また、原子炉領域を構成する設備・機器等は、放射能レベルが比較的高く、材質の一部にジルコニウム合金を使用していることから、切断時の解体撤去物、放射性粉じん等の粒子状放射性物質による被ばくの低減、発火防止対策を図るため、原子炉領域上部に設置した解体用プールの水中において、熱的切断装置又は機械的切断装置等で切断して解体撤去する。さらに、水遮へい効果が期待でき、より一層の被ばく低減を図ることができる。</p> <p>なお、原子炉領域解体撤去工事の着手時期は、それまでの解体撤去工事で培った経験等が解体撤去工事に反映でき、また、この期間に行うすべての解体撤去工事における想定総被ばく線量が原子炉運転中の定期点検時における総被ばく線量を下回ることに加え、ALARAの基本的考え方にに基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくが低減できる放射能減衰等を考慮して、適切に設定した。</p> <p>使用済燃料搬出完了後には、供用を終了した核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設の解体撤去を行う。原子炉領域の解体撤去及び使用済燃料搬出完了に伴い供用を終了する放射性廃棄物の廃棄施設、換気設備等の施設及びその他の汚染された設備・機器等について、解体撤去を行う。これらの施設は、放射能レベルが比較的低い設備・機器等であることから、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間及び原子炉周辺設備解体撤去期間に解体撤去した設備・機器等と同様の方法により解体撤去を行う。</p> <p>ただし、蒸気放出プール、燃料交換プール、使用済燃料貯蔵プール、熱交換器類及び放射性廃棄物の廃棄施設のうち、放射性廃棄物貯蔵タンク類の解体撤去は、「<u>9</u> 核燃料物質による汚染の除去」の方法に従って行う汚染の除去工事の完了後に着手するものとする。</p> <p>また、本期間中に、汚染された設備・機器等をすべて解体撤去した建屋から、「<u>9</u> 核</p>	<p></p> <p>・本文番号、呼び出し番号の変更</p> <p>・本文番号、呼び出し番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>燃料物質による汚染の除去」の方法に従って、各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了後に、すべての管理区域を順次解除していく。</p> <p>5.2.4 建屋解体期間の解体</p> <p>建屋解体期間では、原子炉本体解体撤去期間中に行った管理区域に設定していた建屋等の汚染の除去工事により管理区域を解除した建屋及び汚染のない建屋も含めて、廃止措置対象施設をすべて（汚染のないすべての地下の建屋及び構造物並びに基礎を除く）大型ブレーカ等の重機を用いて解体する。</p> <p>廃止措置終了後の状態を図5-2に示す。</p> <p>5.3 新型転換炉原型炉施設を用いた研究開発</p> <p>新型転換炉原型炉施設を用いて実施する廃止措置に関わる安全性実証試験（測定調査手法の検証、解体撤去物の除染試験、設備・機器等の解体試験等）及び構造物等に関する高経年化のための調査研究（耐応力腐食割れ等の保全対策技術の有効性確認、経年劣化事象の評価に係る材料特性の把握等）等において、維持管理する施設の機能並びに性能に影響を与えないよう保安管理を行っていく。</p> <p>5.4 解体撤去物等の扱い</p> <p>解体撤去に伴い発生する廃棄物のうち、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、関係法令、告示、廃止措置の基本方針等に基づき、原子炉運転中における取扱い方法に準じ適切に処理を行い、主排気筒、廃棄物処理建屋排気筒、復水器冷却水放水路より管理放出する。また、放射性固体廃棄物は、関係法令、告示、廃止措置の基本方針等に基づき、放射能レベル区分や性状に応じて、適切な方法により処理を行い、廃止措置期間完了までに「原子炉等規制法」に基づき廃棄の事業の許可を受けた者（以下「廃棄事業者」という。）の廃棄施設に廃棄する。</p> <p>放射性廃棄物の処理に当たっては、分別、減容、除染等の廃棄物処理装置等により</p>	<p>燃料物質による汚染の除去」の方法に従って、各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了後に、すべての管理区域を順次解除していく。</p> <p>5.2.4 建屋解体期間の解体</p> <p>建屋解体期間では、原子炉本体解体撤去期間中に行った管理区域に設定していた建屋等の汚染の除去工事により管理区域を解除した建屋及び汚染のない建屋も含めて、廃止措置対象施設をすべて（汚染のないすべての地下の建屋及び構造物並びに基礎を除く）大型ブレーカ等の重機を用いて解体する。</p> <p>廃止措置終了後の状態を図5-2に示す。</p> <p>5.3 新型転換炉原型炉施設を用いた研究開発</p> <p>新型転換炉原型炉施設を用いて実施する廃止措置に関わる安全性実証試験（測定調査手法の検証、解体撤去物の除染試験、設備・機器等の解体試験等）及び構造物等に関する高経年化のための調査研究（耐応力腐食割れ等の保全対策技術の有効性確認、経年劣化事象の評価に係る材料特性の把握等）等において、維持管理する施設の機能並びに性能に影響を与えないよう保安管理を行っていく。</p> <p>5.4 解体撤去物等の扱い</p> <p>解体撤去に伴い発生する廃棄物のうち、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、関係法令、告示、廃止措置の基本方針等に基づき、原子炉運転中における取扱い方法に準じ適切に処理を行い、主排気筒、廃棄物処理建屋排気筒、復水器冷却水放水路より管理放出する。また、放射性固体廃棄物は、関係法令、告示、廃止措置の基本方針等に基づき、放射能レベル区分や性状に応じて、適切な方法により処理を行い、廃止措置期間完了までに「原子炉等規制法」に基づき廃棄の事業の許可を受けた者（以下「廃棄事業者」という。）の廃棄施設に廃棄する。</p> <p>放射性廃棄物の処理に当たっては、分別、減容、除染等の廃棄物処理装置等により</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>放射性廃棄物の発生量の合理的な低減に努めるとともに、解体撤去物及び放射性廃棄物を適切に処理・管理するために、必要な装置を導入する。</p> <p>一方、放射性物質として扱う必要のないものについては、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再利用に供するよう努める。なお、放射性廃棄物でない廃棄物（管理区域外から発生した廃棄物を含む）については、産業廃棄物として適切に廃棄するとともに、可能な限り再利用に供するよう努める。</p> <p>放射性廃棄物の処理・処分の詳細については、「<u>8</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> <p>5.5 解体撤去に係る安全確保対策</p> <p>解体撤去工事等（研究開発を含む）の実施に当たっては、廃止措置の基本方針に基づき、安全確保対策として以下の放射性物質の施設内外への漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じること、また、廃止措置のために導入する各装置については、安全対策を施した設計を基本とする。これらの安全確保に係る事項を「保安規定」に定め、これに基づき解体撤去工事等を行うこととする。</p> <p>(1) 漏えい及び拡散防止対策</p> <p>解体撤去工事等の実施に当たっては、放射性物質の施設内外への漏えい防止及び拡散防止を考慮し、以下の措置を講じることとする。</p> <p>供用を終了した施設のうち、放射性物質が系統内に残存する場合には、解体撤去工事等の着手までに放射性物質の施設内外への漏えい防止及び弁等の誤操作対策等の観点から、系統の隔離、密封等の適切な措置を講じるとともに、系統内に残存する放射性気体及び放射性液体を可能な限り除去することとする。</p> <p>解体撤去工事等により発生する気体状の放射性物質に対しては、既設の建屋、構築物</p>	<p>放射性廃棄物の発生量の合理的な低減に努めるとともに、解体撤去物及び放射性廃棄物を適切に処理・管理するために、必要な装置を導入する。</p> <p>一方、放射性物質として扱う必要のないものについては、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再利用に供するよう努める。なお、放射性廃棄物でない廃棄物（管理区域外から発生した廃棄物を含む）については、産業廃棄物として適切に廃棄するとともに、可能な限り再利用に供するよう努める。</p> <p>放射性廃棄物の処理・処分の詳細については、「<u>10</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> <p>5.5 解体撤去に係る安全確保対策</p> <p>解体撤去工事等（研究開発を含む）の実施に当たっては、廃止措置の基本方針に基づき、安全確保対策として以下の放射性物質の施設内外への漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じること、また、廃止措置のために導入する各装置については、安全対策を施した設計を基本とする。これらの安全確保に係る事項を「保安規定」に定め、これに基づき解体撤去工事等を行うこととする。</p> <p>(1) 漏えい及び拡散防止対策</p> <p>解体撤去工事等の実施に当たっては、放射性物質の施設内外への漏えい防止及び拡散防止を考慮し、以下の措置を講じることとする。</p> <p>供用を終了した施設のうち、放射性物質が系統内に残存する場合には、解体撤去工事等の着手までに放射性物質の施設内外への漏えい防止及び弁等の誤操作対策等の観点から、系統の隔離、密封等の適切な措置を講じるとともに、系統内に残存する放射性気体及び放射性液体を可能な限り除去することとする。</p> <p>解体撤去工事等により発生する気体状の放射性物質に対しては、既設の建屋、構築物</p>	<p>・本文番号、呼び出し番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>及び換気設備により施設外への拡散防止機能を維持するとともに、この機能が損なわれないように解体撤去等の工事方法を計画する。また、既設の建屋、構築物及び換気設備を解体撤去する等の工事の実施に当たっては、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の施設外への拡散防止機能を有する装置を導入し、施設外への拡散防止を図ることとする。</p> <p>放射能レベルの比較的高い汚染物を取り扱う工事を行う場合は、工事に伴う放射性粉じん等の粒子状放射性物質の飛散を考慮して、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機を設置する等により施設内の汚染拡散防止を図ることとする。</p> <p>また、重水の放射化により生成されたトリチウムを内包する重水系・ヘリウム系等のトリチウム除去工事等に当たっては、既設の建屋、構築物により障壁を構成し、原子炉補助系統換気系の非常用ガス処理系、トリチウム除去装置等により施設内への拡散防止を図ることとする。</p> <p>解体撤去工事等により発生する液体状の放射性物質に対しても同様に、既設の液体廃棄物の廃棄設備を用いて処理を行うこととし、漏えい防止機能を維持するよう工事方法を計画する。また、既設の液体廃棄物の廃棄設備を解体撤去する等の工事の実施に当たっては、必要に応じて放射性廃棄物処理装置等の漏えい防止機能を有する装置を導入する。</p> <p>なお、解体撤去工事等において、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策に係る管理が適切に行われていることを確認するため、解体撤去等の工事中の原子炉施設からの放射性物質の放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを適確に行うこととする。</p> <p>(2) 被ばく低減対策</p> <p>解体撤去工事等の実施に当たっては、当該工事対象範囲における放射性物質の表面密度（以下「表面密度」という。）、線量当量率及び空気中の放射性物質濃度を考慮して、以</p>	<p>及び換気設備により施設外への拡散防止機能を維持するとともに、この機能が損なわれないように解体撤去等の工事方法を計画する。また、既設の建屋、構築物及び換気設備を解体撤去する等の工事の実施に当たっては、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の施設外への拡散防止機能を有する装置を導入し、施設外への拡散防止を図ることとする。</p> <p>放射能レベルの比較的高い汚染物を取り扱う工事を行う場合は、工事に伴う放射性粉じん等の粒子状放射性物質の飛散を考慮して、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機を設置する等により施設内の汚染拡散防止を図ることとする。</p> <p>また、重水の放射化により生成されたトリチウムを内包する重水系・ヘリウム系等のトリチウム除去工事等に当たっては、既設の建屋、構築物により障壁を構成し、原子炉補助系統換気系の非常用ガス処理系、トリチウム除去装置等により施設内への拡散防止を図ることとする。</p> <p>解体撤去工事等により発生する液体状の放射性物質に対しても同様に、既設の液体廃棄物の廃棄設備を用いて処理を行うこととし、漏えい防止機能を維持するよう工事方法を計画する。また、既設の液体廃棄物の廃棄設備を解体撤去する等の工事の実施に当たっては、必要に応じて放射性廃棄物処理装置等の漏えい防止機能を有する装置を導入する。</p> <p>なお、解体撤去工事等において、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策に係る管理が適切に行われていることを確認するため、解体撤去等の工事中の原子炉施設からの放射性物質の放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを適確に行うこととする。</p> <p>(2) 被ばく低減対策</p> <p>解体撤去工事等の実施に当たっては、当該工事対象範囲における放射性物質の表面密度（以下「表面密度」という。）、線量当量率及び空気中の放射性物質濃度を考慮して、以</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>下の措置を講じることにより、合理的に達成可能な限り被ばく低減に努めることとする。</p> <p>放射能レベルの比較的高い原子炉領域は、放射能の減衰期間を考慮した解体撤去工程とする。</p> <p>外部被ばく低減のため、線量当量率の高い区域で工事を行う場合は、作業区域内の線量当量率に応じて適切な遮へい設計を考慮した遠隔解体装置等を導入し、放射線業務従事者の被ばくの低減を図る。また、線量当量率等を考慮して、必要に応じて遮へいマット等を用いて放射線遮へい措置を講じるとともに、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図ることとする。</p> <p>内部被ばく低減のため、放射性粉じん等の粒子状放射性物質の発生を抑制する工法を採用するとともに、汚染レベルの高い区域で工事を行う場合においては、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機、マスク等の防護具を用いる。また、重水系・ヘリウム系等に内包されるトリチウムによる内部被ばくのおそれのある区域で工事を行う場合は、必要に応じて汚染拡大防止囲い、原子炉補助系統換気系の非常用ガス処理系による吸引、トリチウム防護服、マスク等の防護具の着用等により内部被ばく低減に努める。</p> <p>さらに、解体撤去着手前に、外部被ばく又は内部被ばく低減のために、設備・機器等の線量当量率、表面密度等を考慮して、必要に応じてトリチウム除去工事等の汚染の除去工事を行うこととする。なお、汚染の除去工事については、「<u>7</u> 核燃料物質による汚染の除去」に示す。</p> <p>工事の実施に当たっては、あらかじめ計画した目標線量（以下「計画線量」という。）を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて、作業中の線量当量率を監視する。</p>	<p>下の措置を講じることにより、合理的に達成可能な限り被ばく低減に努めることとする。</p> <p>放射能レベルの比較的高い原子炉領域は、放射能の減衰期間を考慮した解体撤去工程とする。</p> <p>外部被ばく低減のため、線量当量率の高い区域で工事を行う場合は、作業区域内の線量当量率に応じて適切な遮へい設計を考慮した遠隔解体装置等を導入し、放射線業務従事者の被ばくの低減を図る。また、線量当量率等を考慮して、必要に応じて遮へいマット等を用いて放射線遮へい措置を講じるとともに、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図ることとする。</p> <p>内部被ばく低減のため、放射性粉じん等の粒子状放射性物質の発生を抑制する工法を採用するとともに、汚染レベルの高い区域で工事を行う場合においては、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機、マスク等の防護具を用いる。また、重水系・ヘリウム系等に内包されるトリチウムによる内部被ばくのおそれのある区域で工事を行う場合は、必要に応じて汚染拡大防止囲い、原子炉補助系統換気系の非常用ガス処理系による吸引、トリチウム防護服、マスク等の防護具の着用等により内部被ばく低減に努める。</p> <p>さらに、解体撤去着手前に、外部被ばく又は内部被ばく低減のために、設備・機器等の線量当量率、表面密度等を考慮して、必要に応じてトリチウム除去工事等の汚染の除去工事を行うこととする。なお、汚染の除去工事については、「<u>9</u> 核燃料物質による汚染の除去」に示す。</p> <p>工事の実施に当たっては、あらかじめ計画した目標線量（以下「計画線量」という。）を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて、作業中の線量当量率を監視する。</p>	<p>・本文番号、呼び出し番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

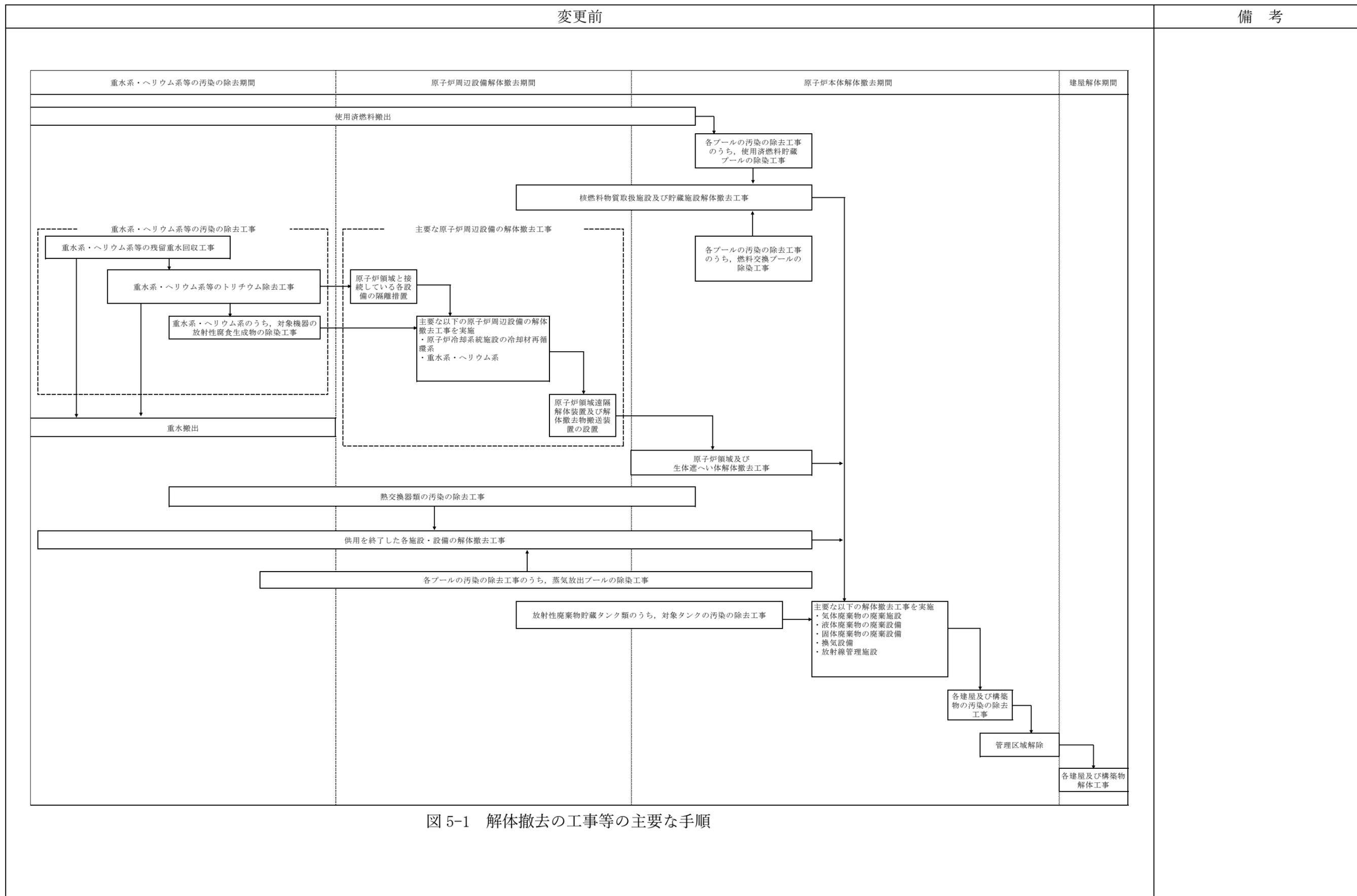
変更前	変更後	備考
<p>(3) 事故防止対策</p> <p>解体撤去工事等に当たっては、周辺設備及び廃止措置対象外施設への影響を回避する工事方法を計画する。</p> <p>地震、台風等の自然事象に備え、内包する有意な汚染を除去するまで放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体として既設の建屋及び構築物を維持する。4.3で示したように、建屋の一部の壁においては、圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られていることから、コンクリート強度を考慮した工事方法を計画し、実施することとする。また、低い圧縮強度のデータが得られた壁に支持されている設備・機器等の解体撤去工事を行う場合には、立入制限等の保安措置を講じることとする。なお、廃止措置期間中においても各建屋の巡視及び点検等を継続実施する。</p> <p>火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、火災の防護の観点から難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努めることとする。</p> <p>なお、一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。</p> <p>(4) 廃止措置のために導入する装置の安全設計</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置に係る工事を安全・確実に行うために、解体撤去、廃棄物の処理に係る各装置の導入を行う。</p> <p>各装置の導入に当たっては、廃止措置の基本方針に基づき、それらの装置の機能等に応じて <u>日本工業規格</u> 等の規格及び規準に準拠するとともに、必要に応じて漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じたものとす</p>	<p>(3) 事故防止対策</p> <p>解体撤去工事等に当たっては、周辺設備及び廃止措置対象外施設への影響を回避する工事方法を計画する。</p> <p>地震、台風等の自然事象に備え、内包する有意な汚染を除去するまで放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体として既設の建屋及び構築物を維持する。4.3で示したように、建屋の一部の壁においては、圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られていることから、コンクリート強度を考慮した工事方法を計画し、実施することとする。また、低い圧縮強度のデータが得られた壁に支持されている設備・機器等の解体撤去工事を行う場合には、立入制限等の保安措置を講じることとする。なお、廃止措置期間中においても各建屋の巡視及び点検等を継続実施する。</p> <p>火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、火災の防護の観点から難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努めることとする。</p> <p>なお、一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。</p> <p>(4) 廃止措置のために導入する装置の安全設計</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置に係る工事を安全・確実に行うために、解体撤去、廃棄物の処理に係る各装置の導入を行う。</p> <p>各装置の導入に当たっては、廃止措置の基本方針に基づき、それらの装置の機能等に応じて <u>日本産業規格</u> 等の規格及び規準に準拠するとともに、必要に応じて漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じたものとす</p>	<p>・工業標準化法から産業標準化法への法令改正に伴う用語の見直</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>る。また、廃止措置のために導入する装置のうち、放射性物質を内包する装置である減容安定化処理装置及びセメント混練固化装置については、仕様が確定した段階で廃止措置計画に反映し、変更認可を受けるものとする。</p> <p>廃止措置のために導入する装置に対する安全対策の設計方針を表 5-2 に示す。</p>	<p>る。また、廃止措置のために導入する装置のうち、放射性物質を内包する装置である減容安定化処理装置及びセメント混練固化装置については、仕様が確定した段階で廃止措置計画に反映し、変更認可を受けるものとする。</p> <p>廃止措置のために導入する装置に対する安全対策の設計方針を表 5-2 に示す</p>	<p>し 変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。



注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更後				備考
重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間	原子炉周辺設備解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	建屋解体期間	変更なし
<p>使用済燃料搬出</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事</p> <p>重水系・ヘリウム系等の残留重水回収工事</p> <p>重水系・ヘリウム系等のトリチウム除去工事</p> <p>重水系・ヘリウム系のうち、対象機器の放射性腐食生成物の除染工事</p> <p>重水搬出</p> <p>原子炉領域と接続している各設備の隔離措置</p> <p>主要な原子炉周辺設備の解体撤去工事</p> <p>原子炉領域と接続している各設備の隔離措置</p> <p>主要な以下の原子炉周辺設備の解体撤去工事を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設の冷却材再循環系 重水系・ヘリウム系 <p>原子炉領域遠隔解体装置及び解体撤去物搬送装置の設置</p> <p>各プールの汚染の除去工事のうち、使用済燃料貯蔵プールの除染工事</p> <p>核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設解体撤去工事</p> <p>各プールの汚染の除去工事のうち、燃料交換プールの除染工事</p> <p>原子炉領域及び生体遮へい体解体撤去工事</p> <p>熱交換器類の汚染の除去工事</p> <p>供用を終了した各施設・設備の解体撤去工事</p> <p>各プールの汚染の除去工事のうち、蒸気放出プールの除染工事</p> <p>放射性廃棄物貯蔵タンク類のうち、対象タンクの汚染の除去工事</p> <p>主要な以下の解体撤去工事を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 気体廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備 換気設備 放射線管理施設 <p>各建屋及び構築物の汚染の除去工事</p> <p>管理区域解除</p> <p>各建屋及び構築物解体工事</p>				

図 5-1 解体撤去の工事等の主要な手順

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">図 5-1-2 新型転換炉原型炉施設の廃止措置終了後の状態</p>	<p style="text-align: center;">図 5-1-2 新型転換炉原型炉施設の廃止措置終了後の状態</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (1/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設 	<ul style="list-style-type: none"> 一次冷却設備 非常用冷却設備 その他の主要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の機器が供用を終了していること。 一次冷却設備のうち、冷却材再循環系については、原子炉領域との隔離のための措置が完了していること。 原子炉冷却材浄化系の熱交換器及び余熱除去系の熱交換器等の解体撤去の着手に当たっては、「1」核燃料物質による汚染の除去」の(3)熱交換器類の汚染の除去工事の対象機器について、汚染の除去工事が完了していること。 非常用冷却設備のうち蒸気放出プールの解気放出プールの解気着手に当たっては、「1」核燃料物質による汚染の除去」の(2)①蒸気放出プールの除去工事が完了していること。 	<p>原子炉冷却系統施設の機器等を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できない非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、汚染機器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。 	<p>解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出が完了するまでの期間に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等に よる被ばく低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置、局所排風機及び局所ファンタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設の機器等が完了すること。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (1/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設 	<ul style="list-style-type: none"> 一次冷却設備 非常用冷却設備 その他の主要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の機器が供用を終了していること。 一次冷却設備のうち、冷却材再循環系については、原子炉領域との隔離のための措置が完了していること。 原子炉冷却材浄化系の熱交換器及び余熱除去系の熱交換器等の解体撤去の着手に当たっては、「1」核燃料物質による汚染の除去」の(3)熱交換器類の汚染の除去工事の対象機器について、汚染の除去工事が完了していること。 非常用冷却設備のうち蒸気放出プールの解気放出プールの解気着手に当たっては、「1」核燃料物質による汚染の除去」の(2)①蒸気放出プールの除去工事が完了していること。 	<p>原子炉冷却系統施設の機器等を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できない非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、汚染機器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。 	<p>解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等に よる被ばく低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置、局所排風機及び局所ファンタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設の機器等が完了すること。

・本文番号、呼び出し番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (2/15)

変更前				変更後				備考
工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	
		施設名称	設備名称					
(2) 計測制御系統施設 解体撤去工事	原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋	計測制御系統施設	計装 安全保護回路 制御設備 非常用制御設備 その他の主要な事項	対象施設の機器が供用を終了していること。	計測制御系統施設の機器等を解体撤去する。 機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、汚染容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の有機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じ、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、飛塵への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	計測制御系統施設の機器等が完了すること。	
(2) 計測制御系統施設 解体撤去工事	原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋	計測制御系統施設	計装 安全保護回路 制御設備 非常用制御設備 その他の主要な事項	対象施設の機器が供用を終了していること。	計測制御系統施設の機器等を解体撤去する。 機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、汚染容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の有機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じ、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、飛塵への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	計測制御系統施設の機器等が完了すること。	

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前					変更後					備考
表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (3/15)	工事件名 (3) 気体廃棄物の廃棄施設解体撤去工事	場所 ・原子炉補助建屋 ・タービン建屋	施設名称 ・放射性廃棄物の廃棄施設	対象区分		着手要件 ・対象設備の機器が供用を終了していること。	工事概要 気体廃棄物の廃棄施設の機器等を解体撤去する。 ・機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できない非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 ・機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破壊等を行い、汚染機器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	安全確保対策 ・解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 ・汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止抑制、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉補助建屋、タービン建屋、放射性廃棄物の廃棄施設（工事対象設備を除く）、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	完了要件 ・気体廃棄物の廃棄施設の機器撤去が完了すること。	備考
				施設名称 ・気体廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物のうち、主排気筒、廃棄物処理建屋排気筒の解体撤去については、「各建屋及び構築物解体工事」を含む。)	対象区分 ・気体廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物のうち、主排気筒、廃棄物処理建屋排気筒の解体撤去については、「各建屋及び構築物解体工事」を含む。)					
表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (3/15)	工事件名 (3) 気体廃棄物の廃棄施設解体撤去工事	場所 ・原子炉補助建屋 ・タービン建屋	施設名称 ・放射性廃棄物の廃棄施設	対象区分		着手要件 ・対象設備の機器が供用を終了していること。	工事概要 気体廃棄物の廃棄施設の機器等を解体撤去する。 ・機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できない非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 ・機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破壊等を行い、汚染機器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	安全確保対策 ・解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 ・汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止抑制、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉補助建屋、タービン建屋、放射性廃棄物の廃棄施設（工事対象設備を除く）、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	完了要件 ・気体廃棄物の廃棄施設の機器撤去が完了すること。	備考
				施設名称 ・気体廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物のうち、主排気筒、廃棄物処理建屋排気筒の解体撤去については、「各建屋及び構築物解体工事」を含む。)	対象区分 ・気体廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物のうち、主排気筒、廃棄物処理建屋排気筒の解体撤去については、「各建屋及び構築物解体工事」を含む。)					

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (4/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(4) 放射線管理施設解体撤去工事	施設全域	放射線管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 屋内管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の機器が供用を終了していること。 	放射線管理施設の機器等を解体撤去する。 <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。 汚染機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、汚染機器に取納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。 	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じ、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、飛塵への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設（工事対象箇所を除く）、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理施設の解体撤去が完了すること。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (4/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(4) 放射線管理施設解体撤去工事	施設全域	放射線管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 屋内管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の機器が供用を終了していること。 	放射線管理施設の機器等を解体撤去する。 <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。 汚染機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、汚染機器に取納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。 	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じ、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、飛塵への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設（工事対象箇所を除く）、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理施設の解体撤去が完了すること。

変更なし

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (5/15)

変更前				変更後				備考
工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	
		施設名称	設備名称					
(5) 原子炉格納施設解体撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納施設 	<ul style="list-style-type: none"> その他の主要な事項 (構造に係る原子炉格納容器及び外周コンクリート壁の解体撤去については、「各建屋及び構築物解体工事」に含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の機器が供用を終了していること。 	原子炉格納施設の機器等を解体撤去する。 <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去に当たっては、汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。 ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できない非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破壊等を行い、汚染機器に取納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。 	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置を行い、局所排風機及び局所ファンタ等の並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等による放射線量を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納施設の機器等の解体撤去が完了すること。 	
(5) 原子炉格納施設解体撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納施設 	<ul style="list-style-type: none"> その他の主要な事項 (構造に係る原子炉格納容器及び外周コンクリート壁の解体撤去については、「各建屋及び構築物解体工事」に含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の機器が供用を終了していること。 	原子炉格納施設の機器等を解体撤去する。 <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去に当たっては、汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。 ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できない非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破壊等を行い、汚染機器に取納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。 	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置を行い、局所排風機及び局所ファンタ等の並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等による放射線量を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納施設の機器等の解体撤去が完了すること。 	

変更なし

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (6/15)

変更前				変更後				備考
工事件名	場所	施設名称	対象区分	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	
(6) 核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設解体撤去工事	原子炉建屋 原子炉補助建屋 燃料貯蔵プール建屋	核燃料物質取扱施設 核燃料物質取扱施設 核燃料物質取扱施設	設備名称 核燃料物質取扱施設 核燃料物質取扱施設 核燃料物質取扱施設	使用済燃料の出が完了していること。 対象施設の機器が供用を終了していること。 燃料交換プールの解体撤去の着手に当たっては、「 <u>7</u> 核燃料物質の除去」による汚染の除去が完了していること。 使用済燃料貯蔵プールの解体撤去の着手に当たっては、「 <u>7</u> 核燃料物質の除去」による汚染の除去が完了していること。 使用済燃料貯蔵プールの解体撤去の着手に当たっては、「 <u>7</u> 核燃料物質の除去」による汚染の除去が完了していること。	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の機器等を解体撤去する。機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できないうちに非汚染機器の解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、汚染機器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料撤出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置を行い、局所排風機及び局所ファンタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に於いてサーベイメータ等による線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、燃料貯蔵プール建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設の機器等を解体撤去すること。 核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設の解体撤去が完了すること。	
(6) 核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設解体撤去工事	原子炉建屋 原子炉補助建屋 燃料貯蔵プール建屋	核燃料物質取扱施設 核燃料物質取扱施設 核燃料物質取扱施設	設備名称 核燃料物質取扱施設 核燃料物質取扱施設 核燃料物質取扱施設	使用済燃料の出が完了していること。 対象施設の機器が供用を終了していること。 燃料交換プールの解体撤去の着手に当たっては、「 <u>9</u> 核燃料物質の除去」による汚染の除去が完了していること。 使用済燃料貯蔵プールの解体撤去の着手に当たっては、「 <u>9</u> 核燃料物質の除去」による汚染の除去が完了していること。	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の機器等を解体撤去する。機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できないうちに非汚染機器の解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、汚染機器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料撤出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置を行い、局所排風機及び局所ファンタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に於いてサーベイメータ等による線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、燃料貯蔵プール建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設の機器等を解体撤去すること。 核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設の解体撤去が完了すること。	

・本文番号、呼び出し番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (7/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(7) 液体廃棄物の廃棄設備解体撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 燃料貯蔵プール建屋 廃棄物処理建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の廃棄施設 	<ul style="list-style-type: none"> 液体廃棄物の廃棄設備 <p>(液体廃棄物のうち、復水器冷却水放水路の解体撤去については、「各建屋及び構築物解体工事」に含む。また、重水ドレン処理系については、「重水系・重水系解体撤去工事」に含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備の機器が供用を終了していること。 放射性廃棄物の貯蔵タンク類の解体撤去の着手は、「7. 放射性廃棄物の貯蔵タンク類の汚染の除去」の(4)放射線除去工事の対象機器について、汚染の除去が完了していること。 	液体廃棄物の廃棄設備の機器等を解体撤去する。 <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去に先立ち、必要に応じて放射線防護装置等の漏えい防止機能を有する装置を導入する。 機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できる限り非汚染機器から解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により汚染機器に取納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。 	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出が完了するまでの期間に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、機庫への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置を行い、局所排風機及び局所ファンタ等並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアメータ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋、放射性廃棄物の廃棄施設(工事対象設備を除く)、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 液体廃棄物の廃棄設備の機器撤去が完了すること。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (7/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(7) 液体廃棄物の廃棄設備解体撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 燃料貯蔵プール建屋 廃棄物処理建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の廃棄施設 	<ul style="list-style-type: none"> 液体廃棄物の廃棄設備 <p>(液体廃棄物のうち、復水器冷却水放水路の解体撤去については、「各建屋及び構築物解体工事」に含む。また、重水ドレン処理系については、「重水系・重水系解体撤去工事」に含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備の機器が供用を終了していること。 放射性廃棄物の貯蔵タンク類の解体撤去の着手は、「9. 放射性廃棄物の貯蔵タンク類の汚染の除去」の(4)放射線除去工事の対象機器について、汚染の除去が完了していること。 	液体廃棄物の廃棄設備の機器等を解体撤去する。 <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去に先立ち、必要に応じて放射線防護装置等の漏えい防止機能を有する装置を導入する。 機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できる限り非汚染機器から解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により汚染機器に取納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。 	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出が完了するまでの期間に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、機庫への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置を行い、局所排風機及び局所ファンタ等並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアメータ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋、放射性廃棄物の廃棄施設(工事対象設備を除く)、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 液体廃棄物の廃棄設備の機器撤去が完了すること。

・本文番号、呼び出し番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (8/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(8) 固体廃棄物の廃棄設備解体撤去工事	原子炉補助建屋 廃棄物処理建屋 屋外	放射線廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物の廃棄設備のうち、固体廃棄物貯蔵重の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」を含む。)	対象設備の機器が供用を終了していること。 放射線廃棄物貯蔵タンク類の解体撤去の着手は、「[9] 核燃料物質による汚染の除去」の(4)放射性廃棄物貯蔵タンク類の汚染除去工事の対象機器について、汚染除去が完了していること。	固体廃棄物の廃棄設備の機器等を解体撤去する。 機器等の解体撤去に先立ち、必要に応じて放射性廃棄物処理装置等の漏えい防止機能を有する装置を導入する。 機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。汚染機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できない限り非汚染機器から解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断し、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、飛塵への放射性物質の放出抑制及び汚染拡大防止を図るため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、放射性廃棄物の廃棄施設(工事対象設備を除く)、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	固体廃棄物の廃棄設備の機器等の撤去が完了すること。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (8/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(8) 固体廃棄物の廃棄設備解体撤去工事	原子炉補助建屋 廃棄物処理建屋 屋外	放射線廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物の廃棄設備のうち、固体廃棄物貯蔵重の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」を含む。)	対象設備の機器が供用を終了していること。 放射線廃棄物貯蔵タンク類の解体撤去の着手は、「[9] 核燃料物質による汚染の除去」の(4)放射性廃棄物貯蔵タンク類の汚染除去工事の対象機器について、汚染除去が完了していること。	固体廃棄物の廃棄設備の機器等を解体撤去する。 機器等の解体撤去に先立ち、必要に応じて放射性廃棄物処理装置等の漏えい防止機能を有する装置を導入する。 機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。汚染機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できない限り非汚染機器から解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断し、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、飛塵への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、放射性廃棄物の廃棄施設(工事対象設備を除く)、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	固体廃棄物の廃棄設備の機器等の撤去が完了すること。

・本文番号、呼び出し番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (9/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(9) 重水系・ヘリウム系解体撤去工事	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	・その他原子炉の附属施設	・重水系 ・ヘリウム系	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備の機器が供用を終了していること。 重水系・ヘリウム系の機器等から解体撤去に当たっては、[7] 核燃料物除去」の(1)①残留重水回収工事、(1)②トリチウム除去工事が完了していること。 重水系・ヘリウム系の機器等から解体撤去に当たっては、[7] 核燃料物除去」の(1)③放射性腐食生成物の除去工事については、汚染の除去工事が完了していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 重水系・ヘリウム系の機器等から解体撤去する。機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の手洗等やむすむす汚染機器から解体撤去する場合は、できない非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破壊等を行い、汚染機器に取納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料搬出が完了するまでの期間に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等に よる被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所排風機、局所フィルタ等の設置、マスク等の防護具の着用を行う。 非常用ガス処理系等により施設内への汚染拡大防止を図る。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重水系・ヘリウム系の機器等の解体撤去が完了すること。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (9/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(9) 重水系・ヘリウム系解体撤去工事	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	・その他原子炉の附属施設	・重水系 ・ヘリウム系	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備の機器が供用を終了していること。 重水系・ヘリウム系の機器等から解体撤去に当たっては、[9] 核燃料物除去」の(1)①残留重水回収工事、(1)②トリチウム除去工事が完了していること。 重水系・ヘリウム系の機器等から解体撤去に当たっては、[9] 核燃料物除去」の(1)③放射性腐食生成物の除去工事については、汚染の除去工事が完了していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 重水系・ヘリウム系の機器等から解体撤去する。機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の手洗等やむすむす汚染機器から解体撤去する場合は、できない非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破壊等を行い、汚染機器に取納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等に よる被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所排風機、局所フィルタ等の設置、マスク等の防護具の着用を行う。 非常用ガス処理系等により施設内への汚染拡大防止を図る。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重水系・ヘリウム系の機器等の解体撤去が完了すること。

・本文番号、呼び出し番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (10/15)

変更前				変更後				備考
工事件名 (10) 原子炉補機冷却系・海水系・炭酸ガス系解体撤去工事	場所 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・タービン建屋 ・屋外	対象区分 施設名称 ・その他原子炉附属施設 設備名称 ・原子炉補機冷却系 ・海水系 ・炭酸ガス系		着手要件 ・対象設備の機器が供用を終了していること。 ・原子炉補機冷却系の解体撤去の着手に当たっては、使用済燃料の搬出が完了していること、又は機能を満足する設備に更新したした場合。	工事概要 原子炉補機冷却系・海水系・炭酸ガス系の機器等を解体撤去する。 ・機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できない措置を講じてから解体撤去を行う。 ・機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等による切断又は破砕等を行い、汚染機器に取納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	安全確保対策 ・解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスを発生する機器等の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマシツト等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	完了要件 ・原子炉補機冷却系・海水系・炭酸ガス系の機器等の解体撤去が完了すること。	
		表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (10/15)	表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (10/15)					
工事件名 (10) 原子炉補機冷却系・海水系・炭酸ガス系解体撤去工事	場所 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・タービン建屋 ・屋外	対象区分 施設名称 ・その他原子炉附属施設 設備名称 ・原子炉補機冷却系 ・海水系 ・炭酸ガス系		着手要件 ・対象設備の機器が供用を終了していること。 ・原子炉補機冷却系の解体撤去の着手に当たっては、使用済燃料の搬出が完了していること、又は機能を満足する設備に更新したした場合。	工事概要 原子炉補機冷却系・海水系・炭酸ガス系の機器等を解体撤去する。 ・機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できない措置を講じてから解体撤去を行う。 ・機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等による切断又は破砕等を行い、汚染機器に取納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	安全確保対策 ・解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスを発生する機器等の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマシツト等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	完了要件 ・原子炉補機冷却系・海水系・炭酸ガス系の機器等の解体撤去が完了すること。	変更なし

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前						変更後						備考
<p>表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (11/15)</p>	<p>工事件名</p> <p>(11) 非常用電源設備解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋 タービン建屋 屋外 	<p>対象区分</p> <p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> その他原子炉の附属施設 		<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備の機器が供用を終了していること。 ディーゼル発電機の解体撤去の著手に当たっては、使用済燃料の搬出が完了していることと、又は機能を満足する設備に更新した場合。 	<p>工事概要</p> <p>非常用電源設備の機器等を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行う。 	<p>安全確保対策</p> <p>解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあつては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 必要に応じて局所排風機及び局所フィルタ等の設置、粉じん等の拡散防止対策を講じる。 原子炉補助建屋、タービン建屋等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備の機器等の解体撤去が完了すること。 				
			<p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備 									
<p>表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (11/15)</p>	<p>工事件名</p> <p>(11) 非常用電源設備解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋 タービン建屋 屋外 	<p>対象区分</p> <p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> その他原子炉の附属施設 		<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備の機器が供用を終了していること。 ディーゼル発電機の解体撤去の著手に当たっては、使用済燃料の搬出が完了していることと、又は機能を満足する設備に更新した場合。 	<p>工事概要</p> <p>非常用電源設備の機器等を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行う。 	<p>安全確保対策</p> <p>解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあつては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 必要に応じて局所排風機及び局所フィルタ等の設置、粉じん等の拡散防止対策を講じる。 原子炉補助建屋、タービン建屋等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備の機器等の解体撤去が完了すること。 				
			<p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備 									
<p>表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (11/15)</p>												変更なし

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (12/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(12) 原子炉領域及び生体遮へい体解体撤去工事	・原子炉建屋	・原子炉本体	・炉心 ・原子炉容器 ・放射線遮へい体のうち、外周壁(生体遮へい体) (放射線遮へい体のうち、原子炉建屋外壁の解体撤去については、「各建屋及び構築物解体工事」を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 放射線レベルが減少し、放射線レベルが十分に低いこと。 炉心及び原子炉容器の解体撤去に当っては、「[9]核燃料物質による汚染の除去」の除去工事の対象となるカラントリアンク等の設備・機器については、トリチウム除去工事が完了していること。 制御棒等炉内挿入物が撤去されていること。 原子炉領域遮へい体装置及び解体撤去物搬送装置が設置されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域及び生体遮へい体の機器等を解体撤去する。 原子炉領域については、原子炉領域に設置された原子炉領域遮へい体装置の一部である原子炉領域遮へい体装置の解体撤去に当っては、原子炉領域遮へい体装置の解体撤去に当って、遠隔操作機能的切断装置又は機械的切断装置を用いて専用容器に収納する。 解体用プール内で専用容器に収納した解体撤去物は、使用済燃料搬出が完了するまでは蒸気放出プールで保管するとともに、使用済燃料搬出の完了後、吊上げ装置及びレベル1用モルタル充填固北搬送装置を用いて、燃焼貯蔵プール建屋まで搬送する。 搬送した解体撤去物は、レベル1用モルタル充填固北搬送装置にて必要に応じて固北材(モルタル)を充填し、廃棄体として搬出する。 生体遮へい体については、機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬出する。 生体遮へい体の解体撤去完了前には原子炉領域遮へい体装置の解体撤去を完了させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場所の管理の徹底、重金属に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料搬出が完了するまでの期間に於いては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく時間の低減を図る。 切断時の解体撤去物、放射性粉じん等の粒子状放射性物質による被ばく低減、発火防止対策及び遮へいの観点から、原子炉本体上部に解体用プールを設置するとともに、被ばく低減のため、遠隔操作による原子炉領域遮へい体装置等を用い、必要に応じて高性能粒子フィルタ装置等を用い放射性物質の放出を抑制する。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等による線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、燃料貯蔵プール建屋、原子炉解体装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域及び生体遮へい体の機器等を解体撤去する。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (12/15)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(12) 原子炉領域及び生体遮へい体解体撤去工事	・原子炉建屋	・原子炉本体	・炉心 ・原子炉容器 ・放射線遮へい体のうち、外周壁(生体遮へい体) (放射線遮へい体のうち、原子炉建屋外壁の解体撤去については、「各建屋及び構築物解体工事」を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 放射線レベルが減少し、放射線レベルが十分に低いこと。 炉心及び原子炉容器の解体撤去に当っては、「[9]核燃料物質による汚染の除去」の除去工事の対象となるカラントリアンク等の設備・機器については、トリチウム除去工事が完了していること。 制御棒等炉内挿入物が撤去されていること。 原子炉領域遮へい体装置及び解体撤去物搬送装置が設置されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域及び生体遮へい体の機器等を解体撤去する。 原子炉領域については、原子炉領域に設置された原子炉領域遮へい体装置の一部である原子炉領域遮へい体装置の解体撤去に当っては、原子炉領域遮へい体装置の解体撤去に当って、遠隔操作機能的切断装置又は機械的切断装置を用いて専用容器に収納する。 解体用プール内で専用容器に収納した解体撤去物は、使用済燃料搬出が完了するまでは蒸気放出プールで保管するとともに、使用済燃料搬出の完了後、吊上げ装置及びレベル1用モルタル充填固北搬送装置を用いて、燃焼貯蔵プール建屋まで搬送する。 搬送した解体撤去物は、レベル1用モルタル充填固北搬送装置にて必要に応じて固北材(モルタル)を充填し、廃棄体として搬出する。 生体遮へい体については、機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬出する。 生体遮へい体の解体撤去完了前には原子炉領域遮へい体装置の解体撤去を完了させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場所の管理の徹底、重金属に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料搬出が完了するまでの期間に於いては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく時間の低減を図る。 切断時の解体撤去物、放射性粉じん等の粒子状放射性物質による被ばく低減、発火防止対策及び遮へいの観点から、原子炉本体上部に解体用プールを設置するとともに、被ばく低減のため、遠隔操作による原子炉領域遮へい体装置等を用い、必要に応じて高性能粒子フィルタ装置等を用い放射性物質の放出を抑制する。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所排風機及び局所フィルタ等の設置並びにマスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等による線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、燃料貯蔵プール建屋、原子炉解体装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域及び生体遮へい体の機器等を解体撤去する。

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

・表 5-2 の装置名称等との整合
・本文番号、呼び出し番号の変更

変更前					変更後					備考
表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (13/15)	工事件名 (13) 換気設備解体撤去 工事	場所 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・タービン建屋 ・燃料貯蔵プール 建屋 ・廃棄物処理建屋	対象区分		着手要件 ・各建屋の汚染設 備の解体撤去が完 了していること。 ・対象設備の機器 が供用を終了して いること。	工事概要 換気設備の機器等を解体撤去 する。 ・機器等の解体撤去に当たって は、原則として非汚染機器から 汚染機器の順に解体撤去する。 ただし、機器の手洗等やむを得 ず汚染機器から解体撤去する場 合は、できるだけ非汚染機器が 汚染しない措置を講じてから解 体撤去を行う。 ・機器等は、工具等を用いて分 解・取外し、熱的切断装置若し くは機械的切断装置等により切 断又は破碎等を行い、汚染機器 に収納する等の汚染拡大防止措 置を講じて搬送する。	安全確保対策 ・解体撤去に当たっては、一般労働災害防 止対策を講じる。また、難燃性の資機材の 使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の 徹底、重重量物に適した揚重設備の使用等 の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮 へいマット等を用い、遮へい措置を講じ よる被ばく低減を図る。 ・汚染機器の切断作業においては、環境へ の放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低 減のため、必要に応じて汚染拡大防止固 並びにマスキング等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定する とともに、工事の進捗に伴い実線量と比 較し、必要に応じて改善策を検討する等し て被ばく低減に努める。また、工事区域内 の放射線環境に応じてサーベイメータ等に より線量当量率を測定するとともに、線量 当量率が著しく変動するおそれのある工事 については、可搬式エリアモニタ装置等を 用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン 建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建 屋等を維持管理する。	完了要件 ・換気設備の 機器等の解体 撤去が完了す ること。	備考	
			施設名称 ・その他の原 子炉の附属 施設	設備名称 ・換気設備						
表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (13/15)	工事件名 (13) 換気設備解体撤去 工事	場所 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・タービン建屋 ・燃料貯蔵プール 建屋 ・廃棄物処理建屋	対象区分		着手要件 ・各建屋の汚染設 備の解体撤去が完 了していること。 ・対象設備の機器 が供用を終了して いること。	工事概要 換気設備の機器等を解体撤去 する。 ・機器等の解体撤去に当たって は、原則として非汚染機器から 汚染機器の順に解体撤去する。 ただし、機器の手洗等やむを得 ず汚染機器から解体撤去する場 合は、できるだけ非汚染機器が 汚染しない措置を講じてから解 体撤去を行う。 ・機器等は、工具等を用いて分 解・取外し、熱的切断装置若し くは機械的切断装置等により切 断又は破碎等を行い、汚染機器 に収納する等の汚染拡大防止措 置を講じて搬送する。	安全確保対策 ・解体撤去に当たっては、一般労働災害防 止対策を講じる。また、難燃性の資機材の 使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の 徹底、重重量物に適した揚重設備の使用等 の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮 へいマット等を用い、遮へい措置を講じ よる被ばく低減を図る。 ・汚染機器の切断作業においては、環境へ の放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低 減のため、必要に応じて汚染拡大防止固 並びにマスキング等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定する とともに、工事の進捗に伴い実線量と比 較し、必要に応じて改善策を検討する等し て被ばく低減に努める。また、工事区域内 の放射線環境に応じてサーベイメータ等に より線量当量率を測定するとともに、線量 当量率が著しく変動するおそれのある工事 については、可搬式エリアモニタ装置等を 用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン 建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建 屋等を維持管理する。	完了要件 ・換気設備の 機器等の解体 撤去が完了す ること。	備考	
			施設名称 ・その他の原 子炉の附属 施設	設備名称 ・換気設備						

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (14/15)

変更前				変更後				備考
工事件名 (14) 発電所補助系・クレーン設備解体撤去工事	場所 ・施設全域	施設名称 ・廃止措置を実施するために必要な主要施設	対象区分 施設名称 ・発電所補助系設備(消火設備, 圧縮空気系設備) ・クレーン設備	着手要件 ・対象設備の機器が供用を終了していること。	工事概要 発電所補助系設備及びクレーン設備の機器等を解体撤去する。 ・機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 ・機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、汚染容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	安全確保対策 ・解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスを発生する場合は、可燃性ガスの管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 ・汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置並びにマスキング等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋等を維持管理する。	完了要件 ・発電所補助系設備及びクレーン設備の解体撤去が完了すること。	変更なし
			対象区分 施設名称 ・廃止措置を実施するために必要な主要施設	対象区分 施設名称 ・発電所補助系設備(消火設備, 圧縮空気系設備) ・クレーン設備	着手要件 ・対象設備の機器が供用を終了していること。	工事概要 発電所補助系設備及びクレーン設備の機器等を解体撤去する。 ・機器等の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 ・機器等は、工具等を用いて分解・取外し、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、汚染容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	安全確保対策 ・解体撤去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスを発生する場合は、可燃性ガスの管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 ・汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止措置並びにマスキング等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋等を維持管理する。	

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (15/15)

変更前					変更後					備考
工事件名 (15) 各建屋及び構築物解体工事	場所 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・タービン建屋 ・燃料貯蔵プール建屋 ・廃棄物処理建屋 ・屋外	対象区分		着手要件 ・各建屋の汚染設備の撤去が完了していること。 ・各建屋及び構築物等の解体に当たっては、「[5]核燃料物質による汚染の除去」の(5)各建屋及び構築物の除去工事が完了していること。 ・管理区域の解除が完了していること。	工事概要 各建屋及び構築物等を解体する。 ・大型プレーカー等の重機を用いて解体する。 ・主排気筒、固体廃棄物貯蔵庫等の構築物等一部の解体にあつては、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破碎等により解体する。	安全確保対策 ・解体に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・一般の鉄筋コンクリート造建物の解体工事ににおける安全確保対策に準ずる。 ・必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。	完了要件 ・各建屋及び構築物等の解体が完了すること。			
		施設名称	設備名称							
		・原子炉施設一般構造 ・原子炉格納施設	・その他の主要な構造 ・構造に係る原子炉格納容器及び外周コンクリート壁							
		・放射性廃棄物の施設	・気体廃棄物のうち、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒 ・液体廃棄物のうち、復水器冷却水放水路 ・固体廃棄物のうち、固体廃棄物貯蔵庫							
		・原子炉本体	・放射線遮蔽のうちの、原子炉建屋外壁							
工事件名 (15) 各建屋及び構築物解体工事	場所 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・タービン建屋 ・燃料貯蔵プール建屋 ・廃棄物処理建屋 ・屋外	対象区分		着手要件 ・各建屋の汚染設備の撤去が完了していること。 ・各建屋及び構築物等の解体に当たっては、「[9]核燃料物質による汚染の除去」の(5)各建屋及び構築物の除去工事が完了していること。 ・管理区域の解除が完了していること。	工事概要 各建屋及び構築物等を解体する。 ・大型プレーカー等の重機を用いて解体する。 ・主排気筒、固体廃棄物貯蔵庫等の構築物等一部の解体にあつては、熱的切断装置若しくは機械的切断装置等により切断又は破碎等により解体する。	安全確保対策 ・解体に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・一般の鉄筋コンクリート造建物の解体工事ににおける安全確保対策に準ずる。 ・必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。	完了要件 ・各建屋及び構築物等の解体が完了すること。			
		施設名称	設備名称							
		・原子炉施設一般構造 ・原子炉格納施設	・その他の主要な構造 ・構造に係る原子炉格納容器及び外周コンクリート壁							
		・放射性廃棄物の施設	・気体廃棄物のうち、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒 ・液体廃棄物のうち、復水器冷却水放水路 ・固体廃棄物のうち、固体廃棄物貯蔵庫							
		・原子炉本体	・放射線遮蔽のうちの、原子炉建屋外壁							

・本文番号，呼び出し番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まない。

変更前

備考

表 5-2 廃止措置のために導入する各装置に対する安全対策の設計方針 (1/2)

装置名称	目的	概要	安全対策の設計方針	導入予定時期
(1) 減容安定化処理装置	使用済イオン交換樹脂及びフィルタスラッジ等の固体廃棄物の減容及び無機化・安定化処理を行う装置を導入する。	本装置は、減容処理、排ガス処理等の各装置から構成されており、原子炉運転中及び廃止措置期間中に発生した粒状及び粉末状の使用済イオン交換樹脂、フィルタスラッジ等の有機物を減容及び無機化・安定化処理する装置である。 また、処理能力は、廃止措置完了時期を考慮した適切な能力を有するものとし、具体的には、使用済イオン交換樹脂においては1年間で最大約24m ³ を想定している。 本装置の設置場所は、廃棄物処理建屋内の予定である。なお、汚染を伴わない機器の設置場所は、屋外の予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な機器に使用する材料は、<u>日本工業規格</u>に準じたものを選定する。 ・装置の設計は、「発電用原子力設備規格（日本機械学会）」の設計・建設規格における「クラス3機器」相当とする。 ・装置の重要度分類に応じた耐震設計を行う。 ・本装置からの排気は、高性能フィルタを介して既設換気設備を経て、管理放出する。 ・放射線業務従事者の被ばく低減のため、遮へい機能を考慮した設計とする。 	原子炉本体撤去期間
(2) レベル2用モルタル充填固化装置	放射能レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物を容器に収納し、固化材（モルタル）を充填し固化する装置を導入する。	本装置は、セメントサイロ、砂サイロ、混和剤タンク、混練機等から構成されており、セメント、砂、混和剤、水を混練機に入れ、混練後、不燃性の固体廃棄物を収納している容器に充填する装置である。 また、処理能力は、廃止措置完了時期を考慮した適切な能力を有するものとし、具体的には、1日に最大2000ドラム缶12体程度を想定している。 本装置の設置場所は、タービン建屋の予定である。なお、汚染を伴わない機器の設置場所は、屋外の予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な機器に使用する材料は、<u>日本工業規格</u>に準じたものを選定する。 	原子炉本体解体撤去期間
(3) レベル1用廃棄体化処理・搬送装置	放射能レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物を容器に収納し、砂等を充填する装置及び搬送する装置を導入する。	本装置は、砂サイロ等で構成されており、不燃性の固体廃棄物を収納している容器に砂等を充填する装置である。また、充填する対象廃棄物は、遠隔操作により所定の位置へ搬送するための解体撤去物搬送装置を備える。 また、処理能力は、廃止措置完了時期を考慮した適切な能力を有するものとし、具体的には、処理能力は、1日に最大2.2m ³ 角型容器1体程度を想定している。 本装置の設置場所は、原子炉建屋内及び燃料貯蔵プール建屋内の予定である。なお、汚染を伴わない機器の設置場所は、屋外の予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な機器に使用する材料は、<u>日本工業規格</u>に準じたものを選定する。 ・解体撤去物を取り扱う搬送装置については、放射線業務従事者の被ばく低減のため、遠隔操作を考慮した設計とする。 ・本装置の設置場所は、放射線業務従事者の被ばく低減のため、遮へい機能を有した場所とする。 	原子炉本体解体撤去期間

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更後

備考

表 5-2 廃止措置のために導入する各装置に対する安全対策の設計方針 (1/2)

装置名称	目的	概要	安全対策の設計方針	導入予定時期
(1) 減容安定化処理装置	使用済イオン交換樹脂及びフィルタスラッジ等の固体廃棄物の減容及び無機化・安定化処理を行う装置を導入する。	本装置は、減容処理、排ガス処理等の各装置から構成されており、原子炉運転中及び廃止措置期間中に発生した粒状及び粉末状の使用済イオン交換樹脂、フィルタスラッジ等の有機物を減容及び無機化・安定化処理する装置である。 また、処理能力は、廃止措置完了時期を考慮した適切な能力を有するものとし、具体的には、使用済イオン交換樹脂においては1年間で最大約24m ³ を想定している。 本装置の設置場所は、廃棄物処理建屋内の予定である。なお、汚染を伴わない機器の設置場所は、屋外の予定である。	・主要な機器に使用する材料は、 <u>日本産業規格</u> に準じたものを選定する。 ・装置の設計は、「発電用原子力設備規格（日本機械学会）」の設計・建設規格における「クラス3機器」相当とする。 ・装置の重要度分類に応じた耐震設計を行う。 ・本装置からの排気は、高性能フィルタを介して既設換気設備を経て、管理放出する。 ・放射線業務従事者の被ばく低減のため、遮へい機能を考慮した設計とする。	原子炉本体撤去期間
(2) レベル2用モルタル充填固化装置	放射能レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物を容器に収納し、固化材（モルタル）を充填し固化する装置を導入する。	本装置は、セメントサイロ、砂サイロ、混和剤タンク、混練機等から構成されており、セメント、砂、混和剤、水を混練機に入れ、混練後、不燃性の固体廃棄物を収納している容器に充填する装置である。 また、処理能力は、廃止措置完了時期を考慮した適切な能力を有するものとし、具体的には、1日に最大2000ドラム缶12体程度を想定している。 本装置の設置場所は、タービン建屋の予定である。なお、汚染を伴わない機器の設置場所は、屋外の予定である。	・主要な機器に使用する材料は、 <u>日本産業規格</u> に準じたものを選定する。	原子炉本体解体撤去期間
(3) レベル1用廃棄体化処理・搬送装置	放射能レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物を容器に収納し、砂等を充填する装置及び搬送する装置を導入する。	本装置は、砂サイロ等で構成されており、不燃性の固体廃棄物を収納している容器に砂等を充填する装置である。また、充填する対象廃棄物は、遠隔操作により所定の位置へ搬送するための解体撤去物搬送装置を備える。 また、処理能力は、廃止措置完了時期を考慮した適切な能力を有するものとし、具体的には、処理能力は、1日に最大2.2m ³ 角型容器1体程度を想定している。 本装置の設置場所は、原子炉建屋内及び燃料貯蔵プール建屋内の予定である。なお、汚染を伴わない機器の設置場所は、屋外の予定である。	・主要な機器に使用する材料は、 <u>日本産業規格</u> に準じたものを選定する。 ・解体撤去物を取り扱う搬送装置については、放射線業務従事者の被ばく低減のため、遠隔操作を考慮した設計とする。 ・本装置の設置場所は、放射線業務従事者の被ばく低減のため、遮へい機能を有した場所とする。	原子炉本体解体撤去期間

・工業標準化法から産業標準化法への法令改正に伴う用語の見直し

・工業標準化法から産業標準化法への法令改正に伴う用語の見直し

・工業標準化法から産業標準化法への法令改正に伴う用語の見直し

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前

備考

表 5-2 廃止措置のために導入する各装置に対する安全対策の設計方針 (2/2)

装置名称	目的	概要	安全対策の設計方針	導入予定時期
(4) セメント混練固化装置	使用済イオン交換樹脂等を固化材（セメント）と混練して固化する装置を導入する。	本装置は、固化する対象物を受入れるための受入れタンク、ドラム缶からの受入れ装置、セメントサイロ、混練機等で構成される。本装置は、濃縮廃液、必要に応じて減容安定化処理装置で処理した粒状及び粉末状の使用済イオン交換樹脂、フィルタスラッジ等とセメントを混練機で混練し、容器に固化する装置である。 また、処理能力は、1日に最大2000ドラム缶6体程度を想定している。 本装置の設置場所は、原子炉補助建屋内の予定である。なお、汚染を伴わない機器の設置場所は、屋外の予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な機器に使用する材料は、<u>日本工業規格</u>に準じたものを選定する。 ・装置の設計は、「発電用原子力設備規格（日本機械学会）」の設計・建設規格における「クラス3機器」相当とする。 ・装置の重要度分類に応じた耐震設計を行う。 ・放射線業務従事者の被ばく低減のため、遮へい機能を考慮した設計とする。 	原子炉本体解体撤去期間
(5) 原子炉領域遠隔解体装置	原子炉領域の解体を行うため、被ばく低減を考慮し、遠隔操作にて解体する装置を導入する。	本装置は、原子炉上部に設置する解体用プール、熱的切断装置又は機械的切断装置、把持装置、吊上げ装置等より構成される。本装置は、解体用プール内の水中で原子炉領域の設備・機器の粗断、細断を行い、切断した廃棄物は、把持装置により解体用プール内で専用容器に収納し、吊上げ装置により所定の位置に搬送する。 本装置の設置場所は、原子炉建屋内の予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な機器に使用する材料は、<u>日本工業規格</u>に準じたものを選定する。 ・粗断した切断片の取扱い最大重量に耐えるとともに、高線量による動作性が損なわれないこと、落下防止及び衝突防止機能等を考慮した設計とする。 ・装置の重要度分類に応じた耐震設計を行う。 ・放射線業務従事者の被ばく低減のため、遠隔操作、遮へい機能を考慮した設計とする。 ・解体用プールは、漏えい防止機能を考慮した設計とする。 	原子炉周辺設備解体撤去期間

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更後

備考

表 5-2 廃止措置のために導入する各装置に対する安全対策の設計方針 (2/2)

装置名称	目的	概要	安全対策の設計方針	導入予定時期
(4) セメント混練固化装置	使用済イオン交換樹脂等を固化材（セメント）と混練して固化する装置を導入する。	本装置は、固化する対象物を受入れるための受入れタンク、ドラム缶からの受入れ装置、セメントサイロ、混練機等で構成される。本装置は、濃縮廃液、必要に応じて減容安定化処理装置で処理した粒状及び粉末状の使用済イオン交換樹脂、フィルタスラッジ等とセメントを混練機で混練し、容器に固化する装置である。 また、処理能力は、1日に最大2000ドラム缶6体程度を想定している。 本装置の設置場所は、原子炉補助建屋内の予定である。なお、汚染を伴わない機器の設置場所は、屋外の予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な機器に使用する材料は、<u>日本産業規格</u>に準じたものを選定する。 ・装置の設計は、「発電用原子力設備規格（日本機械学会）」の設計・建設規格における「クラス3機器」相当とする。 ・装置の重要度分類に応じた耐震設計を行う。 ・放射線業務従事者の被ばく低減のため、遮へい機能を考慮した設計とする。 	原子炉本体解体撤去期間
(5) 原子炉領域遠隔解体装置	原子炉領域の解体を行うため、被ばく低減を考慮し、遠隔操作にて解体する装置を導入する。	本装置は、原子炉上部に設置する解体用プール、熱的切断装置又は機械的切断装置、把持装置、吊上げ装置等より構成される。本装置は、解体用プール内の水中で原子炉領域の設備・機器の粗断、細断を行い、切断した廃棄物は、把持装置により解体用プール内で専用容器に収納し、吊上げ装置により所定の位置に搬送する。 本装置の設置場所は、原子炉建屋内の予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な機器に使用する材料は、<u>日本産業規格</u>に準じたものを選定する。 ・粗断した切断片の取扱い最大重量に耐えるとともに、高線量による動作性が損なわれないこと、落下防止及び衝突防止機能等を考慮した設計とする。 ・装置の重要度分類に応じた耐震設計を行う。 ・放射線業務従事者の被ばく低減のため、遠隔操作、遮へい機能を考慮した設計とする。 ・解体用プールは、漏えい防止機能を考慮した設計とする。 	原子炉周辺設備解体撤去期間

・工業標準化法から産業標準化法への法令改正に伴う用語の見直し

・工業標準化法から産業標準化法への法令改正に伴う用語の見直し

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設</p> <p>6.1 廃止措置期間中の原子炉施設の維持管理</p> <p><u>廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設(以下「性能維持施設」という。)については、</u> <u>「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るととも</u> <u>に、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって</u> <u>汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全確保のために、必要な期間、所要の</u> <u>性能及び必要な機能を維持管理する。</u></p> <p><u>以上の基本的な考え方に基づく性能維持施設を表 6-1 に示す。</u></p> <p><u>なお、使用済燃料を貯蔵した状態で除熱機能を有する設備を停止しても、使用済燃料貯蔵プー</u> <u>ルの水温が「原子炉設置許可申請書」に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる 52℃及び上</u> <u>限值である 66℃を超えないことを確認したことから、使用済燃料貯蔵設備の除熱機能に係る設備</u> <u>を供用終了した。また、維持すべき期間を終了した燃料移送機を除く燃料移送装置及び劣化重水</u> <u>貯槽等については供用終了した。</u></p> <p>6.2 性能維持施設の施設管理</p> <p><u>性能維持施設については、必要な期間、必要な機能及びその性能が維持できるよう、適切な頻</u> <u>度で保安規定に基づき定期事業者検査等を実施する。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後										備考
原子炉施設の一 般構造 その他の主要な構造	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設置、維持台数、位置、構造等	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体 位置と可能期間	備考	・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則との整合)	
	原子炉建屋	原子炉建屋	地下2階・地上3階 鉄筋コンクリート造 ・主要寸法(内径):約33m	漏えい、閉止機能 放射防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	当該建屋内の管理区域の解除完了まで	当該建屋内の管理区域の解除完了まで	—			
	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	地下2階・地上2階 鉄筋コンクリート造 ・主要寸法 原子炉建屋:長さ約40m、 幅35m、高さ約33.5m、 廃棄物処理室:長さ約33.5m、 幅26m、高さ約20m、 電気・機械室:長さ約34m、 高さ約20m	漏えい、閉止機能 放射防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	当該建屋内の管理区域の解除完了まで	当該建屋内の管理区域の解除完了まで	—			
	タービン建屋	タービン建屋	地下2階・地上2階 鉄筋コンクリート造 ・主要寸法:長さ約33.5m、 幅32m、高さ約30.5m	漏えい、閉止機能 放射防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	当該建屋内の管理区域の解除完了まで	当該建屋内の管理区域の解除完了まで	—			
	燃料貯蔵プール建屋	燃料貯蔵プール建屋	地下2階・地上2階 鉄筋コンクリート造 ・主要寸法:長さ約40m、 幅18.5m、高さ約27m	漏えい、閉止機能 放射防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	当該建屋内の管理区域の解除完了まで	当該建屋内の管理区域の解除完了まで	—			
	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	地下1階・地上2階 鉄筋コンクリート造 ・主要寸法:長さ約40m、 幅18.5m、高さ約27m	漏えい、閉止機能 放射防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	当該建屋内の管理区域の解除完了まで	当該建屋内の管理区域の解除完了まで	—			
	取水部へい体	取水部へい体	幅35m及び15.5m、高さ約30m、 鋼製の放射線遮蔽シールド ・位置:原子炉建屋内 ・種類:矩形円筒形 ・主要寸法:全高6,980mm、 最大外径4,520mm	遮へい機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	原子炉建屋及び生体遮へい 体解体撤去工事着手まで	原子炉建屋及び生体遮へい 体解体撤去工事着手まで	—			
	外周壁(生体遮へい体)	外周壁(生体遮へい体)	・位置:原子炉建屋内 ・種類:鉄筋コンクリート造 ・主要寸法:円心半径方向で厚さ150mm	遮へい機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	原子炉建屋及び生体遮へい 体解体撤去工事着手まで	原子炉建屋及び生体遮へい 体解体撤去工事着手まで	—			
	原子炉建屋外壁	原子炉建屋外壁	・位置:原子炉建屋 ・種類:鉄筋コンクリート造 ・主要寸法:外径:約40.5m、 地上高約42.2m	漏えい、閉止機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	原子炉建屋の管理区域の解除完了まで(原子炉建屋解体に準ずる)	原子炉建屋の管理区域の解除完了まで(原子炉建屋解体に準ずる)	—			
	燃料出入機	燃料出入機	トランスファー装置 ・基数:1基 ・位置:燃料貯蔵プール建屋内 ・種類:燃料貯蔵プール建屋内	移送機能	トランスファー装置の動作状態の確認により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	燃料貯蔵プールの移送完了まで	燃料貯蔵プールの移送完了まで	—			
	燃料移送機	燃料移送機	燃料移送機 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋内 ・種類:屋内クレーン型	移送機能	燃料移送機の動作状態の確認により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	取扱対象物の使用済燃料貯蔵プールへの移送完了まで	取扱対象物の使用済燃料貯蔵プールへの移送完了まで	—			
	燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋内 ・種類:燃料貯蔵プール建屋内	移送機能	燃料移送装置の動作状態の確認により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	取扱対象物の使用済燃料貯蔵プールへの移送完了まで	取扱対象物の使用済燃料貯蔵プールへの移送完了まで	—			
	燃料交換プール	燃料交換プール	燃料交換プール ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋内 ・種類:鉄筋コンクリート構造 ・主要寸法:径8,710mm(床辺) (7,852mm)(短辺)、幅4,900mm、 高さ17,150mm	移送機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽の防止に影響するもの な有意な損傷がない状態であること	取扱対象物の使用済燃料貯蔵プールへの移送完了まで	取扱対象物の使用済燃料貯蔵プールへの移送完了まで	—			

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考				
表 6-1 性能維持施設 (2/11)								
施設区分	設備等の区分	施設(種類)名称	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能期間	備考
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	キャスク取扱装置	放射防止機能 吊上げ・運搬機能	外観点検により機能を維持する クレーンの動作状態の確認により機能を維持する	・著しい損傷又はその形跡がなく、電気、変圧等有意な欠陥のない状態であること ・設置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	維持すべき期間 使用済燃料の施設外へ搬出完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—
	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール	貯蔵機能 放射線遮蔽機能	外観点検により機能を維持する 外観点検により機能を維持する	・貯蔵能力に影響を与える著しい破損、著しい変形がないこと ・貯蔵能力に影響を与える著しい破損、著しい変形がないこと	貯蔵対象物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで	原子炉本体解体撤去期間	使用済燃料搬出完了以降、レベル1の放射性廃棄物を使用済燃料貯蔵プールに保管する計画である。
原子炉冷却系統設備	その他の主要な事項	使用済燃料貯蔵設備	放射線遮蔽機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽機能	原子炉本体解体撤去期間	維持すべき期間は、使用済燃料貯蔵プール水温度が 60°C を超えないことによる。
	放射線遮蔽物の取除施設	放射線遮蔽物の取除施設	放射線遮蔽機能	外観点検により機能を維持する	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽物の取除完了まで	放射線遮蔽物の取除完了まで
放射性廃棄物の取除施設	放射性廃棄物の取除施設	放射性廃棄物の取除施設	放射性廃棄物の取除機能	放射性廃棄物の取除機能	放射性廃棄物の取除機能	放射性廃棄物の取除完了まで	放射性廃棄物の取除完了まで	放射性廃棄物の取除完了まで
	放射性廃棄物の取除施設	放射性廃棄物の取除施設	放射性廃棄物の取除機能	放射性廃棄物の取除機能	放射性廃棄物の取除機能	放射性廃棄物の取除完了まで	放射性廃棄物の取除完了まで	放射性廃棄物の取除完了まで

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考					
施設区分 放射性廃棄物の 廃棄施設	設備等の区分 液体廃棄物の廃棄設備	設備(建屋)名称 機器ドレン処理系	設備、維持台数、位置、構造等 貯蔵タンク ・基数1基 ・位置：原子炉補助建屋内 ・種類：原型炉中間開放タンク ・容量：57m ³ 廃液サーージタンク ・基数1基 ・位置：原子炉補助建屋内 ・種類：原型炉中間開放タンク ・容量：57m ³	要求される機能 貯蔵機能 漏えい防止機能	機能維持の方法 外観点検により機能を維持する 警報及びびびンターロックの動作状態の確認により機能を維持する	性能 ・臭い、漏洩又はその形跡がなく、集塵、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびびンターロックが正常に動作すること	維持すべき期間	移行管理後の解体 可能期間	備考
			貯蔵水タンク ・基数1基 ・位置：原子炉補助建屋内 ・種類：原型炉中間開放タンク ・容量：25m ³ 上澄水タンク ・基数1基 ・位置：原子炉補助建屋内 ・種類：原型炉中間開放タンク ・容量：25m ³	貯蔵機能 漏えい防止機能	外観点検により機能を維持する 警報の動作状態の確認により機能を維持する	・臭い、漏洩又はその形跡がなく、集塵、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびびンターロックが正常に動作すること	機器ドレン廃液の処理完了後、原子炉本体解体 廃止期間	—	
施設区分 放射性廃棄物の 廃棄施設	設備等の区分 液体廃棄物の廃棄設備	設備(建屋)名称 機器ドレン処理系	設備、維持台数、位置、構造等 廃液サンプタンク ・基数2基 ・位置：原子炉補助建屋内 ・種類：原型炉中間開放タンク ・容量：67m ³ × 1基、57m ³ × 1基 ろ過装置 ・基数1基 ・位置：原子炉補助建屋内 ・種類：原型炉圧力アeratorフィルタ ・容量：1.5m ³ /h 貯蔵装置 ・基数1基 ・位置：原子炉補助建屋内 ・種類：原型炉中間開放タンク ・容量：1.5m ³ /h	要求される機能 貯蔵機能 放出低減機能 漏えい防止機能 放出低減機能	機能維持の方法 外観点検により機能を維持する 警報及びびびンターロックの動作状態の確認により機能を維持する 装置への通水状態の確認により機能を維持する	性能 ・臭い、漏洩又はその形跡がなく、集塵、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびびンターロックが正常に動作すること ・処理能力が基準値以上であること ・系統からの著しい漏洩がないこと	維持すべき期間	移行管理後の解体 可能期間	備考
			床ドレン収集タンク ・基数1基 ・位置：原子炉補助建屋内 ・種類：原型炉中間開放タンク ・容量：32m ³ 床ドレンサンプタンク ・基数1基 ・位置：原子炉補助建屋内 ・種類：原型炉中間開放タンク ・容量：32m ³	貯蔵機能 漏えい防止機能 貯蔵機能 放出低減機能 漏えい防止機能	外観点検により機能を維持する 警報の動作状態の確認により機能を維持する 外観点検により機能を維持する 警報の動作状態の確認により機能を維持する	・臭い、漏洩又はその形跡がなく、集塵、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびびンターロックが正常に動作すること ・臭い、漏洩又はその形跡がなく、集塵、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびびンターロックが正常に動作すること	床ドレン廃液の処理完了後、原子炉本体解体 廃止期間	—	

表 6-1 性能維持施設 (3/11)

・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則との整合)

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後										備考
		表 6-1 性能維持施設 (5/11)										・新検査制度移行に伴う変更 (研究開発段階炉規則との整合)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、種別台数、位置、構造等	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体等可能な時期	備考			
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	放射性廃棄物焼却設備	・施設:1基 ・位置:放射性廃棄物処理建屋内 ・種別:自燃式 ・容量:約35,000kg/d	減容機能	設備の運転状態の確認により機能を維持する	・運転状態に異常がないこと。	可燃性固体廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—			
		アスファルト固化装置	・施設:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・容量:100~200kg/h	固化機能	装置の運転状態の確認により機能を維持する	・運転状態に異常がないこと。	セメント混練固化装置設置に伴う解体着手まで	原子炉周辺設備解体撤去期間	アスファルト固化装置解体後の放射性廃棄物の固化装置を設置する。			
放射性廃棄物の貯蔵設備	放射性廃棄物の貯蔵設備	第1固体廃棄物貯蔵庫	・施設:1棟 ・位置:屋外 ・構造:鉄筋コンクリート造2階建 ・貯蔵能力:ドラム缶3段積で8,500本相当	貯蔵機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する	・放射線遮蔽の防止に影響するような変化が認められないこと ・放射線遮蔽の維持	施設内にある放射性固体廃棄物の搬出完了まで	建屋解体期間	—			
		第2固体廃棄物貯蔵庫	・施設:1棟 ・位置:屋外 ・構造:鉄筋コンクリート造地上部、地下1階建 ・貯蔵能力:ドラム缶3段積で13,000本相当	貯蔵機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する	・警報動作が警報設定値及びその異常範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	原子炉補給冷却系モータ解体工事着手まで	原子炉本体解体撤去期間	—			
放射性廃棄物の貯蔵設備	放射性廃棄物の貯蔵設備	プロセスマニタ	・施設:1台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種別:NAC(D)シンチレーション ・計測範囲: $10^3 \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	・警報動作が警報設定値及びその異常範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	各種島の電気設備解体撤去工事着手まで	原子炉本体解体撤去期間	各島の電気系モータの解体撤去完了後、当該システムも供用を終了する。			
		放射線監視設備	・施設:8台 ・位置:建屋全域 ・種別:電離箱 ・計測範囲: $10^3 \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	・警報動作が警報設定値及びその異常範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	使用済燃料の施設外への搬出時完了まで	原子炉本体解体撤去期間	燃料貯蔵プールの建屋のガスモニタを機能維持する。			
放射性廃棄物の貯蔵設備	放射性廃棄物の貯蔵設備	エアモニタ	・施設:2台 ・位置:電離箱 ・計測範囲: $3.5 \times 10^{-3} \sim 3.5 \times 10^2 \text{ Bq/cm}^3$	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	・警報動作が警報設定値及びその異常範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	各種島及び構造物の汚染の除去工事完了まで	原子炉本体解体撤去期間	対象エリア内の施設解体撤去着手時には、当該エアモニタの使用を終了する。			
		放射線測定装置	・施設:一式 ・位置:原子炉補助建屋内	測定機能	点検・校正により機能を維持する	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること	各種島及び構造物の汚染の除去工事完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—			
放射性廃棄物の貯蔵設備	放射性廃棄物の貯蔵設備	放射線測定装置	・施設:一式 ・位置:原子炉補助建屋内	測定機能	点検・校正により機能を維持する	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域の解除完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—			
		主排気筒モニタ	・施設:1台 ・位置:主排気筒モニタ小屋 ・種別:NAC(D)シンチレーション ・計測範囲: $10^3 \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	・警報動作が警報設定値及びその異常範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	使用済燃料の施設外への搬出完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—			

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考						
表 6-1 性能維持施設 (6/11)										
施設区分	設備等の区分	設備(連番)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体等可能な時期	備考	
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	・台数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:半導体検出器 ・計測範囲: $10^{-7} \sim 10^{-6} \text{ s}^{-1}$ ・出力:アナログモニタ1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:電離箱 ・計測範囲: $3.5 \times 10^{-2} \sim 3.5 \times 10^2 \text{ Bq/cm}^3$	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	・警報動作が警報設定値及びその範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	維持すべき期間	原子炉本体解体撤去期間	—	
			廃棄物処理建屋排気筒モニタ	・台数:1台 ・種類:半導体検出器 ・計測範囲: $10^{-7} \sim 10^{-6} \text{ s}^{-1}$ ・出力:アナログモニタ1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:電離箱 ・計測範囲: $3.5 \times 10^{-2} \sim 3.5 \times 10^2 \text{ Bq/cm}^3$	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	・放射線物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること	廃棄物処理建屋排気筒の維持完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—
			排水路冷却水放水路の放水筒モニタ	・台数:1台 ・位置:屋外 ・種類:NaI(Tl)シンチレーション ・計測範囲: $10^{-7} \sim 10^{-6} \text{ s}^{-1}$	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること	排水路冷却水放水路の維持完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—
			気象観測装置(ただし、日本原子力発電株式会社(以下「JAEC」と称す)のものを除く)	・台数:1台 ・位置:中央制御室	監視機能	点検・校正により機能を維持する	・気象観測データが記録できること	各建屋及び構築物の汚染の除去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—
			モニタリングポスト	・台数:1台 ・位置:屋外 ・種類:NaI(Tl)シンチレーション ・計測範囲: $10^{-10} \sim 10^{-9} \text{ nGy/h}$	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	・警報動作が警報設定値及びその範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	各建屋及び構築物の汚染の除去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—
			放射線監視車(無線装置付)	直径30cm、高さ94cmの上下部減付円筒型鋼製 ・台数:1基 ・位置:原子炉建屋 ・種類:NaI(Tl)シンチレーション ・計測範囲: $10^{-10} \sim 10^{-9} \text{ nGy/h}$ ・台数:1基 ・位置:原子炉建屋	監視機能	点検・校正により機能を維持する	・警報動作が警報設定値及びその範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	各建屋及び構築物の汚染の除去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—
			原子炉格納容器	原子炉格納容器	追加の停止機能 追加の停止機能	追加の停止機能 追加の停止機能	・放射性物質が漏えいしないこと ・放射性物質の停止と制御すること ・放射性物質の漏えいがないこと	原子炉建屋の原研区域の解体完了まで(原子炉建屋解体に準ずる)	建屋解体期間	—
			外圍コンクリート	外圍コンクリート	追加の停止機能 追加の停止機能	追加の停止機能 追加の停止機能	・放射性物質が漏えいしないこと ・放射性物質の停止と制御すること ・放射性物質の漏えいがないこと	原子炉建屋の原研区域の解体完了まで(原子炉建屋解体に準ずる)	建屋解体期間	—
			重水貯槽	重水貯槽	貯蔵機能	貯蔵機能	貯蔵している重水の放出完了まで	貯蔵している重水の放出完了まで	原子炉周辺設備解体撤去期間	—
			その他原子炉の附属施設	原子炉機械冷却系	原子炉機械冷却系	・台数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:積層円筒多管式 ・計測範囲: $10^{-7} \sim 10^{-6} \text{ s}^{-1}$ ・出力:アナログモニタ1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:電離箱 ・計測範囲: $3.5 \times 10^{-2} \sim 3.5 \times 10^2 \text{ Bq/cm}^3$	除熱機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・運転音が基準値を満足し、各部分の運転状態に異常のないこと	設備ごとの代替冷却設備の供用開始まで

・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則との整合)

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後							備考	
施設区分 その他原子炉の 附属施設	海水系	設備(建屋)名称 原子炉補助冷却母管ポンプ	設備等の区分	設備、維持台数、位置、構造等 原子炉補助冷却母管ポンプ ・基款:1台 ・位置:屋外 ・構造:縦置き車段付流ポンプ ・容量:1,650m ³ /h	要求される機能 除熱機能	機能維持の方法 系統の運転状態の確認により機能を維持する	性能 ・運転電圧が基準値を満足し、各部の運転状態に異常がないこと	維持すべき期間 原子炉補助冷却系の取替ごとの代替冷却設備の供用開始まで	維持管理後の廃止 除熱機能廃止後、原子炉補助冷却母管ポンプを撤去する。	
				原子炉補助冷却母管ポンプ ・基款:1台 ・位置:屋外 ・構造:縦置き車段付流ポンプ ・容量:1,650m ³ /h	冷却放出機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	重水系・ヘリウム系解体撤去及び生体遷へ、解体撤去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間	
	換気設備	原子炉建屋換気系	設備(建屋)名称 原子炉建屋換気系	設備等の区分	送風機 ・基款:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・構造:遠心型ベクトル駆動 ・容量:30,000m ³ /h 排気機 ・基款:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・構造:遠心型ベクトル駆動 ・容量:30,000m ³ /h	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	原子炉建屋の汚染の除去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間
					送風機 ・基款:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・構造:プレファンター、高性能フィルター内蔵 ・容量:60,000m ³ /h	放射低減機能	外観点検により機能を維持する			
					送風機 ・基款:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・構造:遠心型ベクトル駆動 ・容量:151,000m ³ /h 排気機 ・基款:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・構造:遠心型ベクトル駆動 ・容量:158,000m ³ /h	空気浄化機能 放射防止機能	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持する			
					プレファンター ・基款:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・構造:プレファンター、高性能フィルター内蔵 ・容量:126,600m ³ /h	放射低減機能	外観点検により機能を維持する			
		原子炉補助建屋換気系	設備(建屋)名称 原子炉補助建屋換気系	設備等の区分	重水系及びヘリウム系各系 ・位置:原子炉補助建屋内 ・構造:遠心型ベクトル駆動 ・容量:2,2m ³	放射防止機能	送風機・排気機の運転状態における負圧確認により機能を維持する	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	原子炉補助建屋の重水系・ヘリウム系解体撤去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間
					非常用ガス処理系 ・基款:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・容量:2.5m ³	貯蔵機能 放射低減機能	外観点検により機能を維持する			
					重水系及びヘリウム系各系 ・位置:原子炉補助建屋内 ・構造:遠心型ベクトル駆動 ・容量:1,100Nm ³ /h 吸着塔 ・基款:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・構造:たて置型 ・容量:2.2m ³	放射低減機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する			
					重水系及びヘリウム系各系 ・位置:原子炉補助建屋内 ・構造:遠心型ベクトル駆動 ・容量:2.2m ³	貯蔵機能 放射低減機能	外観点検により機能を維持する			

表 6-1 性能維持施設 (7/11)

・新検査制度移行に伴う変更 (研究開発段階炉規則との整合)

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後							備考
施設区分 その他原子炉の附属施設	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理の留意事項(問題点)	備考
	廃棄物処理系気体換気系	—	送風機	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持すること	原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—
			排気機	空気浄化機能 拡散防止機能	排気機・給排気機・給排気機・給排気機の運転状態の確認により機能を維持する	排気機・給排気機・給排気機・給排気機の運転状態の確認により機能を維持すること	原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—
	中央制御室換気系	—	送風機	空気浄化機能	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持すること	原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—
			排気機	空気浄化機能 拡散防止機能	排気機・給排気機・給排気機・給排気機の運転状態の確認により機能を維持する	排気機・給排気機・給排気機・給排気機の運転状態の確認により機能を維持すること	原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—
	換気設備	—	送風機	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持すること	原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—
			排気機	空気浄化機能 拡散防止機能	排気機・給排気機・給排気機・給排気機の運転状態の確認により機能を維持する	排気機・給排気機・給排気機・給排気機の運転状態の確認により機能を維持すること	原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—
	タービン連動換気系	—	送風機	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排気機の運転状態の確認により機能を維持すること	原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—
			排気機	空気浄化機能 拡散防止機能	排気機・給排気機・給排気機・給排気機の運転状態の確認により機能を維持する	排気機・給排気機・給排気機・給排気機の運転状態の確認により機能を維持すること	原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後							備考	
その他原子炉の 附属施設	設備等の区分	設備(建物)名称	設置、維持台数、位置、構造等	送風機	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体 着手可能時期	備考
				燃料貯蔵プール建屋換 気装置	送風機 ・基数:1台 ・位置:燃料貯蔵プール建屋内 ・構造:遠心型ベローリ駆動 ・容量:53,100m ³ /h 排気機 ・基数:2台 ・位置:燃料貯蔵プール建屋内 ・構造:遠心型ベローリ駆動 ・容量:38,500m ³ /h ファンユニット ・基数:2基 ・位置:燃料貯蔵プール建屋屋上 ・構造:プレフィルター、高性能フィル ター内蔵 ・容量:4,000m ³ /h	空気浄化機能 抑気防止機能	送風機・排気機の運転状態の確認によ り機能を維持する	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	燃料貯蔵プール建屋の汚染の除去 の除去工事着手前まで	原子炉本体解体 撤去期間
	換気設備	燃料貯蔵プール建屋換 気装置	送風機 ・基数:2台 ・位置:廃棄物処理建屋内 ・構造:遠心式 ・容量:57,100Nm ³ /h 排気機 ・基数:2台 ・位置:廃棄物処理建屋内 ・構造:遠心式 ・容量:38,600Nm ³ /h 排気機 ・基数:2台 ・位置:廃棄物処理建屋内 ・構造:遠心式 ・容量:18,500Nm ³ /h ファンユニット ・基数:2基 ・位置:燃料貯蔵プール建屋屋上 ・構造:プレフィルター、高性能フィル ター内蔵 ・容量:4,000m ³ /h	空気浄化機能 抑気防止機能	送風機・排気機・排気機・排気機の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	廃棄物処理建屋の汚染の除去 の除去工事着手前まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
				排気機 ・基数:1台 ・位置:廃棄物処理建屋内 ・構造:遠心式 ・容量:18,500Nm ³ /h	空気浄化機能 抑気防止機能	送風機・排気機・排気機・排気機の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	排気機・排気機・排気機・排気機の運転状態の確認により機能を維持する	原子炉本体解体 撤去期間	-
	非常用電源設備	受電系統	開閉所母線 ・基数:2基 ・位置:屋外 起動変圧器 ・基数:1 ・位置:屋外 ・容量:22,000kVA 開閉所母線 ・基数:2 ・位置:屋外 起動変圧器 ・基数:1 ・位置:屋外 ・容量:4,000kVA	電源供給機能	充電状態の確認により機能を維持する	・性能維持施設に電源を供給でき る状態であること	所内電源が77kVへの受電系 統に切替完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
				電源供給機能	充電状態の確認により機能を維持する	・性能維持施設に電源を供給でき る状態であること	各建屋及び構造物解体工事 着手まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
	ダイゼール発電機	ダイゼール発電機	ダイゼール発電機 ・基数:1基 ・位置:タービン建屋内 ・構造:三相直巻同期式 ・容量:6,000kVA ・電圧:6.9kV ・周波数:60Hz	電源供給機能	手動にてダイゼール発電機を供給 できることの確認により機能を維持 する	・手動起動機内に入り、ディーゼル 発電機が起動すること ・ディーゼル発電機が起動後、ディー ゼル発電機が起動すること ・ディーゼル発電機が投入されること と ・ディーゼル発電機の運転状態に 異常がないこと、必要な運転機に 電源供給できること	電源供給機能の投入開始 の投入開始前まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
				電源供給機能	手動にてダイゼール発電機を供給 できることの確認により機能を維持 する	・手動起動機内に入り、ディーゼル 発電機が起動すること ・ディーゼル発電機が起動後、ディー ゼル発電機が起動すること ・ディーゼル発電機が投入されること と ・ディーゼル発電機の運転状態に 異常がないこと、必要な運転機に 電源供給できること	電源供給機能の投入開始 の投入開始前まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	

・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則との整合)

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後										備考	
表 6-1 性能維持施設 (10/11)												・新検査制度移行に伴う変更 (研究開発段階炉規則との整合)	
施設区分	設備等の区分	設備(装置)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理の解体着手可能時期	備考				
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:フラット式ニッケル水素電池 ・容量:2,500AH(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	・交流電源喪失時、蓄電装置に正常に切り替わること	各建屋及び構築物の内訳の除去工完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—				
		非常用照明設備	非常用照明	照明機能	通常状態の確認により機能を維持する	・商業電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋及び構築物解体工着手まで	建屋解体期間	—				
		発電所補助計設備	消火設備	自動火災検知設備	報知機能	消防法に基づく点検により機能を維持する	・早期の消火を行えること	各建屋及び構築物解体工着手まで	原子炉本体解体撤去期間	—			
				水消火設備	消火機能	消防法に基づく点検により機能を維持する		各建屋及び構築物解体工着手まで					
				泡消火設備	消火機能	消防法に基づく点検により機能を維持する		各建屋及び構築物解体工着手まで					
				小容量ガス形消火設備(泡消火設備)	消火機能	消防法に基づく点検により機能を維持する		各建屋及び構築物解体工着手まで					
				可燃性消火器	初動消火機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する		各建屋及び構築物解体工着手まで					
		発電所系設備	圧縮空気系設備	圧縮空気の供給機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・設備の運転に異常がない状態であること	機気設備解体撤去工着手まで	原子炉本体解体撤去期間	—				
		固体廃棄物の保管設備	使用済燃料貯蔵プール	蒸気放出プール	遮へい機能	外観点検により機能を維持する。	・放射性廃棄物が漏えいし無い状態であること	放射線固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—	使用済燃料搬出完了までは、レベル1の放射性廃棄物の搬出計画がある。		
					遮へい機能	外観点検により機能を維持する。	・放射性廃棄物が漏えいし無い状態であること	放射線固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—	使用済燃料搬出完了以降、レベル1の放射性廃棄物を使用済燃料貯蔵プールに保管する計画がある。		
					クレーン設備	吊上げ・運搬機能	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持する	・装置の運転状態に異常がないこと、停止機能、ブレーキが正常に動作すること	各建屋及び構築物の内訳の除去工完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—		

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後										備考			
		表 6-1 性能維持施設 (11/11)													
施設区分	設備等の区分	設備及び装置名称	設備・維持台数、位置、構造等	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考						
専ら廃止措置に必要な主要装置		減容安定化処理装置	減容安定化処理装置 ・基数：一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射性物質が漏えいするおそれがある損傷のない状態で影響すること ・放射線防護の防止に影響すること ・な有意な損傷がない状態であること	放射性廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体撤去期間	使用済燃料交換機等の前処理して導入する。						
		レベル1用モルタル充填固化装置	レベル1用モルタル充填固化装置 ・基数：一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する		放射性廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体撤去期間	放射能レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体処理のため導入する。						
		レベル1用廃棄体処理・搬送装置	レベル1用廃棄体処理・搬送装置 ・基数：一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する		放射性廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体撤去期間	放射能レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体処理及び引出のため導入する。						
		セメント混練固化装置	セメント混練固化装置 ・基数：一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する		放射性廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体撤去期間	使用済燃料交換機等の前処理して導入する。						
		原子炉領域連備解体装置			熱的切断装置又は機械的切断装置 保持装置 吊上げ装置 ・基数：一式		破ばく低減機能	遠隔操作により機能を確認する	遠隔操作が可能であること						
					解体用プール ・基数：一式		漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	放射性物質が漏えいするおそれがある損傷のない状態で影響すること ・放射線防護の防止に影響すること ・な有意な損傷がない状態であること	原子炉領域及び生体遮へい解体撤去工事完了まで	原子炉本体解体撤去期間	原子炉領域解体のため導入する。			
				予備電源装置	予備電源装置 ・基数：一式		電源供給機能	外観点検により機能を確認する	性能維持施設に電源供給でき た状態であること	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	建屋解体期間				

・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間</u></p> <p><u>性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に示す。</u></p> <p><u>廃止措置の進捗に応じて表 6-1 に示す性能維持施設の範囲, 機能又は性能について変更する場合及び解体撤去工事を実施するに当たって, 専ら廃止措置のために使用する装置を導入する場合は, 廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとする。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更 (研究開発段階炉規則との整合)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p><u>6</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p><u>6.1</u> 施設内の核燃料物質の状況</p> <p>平成 19 年 9 月 30 日時点における新型転換炉原型炉施設の核燃料物質の貯蔵状況は、表 <u>6</u>-1 に示すとおりである。</p> <p>なお、未使用燃料は貯蔵しておらず、今後も核燃料物質を新型転換炉原型炉施設内には持ち込まない。</p> <p><u>6.2</u> 核燃料物質の管理</p> <p>使用済燃料は、全量の搬出が完了するまで使用済燃料貯蔵プールに貯蔵し、「原子炉設置許可申請書」に記載のとおり、原子炉運転中と同様の取扱い・管理を行うこととする。</p> <p>使用済燃料については、既設の専用燃料取扱施設で取り扱うとともに、臨界管理、貯蔵管理、遮へい管理を行う。また、使用済燃料の取扱い及び貯蔵に係る施設に関して、必要な機能を維持管理することを「保安規定」に定めるとともに、定期的な点検・検査を行う。</p> <p><u>6.3</u> 核燃料物質の措置</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。</p> <p><u>6.4</u> 核燃料物質の搬出計画</p> <p>使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送用容器に収納し、専用の輸送船により、2026 年度までに国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する予定である。</p>	<p><u>8</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p><u>8.1</u> 施設内の核燃料物質の状況</p> <p>平成 19 年 9 月 30 日時点における新型転換炉原型炉施設の核燃料物質の貯蔵状況は、表 <u>8</u>-1 に示すとおりである。</p> <p>なお、未使用燃料は貯蔵しておらず、今後も核燃料物質を新型転換炉原型炉施設内には持ち込まない。</p> <p><u>8.2</u> 核燃料物質の管理</p> <p>使用済燃料は、全量の搬出が完了するまで使用済燃料貯蔵プールに貯蔵し、「原子炉設置許可申請書」に記載のとおり、原子炉運転中と同様の取扱い・管理を行うこととする。</p> <p>使用済燃料については、既設の専用燃料取扱施設で取り扱うとともに、臨界管理、貯蔵管理、遮へい管理を行う。また、使用済燃料の取扱い及び貯蔵に係る施設に関して、必要な機能を維持管理することを「保安規定」に定めるとともに、定期的な点検・検査を行う。</p> <p><u>8.3</u> 核燃料物質の措置</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。</p> <p><u>8.4</u> 核燃料物質の搬出計画</p> <p>使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送用容器に収納し、専用の輸送船により、2026 年度までに国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する予定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本文番号の変更 ・本文番号の変更 ・表番号の変更 ・本文番号の変更 ・本文番号の変更 ・本文番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前				変更後				備考																																																											
使用済燃料の搬出は、事業所内の運搬、事業所外の運搬等の関係法令を遵守して実施していく。				使用済燃料の搬出は、事業所内の運搬、事業所外の運搬等の関係法令を遵守して実施していく。				・表番号の変更																																																											
表 6-1 核燃料物質の貯蔵状況				表 8-1 核燃料物質の貯蔵状況																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>貯蔵場所</th> <th>体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">使用済燃料</td> <td rowspan="2">標準燃料集合体</td> <td>濃縮ウラン燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 14 体</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 418 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特殊燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 28 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照射用 36 本燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 1 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照射用セグメント燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 0 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照射用ガドリニア燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 5 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">未使用燃料</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>0 体</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>466 体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 19 年 9 月 30 日時点)</p>				種 別		貯蔵場所	体数		使用済燃料	標準燃料集合体	濃縮ウラン燃料集合体	使用済燃料貯蔵プール 14 体	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体	使用済燃料貯蔵プール 418 体	特殊燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 28 体	照射用 36 本燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 1 体	照射用セグメント燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 0 体	照射用ガドリニア燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 5 体	未使用燃料		新燃料貯蔵庫	0 体	合 計			466 体	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>貯蔵場所</th> <th>体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">使用済燃料</td> <td rowspan="2">標準燃料集合体</td> <td>濃縮ウラン燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 14 体</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 418 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特殊燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 28 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照射用 36 本燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 1 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照射用セグメント燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 0 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照射用ガドリニア燃料集合体</td> <td>使用済燃料貯蔵プール 5 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">未使用燃料</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>0 体</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>466 体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 19 年 9 月 30 日時点)</p>				種 別		貯蔵場所	体数	使用済燃料	標準燃料集合体	濃縮ウラン燃料集合体	使用済燃料貯蔵プール 14 体	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体	使用済燃料貯蔵プール 418 体	特殊燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 28 体	照射用 36 本燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 1 体	照射用セグメント燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 0 体	照射用ガドリニア燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 5 体	未使用燃料		新燃料貯蔵庫	0 体	合 計		
種 別		貯蔵場所	体数																																																																
使用済燃料	標準燃料集合体	濃縮ウラン燃料集合体	使用済燃料貯蔵プール 14 体																																																																
		ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体	使用済燃料貯蔵プール 418 体																																																																
	特殊燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 28 体																																																																
	照射用 36 本燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 1 体																																																																
	照射用セグメント燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 0 体																																																																
	照射用ガドリニア燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 5 体																																																																
未使用燃料		新燃料貯蔵庫	0 体																																																																
合 計			466 体																																																																
種 別		貯蔵場所	体数																																																																
使用済燃料	標準燃料集合体	濃縮ウラン燃料集合体	使用済燃料貯蔵プール 14 体																																																																
		ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体	使用済燃料貯蔵プール 418 体																																																																
	特殊燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 28 体																																																																
	照射用 36 本燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 1 体																																																																
	照射用セグメント燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 0 体																																																																
	照射用ガドリニア燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 5 体																																																																
未使用燃料		新燃料貯蔵庫	0 体																																																																
合 計			466 体																																																																

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p><u>7</u> 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置対象施設の一部においては、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染がある。</p> <p>これらの汚染設備・機器等については、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばく低減及び放射性物質の施設内外への漏えい防止の観点から、解体撤去工事の着手前までに系統内に残存する放射性物質を合理的に可能な限り除去する。</p> <p>新型転換炉原型炉施設の汚染は、約 25 年間の原子炉の運転に伴い、原子炉冷却系統施設、重水系等の設備・機器等を構成する金属の腐食によって溶出した、鉄、コバルト等の成分が放射化したことによる放射性腐食生成物等に起因している。また、減速材及び反射材に重水を使用していることから、重水の放射化により生成したトリチウムによる汚染がある。</p> <p>これらの汚染の除去は、事前に対象施設・設備の汚染状況等の確認を行い、その結果に基づき、その実施要否及び方法を確定するとともに、被ばく低減の観点から、合理的に達成可能な目標線量当量率を定めて実施する。また、放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策等の安全確保対策を定めて、汚染の除去を行うことで、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減に努めることとする。さらに、周辺設備及び他系統へ影響が及ばないように、運用管理について「保安規定」に定め、これに基づき安全に工事を行う。</p> <p>また、原子炉運転中の設備・機器等の定期点検等に際し、被ばく低減対策として行ってきた系統除染、高圧水洗浄等の化学的及び機械的除染の経験・実績を活かし、設備・機器等に応じた合理的かつ適切な汚染の除去を行う。</p>	<p><u>9</u> 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置対象施設の一部においては、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染がある。</p> <p>これらの汚染設備・機器等については、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばく低減及び放射性物質の施設内外への漏えい防止の観点から、解体撤去工事の着手前までに系統内に残存する放射性物質を合理的に可能な限り除去する。</p> <p>新型転換炉原型炉施設の汚染は、約 25 年間の原子炉の運転に伴い、原子炉冷却系統施設、重水系等の設備・機器等を構成する金属の腐食によって溶出した、鉄、コバルト等の成分が放射化したことによる放射性腐食生成物等に起因している。また、減速材及び反射材に重水を使用していることから、重水の放射化により生成したトリチウムによる汚染がある。</p> <p>これらの汚染の除去は、事前に対象施設・設備の汚染状況等の確認を行い、その結果に基づき、その実施要否及び方法を確定するとともに、被ばく低減の観点から、合理的に達成可能な目標線量当量率を定めて実施する。また、放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策等の安全確保対策を定めて、汚染の除去を行うことで、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減に努めることとする。さらに、周辺設備及び他系統へ影響が及ばないように、運用管理について「保安規定」に定め、これに基づき安全に工事を行う。</p> <p>また、原子炉運転中の設備・機器等の定期点検等に際し、被ばく低減対策として行ってきた系統除染、高圧水洗浄等の化学的及び機械的除染の経験・実績を活かし、設備・機器等に</p>	<p>・本文番号の変更</p>
<p><u>7.1</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染の除去の方法</p> <p>新型転換炉原型炉施設における解体撤去工事を除く汚染の除去対象施設は、放射性腐食生成物が付着又は蓄積している設備・機器等及びトリチウムを内包している重水系・ヘリ</p>	<p><u>9.1</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染の除去の方法</p> <p>新型転換炉原型炉施設における解体撤去工事を除く汚染の除去対象施設は、放射性腐食生成物が付着又は蓄積している設備・機器等及びトリチウムを内包している重水系・ヘリ</p>	<p>・本文番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>ウム系等であり、以下の汚染の除去を行う。</p> <p>解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染の除去の工事方法を表 7-1 に示す。</p> <p>(1) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事</p> <p>重水系・ヘリウム系等の系統内には、トリチウムを内包していることから、内部被ばくの要因となり、また、重水系・ヘリウム系の一部の機器には、放射性腐食生成物が付着していることから、外部被ばくの要因となる。</p> <p>このため、解体撤去工事における被ばく低減を図る観点から、設備・機器等の解体撤去に先立ち、以下のとおり汚染の除去を行う。</p> <p>① 残留重水回収工事</p> <p>重水系・ヘリウム系等の系統内には、系統構造上、重水貯槽への重水回収後も一部の重水が残留している。このため、各系統の機器及び配管ごとに範囲を分割して、弁又は配管切断・閉止による隔離後、重水が残留している箇所の切断・穿孔等により重水を可能な限り回収し、施設外へ搬出する。</p> <p>② トリチウム除去工事</p> <p>カランドリアタンクを含む重水系・ヘリウム系等のトリチウムを内包する設備・機器等を対象としてトリチウム除去工事を実施する。このため、トリチウム除去装置を導入し、対象系統に接続して乾燥空気を通気し循環させるとともに、必要に応じて局部加熱等を行い、系統内の空気を置換する。導入する装置は、放射線業務従事者の被ばく低減のため、放射性物質の漏えい防止機能を考慮するものとする。</p> <p>なお、トリチウム除去に伴い回収する液体のうち、重水として再利用可能なものについては、施設外へ搬出する。また、トリチウムを含む再利用できない廃液（以下「トリチウムを含む廃液」という。）については、非常用ガス処理系の収集タンクに収集し、放射性廃棄物の廃棄施設により処理する。</p>	<p>ウム系等であり、以下の汚染の除去を行う。</p> <p>解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染の除去の工事方法を表 9-1 に示す。</p> <p>(1) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事</p> <p>重水系・ヘリウム系等の系統内には、トリチウムを内包していることから、内部被ばくの要因となり、また、重水系・ヘリウム系の一部の機器には、放射性腐食生成物が付着していることから、外部被ばくの要因となる。</p> <p>このため、解体撤去工事における被ばく低減を図る観点から、設備・機器等の解体撤去に先立ち、以下のとおり汚染の除去を行う。</p> <p>① 残留重水回収工事</p> <p>重水系・ヘリウム系等の系統内には、系統構造上、重水貯槽への重水回収後も一部の重水が残留している。このため、各系統の機器及び配管ごとに範囲を分割して、弁又は配管切断・閉止による隔離後、重水が残留している箇所の切断・穿孔等により重水を可能な限り回収し、施設外へ搬出する。</p> <p>② トリチウム除去工事</p> <p>カランドリアタンクを含む重水系・ヘリウム系等のトリチウムを内包する設備・機器等を対象としてトリチウム除去工事を実施する。このため、トリチウム除去装置を導入し、対象系統に接続して乾燥空気を通気し循環させるとともに、必要に応じて局部加熱等を行い、系統内の空気を置換する。導入する装置は、放射線業務従事者の被ばく低減のため、放射性物質の漏えい防止機能を考慮するものとする。</p> <p>なお、トリチウム除去に伴い回収する液体のうち、重水として再利用可能なものについては、施設外へ搬出する。また、トリチウムを含む再利用できない廃液（以下「トリチウムを含む廃液」という。）については、非常用ガス処理系の収集タンクに収集し、放射性廃棄物の廃棄施設により処理する。</p>	<p>・表番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>また、原子炉本体のうち、カランドリアタンク等のトリチウム除去に当たっては、制御棒の案内管等に重水が残留していることから、トリチウム除去工事前に制御棒等を撤去する。</p> <p>③ 重水系・ヘリウム系の放射性腐食生成物の除染工事</p> <p>重水系・ヘリウム系を構成する重水冷却熱交換器等の一部の機器には、放射性腐食生成物が蓄積し、線量当量率上昇の要因となっている。このため、設備・機器等の解体撤去に先立ち、被ばく低減、放射性物質の漏えい及び拡散防止の観点から、原子炉運転中の定期点検時に行った系統除染の知見・経験を踏まえ、化学的除染法による放射性腐食生成物除染装置を導入し、除染を行う。また、必要に応じて機械的除染法を適用する。導入する装置は、<u>日本工業規格</u>等の規格及び規準に準拠し、放射性物質の漏えい防止機能及び遮へい機能を考慮するものとする。</p> <p>なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p> <p>(2) 各プールの汚染の除去工事</p> <p>① 蒸気放出プールの除染工事</p> <p>冷却材再循環系の圧力異常上昇時の蒸気逃しラインから発生する蒸気の凝縮水の流出先及び低圧注水系等の取水源である蒸気放出プール内には、冷却材を保有していることから、冷却材に含まれる放射性腐食生成物が蓄積している。このため、解体撤去に先立ち、被ばく低減を図る観点から、原子炉運転中の定期点検時に行った類似箇所への機械的除染法の知見・経験を踏まえ、高圧水洗浄等の方法で除染を行う。なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p> <p>② 燃料交換プールの除染工事</p> <p>炉心からの取出し又は装荷する燃料体等を使用済燃料貯蔵プールへ移送する際に</p>	<p>また、原子炉本体のうち、カランドリアタンク等のトリチウム除去に当たっては、制御棒の案内管等に重水が残留していることから、トリチウム除去工事前に制御棒等を撤去する。</p> <p>③ 重水系・ヘリウム系の放射性腐食生成物の除染工事</p> <p>重水系・ヘリウム系を構成する重水冷却熱交換器等の一部の機器には、放射性腐食生成物が蓄積し、線量当量率上昇の要因となっている。このため、設備・機器等の解体撤去に先立ち、被ばく低減、放射性物質の漏えい及び拡散防止の観点から、原子炉運転中の定期点検時に行った系統除染の知見・経験を踏まえ、化学的除染法による放射性腐食生成物除染装置を導入し、除染を行う。また、必要に応じて機械的除染法を適用する。導入する装置は、<u>日本産業規格</u>等の規格及び規準に準拠し、放射性物質の漏えい防止機能及び遮へい機能を考慮するものとする。</p> <p>なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p> <p>(2) 各プールの汚染の除去工事</p> <p>① 蒸気放出プールの除染工事</p> <p>冷却材再循環系の圧力異常上昇時の蒸気逃しラインから発生する蒸気の凝縮水の流出先及び低圧注水系等の取水源である蒸気放出プール内には、冷却材を保有していることから、冷却材に含まれる放射性腐食生成物が蓄積している。このため、解体撤去に先立ち、被ばく低減を図る観点から、原子炉運転中の定期点検時に行った類似箇所への機械的除染法の知見・経験を踏まえ、高圧水洗浄等の方法で除染を行う。なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p> <p>② 燃料交換プールの除染工事</p> <p>炉心からの取出し又は装荷する燃料体等を使用済燃料貯蔵プールへ移送する際に</p>	<p>・工業標準化法から産業標準化法への法令改正に伴う用語の見直し</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>經由する燃料交換プール内には、使用済燃料等の取扱いに伴い、放射性腐食生成物が蓄積している。このため、燃料交換プール内にある遮へいプラグ及び制御棒等炉内挿入物の移送完了後、解体撤去に先立ち、被ばく低減を図る観点から、原子炉運転中の定期点検時に行った機械的除染法の経験、実績等を踏まえ、高圧水洗浄等の方法で除染を行う。</p> <p>なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵プールの除染工事</p> <p>使用済燃料、制御棒等を貯蔵している使用済燃料貯蔵プール内には、使用済燃料等の取扱い及び貯蔵に伴い、放射性腐食生成物が蓄積している。このため、使用済燃料貯蔵プール内にある使用済燃料等の貯蔵物品をすべて搬出後、解体撤去に先立ち、被ばく低減を図る観点から、使用済燃料貯蔵プールの一部である燃料受渡プール内の設備を対象として原子炉運転中の定期点検時に行った機械的除染法の経験、実績等を踏まえ、使用済燃料貯蔵プールを高圧水洗浄等の方法で除染する。なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p> <p>(3) 熱交換器類の汚染の除去工事</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち、原子炉冷却材浄化系等の熱交換器については、冷却材によって運ばれる放射性腐食生成物が内部に蓄積しており、線量当量率が上昇している。このため、機器解体撤去に先立ち、被ばく低減を図る観点から、必要に応じて原子炉運転中の定期点検時に行った化学的及び機械的除染法の経験・実績等を踏まえ、化学的又は機械的方法により除染を行う。</p> <p>なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p>	<p>經由する燃料交換プール内には、使用済燃料等の取扱いに伴い、放射性腐食生成物が蓄積している。このため、燃料交換プール内にある遮へいプラグ及び制御棒等炉内挿入物の移送完了後、解体撤去に先立ち、被ばく低減を図る観点から、原子炉運転中の定期点検時に行った機械的除染法の経験、実績等を踏まえ、高圧水洗浄等の方法で除染を行う。</p> <p>なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵プールの除染工事</p> <p>使用済燃料、制御棒等を貯蔵している使用済燃料貯蔵プール内には、使用済燃料等の取扱い及び貯蔵に伴い、放射性腐食生成物が蓄積している。このため、使用済燃料貯蔵プール内にある使用済燃料等の貯蔵物品をすべて搬出後、解体撤去に先立ち、被ばく低減を図る観点から、使用済燃料貯蔵プールの一部である燃料受渡プール内の設備を対象として原子炉運転中の定期点検時に行った機械的除染法の経験、実績等を踏まえ、使用済燃料貯蔵プールを高圧水洗浄等の方法で除染する。なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p> <p>(3) 熱交換器類の汚染の除去工事</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち、原子炉冷却材浄化系等の熱交換器については、冷却材によって運ばれる放射性腐食生成物が内部に蓄積しており、線量当量率が上昇している。このため、機器解体撤去に先立ち、被ばく低減を図る観点から、必要に応じて原子炉運転中の定期点検時に行った化学的及び機械的除染法の経験・実績等を踏まえ、化学的又は機械的方法により除染を行う。</p> <p>なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>(4) 放射性廃棄物貯蔵タンク類の汚染の除去工事</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設のうち、液体廃棄物及び固体廃棄物の受入れ又は貯蔵するタンク内には、液体廃棄物及び固体廃棄物の放射性腐食生成物が蓄積しており、タンク内の廃棄物の抜き出し後に、タンク内に残留する放射性腐食生成物により線量当量率が上昇する。このため、解体撤去に先立ち、被ばく低減を図る観点から、原子炉運転中の定期点検時に行った機械的除染法の知見・経験等を踏まえ、必要に応じて高圧水洗浄等の方法で除染を行う。</p> <p>なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p> <p>(5) 各建屋及び構築物の汚染の除去工事</p> <p>各建屋及び構築物については、管理区域の解除に先立ち、すべての汚染設備が撤去された建屋又は構築物から順次、残存している汚染をはつり等の方法で除染する。</p> <p>なお、はつり等の除染により発生した廃棄物は、必要に応じて既設の放射性廃棄物の廃棄施設又は可搬式処理装置で処理を行うとともに、容器に収納し、適切に処理する。</p> <p><u>7.2</u> 汚染の除去に係る安全確保対策</p> <p>汚染の除去の実施に当たっては、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、安全確保対策として、放射性物質の施設内外への漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策を講じることを基本とし、これらについては、「5.5 解体撤去に係る安全確保対策」に準じて行う。</p>	<p>(4) 放射性廃棄物貯蔵タンク類の汚染の除去工事</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設のうち、液体廃棄物及び固体廃棄物の受入れ又は貯蔵するタンク内には、液体廃棄物及び固体廃棄物の放射性腐食生成物が蓄積しており、タンク内の廃棄物の抜き出し後に、タンク内に残留する放射性腐食生成物により線量当量率が上昇する。このため、解体撤去に先立ち、被ばく低減を図る観点から、原子炉運転中の定期点検時に行った機械的除染法の知見・経験等を踏まえ、必要に応じて高圧水洗浄等の方法で除染を行う。</p> <p>なお、除染により発生した廃液等は、放射性廃棄物の廃棄施設により、性状及び汚染拡大防止を考慮した方法で処理する。</p> <p>(5) 各建屋及び構築物の汚染の除去工事</p> <p>各建屋及び構築物については、管理区域の解除に先立ち、すべての汚染設備が撤去された建屋又は構築物から順次、残存している汚染をはつり等の方法で除染する。</p> <p>なお、はつり等の除染により発生した廃棄物は、必要に応じて既設の放射性廃棄物の廃棄施設又は可搬式処理装置で処理を行うとともに、容器に収納し、適切に処理する。</p> <p><u>9.2</u> 汚染の除去に係る安全確保対策</p> <p>汚染の除去の実施に当たっては、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、安全確保対策として、放射性物質の施設内外への漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策を講じることを基本とし、これらについては、「5.5 解体撤去に係る安全確保対策」に準じて行う。</p>	<p>・本文番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考																									
<p>表 7-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (1/9)</p>	<p>表 7-1-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (1/9)</p>	<p>表 9-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (1/9)</p>	<p>表 9-1-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (1/9)</p>	<p>・表番号の変更</p>																									
	<table border="1"> <tr> <th>工事件名</th> <th>場所</th> <th>対象区分</th> <th>着手要件</th> <th>工事概要</th> <th>安全確保対策</th> <th>完了要件</th> </tr> <tr> <td>(1) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事 ①残留重水回収工事</td> <td>原子炉建屋 原子炉補助建屋</td> <td>施設名称 ・原子炉本体 ・その他原子炉の附属施設</td> <td>本回収工事の対象機器については、重水回収を完了していること。</td> <td>重水系・ヘリウム系等の系統構造上、重水が残留している箇所の重水を回収する。 ・各系統の機器若しくは配管ごととにあらから閉止し、重水が残留している箇所の切断・穿孔等を行い、重水の抜出し回収を行う。 ・回収後、切断・穿孔した箇所は、閉止プラグ又は閉止用弁等取付けの措置を講じる。 ・回収した重水は、施設外へ搬出する。</td> <td>汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、原子炉補助系換気系の非常用ガス処理系による吸引を行うとともに、必要に応じて汚染拡大防止用、トリチウム防護服、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射線管理施設、換気設備等を維持する。</td> <td>回収作業を計画した箇所の残留重水の回収を完了すること。</td> </tr> </table>	工事件名	場所		対象区分	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	(1) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事 ①残留重水回収工事	原子炉建屋 原子炉補助建屋	施設名称 ・原子炉本体 ・その他原子炉の附属施設	本回収工事の対象機器については、重水回収を完了していること。	重水系・ヘリウム系等の系統構造上、重水が残留している箇所の重水を回収する。 ・各系統の機器若しくは配管ごととにあらから閉止し、重水が残留している箇所の切断・穿孔等を行い、重水の抜出し回収を行う。 ・回収後、切断・穿孔した箇所は、閉止プラグ又は閉止用弁等取付けの措置を講じる。 ・回収した重水は、施設外へ搬出する。	汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、原子炉補助系換気系の非常用ガス処理系による吸引を行うとともに、必要に応じて汚染拡大防止用、トリチウム防護服、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射線管理施設、換気設備等を維持する。	回収作業を計画した箇所の残留重水の回収を完了すること。	<table border="1"> <tr> <th>工事件名</th> <th>場所</th> <th>対象区分</th> <th>着手要件</th> <th>工事概要</th> <th>安全確保対策</th> <th>完了要件</th> </tr> <tr> <td>(1) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事 ①残留重水回収工事</td> <td>原子炉建屋 原子炉補助建屋</td> <td>施設名称 ・原子炉本体 ・その他原子炉の附属施設</td> <td>本回収工事の対象機器については、重水回収を完了していること。</td> <td>重水系・ヘリウム系等の系統構造上、重水が残留している箇所の重水を回収する。 ・各系統の機器若しくは配管ごととにあらから閉止し、重水が残留している箇所の切断・穿孔等を行い、重水の抜出し回収を行う。 ・回収後、切断・穿孔した箇所は、閉止プラグ又は閉止用弁等取付けの措置を講じる。 ・回収した重水は、施設外へ搬出する。</td> <td>汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、原子炉補助系換気系の非常用ガス処理系による吸引を行うとともに、必要に応じて汚染拡大防止用、トリチウム防護服、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射線管理施設、換気設備等を維持する。</td> <td>回収作業を計画した箇所の残留重水の回収を完了すること。</td> </tr> </table>	工事件名	場所	対象区分	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	(1) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事 ①残留重水回収工事	原子炉建屋 原子炉補助建屋	施設名称 ・原子炉本体 ・その他原子炉の附属施設	本回収工事の対象機器については、重水回収を完了していること。	重水系・ヘリウム系等の系統構造上、重水が残留している箇所の重水を回収する。 ・各系統の機器若しくは配管ごととにあらから閉止し、重水が残留している箇所の切断・穿孔等を行い、重水の抜出し回収を行う。 ・回収後、切断・穿孔した箇所は、閉止プラグ又は閉止用弁等取付けの措置を講じる。 ・回収した重水は、施設外へ搬出する。
工事件名	場所	対象区分	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件																							
(1) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事 ①残留重水回収工事	原子炉建屋 原子炉補助建屋	施設名称 ・原子炉本体 ・その他原子炉の附属施設	本回収工事の対象機器については、重水回収を完了していること。	重水系・ヘリウム系等の系統構造上、重水が残留している箇所の重水を回収する。 ・各系統の機器若しくは配管ごととにあらから閉止し、重水が残留している箇所の切断・穿孔等を行い、重水の抜出し回収を行う。 ・回収後、切断・穿孔した箇所は、閉止プラグ又は閉止用弁等取付けの措置を講じる。 ・回収した重水は、施設外へ搬出する。	汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、原子炉補助系換気系の非常用ガス処理系による吸引を行うとともに、必要に応じて汚染拡大防止用、トリチウム防護服、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射線管理施設、換気設備等を維持する。	回収作業を計画した箇所の残留重水の回収を完了すること。																							
工事件名	場所	対象区分	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件																							
(1) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事 ①残留重水回収工事	原子炉建屋 原子炉補助建屋	施設名称 ・原子炉本体 ・その他原子炉の附属施設	本回収工事の対象機器については、重水回収を完了していること。	重水系・ヘリウム系等の系統構造上、重水が残留している箇所の重水を回収する。 ・各系統の機器若しくは配管ごととにあらから閉止し、重水が残留している箇所の切断・穿孔等を行い、重水の抜出し回収を行う。 ・回収後、切断・穿孔した箇所は、閉止プラグ又は閉止用弁等取付けの措置を講じる。 ・回収した重水は、施設外へ搬出する。	汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、原子炉補助系換気系の非常用ガス処理系による吸引を行うとともに、必要に応じて汚染拡大防止用、トリチウム防護服、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射線管理施設、換気設備等を維持する。	回収作業を計画した箇所の残留重水の回収を完了すること。																							

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 7-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物による汚染の除去の工事方法 (2/9)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(1) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事 ② トリチウム除去工事	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	・原子炉本体 ・その他原子炉の附属施設	・減速材及び反射材である重水タンク ・カランドリア ・重水系及びヘリウム系	・本除去工事の対象機器については、重水回収及び残留重水回収工事が完了していること。	カランドリアタンクを含む重水系・ヘリウム系等の機器・配管類に内包されているトリチウムを除去する。 〔カランドリアタンク内におけるトリチウム除去〕 ・カランドリアタンク内のトリチウム除去に先立ち、炉内に挿入されている制御棒等を取り出し、燃料交換プールを介し、使用済燃料貯蔵プールに貯蔵する。 ・カランドリアタンク及び制御棒案内管等に残留するトリチウムを含む重水をトリチウム除去装置にて回収する。 〔重水系・ヘリウム系におけるトリチウム除去〕 ・機器・配管ごとに範囲を定め、トリチウム除去の作業範囲ごととにトリチウム除去装置を接続して、乾燥空気を通気し循環させるとともに、必要に応じて局部加熱を行い、系統内の空気を置換する。 ・必要に応じて軽水による洗浄又は除染液により機器・配管類の内面に付着しているトリチウムの除去を行う。 ・トリチウム除去により回収された液体のうち、重水として再利用可能なものについては、施設外へ搬出する。一方、トリチウムを含む廃液は、非常用ガス処理系の収集タンクに収集する。	・汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスの管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、制御棒等の取出しは遠隔操作にて行う。必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、原子炉補助系統換気系の非常用ガス処理系による吸引を行うとともに、必要に応じて汚染拡散防止用、トリチウム防護服、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、トリチウム除去装置等を維持管理する。	・対象機器・配管類を開放した場合は、作業環境中トリチウム濃度が、あらかじめ定められた目標値以下に低下すること。

表 9-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物による汚染の除去の工事方法 (2/9)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(1) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事 ② トリチウム除去工事	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	・原子炉本体 ・その他原子炉の附属施設	・減速材及び反射材である重水タンク ・カランドリア ・重水系及びヘリウム系	・本除去工事の対象機器については、重水回収及び残留重水回収工事が完了していること。	カランドリアタンクを含む重水系・ヘリウム系等の機器・配管類に内包されているトリチウムを除去する。 〔カランドリアタンク内におけるトリチウム除去〕 ・カランドリアタンク内のトリチウム除去に先立ち、炉内に挿入されている制御棒等を取り出し、燃料交換プールを介し、使用済燃料貯蔵プールに貯蔵する。 ・カランドリアタンク及び制御棒案内管等に残留するトリチウムを含む重水をトリチウム除去装置にて回収する。 〔重水系・ヘリウム系におけるトリチウム除去〕 ・機器・配管ごとに範囲を定め、トリチウム除去の作業範囲ごととにトリチウム除去装置を接続して、乾燥空気を通気し循環させるとともに、必要に応じて局部加熱を行い、系統内の空気を置換する。 ・必要に応じて軽水による洗浄又は除染液により機器・配管類の内面に付着しているトリチウムの除去を行う。 ・トリチウム除去により回収された液体のうち、重水として再利用可能なものについては、施設外へ搬出する。一方、トリチウムを含む廃液は、非常用ガス処理系の収集タンクに収集する。	・汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスの管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、制御棒等の取出しは遠隔操作にて行う。必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、原子炉補助系統換気系の非常用ガス処理系による吸引を行うとともに、必要に応じて汚染拡散防止用、トリチウム防護服、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、トリチウム除去装置等を維持管理する。	・対象機器・配管類を開放した場合は、作業環境中トリチウム濃度が、あらかじめ定められた目標値以下に低下すること。

・表番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考
<p>表 7-1-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物による汚染の除去の工事方法 (3/9)</p>	<p>対象区分</p> <p>施設名称 ・その他原子炉の附属施設</p> <p>場所 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋</p> <p>工事件名 ① 重水系・ヘリウム系の汚染の除去工事 ③ 重水系・ヘリウム系の放射性腐食生成物の除去工事</p>	<p>対象区分</p> <p>設備名称 ・重水系及びヘリウム系</p> <p>着手要件 ・本除染工事の対象機器については、重水回収及び残留重水回収工事並びにトリチウム除去工事が完了していること。</p> <p>工事概要 重水系・ヘリウム系における重水冷却熱交換器等の一部の機器に対して、化学的又は機械的方法により除染を行う。 ・対象機器に対し、化学的方法を用いる放射性腐食生成物除染装置により除染を行う。また、必要に応じて機械的除染法を用いる。</p>	<p>安全確保対策</p> <p>汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用した場合の管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、放射性腐食生成物除染装置等を維持管理する。</p> <p>完了要件 ・あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。</p>	<p>・表番号の変更</p>
	<p>表 9-1-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物による汚染の除去の工事方法 (3/9)</p>	<p>対象区分</p> <p>施設名称 ・その他原子炉の附属施設</p> <p>場所 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋</p> <p>工事件名 ① 重水系・ヘリウム系の汚染の除去工事 ③ 重水系・ヘリウム系の放射性腐食生成物の除去工事</p>	<p>対象区分</p> <p>設備名称 ・重水系及びヘリウム系</p> <p>着手要件 ・本除染工事の対象機器については、重水回収及び残留重水回収工事並びにトリチウム除去工事が完了していること。</p> <p>工事概要 重水系・ヘリウム系における重水冷却熱交換器等の一部の機器に対して、化学的又は機械的方法により除染を行う。 ・対象機器に対し、化学的方法を用いる放射性腐食生成物除染装置により除染を行う。また、必要に応じて機械的除染法を用いる。</p>	

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前										変更後										備考																																
<p>表 7-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (4/9)</p> <table border="1"> <tr> <th>工事件名</th> <th>場所</th> <th colspan="2">対象区分</th> <th>着手要件</th> <th>工事概要</th> <th>安全確保対策</th> <th>完了要件</th> </tr> <tr> <td>(2) 各プールの汚染の除去工事 ① 蒸気放出プールの除染工事</td> <td>・原子炉建屋</td> <td>施設名称 ・原子炉冷却系統施設</td> <td>設備名称 ・非常用冷却設備のうち蒸気放出プール</td> <td>・対象設備の機器が供用を終了していること。</td> <td>蒸気放出プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内に保有する冷却材を抜き出した後、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場重設備の使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じよる被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ目標線量当量率以下に低下すること。 </td> </tr> </table>										工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	(2) 各プールの汚染の除去工事 ① 蒸気放出プールの除染工事	・原子炉建屋	施設名称 ・原子炉冷却系統施設	設備名称 ・非常用冷却設備のうち蒸気放出プール	・対象設備の機器が供用を終了していること。	蒸気放出プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内に保有する冷却材を抜き出した後、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場重設備の使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じよる被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ目標線量当量率以下に低下すること。 	<p>表 9-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (4/9)</p> <table border="1"> <tr> <th>工事件名</th> <th>場所</th> <th colspan="2">対象区分</th> <th>着手要件</th> <th>工事概要</th> <th>安全確保対策</th> <th>完了要件</th> </tr> <tr> <td>(2) 各プールの汚染の除去工事 ① 蒸気放出プールの除染工事</td> <td>・原子炉建屋</td> <td>施設名称 ・原子炉冷却系統施設</td> <td>設備名称 ・非常用冷却設備のうち蒸気放出プール</td> <td>・対象設備の機器が供用を終了していること。</td> <td>蒸気放出プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内に保有する冷却材を抜き出した後、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場重設備の使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じよる被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ目標線量当量率以下に低下すること。 </td> </tr> </table>										工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	(2) 各プールの汚染の除去工事 ① 蒸気放出プールの除染工事	・原子炉建屋	施設名称 ・原子炉冷却系統施設	設備名称 ・非常用冷却設備のうち蒸気放出プール	・対象設備の機器が供用を終了していること。	蒸気放出プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内に保有する冷却材を抜き出した後、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場重設備の使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じよる被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ目標線量当量率以下に低下すること。 	<p>・表番号の変更</p>
工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件																																													
(2) 各プールの汚染の除去工事 ① 蒸気放出プールの除染工事	・原子炉建屋	施設名称 ・原子炉冷却系統施設	設備名称 ・非常用冷却設備のうち蒸気放出プール	・対象設備の機器が供用を終了していること。	蒸気放出プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内に保有する冷却材を抜き出した後、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場重設備の使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じよる被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ目標線量当量率以下に低下すること。 																																													
工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件																																													
(2) 各プールの汚染の除去工事 ① 蒸気放出プールの除染工事	・原子炉建屋	施設名称 ・原子炉冷却系統施設	設備名称 ・非常用冷却設備のうち蒸気放出プール	・対象設備の機器が供用を終了していること。	蒸気放出プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内に保有する冷却材を抜き出した後、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場重設備の使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じよる被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ目標線量当量率以下に低下すること。 																																													

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考																																					
<p>表 7-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染の除去の工事方法 (5/9)</p>	<p>表 9-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染の除去の工事方法 (5/9)</p>	<p>表 7-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染の除去の工事方法 (5/9)</p>	<p>表 9-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染の除去の工事方法 (5/9)</p>	<p>・表番号の変更</p>																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事件名</th> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">対象区分</th> <th rowspan="2">着手要件</th> <th rowspan="2">工事概要</th> <th rowspan="2">安全確保対策</th> <th rowspan="2">完了要件</th> </tr> <tr> <th>施設名称</th> <th>設備名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 各プールの汚染の除去工事 ②燃料交換プールの除染工事</td> <td>・原子炉建屋</td> <td>・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール</td> <td>・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール</td> <td>・対象設備の機器が供用を終了していること。 ・燃料交換プール内にある遮へいブラグ及び制御棒等が完了していること。</td> <td>燃料交換プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内の保有水を抜き出し、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合作業の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定する。また、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等による線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	工事件名	場所		施設名称	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	施設名称	設備名称	(2) 各プールの汚染の除去工事 ②燃料交換プールの除染工事	・原子炉建屋	・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール	・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール	・対象設備の機器が供用を終了していること。 ・燃料交換プール内にある遮へいブラグ及び制御棒等が完了していること。	燃料交換プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内の保有水を抜き出し、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合作業の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定する。また、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等による線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事件名</th> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">対象区分</th> <th rowspan="2">着手要件</th> <th rowspan="2">工事概要</th> <th rowspan="2">安全確保対策</th> <th rowspan="2">完了要件</th> </tr> <tr> <th>施設名称</th> <th>設備名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 各プールの汚染の除去工事 ②燃料交換プールの除染工事</td> <td>・原子炉建屋</td> <td>・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール</td> <td>・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール</td> <td>・対象設備の機器が供用を終了していること。 ・燃料交換プール内にある遮へいブラグ及び制御棒等が完了していること。</td> <td>燃料交換プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内の保有水を抜き出し、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合作業の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定する。また、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等による線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	工事件名	場所	施設名称	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	施設名称	設備名称	(2) 各プールの汚染の除去工事 ②燃料交換プールの除染工事	・原子炉建屋	・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール	・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール	・対象設備の機器が供用を終了していること。 ・燃料交換プール内にある遮へいブラグ及び制御棒等が完了していること。	燃料交換プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内の保有水を抜き出し、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。
工事件名	場所			施設名称		対象区分						着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件																										
		施設名称	設備名称																																						
(2) 各プールの汚染の除去工事 ②燃料交換プールの除染工事	・原子炉建屋	・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール	・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール	・対象設備の機器が供用を終了していること。 ・燃料交換プール内にある遮へいブラグ及び制御棒等が完了していること。	燃料交換プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内の保有水を抜き出し、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合作業の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定する。また、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等による線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。 																																	
工事件名	場所	施設名称	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件																																	
			施設名称	設備名称																																					
(2) 各プールの汚染の除去工事 ②燃料交換プールの除染工事	・原子炉建屋	・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール	・核燃料物質取扱設備のうち、燃料移送装置の燃料交換プール	・対象設備の機器が供用を終了していること。 ・燃料交換プール内にある遮へいブラグ及び制御棒等が完了していること。	燃料交換プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内の保有水を抜き出し、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを発生する場合作業の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばくの低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定する。また、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等による線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。 																																	

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前						変更後						備考
表 7-1-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (6/9)	工事件名 各プールの汚染の除去工事 ③使用済燃料貯蔵プールの除染工事	場所 ・燃料貯蔵プール建屋	施設名称 ・核燃料物質の取扱施設 施設	対象区分 施設名称 ・核燃料物質の取扱施設 施設 設備名称 ・核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵プール及び燃料受渡プール	着手要件 ・対象設備の機器が供用を終了していること。 ・使用済燃料貯蔵プール内にある使用済燃料等の貯蔵物品をすべて搬出していること。	工事概要 使用済燃料貯蔵プール及び燃料受渡プールに対して、機械的方法等により除染を行う。 ・対象プールに対し、弁操作等により他施設との隔離を行う。 ・対象プール内の保有水を抜き出した後、高圧水洗浄等によりプールの壁面、底面等の除染を行う。	安全確保対策 ・汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用の徹底、重量物の使用に注意すること。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・燃料貯蔵プール建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	完了要件 ・あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。				
									表 9-1-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (6/9)	工事件名 各プールの汚染の除去工事 ③使用済燃料貯蔵プールの除染工事	場所 ・燃料貯蔵プール建屋	施設名称 ・核燃料物質の取扱施設 施設

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考								
<p>表 7-1-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (7/9)</p>	<p>工事件名</p> <p>(3) 熱交換器類の汚染の除去工事</p>	<p>場所</p> <p>・原子炉補助建屋 ・原子炉補助建屋</p>	<p>対象区分</p> <table border="1"> <tr> <th>施設名称</th> <th>設備名称</th> </tr> <tr> <td>・原子炉冷却系統施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一次冷却設備のうち、原子炉冷却材浄化系の熱交換器 ・その他の主要な事項のうち、余熱除去系の熱交換器 </td> </tr> </table>	施設名称	設備名称	・原子炉冷却系統施設	<ul style="list-style-type: none"> ・一次冷却設備のうち、原子炉冷却材浄化系の熱交換器 ・その他の主要な事項のうち、余熱除去系の熱交換器 	<p>着手要件</p> <p>・対象設備の機器が供用を終了していること。</p>	<p>工事概要</p> <p>原子炉冷却材浄化系熱交換器、余熱除去系熱交換器等により汚染の除去を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象熱交換器に対し、弁操作等により除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。 ・熱交換器の汚染部分に対して、化学的又は機械的方法により汚染の除去を行う。 	<p>安全確保対策</p> <p>・汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスの使用の場合の管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じよう。 ・また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等により被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等に当量線量を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉補助建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <p>・あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。</p>	<p>備考</p> <p>・表番号の変更</p>
	施設名称	設備名称										
・原子炉冷却系統施設	<ul style="list-style-type: none"> ・一次冷却設備のうち、原子炉冷却材浄化系の熱交換器 ・その他の主要な事項のうち、余熱除去系の熱交換器 											
<p>表 9-1-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (7/9)</p>	<p>場所</p> <p>・原子炉補助建屋 ・原子炉補助建屋</p>	<p>対象区分</p> <table border="1"> <tr> <th>施設名称</th> <th>設備名称</th> </tr> <tr> <td>・原子炉冷却系統施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一次冷却設備のうち、原子炉冷却材浄化系の熱交換器 ・その他の主要な事項のうち、余熱除去系の熱交換器 </td> </tr> </table>	施設名称	設備名称	・原子炉冷却系統施設	<ul style="list-style-type: none"> ・一次冷却設備のうち、原子炉冷却材浄化系の熱交換器 ・その他の主要な事項のうち、余熱除去系の熱交換器 	<p>着手要件</p> <p>・対象設備の機器が供用を終了していること。</p>	<p>工事概要</p> <p>原子炉冷却材浄化系熱交換器、余熱除去系熱交換器等により汚染の除去を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象熱交換器に対し、弁操作等により除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。 ・熱交換器の汚染部分に対して、化学的又は機械的方法により汚染の除去を行う。 	<p>安全確保対策</p> <p>・汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスの使用の場合の管理の徹底、重量物に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じよう。 ・また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 ・工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等により被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等に当量線量を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉補助建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <p>・あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。</p>		
施設名称	設備名称											
・原子炉冷却系統施設	<ul style="list-style-type: none"> ・一次冷却設備のうち、原子炉冷却材浄化系の熱交換器 ・その他の主要な事項のうち、余熱除去系の熱交換器 											

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 7-1-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (8/9)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(4) 放射性廃棄物貯蔵タンク類の汚染の除去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋 廃棄物処理建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の施設 	<ul style="list-style-type: none"> 液体廃棄物及び固体廃棄物のタンク 	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備の機器が供用を終了していること。 	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、液体廃棄物及び固体廃棄物の受入れ又は貯蔵するタンク類に対して、必要に応じて機械的方法等により汚染の除去を行う。 <ul style="list-style-type: none"> タンク類内面及び内部構造物の汚染部分について、高圧水洗浄を行う。 内面にゴムライニングが施工されているタンク類は、機械的方法によりゴムライニングを剥離等して除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用、可溶性ガスを使用した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。

表 9-1-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (8/9)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(4) 放射性廃棄物貯蔵タンク類の汚染の除去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋 廃棄物処理建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の施設 	<ul style="list-style-type: none"> 液体廃棄物及び固体廃棄物のタンク 	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備の機器が供用を終了していること。 	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、液体廃棄物及び固体廃棄物の受入れ又は貯蔵するタンク類に対して、必要に応じて機械的方法等により汚染の除去を行う。 <ul style="list-style-type: none"> タンク類内面及び内部構造物の汚染部分について、高圧水洗浄を行う。 内面にゴムライニングが施工されているタンク類は、機械的方法によりゴムライニングを剥離等して除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去に当たっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用、可溶性ガスを使用した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた目標線量当量率以下に低下すること。

・表番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考																													
<p>表 7-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (9/9)</p>	<p>表 7-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (9/9)</p>	<p>表 9-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (9/9)</p>	<p>表 9-1 解体撤去工事を除く核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去の工事方法 (9/9)</p>	<p>・表番号の変更</p>																													
	<table border="1"> <tr> <th>工事件名</th> <th>場所</th> <th>施設名称</th> <th>対象区分</th> <th>着手要件</th> <th>工事概要</th> <th>安全確保対策</th> <th>完了要件</th> </tr> <tr> <td>(6) 各建屋及び構築物の汚染の除去工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 燃料貯蔵プール建屋 廃棄物処理建屋 屋外 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設 原子炉格納施設 放射性廃棄物の施設 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その他の主要な構造 構造に係る原子炉格納容器及び外周コンクリート壁 気体廃棄物の廃棄施設のうち、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒 液体廃棄物の廃棄設備のうち、復水器冷却放水路 固体廃棄物の廃棄設備のうち、固体廃棄物貯蔵庫 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各建屋内の機器等の解体撤去を完了していること。 </td> <td> <p>各建屋及び構築物に対しては、機械的方法、汚染部分については機械的方法、管等により汚染の除去を行い、管区域を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各建屋の汚染部分については、は、はつり等の方法により汚染の除去を行う。 はつり等により発生した廃棄物は、必要に応じて放射線処理装置で処理を行うとともに、容器に収納し、適切に処理する。 汚染の除去を行った後、汚染の状況を確認(経済産業大臣の定める管理区域の設定基準を超えないこと)及び放射線濃度の放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして経済産業省令で定める基準を超えないこととする。 </td> <td> <p>汚染の除去に当たっては、一般労働災害の防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋等を維持管理する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域の解除を完了すること。 </td> </tr> </table>	工事件名	場所		施設名称	対象区分	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	(6) 各建屋及び構築物の汚染の除去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 燃料貯蔵プール建屋 廃棄物処理建屋 屋外 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設 原子炉格納施設 放射性廃棄物の施設 	<ul style="list-style-type: none"> その他の主要な構造 構造に係る原子炉格納容器及び外周コンクリート壁 気体廃棄物の廃棄施設のうち、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒 液体廃棄物の廃棄設備のうち、復水器冷却放水路 固体廃棄物の廃棄設備のうち、固体廃棄物貯蔵庫 	<ul style="list-style-type: none"> 各建屋内の機器等の解体撤去を完了していること。 	<p>各建屋及び構築物に対しては、機械的方法、汚染部分については機械的方法、管等により汚染の除去を行い、管区域を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各建屋の汚染部分については、は、はつり等の方法により汚染の除去を行う。 はつり等により発生した廃棄物は、必要に応じて放射線処理装置で処理を行うとともに、容器に収納し、適切に処理する。 汚染の除去を行った後、汚染の状況を確認(経済産業大臣の定める管理区域の設定基準を超えないこと)及び放射線濃度の放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして経済産業省令で定める基準を超えないこととする。 	<p>汚染の除去に当たっては、一般労働災害の防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の解除を完了すること。 	<table border="1"> <tr> <th>工事件名</th> <th>場所</th> <th>施設名称</th> <th>対象区分</th> <th>着手要件</th> <th>工事概要</th> <th>安全確保対策</th> <th>完了要件</th> </tr> <tr> <td>(6) 各建屋及び構築物の汚染の除去工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 燃料貯蔵プール建屋 廃棄物処理建屋 屋外 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設 原子炉格納施設 放射性廃棄物の施設 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その他の主要な構造 構造に係る原子炉格納容器及び外周コンクリート壁 気体廃棄物の廃棄施設のうち、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒 液体廃棄物の廃棄設備のうち、復水器冷却放水路 固体廃棄物の廃棄設備のうち、固体廃棄物貯蔵庫 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各建屋内の機器等の解体撤去を完了していること。 </td> <td> <p>各建屋及び構築物に対しては、機械的方法、汚染部分については機械的方法、管等により汚染の除去を行い、管区域を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各建屋の汚染部分については、はつり等の方法により汚染の除去を行う。 はつり等により発生した廃棄物は、必要に応じて放射線処理装置で処理を行うとともに、容器に収納し、適切に処理する。 汚染の除去を行った後、汚染の状況を確認(経済産業大臣の定める管理区域の設定基準を超えないこと)及び放射線濃度の放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして経済産業省令で定める基準を超えないこととする。 </td> <td> <p>汚染の除去に当たっては、一般労働災害の防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋等を維持管理する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域の解除を完了すること。 </td> </tr> </table>	工事件名	場所	施設名称	対象区分	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	(6) 各建屋及び構築物の汚染の除去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 燃料貯蔵プール建屋 廃棄物処理建屋 屋外 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設 原子炉格納施設 放射性廃棄物の施設 	<ul style="list-style-type: none"> その他の主要な構造 構造に係る原子炉格納容器及び外周コンクリート壁 気体廃棄物の廃棄施設のうち、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒 液体廃棄物の廃棄設備のうち、復水器冷却放水路 固体廃棄物の廃棄設備のうち、固体廃棄物貯蔵庫 	<ul style="list-style-type: none"> 各建屋内の機器等の解体撤去を完了していること。 	<p>各建屋及び構築物に対しては、機械的方法、汚染部分については機械的方法、管等により汚染の除去を行い、管区域を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各建屋の汚染部分については、はつり等の方法により汚染の除去を行う。 はつり等により発生した廃棄物は、必要に応じて放射線処理装置で処理を行うとともに、容器に収納し、適切に処理する。 汚染の除去を行った後、汚染の状況を確認(経済産業大臣の定める管理区域の設定基準を超えないこと)及び放射線濃度の放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして経済産業省令で定める基準を超えないこととする。
工事件名	場所	施設名称	対象区分	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件																										
(6) 各建屋及び構築物の汚染の除去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 燃料貯蔵プール建屋 廃棄物処理建屋 屋外 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設 原子炉格納施設 放射性廃棄物の施設 	<ul style="list-style-type: none"> その他の主要な構造 構造に係る原子炉格納容器及び外周コンクリート壁 気体廃棄物の廃棄施設のうち、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒 液体廃棄物の廃棄設備のうち、復水器冷却放水路 固体廃棄物の廃棄設備のうち、固体廃棄物貯蔵庫 	<ul style="list-style-type: none"> 各建屋内の機器等の解体撤去を完了していること。 	<p>各建屋及び構築物に対しては、機械的方法、汚染部分については機械的方法、管等により汚染の除去を行い、管区域を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各建屋の汚染部分については、は、はつり等の方法により汚染の除去を行う。 はつり等により発生した廃棄物は、必要に応じて放射線処理装置で処理を行うとともに、容器に収納し、適切に処理する。 汚染の除去を行った後、汚染の状況を確認(経済産業大臣の定める管理区域の設定基準を超えないこと)及び放射線濃度の放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして経済産業省令で定める基準を超えないこととする。 	<p>汚染の除去に当たっては、一般労働災害の防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の解除を完了すること。 																										
工事件名	場所	施設名称	対象区分	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件																										
(6) 各建屋及び構築物の汚染の除去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 燃料貯蔵プール建屋 廃棄物処理建屋 屋外 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設 原子炉格納施設 放射性廃棄物の施設 	<ul style="list-style-type: none"> その他の主要な構造 構造に係る原子炉格納容器及び外周コンクリート壁 気体廃棄物の廃棄施設のうち、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒 液体廃棄物の廃棄設備のうち、復水器冷却放水路 固体廃棄物の廃棄設備のうち、固体廃棄物貯蔵庫 	<ul style="list-style-type: none"> 各建屋内の機器等の解体撤去を完了していること。 	<p>各建屋及び構築物に対しては、機械的方法、汚染部分については機械的方法、管等により汚染の除去を行い、管区域を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各建屋の汚染部分については、はつり等の方法により汚染の除去を行う。 はつり等により発生した廃棄物は、必要に応じて放射線処理装置で処理を行うとともに、容器に収納し、適切に処理する。 汚染の除去を行った後、汚染の状況を確認(経済産業大臣の定める管理区域の設定基準を超えないこと)及び放射線濃度の放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして経済産業省令で定める基準を超えないこととする。 	<p>汚染の除去に当たっては、一般労働災害の防止対策を講じる。また、可燃性ガスの使用の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事に当たっては、計画線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事については、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、燃料貯蔵プール建屋、廃棄物処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の解除を完了すること。 																										

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p><u>8</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物は、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物に分類される。</p> <p>このうち、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、関係法令、告示及び「5.1 廃止措置の基本方針」等に基づいて適切に処理を行い管理放出する。また、放射性固体廃棄物については、関係法令、告示及び「5.1 廃止措置の基本方針」等に基づき、放射能レベル区分及び性状に応じて、適切な方法により処理を行い、廃止措置期間完了までに「廃棄事業者」の廃棄施設に廃棄又は「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て放射性物質として扱う必要のないものとして施設から搬出し、可能な限り再利用に供するように努める。</p>	<p><u>10</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物は、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物に分類される。</p> <p>このうち、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、関係法令、告示及び「5.1 廃止措置の基本方針」等に基づいて適切に処理を行い管理放出する。また、放射性固体廃棄物については、関係法令、告示及び「5.1 廃止措置の基本方針」等に基づき、放射能レベル区分及び性状に応じて、適切な方法により処理を行い、廃止措置期間完了までに「廃棄事業者」の廃棄施設に廃棄又は「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て放射性物質として扱う必要のないものとして施設から搬出し、可能な限り再利用に供するように努める。</p>	<p>・本文番号の変更</p>
<p><u>8.1</u> 放射性気体廃棄物の廃棄</p> <p>放射性気体廃棄物は、原子炉運転中における取扱い方法と同様に、発生から処理等の各段階において、廃棄物の漏えい、汚染の拡散及び放射線による被ばくを防止できるよう、適切に処理を行い管理放出する。</p>	<p><u>10.1</u> 放射性気体廃棄物の廃棄</p> <p>放射性気体廃棄物は、原子炉運転中における取扱い方法と同様に、発生から処理等の各段階において、廃棄物の漏えい、汚染の拡散及び放射線による被ばくを防止できるよう、適切に処理を行い管理放出する。</p>	<p>・本文番号の変更</p>
<p><u>8.1.1</u> 放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>(1) 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性気体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。この期間に発生した放射性気体廃棄物は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って処理を行い、すべて処分済みである。</p> <p>① 一次冷却設備である復水器内の空気及び非凝縮ガス等の空気抽出器からの排ガス</p>	<p><u>10.1.1</u> 放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>(1) 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性気体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。この期間に発生した放射性気体廃棄物は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って処理を行い、すべて処分済みである。</p> <p>① 一次冷却設備である復水器内の空気及び非凝縮ガス等の空気抽出器からの排ガス</p>	<p>・本文番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>② 一次冷却設備であるタービンの軸がケーシングを貫通する部分（タービングランド）等から排出する空気及び非凝縮ガス等の排ガス</p> <p>③ 一次冷却設備であるタービンの起動時及び停止時等に復水器内等の空気及び非凝縮ガス等を排出し、真空の上昇・維持を行うための起動用真空ポンプ運転に伴い発生する排ガス</p> <p>④ 原子炉容器である圧力管とカランドリア管の空間部の熱遮へいに使用する炭酸ガス系からの排ガス</p> <p>⑤ 減速材及び反射材である重水の劣化防止、炉心の重水水位保持等に使用するヘリウム系からの排ガス（重水の放射化により生成されたトリチウムの放射性ガスを含む）</p> <p>⑥ 重水系・ヘリウム系等の施設の点検作業及び重水抜き出し作業等に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガス</p> <p>⑦ 換気設備の運転に伴い発生する排ガス</p> <p>⑧ 固体廃棄物の廃棄設備である雑固体廃棄物焼却設備の運転に伴い発生する排ガス（以下「雑固体廃棄物焼却設備の排ガス」という。）</p> <p>(2) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性気体廃棄物は、主に以下のものがある。この期間に発生する放射性気体廃棄物は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って処理を行い、以下のとおり処分する。また、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機を設置する等により、汚染拡散防止を図る。</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間の放射性気体廃棄物の処理処分フローを図 8-1 に示す。</p>	<p>② 一次冷却設備であるタービンの軸がケーシングを貫通する部分（タービングランド）等から排出する空気及び非凝縮ガス等の排ガス</p> <p>③ 一次冷却設備であるタービンの起動時及び停止時等に復水器内等の空気及び非凝縮ガス等を排出し、真空の上昇・維持を行うための起動用真空ポンプ運転に伴い発生する排ガス</p> <p>④ 原子炉容器である圧力管とカランドリア管の空間部の熱遮へいに使用する炭酸ガス系からの排ガス</p> <p>⑤ 減速材及び反射材である重水の劣化防止、炉心の重水水位保持等に使用するヘリウム系からの排ガス（重水の放射化により生成されたトリチウムの放射性ガスを含む）</p> <p>⑥ 重水系・ヘリウム系等の施設の点検作業及び重水抜き出し作業等に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガス</p> <p>⑦ 換気設備の運転に伴い発生する排ガス</p> <p>⑧ 固体廃棄物の廃棄設備である雑固体廃棄物焼却設備の運転に伴い発生する排ガス（以下「雑固体廃棄物焼却設備の排ガス」という。）</p> <p>(2) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性気体廃棄物は、主に以下のものがある。この期間に発生する放射性気体廃棄物は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って処理を行い、以下のとおり処分する。また、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機を設置する等により、汚染拡散防止を図る。</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間の放射性気体廃棄物の処理処分フローを図 10-1 に示す。</p>	<p>・図番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>① 放射性粉じん等の粒子状放射性物質</p> <p>汚染機器の解体撤去工事等に伴い発生する放射性粉じん等の粒子状放射性物質（以下「放射性粉じん等の粒子状放射性物質」という。）は、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒又は廃棄物処理建屋排気筒から放出する。</p> <p>② 放射性よう素及び希ガス</p> <p>万一の使用済燃料破損時に雰囲気中に放出される放射性よう素及び希ガスは、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>③ 気体状のトリチウムを含む排ガス</p> <p>重水搬出のための重水抽出し作業及び重水系・ヘリウム系の放射性腐食生成物の除染工事に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガスは、必要に応じて非常用ガス処理系を経由し、既設の換気設備を経て、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>また、重水系・ヘリウム系等の施設の汚染の除去工事のうち、残留重水回収工事、トリチウム除去工事に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガスは、非常用ガス処理系を経由し、既設の換気設備を経て、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>なお、非常用ガス処理系の使用により回収されるトリチウムを含む廃液は、非常用ガス処理系の収集タンクに収集し、液体廃棄物の廃棄設備にて処理する。</p> <p>④ 雑固体廃棄物焼却設備の排ガス</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備の排ガスは、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら廃棄物処理建屋排気筒から放出する。</p> <p>(3) 原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性気体廃棄物は、主に以下のものがあ</p>	<p>① 放射性粉じん等の粒子状放射性物質</p> <p>汚染機器の解体撤去工事等に伴い発生する放射性粉じん等の粒子状放射性物質（以下「放射性粉じん等の粒子状放射性物質」という。）は、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒又は廃棄物処理建屋排気筒から放出する。</p> <p>② 放射性よう素及び希ガス</p> <p>万一の使用済燃料破損時に雰囲気中に放出される放射性よう素及び希ガスは、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>③ 気体状のトリチウムを含む排ガス</p> <p>重水搬出のための重水抽出し作業及び重水系・ヘリウム系の放射性腐食生成物の除染工事に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガスは、必要に応じて非常用ガス処理系を経由し、既設の換気設備を経て、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>また、重水系・ヘリウム系等の施設の汚染の除去工事のうち、残留重水回収工事、トリチウム除去工事に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガスは、非常用ガス処理系を経由し、既設の換気設備を経て、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>なお、非常用ガス処理系の使用により回収されるトリチウムを含む廃液は、非常用ガス処理系の収集タンクに収集し、液体廃棄物の廃棄設備にて処理する。</p> <p>④ 雑固体廃棄物焼却設備の排ガス</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備の排ガスは、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら廃棄物処理建屋排気筒から放出する。</p> <p>(3) 原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性気体廃棄物は、主に以下のものがあ</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>る。この期間に発生する放射性気体廃棄物は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って処理を行い、以下のとおり処分する。</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降の放射性気体廃棄物の処理処分フローを図 8-2 に示す。</p> <p>なお、既設の換気設備を解体撤去する際には、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機を設置する等により、汚染拡散防止を図る。</p> <p>① 放射性粉じん等の粒子状放射性物質</p> <p>放射性粉じん等の粒子状放射性物質は、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒又は廃棄物処理建屋排気筒から放出する。また、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機を設置する等により、汚染拡散防止を図る。</p> <p>② 放射性よう素及び希ガス</p> <p>使用済燃料の貯蔵中において、万一の使用済燃料破損時に雰囲気中に放出される放射性よう素及び希ガスは、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>③ 減容安定化処理装置からの排ガス</p> <p>使用済イオン交換樹脂等の減容及び無機化・安定化処理を行う装置（以下「減容安定化処理装置」という。）の運転に伴い発生する排ガスは、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>④ 気体状のトリチウムを含む排ガス</p> <p>重水系・ヘリウム系等の施設の解体撤去工事に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガスは、必要に応じて非常用ガス処理系を経由し、既設の換気設備を経て、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>なお、非常用ガス処理系の使用により回収されるトリチウムを含む廃液は、非常用ガス処理系の収集タンクに収集し、液体廃棄物の廃棄設備にて処理する。</p>	<p>る。この期間に発生する放射性気体廃棄物は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って処理を行い、以下のとおり処分する。</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降の放射性気体廃棄物の処理処分フローを図 10-2 に示す。</p> <p>なお、既設の換気設備を解体撤去する際には、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機を設置する等により、汚染拡散防止を図る。</p> <p>① 放射性粉じん等の粒子状放射性物質</p> <p>放射性粉じん等の粒子状放射性物質は、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒又は廃棄物処理建屋排気筒から放出する。また、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機を設置する等により、汚染拡散防止を図る。</p> <p>② 放射性よう素及び希ガス</p> <p>使用済燃料の貯蔵中において、万一の使用済燃料破損時に雰囲気中に放出される放射性よう素及び希ガスは、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>③ 減容安定化処理装置からの排ガス</p> <p>使用済イオン交換樹脂等の減容及び無機化・安定化処理を行う装置（以下「減容安定化処理装置」という。）の運転に伴い発生する排ガスは、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>④ 気体状のトリチウムを含む排ガス</p> <p>重水系・ヘリウム系等の施設の解体撤去工事に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガスは、必要に応じて非常用ガス処理系を経由し、既設の換気設備を経て、放射性物質濃度を連続監視しながら主排気筒から放出する。</p> <p>なお、非常用ガス処理系の使用により回収されるトリチウムを含む廃液は、非常用ガス処理系の収集タンクに収集し、液体廃棄物の廃棄設備にて処理する。</p>	<p>・図番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>⑤ 雑固体廃棄物焼却設備の排ガス</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備の排ガスは、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら廃棄物処理建屋排気筒から放出する。</p> <p><u>8.1.2</u> 放射性気体廃棄物の推定放出量</p> <p>廃止措置期間中の放射性気体廃棄物の推定放出量を表 <u>8-1</u> に示す。</p> <p>廃止措置期間中における放射性気体廃棄物のうち、トリチウムの最大推定放出量は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間で約 1.4×10^{13}Bq/年、原子炉周辺設備解体撤去期間以降で約 3.1×10^{11}Bq/年であり、トリチウム以外の放射性物質の最大推定放出量は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間で約 6.0×10^9Bq/年、原子炉周辺設備解体撤去期間以降は約 8.7×10^{12}Bq/年である。</p> <p><u>8.1.3</u> 放射性気体廃棄物の管理方法</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に処理処分するため、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、既設の気体廃棄物の廃棄施設及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒において放射性物質濃度の測定等を行い、「線量告示」に定める周辺監視区域の外の空気中の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>したがって、放射性気体廃棄物の管理は、表 <u>8-1</u> に示す核種のうち、被ばく線量に寄与する割合の合計値が90%以上を占める日常的に測定可能な核種について推定放出量以下となるよう、必要な措置、放出管理目標値等を「保安規定」に定めて行う。</p> <p>なお、表 <u>8-1</u> に示す核種ごとの被ばく線量に寄与する割合は、「添付書類3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」表3-7 年間実効線量評価結果（平常時：放射性気体廃棄物）に示すとおりである。</p>	<p>⑤ 雑固体廃棄物焼却設備の排ガス</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備の排ガスは、既設の換気設備を経由し、放射性物質濃度を連続監視しながら廃棄物処理建屋排気筒から放出する。</p> <p><u>10.1.2</u> 放射性気体廃棄物の推定放出量</p> <p>廃止措置期間中の放射性気体廃棄物の推定放出量を表 <u>10-1</u> に示す。</p> <p>廃止措置期間中における放射性気体廃棄物のうち、トリチウムの最大推定放出量は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間で約 1.4×10^{13}Bq/年、原子炉周辺設備解体撤去期間以降で約 3.1×10^{11}Bq/年であり、トリチウム以外の放射性物質の最大推定放出量は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間で約 6.0×10^9Bq/年、原子炉周辺設備解体撤去期間以降は約 8.7×10^{12}Bq/年である。</p> <p><u>10.1.3</u> 放射性気体廃棄物の管理方法</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に処理処分するため、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、既設の気体廃棄物の廃棄施設及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒において放射性物質濃度の測定等を行い、「線量告示」に定める周辺監視区域の外の空気中の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>したがって、放射性気体廃棄物の管理は、表 <u>10-1</u> に示す核種のうち、被ばく線量に寄与する割合の合計値が90%以上を占める日常的に測定可能な核種について推定放出量以下となるよう、必要な措置、放出管理目標値等を「保安規定」に定めて行う。</p> <p>なお、表 <u>10-1</u> に示す核種ごとの被ばく線量に寄与する割合は、「添付書類3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」表3-7 年間実効線量評価結果（平常時：放射性気体廃棄物）に示すとおりである。</p>	<p>・本文番号の変更</p> <p>・表番号の変更</p> <p>・本文番号の変更</p> <p>・表番号の変更</p> <p>・表番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>8.2 放射性液体廃棄物の廃棄</p> <p>放射性液体廃棄物は、原子炉運転中における取扱い方法に準じ、発生から貯蔵、処理等の各段階において、廃棄物の漏えい、汚染の拡大及び放射線による被ばくを防止できるよう、適切に処理を行い管理放出する。</p> <p>8.2.1 放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>(1) 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性液体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。この期間に発生した放射性液体廃棄物は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って処理を行い、すべて処分済みである。なお、劣化重水については、再利用に供するため、計画的に <input type="text"/> に搬出中である。</p> <p>① ポンプの軸シールから発生する冷却水等の廃液（以下「機器ドレン廃液」という。）</p> <p>② 換気設備の局所冷却装置から発生する凝縮水等の廃液（以下「床ドレン廃液」という。）</p> <p>③ イオン交換樹脂の再生や機器の除染等の際に発生する廃液（以下「再生廃液」という。）</p> <p>④ 手洗い、シャワー水及び洗濯等により発生する廃液（以下「洗濯廃液」という。）</p> <p>⑤ 重水系の樹脂交換の際等に発生する劣化重水（重水ドレン廃液）</p> <p>⑥ 重水の放射化により生成されるトリチウムを含む廃液</p> <p>(2) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性液体廃棄物の種類は、主に以下のものがある。この期間に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の種類・性状等に応</p>	<p>10.2 放射性液体廃棄物の廃棄</p> <p>放射性液体廃棄物は、原子炉運転中における取扱い方法に準じ、発生から貯蔵、処理等の各段階において、廃棄物の漏えい、汚染の拡大及び放射線による被ばくを防止できるよう、適切に処理を行い管理放出する。</p> <p>10.2.1 放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>(1) 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性液体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。この期間に発生した放射性液体廃棄物は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って処理を行い、すべて処分済みである。なお、劣化重水については、再利用に供するため、計画的に <input type="text"/> に搬出中である。</p> <p>① ポンプの軸シールから発生する冷却水等の廃液（以下「機器ドレン廃液」という。）</p> <p>② 換気設備の局所冷却装置から発生する凝縮水等の廃液（以下「床ドレン廃液」という。）</p> <p>③ イオン交換樹脂の再生や機器の除染等の際に発生する廃液（以下「再生廃液」という。）</p> <p>④ 手洗い、シャワー水及び洗濯等により発生する廃液（以下「洗濯廃液」という。）</p> <p>⑤ 重水系の樹脂交換の際等に発生する劣化重水（重水ドレン廃液）</p> <p>⑥ 重水の放射化により生成されるトリチウムを含む廃液</p> <p>(2) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性液体廃棄物の種類は、主に以下のものがある。この期間に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の種類・性状等に応</p>	<p>・本文番号の変更</p> <p>・本文番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って処理を行い、以下のとおり処分する。なお、劣化重水については、再利用に供するため、計画的に[]に搬出する。</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間の放射性液体廃棄物の処理処分フローを図8-3に示す。</p> <p>① 機器ドレン廃液</p> <p>以下の廃液を含む機器ドレン廃液は、ろ過処理、脱塩処理等を行った後に廃液サンプルタンク又は床ドレンサンプルタンクに移して放射性物質濃度及び水質を測定し、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。必要に応じて廃液収集タンク、廃液中和タンク等に戻して再度処理する。</p> <p>(a) 蒸気放出プール・燃料交換プール等の排水に伴う廃液</p> <p>(b) 設備・機器等の洗浄及び汚染の除去工事等に伴い発生する廃液</p> <p>(c) 放射線遮へい体である鉄水遮へい体内の冷却水（遮へい冷却水）の排水に伴う廃液</p> <p>② 床ドレン廃液</p> <p>床ドレン廃液は、機器ドレン廃液と同様に処理する。</p> <p>③ 再生廃液</p> <p>設備・機器等の汚染の除去工事等の際に発生する廃液を含む再生廃液は、中和処理及び蒸発濃縮処理等を行い、その際に発生する廃液のうち濃縮廃液は、固体廃棄物の廃棄設備により処理し、蒸気を凝縮させた廃液は、機器ドレン廃液として処理する。</p> <p>④ 洗濯廃液</p> <p>洗濯廃液は、ろ過処理等を行った後に洗濯廃液サンプルタンクに移して放射性物質濃度及び水質を測定し、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。必要に応じて廃液中和タンクへ送り再生廃液として再度処理する。</p> <p>⑤ トリチウムを含む廃液</p>	<p>じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って処理を行い、以下のとおり処分する。なお、劣化重水については、再利用に供するため、計画的に[]に搬出する。</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間の放射性液体廃棄物の処理処分フローを図10-3に示す。</p> <p>① 機器ドレン廃液</p> <p>以下の廃液を含む機器ドレン廃液は、ろ過処理、脱塩処理等を行った後に廃液サンプルタンク又は床ドレンサンプルタンクに移して放射性物質濃度及び水質を測定し、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。必要に応じて廃液収集タンク、廃液中和タンク等に戻して再度処理する。</p> <p>(a) 蒸気放出プール・燃料交換プール等の排水に伴う廃液</p> <p>(b) 設備・機器等の洗浄及び汚染の除去工事等に伴い発生する廃液</p> <p>(c) 放射線遮へい体である鉄水遮へい体内の冷却水（遮へい冷却水）の排水に伴う廃液</p> <p>② 床ドレン廃液</p> <p>床ドレン廃液は、機器ドレン廃液と同様に処理する。</p> <p>③ 再生廃液</p> <p>設備・機器等の汚染の除去工事等の際に発生する廃液を含む再生廃液は、中和処理及び蒸発濃縮処理等を行い、その際に発生する廃液のうち濃縮廃液は、固体廃棄物の廃棄設備により処理し、蒸気を凝縮させた廃液は、機器ドレン廃液として処理する。</p> <p>④ 洗濯廃液</p> <p>洗濯廃液は、ろ過処理等を行った後に洗濯廃液サンプルタンクに移して放射性物質濃度及び水質を測定し、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。必要に応じて廃液中和タンクへ送り再生廃液として再度処理する。</p> <p>⑤ トリチウムを含む廃液</p>	<p>・図番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事に伴い発生するトリチウムを含む廃液及び非常用ガス処理系の使用により回収されるトリチウムを含む廃液は、非常用ガス処理系の収集タンクに収集後、放射性物質濃度を測定し、必要に応じて希釈等の措置を講じ、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。</p> <p>(3) 原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の種類は、主に以下のものがある。この期間に発生する放射性液体廃棄物は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間と同様な処理及び処分を行うとともに、廃液の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従い処理を行い、以下のとおり処分する。</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降の放射性液体廃棄物の処理処分フローを図 8-4 に示す。</p> <p>① 機器ドレン廃液</p> <p>以下の廃液を含む機器ドレン廃液は、ろ過処理、脱塩処理等を行った後に廃液サンプルタンク又は床ドレンサンプルタンクに移して放射性物質濃度及び水質を測定し、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。必要に応じて廃液収集タンク、廃液中和タンク等に戻して再度処理する。</p> <p>(a) 蒸気放出プール・燃料交換プール等の排水に伴う廃液</p> <p>(b) 設備・機器等の洗浄及び汚染の除去工事等に伴い発生する廃液</p> <p>(c) 原子炉領域及び生体遮へい体を含む設備・機器等の解体撤去工事に伴い発生する廃液</p> <p>② 床ドレン廃液</p> <p>床ドレン廃液は、機器ドレン廃液と同様に処理する。なお、床ドレン処理系のろ過装置（プレコートフィルタ）は、二次廃棄物の発生を伴うため、廃棄物の低減を図る観点から使用しないこととし、機器ドレン処理系の二次廃棄物の発生が少ないろ過装置（中</p>	<p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去工事に伴い発生するトリチウムを含む廃液及び非常用ガス処理系の使用により回収されるトリチウムを含む廃液は、非常用ガス処理系の収集タンクに収集後、放射性物質濃度を測定し、必要に応じて希釈等の措置を講じ、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。</p> <p>(3) 原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の種類は、主に以下のものがある。この期間に発生する放射性液体廃棄物は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間と同様な処理及び処分を行うとともに、廃液の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従い処理を行い、以下のとおり処分する。</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降の放射性液体廃棄物の処理処分フローを図 10-4 に示す。</p> <p>① 機器ドレン廃液</p> <p>以下の廃液を含む機器ドレン廃液は、ろ過処理、脱塩処理等を行った後に廃液サンプルタンク又は床ドレンサンプルタンクに移して放射性物質濃度及び水質を測定し、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。必要に応じて廃液収集タンク、廃液中和タンク等に戻して再度処理する。</p> <p>(a) 蒸気放出プール・燃料交換プール等の排水に伴う廃液</p> <p>(b) 設備・機器等の洗浄及び汚染の除去工事等に伴い発生する廃液</p> <p>(c) 原子炉領域及び生体遮へい体を含む設備・機器等の解体撤去工事に伴い発生する廃液</p> <p>② 床ドレン廃液</p> <p>床ドレン廃液は、機器ドレン廃液と同様に処理する。なお、床ドレン処理系のろ過装置（プレコートフィルタ）は、二次廃棄物の発生を伴うため、廃棄物の低減を図る観点から使用しないこととし、機器ドレン処理系の二次廃棄物の発生が少ないろ過装置（中</p>	<p>・図番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>空糸膜フィルタ) により処理する方法に変更する。変更にあたっては、機器ドレン廃液及び床ドレン廃液の発生量が機器ドレン処理系で十分に処理可能であることを確認する。</p> <p>③ 再生廃液</p> <p>設備・機器等の汚染の除去工事等の際に発生する廃液を含む再生廃液は、中和処理及び蒸発濃縮処理等を行い、その際に発生する廃液のうち濃縮廃液は、固体廃棄物の廃棄設備により処理し、蒸気を凝縮させた廃液は、機器ドレン廃液として処理する。</p> <p>④ 洗濯廃液</p> <p>洗濯廃液は、ろ過処理等を行った後に洗濯廃液サンプルタンクに移して放射性物質濃度及び水質を測定し、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。必要に応じて廃液中和タンクへ送り再生廃液として再度処理する。</p> <p>⑤ トリチウムを含む廃液</p> <p>重水系・ヘリウム系等の設備・機器等の解体撤去工事に伴い発生するトリチウムを含む廃液及び非常用ガス処理系の使用により回収されるトリチウムを含む廃液は、非常用ガス処理系の収集タンクに収集後、放射性物質濃度を測定し、必要に応じて希釈等の措置を講じ、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。</p> <p>8.2.2 放射性液体廃棄物の推定放出量</p> <p>廃止措置期間中の放射性液体廃棄物の推定放出量を表 8-2 に示す。</p> <p>廃止措置期間中における放射性液体廃棄物のうち、トリチウムの最大推定放出量は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間で約 8.5×10^{12} Bq/年、原子炉周辺設備解体撤去期間以降で約 2.6×10^{12} Bq/年であり、トリチウム以外の放射性物質の最大推定放出量は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間で約 9.9×10^9 Bq/年、原子炉周辺設備解体撤去期間以降は約 3.8×10^8 Bq/年である。</p>	<p>空糸膜フィルタ) により処理する方法に変更する。変更にあたっては、機器ドレン廃液及び床ドレン廃液の発生量が機器ドレン処理系で十分に処理可能であることを確認する。</p> <p>③ 再生廃液</p> <p>設備・機器等の汚染の除去工事等の際に発生する廃液を含む再生廃液は、中和処理及び蒸発濃縮処理等を行い、その際に発生する廃液のうち濃縮廃液は、固体廃棄物の廃棄設備により処理し、蒸気を凝縮させた廃液は、機器ドレン廃液として処理する。</p> <p>④ 洗濯廃液</p> <p>洗濯廃液は、ろ過処理等を行った後に洗濯廃液サンプルタンクに移して放射性物質濃度及び水質を測定し、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。必要に応じて廃液中和タンクへ送り再生廃液として再度処理する。</p> <p>⑤ トリチウムを含む廃液</p> <p>重水系・ヘリウム系等の設備・機器等の解体撤去工事に伴い発生するトリチウムを含む廃液及び非常用ガス処理系の使用により回収されるトリチウムを含む廃液は、非常用ガス処理系の収集タンクに収集後、放射性物質濃度を測定し、必要に応じて希釈等の措置を講じ、復水器冷却水放水路から海洋に放出する。</p> <p>10.2.2 放射性液体廃棄物の推定放出量</p> <p>廃止措置期間中の放射性液体廃棄物の推定放出量を表 10-2 に示す。</p> <p>廃止措置期間中における放射性液体廃棄物のうち、トリチウムの最大推定放出量は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間で約 8.5×10^{12} Bq/年、原子炉周辺設備解体撤去期間以降で約 2.6×10^{12} Bq/年であり、トリチウム以外の放射性物質の最大推定放出量は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間で約 9.9×10^9 Bq/年、原子炉周辺設備解体撤去期間以降は約 3.8×10^8 Bq/年である。</p>	<p>備考</p> <p>・本文番号の変更</p> <p>・表番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>8.2.3 放射性液体廃棄物の管理方法</p> <p>放射性液体廃棄物を適切に処理処分するため、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、既設の液体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。</p> <p>また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、機器ドレン処理系、床ドレン処理系及び洗濯廃液処理系の各サンプルタンク並びに非常用ガス処理系の収集タンクにおいて放射性物質濃度の測定等を行い、必要に応じて希釈等の措置を講じ、「線量告示」に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>したがって、放射性液体廃棄物の管理は、表 8-2 に示す核種のうち、被ばく線量に寄与する割合の合計値が 90%以上を占める日常的に測定可能な核種について推定放出量以下となるよう、必要な措置、放出管理目標値等を「保安規定」に定めて行う。</p> <p>なお、表 8-2 に示す核種ごとの被ばく線量に寄与する割合は、「添付書類 3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」表 3-11 年間実効線量評価結果（平常時：放射性液体廃棄物）に示すとおりである。</p> <p>8.3 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>放射性固体廃棄物は、原子炉運転中における取扱い方法に準じ、発生から貯蔵、処理等の各段階において、廃棄物の飛散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できるよう放射能濃度に応じて、放射能レベルの比較的高い低レベル放射性廃棄物（以下「レベル 1」という。）、放射能レベルの比較的低い低レベル放射性廃棄物（以下「レベル 2」という。）、放射能レベルの極めて低い低レベル放射性廃棄物（以下「レベル 3」という。）に区分し、それぞれの区分及び性状等に応じて、適切な方法により管理を行い、放射性固体廃棄物の合理的な低減に努め、廃止措置期間完了までに「廃棄事業者」の廃棄施設に廃棄する。</p> <p>なお、放射性物質として扱う必要のないものは、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再利用に供するように努める。</p>	<p>10.2.3 放射性液体廃棄物の管理方法</p> <p>放射性液体廃棄物を適切に処理処分するため、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、既設の液体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。</p> <p>また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、機器ドレン処理系、床ドレン処理系及び洗濯廃液処理系の各サンプルタンク並びに非常用ガス処理系の収集タンクにおいて放射性物質濃度の測定等を行い、必要に応じて希釈等の措置を講じ、「線量告示」に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>したがって、放射性液体廃棄物の管理は、表 10-2 に示す核種のうち、被ばく線量に寄与する割合の合計値が 90%以上を占める日常的に測定可能な核種について推定放出量以下となるよう、必要な措置、放出管理目標値等を「保安規定」に定めて行う。</p> <p>なお、表 10-2 に示す核種ごとの被ばく線量に寄与する割合は、「添付書類 3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」表 3-11 年間実効線量評価結果（平常時：放射性液体廃棄物）に示すとおりである。</p> <p>10.3 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>放射性固体廃棄物は、原子炉運転中における取扱い方法に準じ、発生から貯蔵、処理等の各段階において、廃棄物の飛散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できるよう放射能濃度に応じて、放射能レベルの比較的高い低レベル放射性廃棄物（以下「レベル 1」という。）、放射能レベルの比較的低い低レベル放射性廃棄物（以下「レベル 2」という。）、放射能レベルの極めて低い低レベル放射性廃棄物（以下「レベル 3」という。）に区分し、それぞれの区分及び性状等に応じて、適切な方法により管理を行い、放射性固体廃棄物の合理的な低減に努め、廃止措置期間完了までに「廃棄事業者」の廃棄施設に廃棄する。</p> <p>なお、放射性物質として扱う必要のないものは、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再利用に供するように努める。</p>	<p>・本文番号の変更</p> <p>・表番号の変更</p> <p>・表番号の変更</p> <p>・本文番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>8.3.1 放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>(1) 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。この期間に発生した放射性固体廃棄物の処理は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って、以下のとおり行ってきた。放射性固体廃棄物の既貯蔵量を表 8-3 に示す。</p> <p>① 液体廃棄物の廃棄設備の蒸発濃縮処理により発生する濃縮廃液（以下「濃縮廃液」という。）は、アスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めとし、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管しており、一部の濃縮廃液については、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵している。</p> <p>② 液体廃棄物の廃棄設備のろ過装置等から発生するフィルタスラッジ（以下「フィルタスラッジ」という。）は、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵している。</p> <p>③ プール水冷却浄化系のろ過脱塩器から発生する粉末状の使用済イオン交換樹脂（以下「粉末状の使用済イオン交換樹脂」という。）は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵している。</p> <p>④ 原子炉冷却材浄化系の混床式脱塩器、重水系のポイズン除去塔及び重水浄化塔、復水脱塩装置、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂（以下「粒状の使用済イオン交換樹脂」という。）は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵している。また、復水脱塩装置、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂の一部については、ドラム缶詰めとし、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している。</p> <p>⑤ 点検作業、定常作業等により発生する紙、布等の可燃性固体廃棄物（以下「可燃性固体廃棄物」という。）は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容又は直接ドラム缶及び鉄箱に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管しており、焼却により発生する焼却灰</p>	<p>10.3.1 放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>(1) 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。この期間に発生した放射性固体廃棄物の処理は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って、以下のとおり行ってきた。放射性固体廃棄物の既貯蔵量を表 10-3 に示す。</p> <p>① 液体廃棄物の廃棄設備の蒸発濃縮処理により発生する濃縮廃液（以下「濃縮廃液」という。）は、アスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めとし、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管しており、一部の濃縮廃液については、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵している。</p> <p>② 液体廃棄物の廃棄設備のろ過装置等から発生するフィルタスラッジ（以下「フィルタスラッジ」という。）は、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵している。</p> <p>③ プール水冷却浄化系のろ過脱塩器から発生する粉末状の使用済イオン交換樹脂（以下「粉末状の使用済イオン交換樹脂」という。）は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵している。</p> <p>④ 原子炉冷却材浄化系の混床式脱塩器、重水系のポイズン除去塔及び重水浄化塔、復水脱塩装置、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂（以下「粒状の使用済イオン交換樹脂」という。）は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵している。また、復水脱塩装置、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂の一部については、ドラム缶詰めとし、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している。</p> <p>⑤ 点検作業、定常作業等により発生する紙、布等の可燃性固体廃棄物（以下「可燃性固体廃棄物」という。）は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容又は直接ドラム缶及び鉄箱に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管しており、焼却により発生する焼却灰</p>	<p>・本文番号の変更</p> <p>・表番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>は、ドラム缶に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している。</p> <p>⑥ 点検作業、定常作業等により発生する資機材、使用済排気フィルタ、設備更新等で発生する金属類、コンクリート等の不燃性固体廃棄物（以下「不燃性固体廃棄物」という。）は、性状等に応じてドラム缶及び鉄箱に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している。</p> <p>⑦ 炉心から交換のために取り出した制御棒は、使用済燃料貯蔵プール内の制御棒収容ラックに貯蔵している。</p> <p>(2) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のものがある。この期間に発生する放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って、以下のとおり処理する。</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間の放射性固体廃棄物の処理処分フローを図 8-5 に示す。</p> <p>① 濃縮廃液</p> <p>濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めとし、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>② フィルタスラッジ</p> <p>フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>③ 粉末状の使用済イオン交換樹脂</p> <p>粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>④ 粒状の使用済イオン交換樹脂</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵又は必要に応じてドラム缶等に詰め、固体廃棄物</p>	<p>は、ドラム缶に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している。</p> <p>⑥ 点検作業、定常作業等により発生する資機材、使用済排気フィルタ、設備更新等で発生する金属類、コンクリート等の不燃性固体廃棄物（以下「不燃性固体廃棄物」という。）は、性状等に応じてドラム缶及び鉄箱に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している。</p> <p>⑦ 炉心から交換のために取り出した制御棒は、使用済燃料貯蔵プール内の制御棒収容ラックに貯蔵している。</p> <p>(2) 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間に発生する放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のものがある。この期間に発生する放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って、以下のとおり処理する。</p> <p>重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間の放射性固体廃棄物の処理処分フローを図 10-5 に示す。</p> <p>① 濃縮廃液</p> <p>濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めとし、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>② フィルタスラッジ</p> <p>フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>③ 粉末状の使用済イオン交換樹脂</p> <p>粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>④ 粒状の使用済イオン交換樹脂</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵又は必要に応じてドラム缶等に詰め、固体廃棄物</p>	<p>・図番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>⑤ 可燃性固体廃棄物</p> <p>解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置関連作業により発生する紙、布等を含む可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰をドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様の処理を行う。</p> <p>⑥ 不燃性固体廃棄物</p> <p>解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置関連作業により発生する金属類、コンクリート等を含む不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて以下の処理を行う。なお、放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、必要に応じて他の放射性固体廃棄物と区分及び除染処理を行い、放射性物質として扱う必要のないものとして、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出する。</p> <p>(a) 不燃性固体廃棄物のうち、金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。また、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物についても同様の処理を行う。</p> <p>(b) 不燃性固体廃棄物のうち、コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。また、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物についても同様の処理を行う。</p> <p>(c) 原子炉本体の炉心に挿入中の制御棒及び燃料交換プールに仮置きしている遮へいプラグについては、使用済燃料貯蔵プールに貯蔵する。</p> <p>⑦ 放射性物質として扱う必要のないもの</p> <p>解体撤去物等のうち、放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、必要に応じて除染処理を行い、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て</p>	<p>貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>⑤ 可燃性固体廃棄物</p> <p>解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置関連作業により発生する紙、布等を含む可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰をドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様の処理を行う。</p> <p>⑥ 不燃性固体廃棄物</p> <p>解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置関連作業により発生する金属類、コンクリート等を含む不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて以下の処理を行う。なお、放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、必要に応じて他の放射性固体廃棄物と区分及び除染処理を行い、放射性物質として扱う必要のないものとして、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出する。</p> <p>(a) 不燃性固体廃棄物のうち、金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。また、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物についても同様の処理を行う。</p> <p>(b) 不燃性固体廃棄物のうち、コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。また、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物についても同様の処理を行う。</p> <p>(c) 原子炉本体の炉心に挿入中の制御棒及び燃料交換プールに仮置きしている遮へいプラグについては、使用済燃料貯蔵プールに貯蔵する。</p> <p>⑦ 放射性物質として扱う必要のないもの</p> <p>解体撤去物等のうち、放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、必要に応じて除染処理を行い、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>施設から搬出する。</p> <p>(3) 原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のものがある。これらの放射性固体廃棄物は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間と同様な処理を行うとともに、廃棄物の種類・性状等に応じて処理及び廃棄体とするため、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、廃止措置のための装置として「セメント混練固化装置」、「減容安定化処理装置」、「レベル2用モルタル充填固化装置」、「レベル1用廃棄体化処理・搬送装置」等を導入し、以下のとおり処理する。</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降の放射性固体廃棄物の処理処分フローを図 8-6 に示す。</p> <p>① 濃縮廃液</p> <p>濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵する。貯蔵している濃縮廃液は、固化材（セメント）と混練して、廃棄体を製作する装置（以下「セメント混練固化装置」という。）によりドラム缶等に固化材と混練して固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>② フィルタスラッジ</p> <p>フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。貯蔵しているフィルタスラッジは、必要に応じて減容安定化処理装置にて処理を行い、セメント混練固化装置によりドラム缶等に固化材と混練して固化又は直接ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>③ 粉末状の使用済イオン交換樹脂</p> <p>粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。貯蔵している粉末状の使用済イオン交換樹脂は、必要に応じて減容安定化処理装置にて処理を行い、セメント混練固化装置によりドラム缶等に固化材と混練して固化又は直接ドラム缶等に</p>	<p>施設から搬出する。</p> <p>(3) 原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のものがある。これらの放射性固体廃棄物は、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間と同様な処理を行うとともに、廃棄物の種類・性状等に応じて処理及び廃棄体とするため、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、廃止措置のための装置として「セメント混練固化装置」、「減容安定化処理装置」、「レベル2用モルタル充填固化装置」、「レベル1用廃棄体化処理・搬送装置」等を導入し、以下のとおり処理する。</p> <p>原子炉周辺設備解体撤去期間以降の放射性固体廃棄物の処理処分フローを図 10-6 に示す。</p> <p>① 濃縮廃液</p> <p>濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵する。貯蔵している濃縮廃液は、固化材（セメント）と混練して、廃棄体を製作する装置（以下「セメント混練固化装置」という。）によりドラム缶等に固化材と混練して固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>② フィルタスラッジ</p> <p>フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。貯蔵しているフィルタスラッジは、必要に応じて減容安定化処理装置にて処理を行い、セメント混練固化装置によりドラム缶等に固化材と混練して固化又は直接ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>③ 粉末状の使用済イオン交換樹脂</p> <p>粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。貯蔵している粉末状の使用済イオン交換樹脂は、必要に応じて減容安定化処理装置にて処理を行い、セメント混練固化装置によりドラム缶等に固化材と混練して固化又は直接ドラム缶等に</p>	<p>・図番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>④ 粒状の使用済イオン交換樹脂</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵又は必要に応じてドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>粒状廃樹脂貯蔵タンク及び固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している粒状の使用済イオン交換樹脂は、必要に応じて減容安定化処理装置にて処理を行い、セメント混練固化装置によりドラム缶等に固化材と混練して固化又は直接ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>⑤ 可燃性固体廃棄物</p> <p>解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置関連作業により発生する紙、布等を含む可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、必要に応じて焼却灰をセメント混練固化装置によりドラム缶等に固化材と混練して固化又は直接ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。また、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に処理する。</p> <p>⑥ 不燃性固体廃棄物</p> <p>解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置関連作業により発生する金属類、コンクリート等を含む不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて、以下の処理を行う。</p> <p>なお、放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、必要に応じて他の放射性固体廃棄物と区分及び除染処理を行い、放射性物質として扱う必要のないものとして、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出する。</p> <p>(a) 不燃性固体廃棄物のうち、金属類については、仕分・切断等の処理、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、レベル3相当の廃棄物は、ドラム缶等に砂等を充填又は直接ドラム缶等に詰めるとともに、レベル2相当の廃棄物は、ドラム缶等に固化材（モルタル）を充填し、レベル2の廃棄物を製作する装置（以下「レベル2用モルタ</p>	<p>詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>④ 粒状の使用済イオン交換樹脂</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵又は必要に応じてドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>粒状廃樹脂貯蔵タンク及び固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している粒状の使用済イオン交換樹脂は、必要に応じて減容安定化処理装置にて処理を行い、セメント混練固化装置によりドラム缶等に固化材と混練して固化又は直接ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>⑤ 可燃性固体廃棄物</p> <p>解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置関連作業により発生する紙、布等を含む可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、必要に応じて焼却灰をセメント混練固化装置によりドラム缶等に固化材と混練して固化又は直接ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。また、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に処理する。</p> <p>⑥ 不燃性固体廃棄物</p> <p>解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置関連作業により発生する金属類、コンクリート等を含む不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて、以下の処理を行う。</p> <p>なお、放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、必要に応じて他の放射性固体廃棄物と区分及び除染処理を行い、放射性物質として扱う必要のないものとして、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出する。</p> <p>(a) 不燃性固体廃棄物のうち、金属類については、仕分・切断等の処理、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、レベル3相当の廃棄物は、ドラム缶等に砂等を充填又は直接ドラム缶等に詰めるとともに、レベル2相当の廃棄物は、ドラム缶等に固化材（モルタル）を充填し、レベル2の廃棄物を製作する装置（以下「レベル2用モルタ</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>ル充填固化装置」という。)によりドラム缶等に固化又は直接ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。また、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物についても同様の処理を行う。</p> <p>(b) 不燃性固体廃棄物のうち、コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。また、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物についても同様の処理を行う。</p> <p>(c) 制御棒、遮へいプラグ及び原子炉領域の解体撤去に伴い発生するレベル1相当の放射化金属等は、必要に応じて切断・減容処理を行い、レベル1の廃棄体を製作する装置（以下「レベル1用廃棄体化処理・搬送装置」という。）によりドラム缶等に砂等を充填又は直接ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。また、使用済燃料貯蔵プールに貯蔵している制御棒及び遮へいプラグについても同様の処理を行う。</p> <p>⑦ 放射性物質として扱う必要のないもの</p> <p>解体撤去物等のうち、放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、必要に応じて除染処理を行い、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出する。</p> <p>8.3.2 放射性固体廃棄物の処分方法</p> <p>放射性固体廃棄物の処分は、上述の処理を行い、固体廃棄物貯蔵庫及び建屋内の保管区域に貯蔵保管し、廃止措置期間完了までに「廃棄事業者」の廃棄施設に、搬出検査を行った後に廃棄する。廃棄先は、解体撤去に伴い放射性固体廃棄物が発生し、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定することとする。</p> <p>ただし、処理や運搬スケジュール、廃棄先の都合等により施設内での放射性固体廃棄物</p>	<p>ル充填固化装置」という。)によりドラム缶等に固化又は直接ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。また、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物についても同様の処理を行う。</p> <p>(b) 不燃性固体廃棄物のうち、コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。また、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物についても同様の処理を行う。</p> <p>(c) 制御棒、遮へいプラグ及び原子炉領域の解体撤去に伴い発生するレベル1相当の放射化金属等は、必要に応じて切断・減容処理を行い、レベル1の廃棄体を製作する装置（以下「レベル1用廃棄体化処理・搬送装置」という。）によりドラム缶等に砂等を充填又は直接ドラム缶等に詰め、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。また、使用済燃料貯蔵プールに貯蔵している制御棒及び遮へいプラグについても同様の処理を行う。</p> <p>⑦ 放射性物質として扱う必要のないもの</p> <p>解体撤去物等のうち、放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、必要に応じて除染処理を行い、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出する。</p> <p>10.3.2 放射性固体廃棄物の処分方法</p> <p>放射性固体廃棄物の処分は、上述の処理を行い、固体廃棄物貯蔵庫及び建屋内の保管区域に貯蔵保管し、廃止措置期間完了までに「廃棄事業者」の廃棄施設に、搬出検査を行った後に廃棄する。廃棄先は、解体撤去に伴い放射性固体廃棄物が発生し、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定することとする。</p> <p>ただし、処理や運搬スケジュール、廃棄先の都合等により施設内での放射性固体廃棄物</p>	<p>備考</p> <p>・本文番号の変更</p>

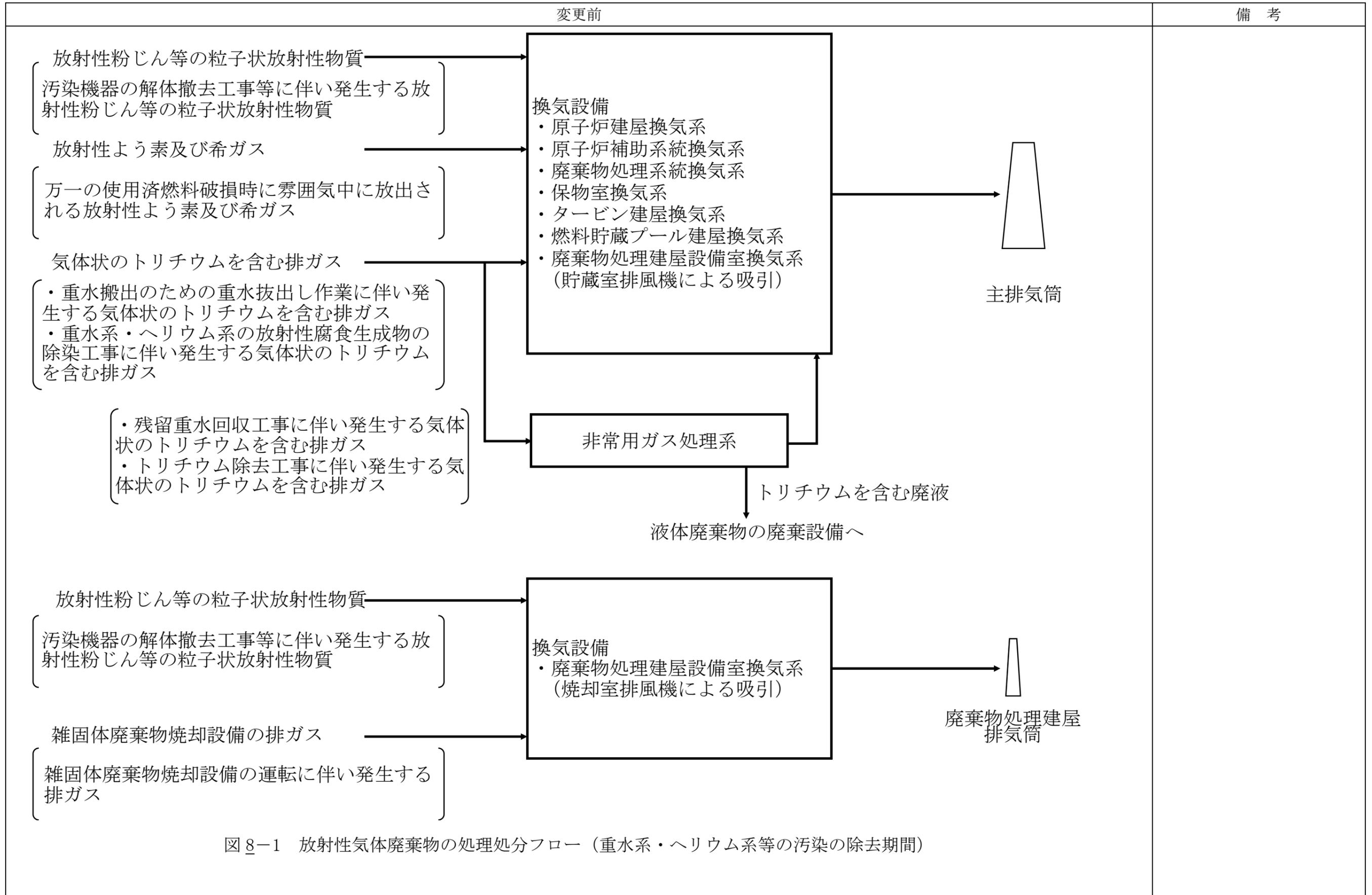
注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>の貯蔵保管が必要な場合は、固体廃棄物貯蔵庫又は建屋内に設ける保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>保管区域の設定に際しては、廃棄物による汚染の拡大及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量について評価することを「保安規定」に定めて管理する。</p> <p>建屋内に設定する保管区域を図 8-7 に示す。保管区域は、以下のとおり放射性固体廃棄物のレベル区分ごとに設定し、その容量の合計は、約 21, 600m³である。</p> <p>① レベル 1 は、原子炉建屋の蒸気放出プール、燃料貯蔵プール建屋の使用済燃料貯蔵プール（使用済燃料搬出後）に貯蔵保管する。</p> <p>② レベル 2 及びレベル 3 は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>③ 放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、あらかじめ指定する各建屋内の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>また、廃止措置期間を通して、解体撤去に伴い発生する解体撤去物等の処理過程にあるものの一時保管（仮置き）を除き、放射性固体廃棄物の貯蔵量が、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域の貯蔵容量を超えないよう解体撤去、処理、貯蔵、運搬、廃棄等を行う。</p>	<p>の貯蔵保管が必要な場合は、固体廃棄物貯蔵庫又は建屋内に設ける保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>保管区域の設定に際しては、廃棄物による汚染の拡大及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量について評価することを「保安規定」に定めて管理する。</p> <p>建屋内に設定する保管区域を図 10-7 に示す。保管区域は、以下のとおり放射性固体廃棄物のレベル区分ごとに設定し、その容量の合計は、約 21, 600m³である。</p> <p>① レベル 1 は、原子炉建屋の蒸気放出プール、燃料貯蔵プール建屋の使用済燃料貯蔵プール（使用済燃料搬出後）に貯蔵保管する。</p> <p>② レベル 2 及びレベル 3 は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>③ 放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、あらかじめ指定する各建屋内の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>また、廃止措置期間を通して、解体撤去に伴い発生する解体撤去物等の処理過程にあるものの一時保管（仮置き）を除き、放射性固体廃棄物の貯蔵量が、固体廃棄物貯蔵庫及び保管区域の貯蔵容量を超えないよう解体撤去、処理、貯蔵、運搬、廃棄等を行う。</p>	<p>・図番号の変更</p>
<p>8.3.3 放射性固体廃棄物の推定発生量</p> <p>核燃料物質によって汚染された固体状物質の既貯蔵量及び今後の推定発生量を表 8-4 に示す。</p> <p>原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の既貯蔵量は約 3, 200 トン、今後の廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の推定発生量（汚染の除去を考慮しない値）は、約 47, 500 トンであり、合計で約 50, 700 トンと推定される。</p>	<p>10.3.3 放射性固体廃棄物の推定発生量</p> <p>核燃料物質によって汚染された固体状物質の既貯蔵量及び今後の推定発生量を表 10-4 に示す。</p> <p>原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の既貯蔵量は約 3, 200 トン、今後の廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の推定発生量（汚染の除去を考慮しない値）は、約 47, 500 トンであり、合計で約 50, 700 トンと推定される。</p>	<p>・本文番号の変更</p> <p>・表番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>8.3.4 放射性固体廃棄物の管理方法</p> <p>放射性固体廃棄物を適切に処理処分するため、放射能レベル及び性状別に区分管理し、必要に応じて除染・減容処理等を行い、放射性廃棄物の発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、固体廃棄物の廃棄設備を維持管理する。</p> <p>また、廃止措置に伴い発生する放射性固体廃棄物については、適切に貯蔵保管するとともに、貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないように管理する。</p> <p>これらの放射性固体廃棄物の取扱いに係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p> <p>また、放射性固体廃棄物の事業所内及び事業所外における運搬は、関係法令を遵守して実施していく。</p>	<p><u>10.3.4</u> 放射性固体廃棄物の管理方法</p> <p>放射性固体廃棄物を適切に処理処分するため、放射能レベル及び性状別に区分管理し、必要に応じて除染・減容処理等を行い、放射性廃棄物の発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、固体廃棄物の廃棄設備を維持管理する。</p> <p>また、廃止措置に伴い発生する放射性固体廃棄物については、適切に貯蔵保管するとともに、貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないように管理する。</p> <p>これらの放射性固体廃棄物の取扱いに係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p> <p>また、放射性固体廃棄物の事業所内及び事業所外における運搬は、関係法令を遵守して実施していく。</p>	<p>・本文番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。



注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更後	備考
<p>放射性粉じん等の粒子状放射性物質 汚染機器の解体撤去工事等に伴い発生する放射性粉じん等の粒子状放射性物質</p> <p>放射性よう素及び希ガス 万一の使用済燃料破損時に雰囲気中に放出される放射性よう素及び希ガス</p> <p>換気設備 ・原子炉建屋換気系 ・原子炉補助系統換気系 ・廃棄物処理系統換気系 ・保物室換気系 ・タービン建屋換気系 ・燃料貯蔵プール建屋換気系 ・廃棄物処理建屋設備室換気系 (貯蔵室排風機による吸引)</p> <p>主排気筒</p> <p>気体状のトリチウムを含む排ガス ・重水搬出のための重水抜き出し作業に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガス ・重水系・ヘリウム系の放射性腐食生成物の除染工事に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガス</p> <p>非常用ガス処理系 トリチウムを含む廃液 液体廃棄物の廃棄設備へ</p> <p>放射性粉じん等の粒子状放射性物質 汚染機器の解体撤去工事等に伴い発生する放射性粉じん等の粒子状放射性物質</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備の排ガス 雑固体廃棄物焼却設備の運転に伴い発生する排ガス</p> <p>換気設備 ・廃棄物処理建屋設備室換気系 (焼却室排風機による吸引)</p> <p>廃棄物処理建屋排気筒</p>	<p>・図番号の変更</p>

図 10-1 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間)

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	備考
<p>放射性粉じん等の粒子状放射性物質 汚染機器の解体撤去工事等に伴い発生する放射性粉じん等の粒子状放射性物質</p> <p>放射性よう素及び希ガス 万一の使用済燃料破損時に雰囲気中に放出される放射性よう素及び希ガス(使用済燃料搬出完了まで)</p> <p>減容安定化処理装置からの排ガス 減容安定化処理装置の運転に伴い発生する排ガス</p> <p>気体状のトリチウムを含む排ガス 重水系・ヘリウム系等の施設の解体撤去工事に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガス</p> <p>換気設備 ・原子炉建屋換気系 ・原子炉補助系統換気系 ・廃棄物処理系統換気系 ・保物室換気系 ・タービン建屋換気系 ・燃料貯蔵プール建屋換気系 ・廃棄物処理建屋設備室換気系(貯蔵室排風機による吸引)</p> <p>非常用ガス処理系 トリチウムを含む廃液 液体廃棄物の廃棄設備へ</p> <p>放射性粉じん等の粒子状放射性物質 汚染機器の解体撤去工事等に伴い発生する放射性粉じん等の粒子状放射性物質</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備の排ガス 雑固体廃棄物焼却設備の運転に伴い発生する排ガス</p> <p>換気設備 ・廃棄物処理建屋設備室換気系(焼却室排風機による吸引)</p> <p>主排気筒</p> <p>廃棄物処理建屋排気筒</p>	

図 8-2 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (原子炉周辺設備解体撤去期間以降)

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更後	備考
<p>放射性粉じん等の粒子状放射性物質 汚染機器の解体撤去工事等に伴い発生する放射性粉じん等の粒子状放射性物質 放射性よう素及び希ガス 万一の使用済燃料破損時に雰囲気中に放出される放射性よう素及び希ガス(使用済燃料搬出完了まで) 減容安定化処理装置からの排ガス 減容安定化処理装置の運転に伴い発生する排ガス 気体状のトリチウムを含む排ガス 重水系・ヘリウム系等の施設の解体撤去工事に伴い発生する気体状のトリチウムを含む排ガス</p> <p>換気設備 ・原子炉建屋換気系 ・原子炉補助系統換気系 ・廃棄物処理系統換気系 ・保物室換気系 ・タービン建屋換気系 ・燃料貯蔵プール建屋換気系 ・廃棄物処理建屋設備室換気系(貯蔵室排風機による吸引)</p> <p>非常用ガス処理系 トリチウムを含む廃液 液体廃棄物の廃棄設備へ</p> <p>換気設備 ・廃棄物処理建屋設備室換気系(焼却室排風機による吸引)</p> <p>主排気筒 廃棄物処理建屋排気筒</p>	<p>備考</p> <p>・図番号の変更</p>

図 10-2 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (原子炉周辺設備解体撤去期間以降)

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まない。

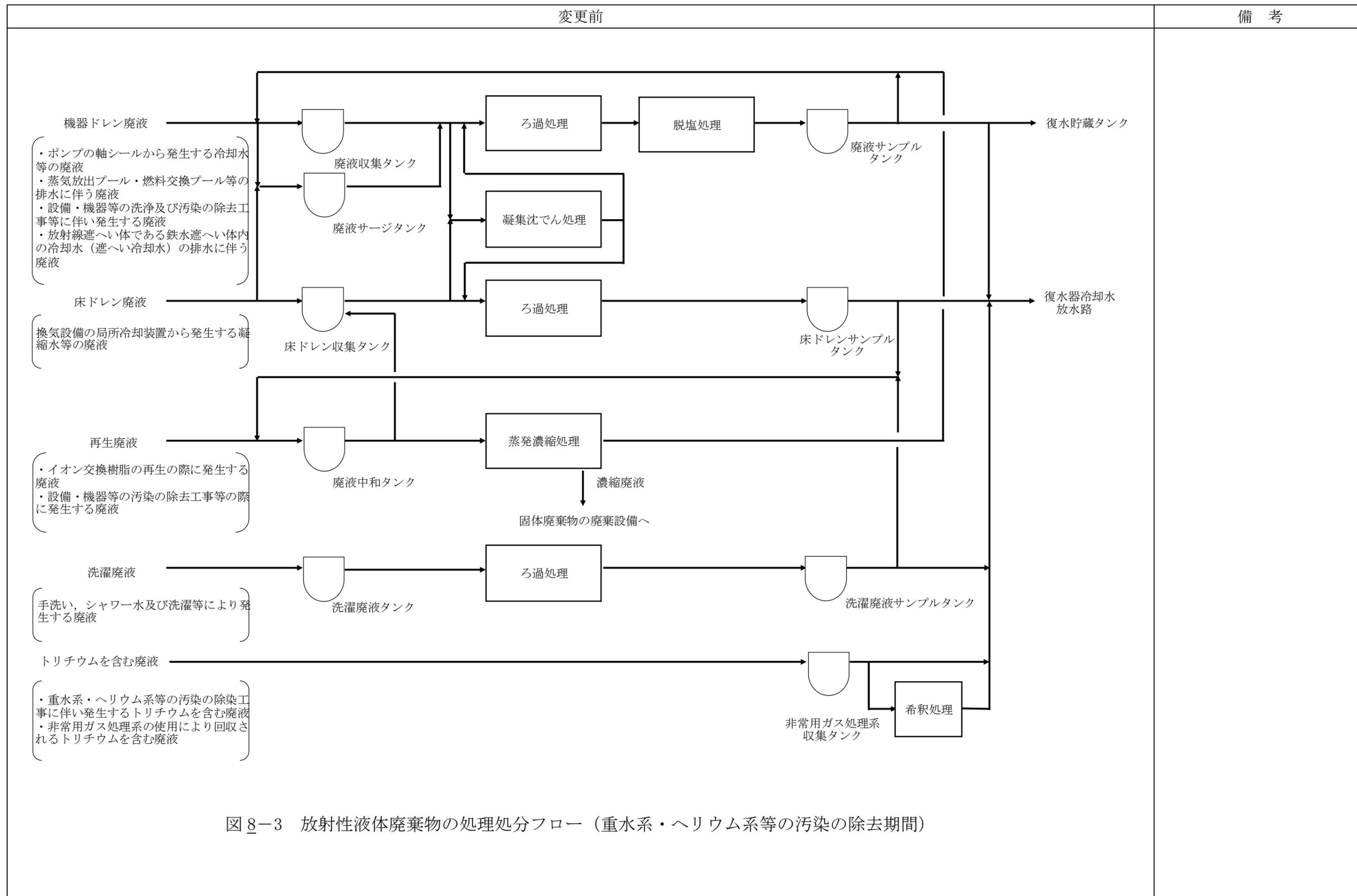
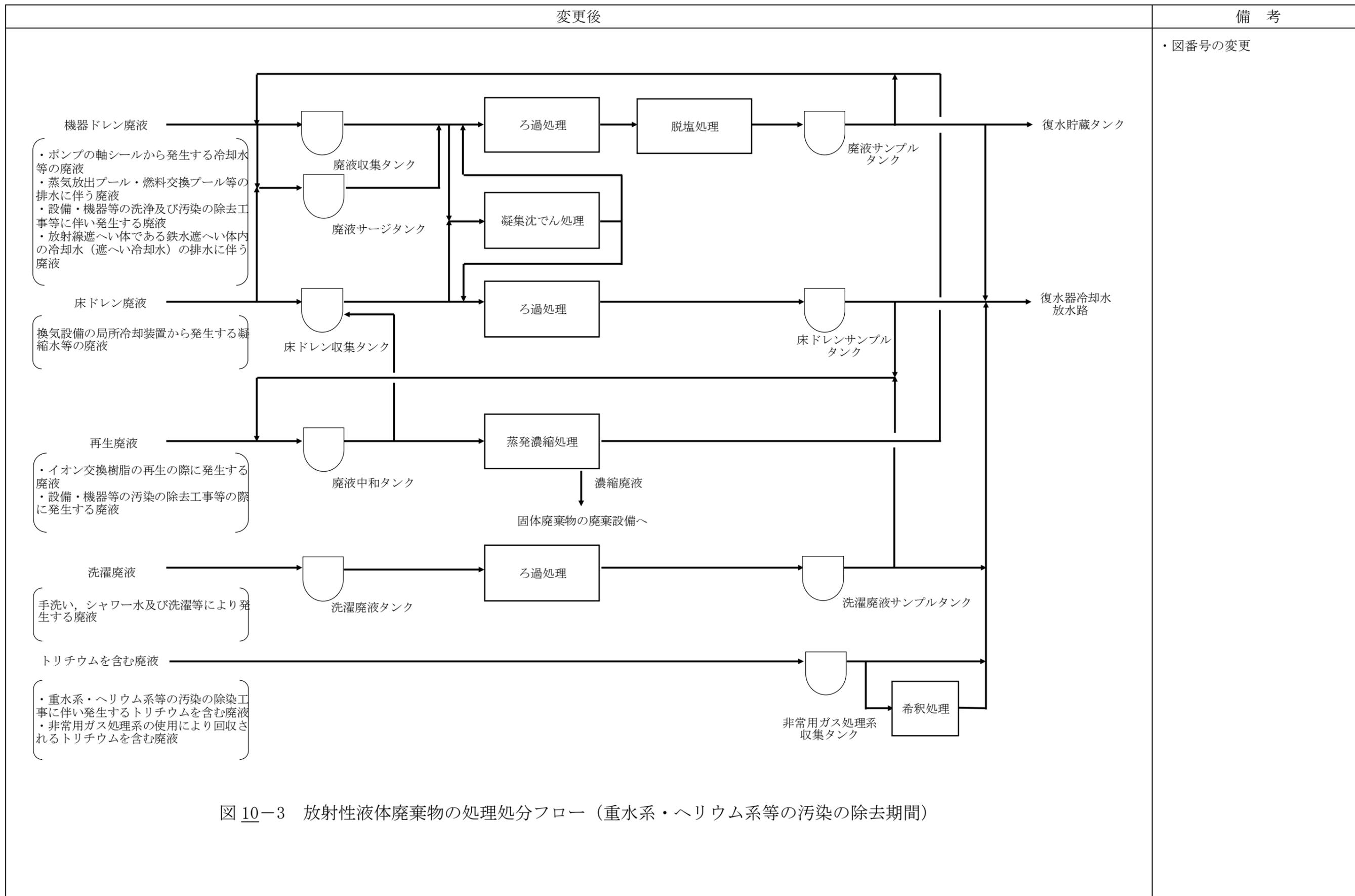


図 8-3 放射性液体廃棄物の処理処分フロー（重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。



注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

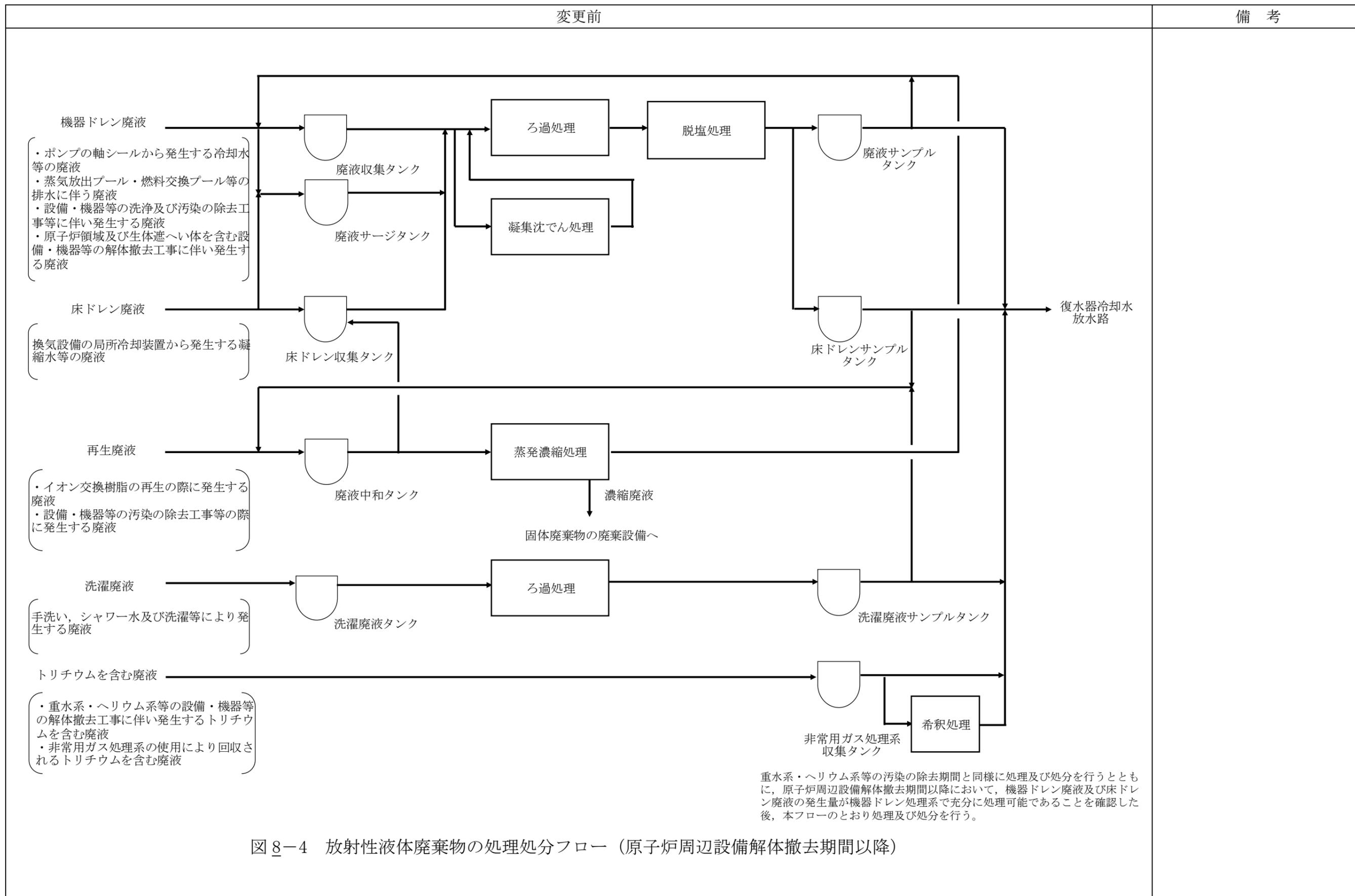
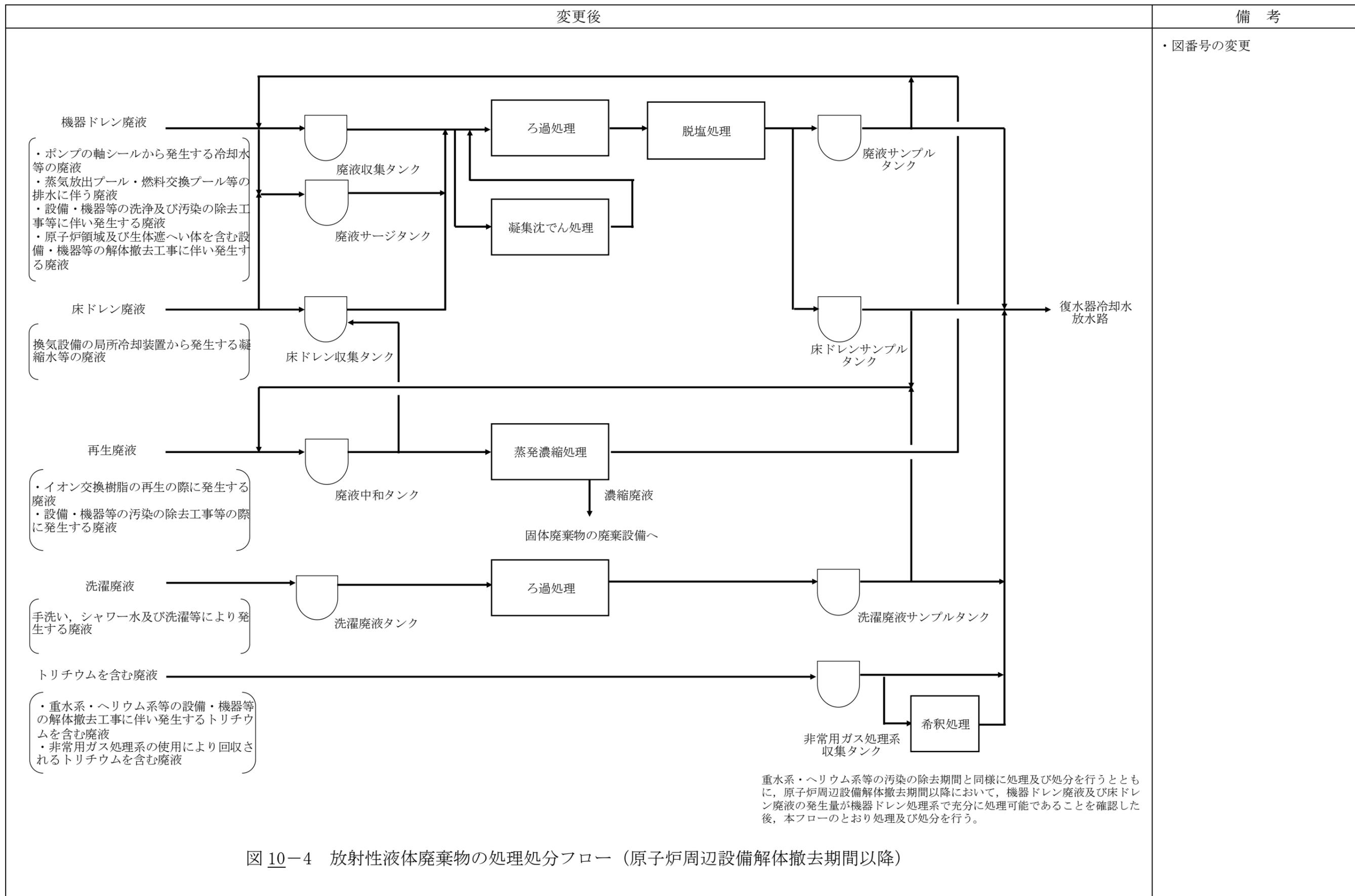


図 8-4 放射性液体廃棄物の処理処分フロー（原子炉周辺設備解体撤去期間以降）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。



注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

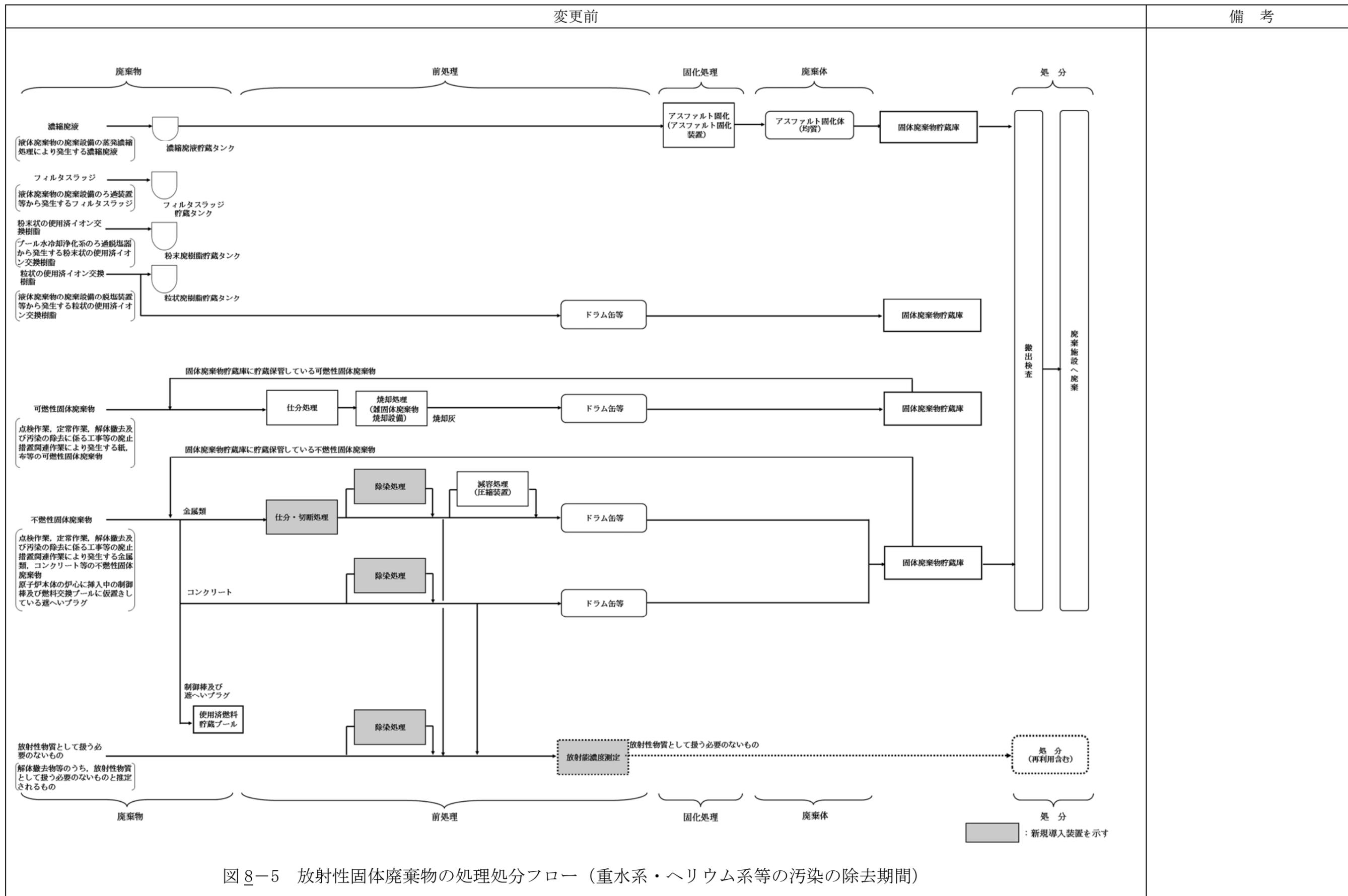
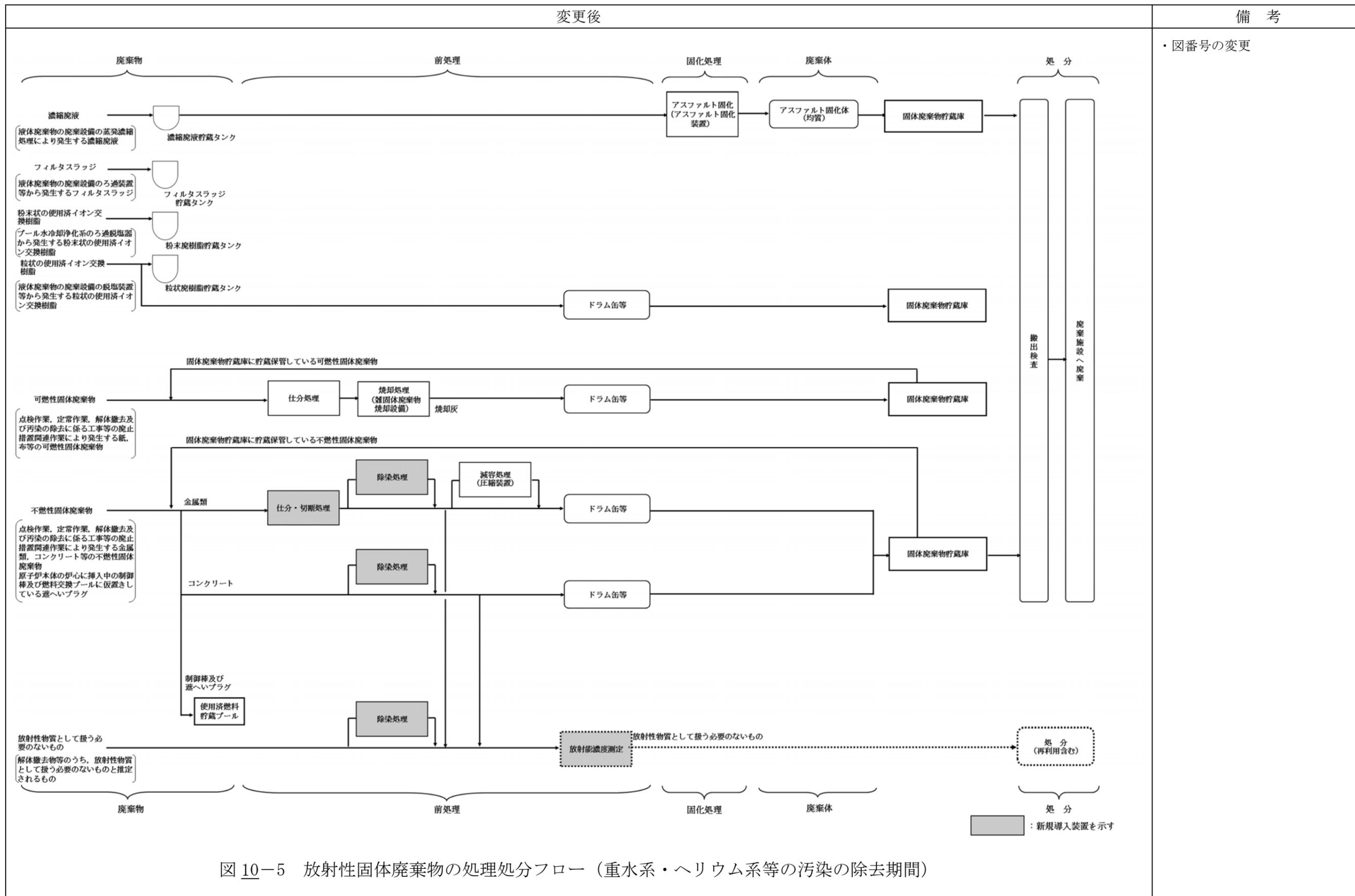


図 8-5 放射性固体廃棄物の処理処分フロー（重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。



注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

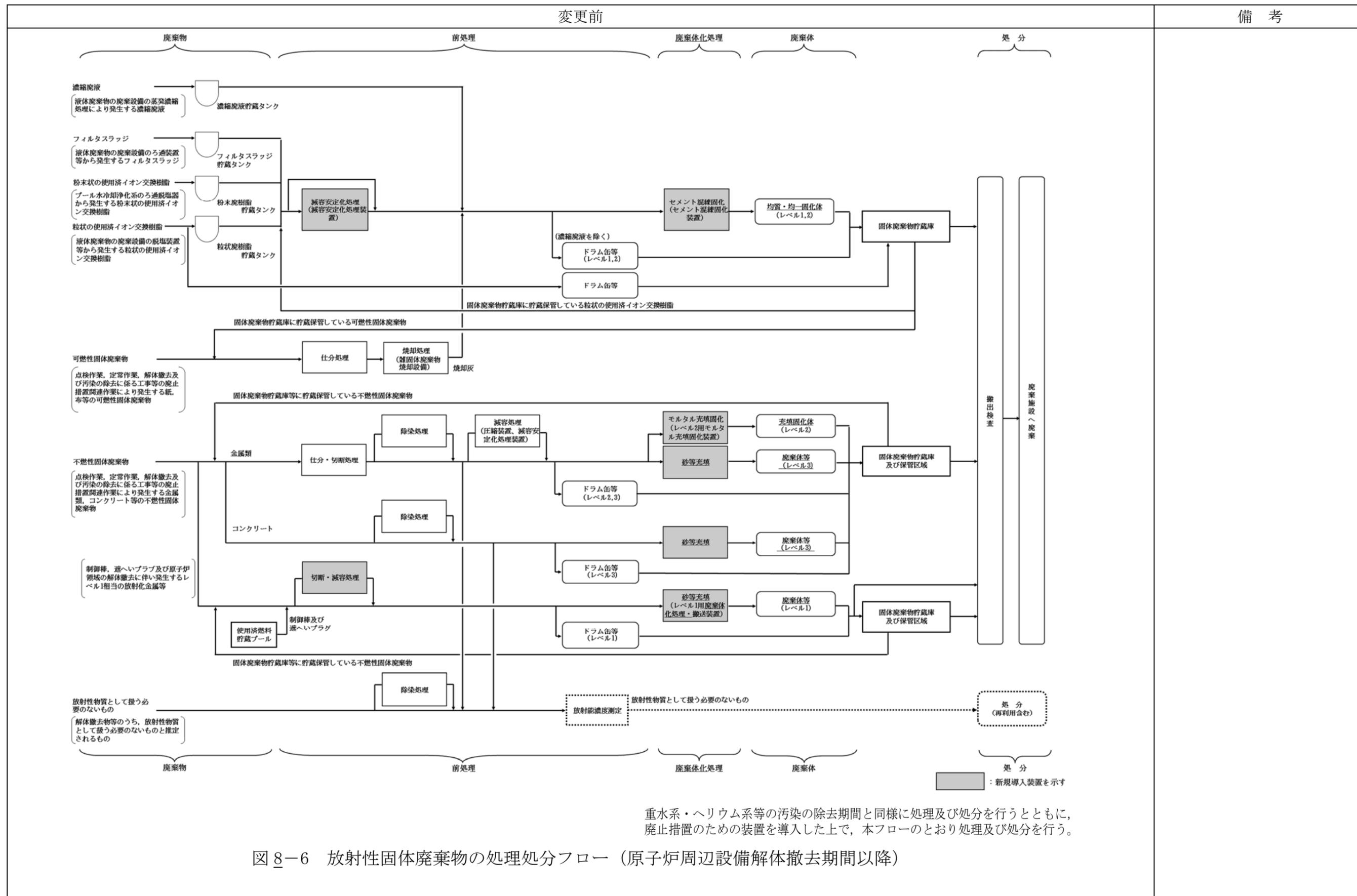


図 8-6 放射性固体廃棄物の処理処分フロー（原子炉周辺設備解体撤去期間以降）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

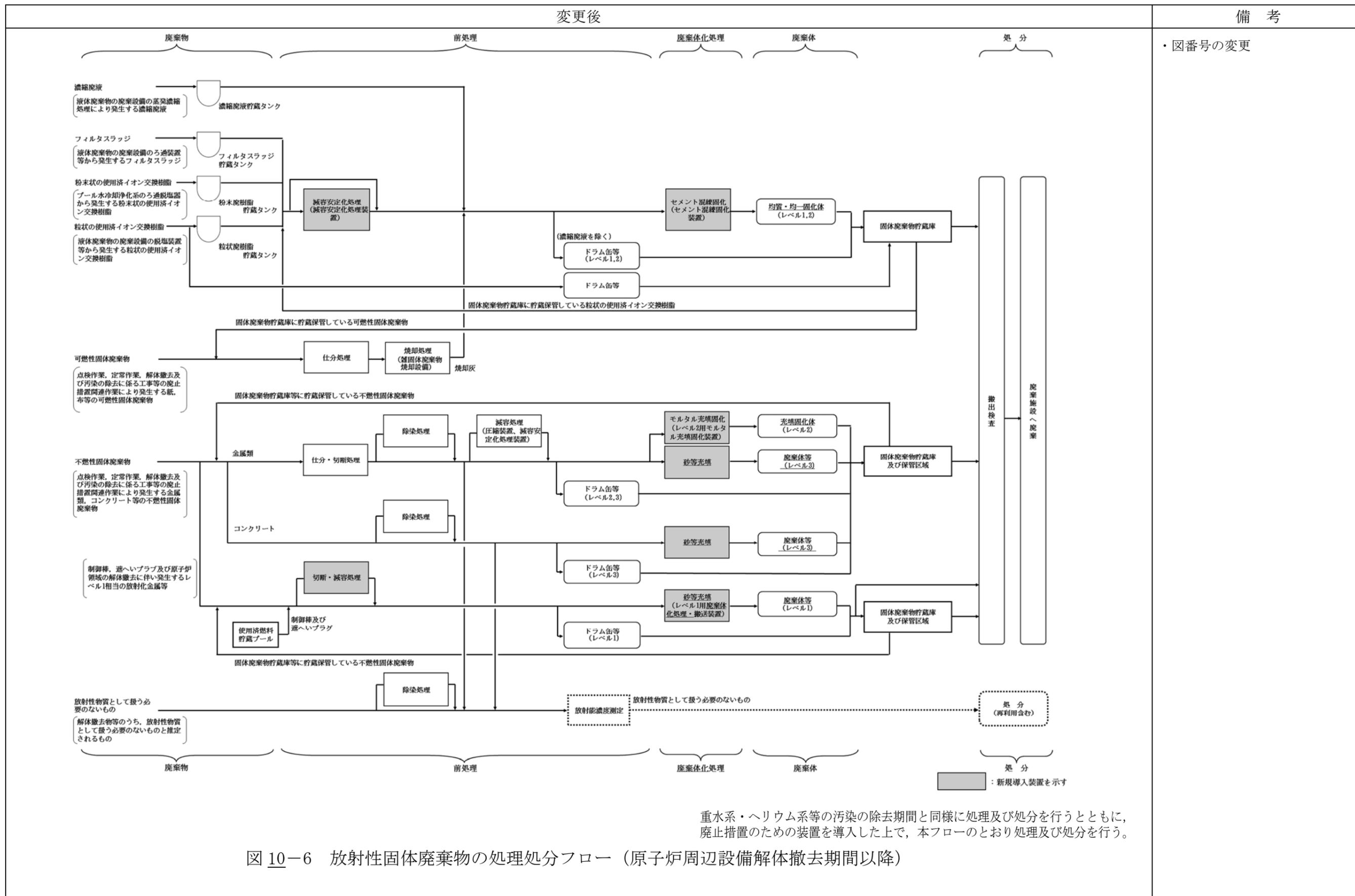
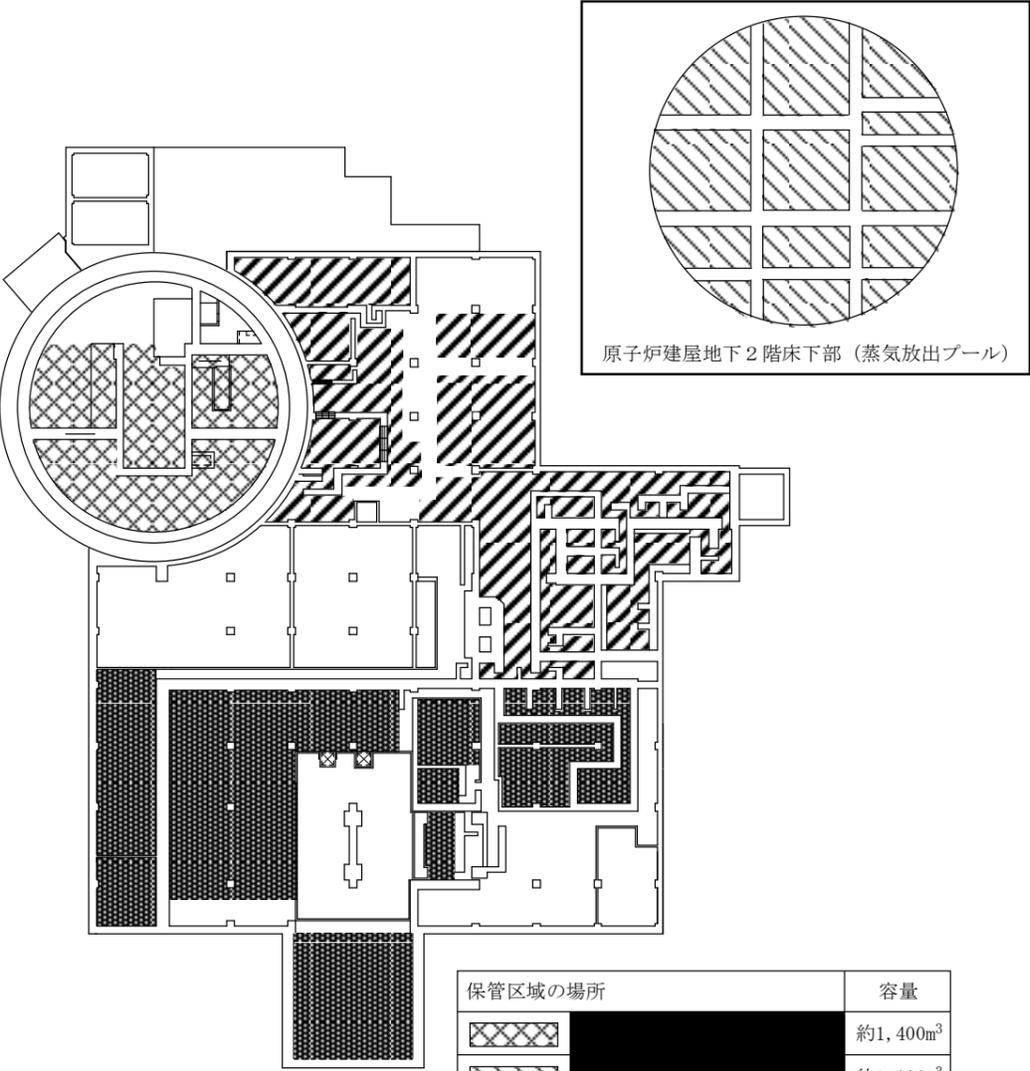
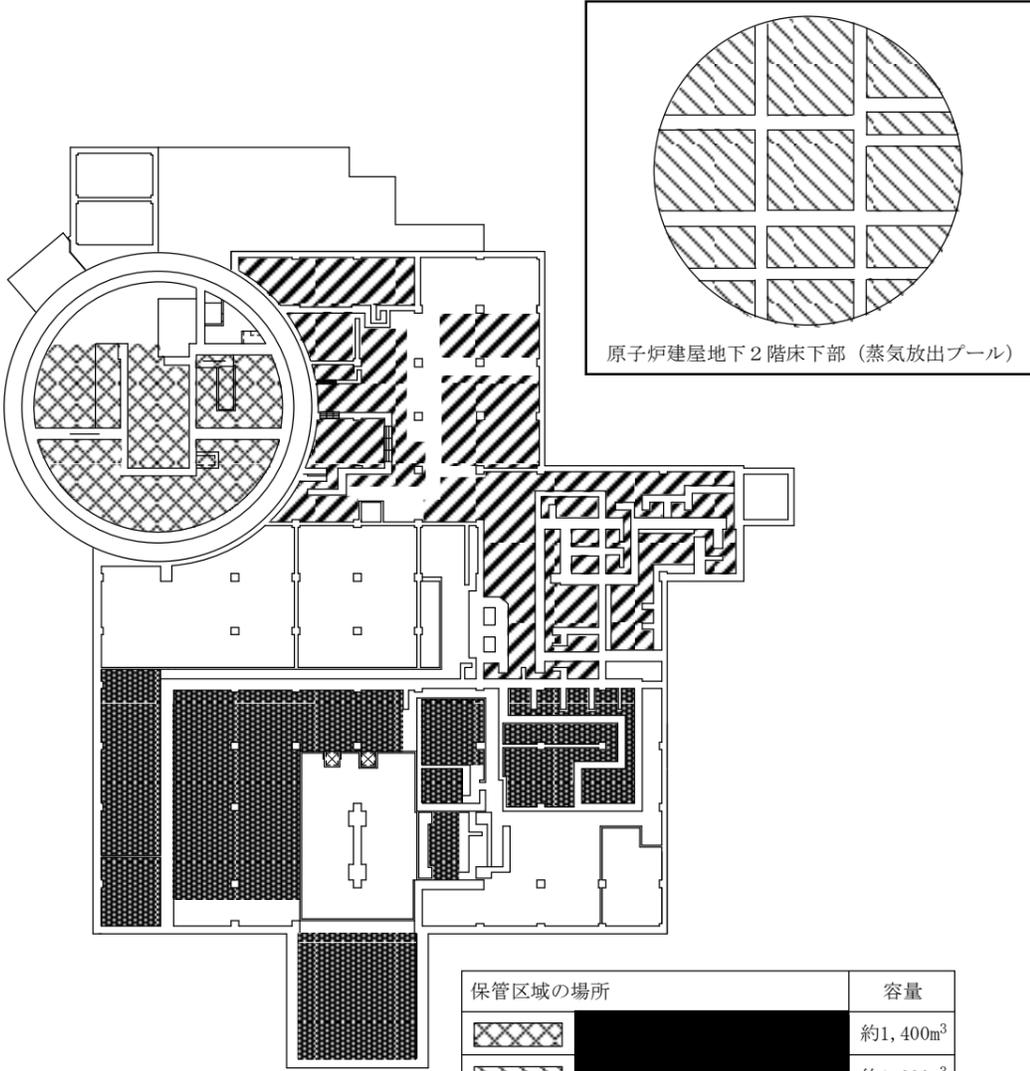
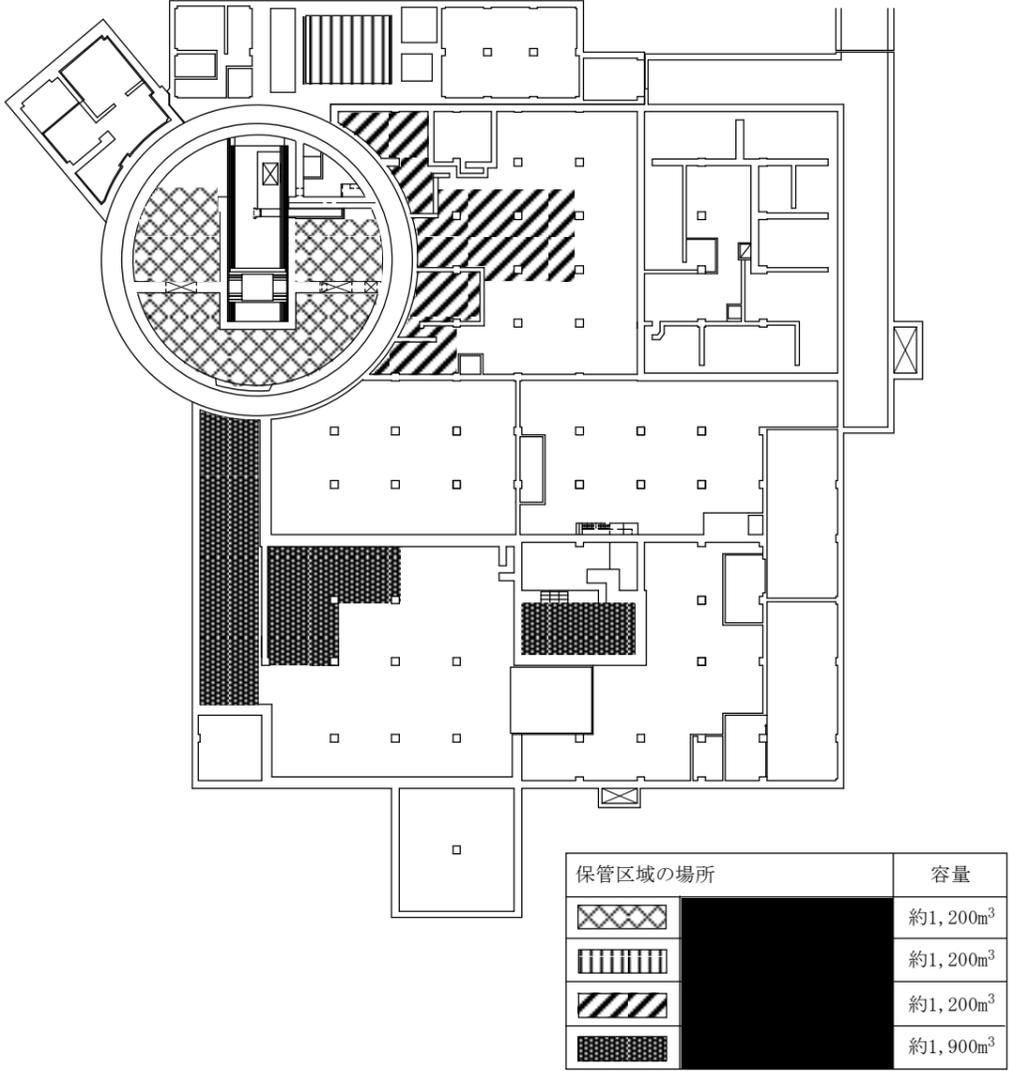
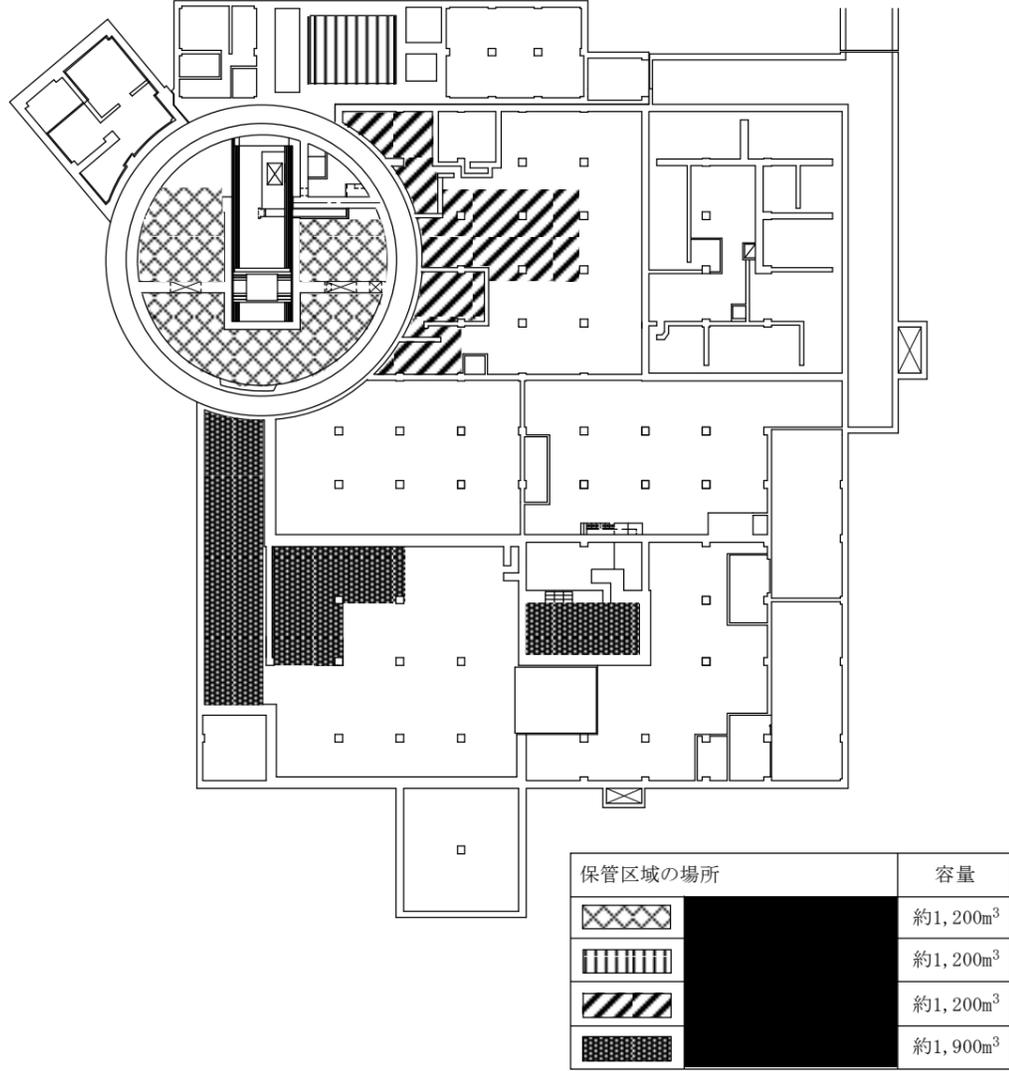


図 10-6 放射性固体廃棄物の処理処分フロー（原子炉周辺設備解体撤去期間以降）

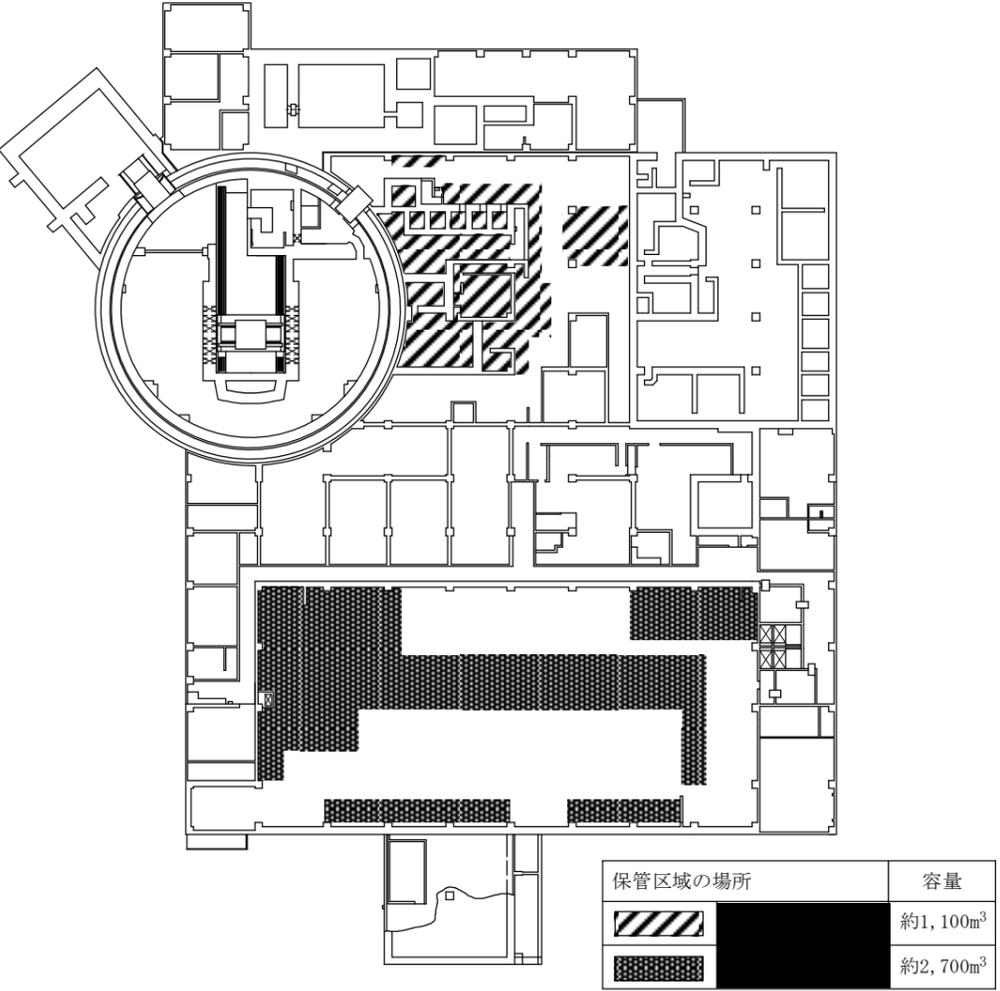
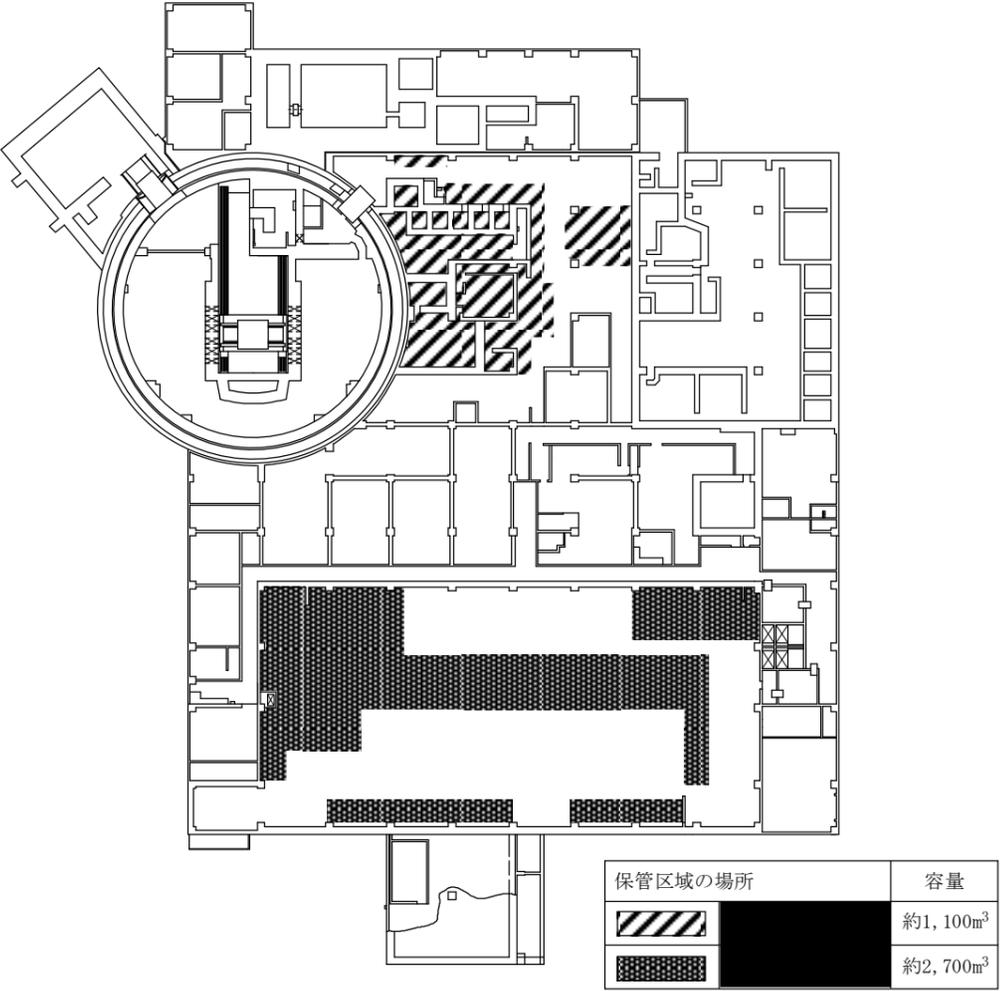
注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考																				
 <p style="text-align: center;">原子炉建屋地下2階床下部（蒸気放出プール）</p> <table border="1" data-bbox="647 1339 1142 1554"> <thead> <tr> <th>保管区域の場所</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>約1,400m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約1,000m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約3,100m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約4,000m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>図8-7(1) 建屋に設定する保管区域の場所と容量（地下2階）</p>	保管区域の場所	容量		約1,400m ³		約1,000m ³		約3,100m ³		約4,000m ³	 <p style="text-align: center;">原子炉建屋地下2階床下部（蒸気放出プール）</p> <table border="1" data-bbox="1780 1339 2276 1554"> <thead> <tr> <th>保管区域の場所</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>約1,400m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約1,000m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約3,100m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約4,000m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>図10-7(1) 建屋に設定する保管区域の場所と容量（地下2階）</p>	保管区域の場所	容量		約1,400m ³		約1,000m ³		約3,100m ³		約4,000m ³	<p>・図番号の変更</p>
保管区域の場所	容量																					
	約1,400m ³																					
	約1,000m ³																					
	約3,100m ³																					
	約4,000m ³																					
保管区域の場所	容量																					
	約1,400m ³																					
	約1,000m ³																					
	約3,100m ³																					
	約4,000m ³																					

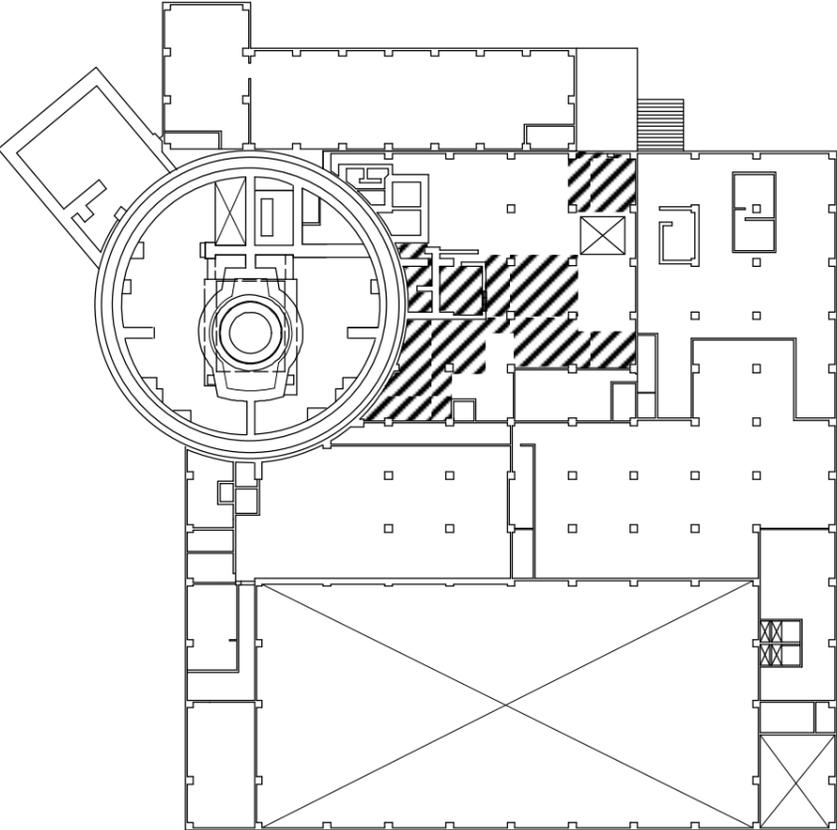
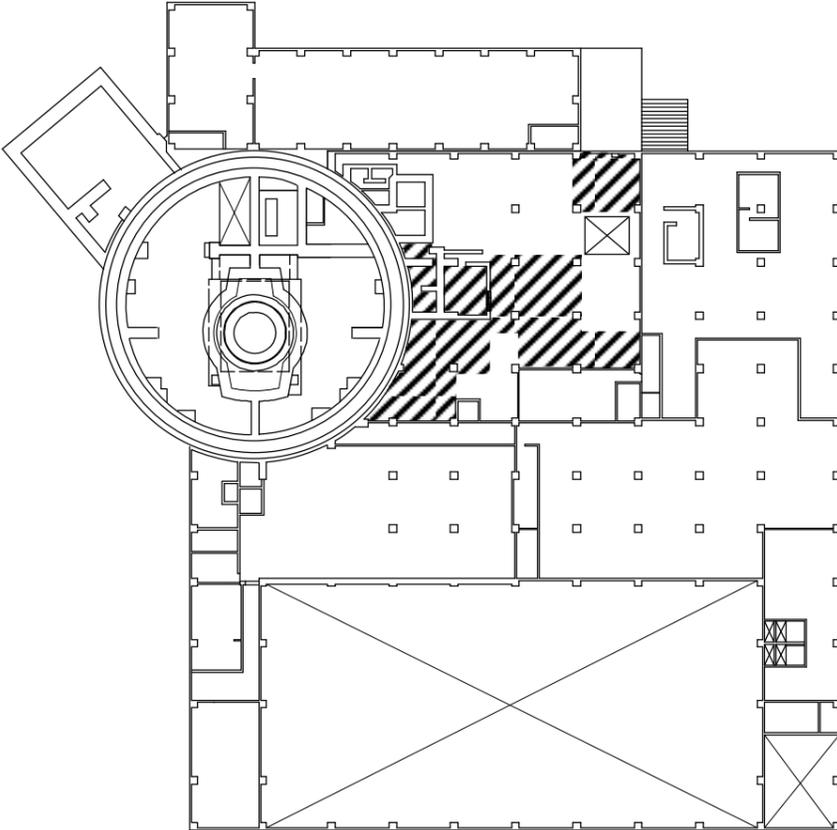
注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
 <p>図8-7(2) 建屋に設定する保管区域の場所と容量(地下1階)</p>	 <p>図10-7(2) 建屋に設定する保管区域の場所と容量(地下1階)</p>	<p>・図番号の変更</p>

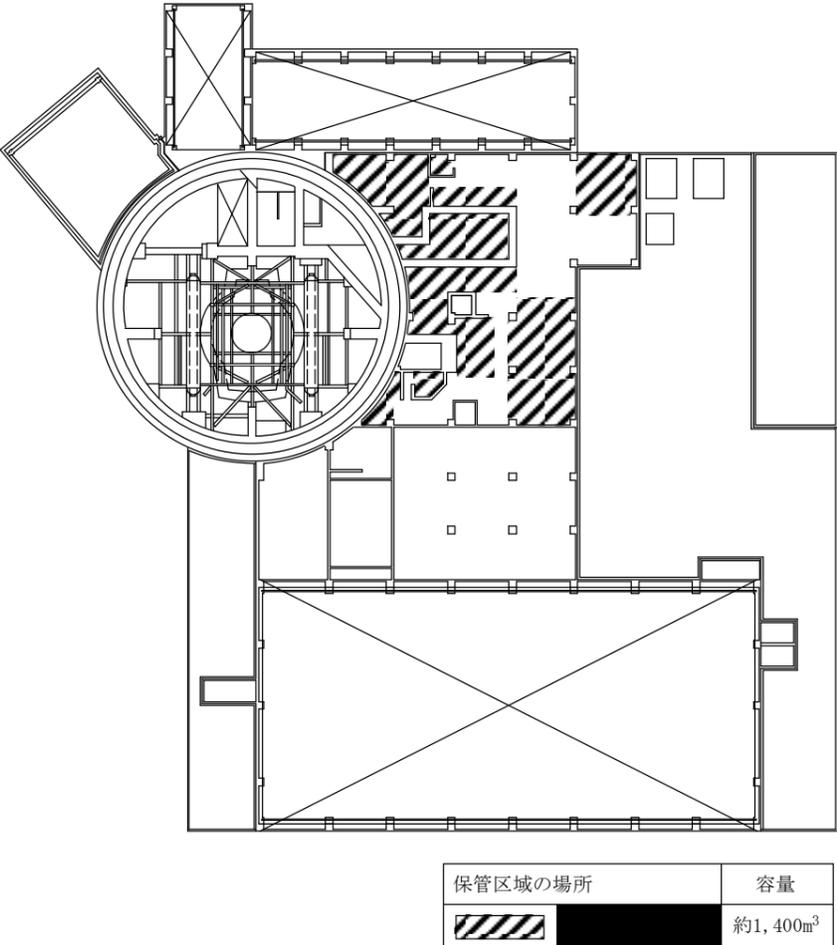
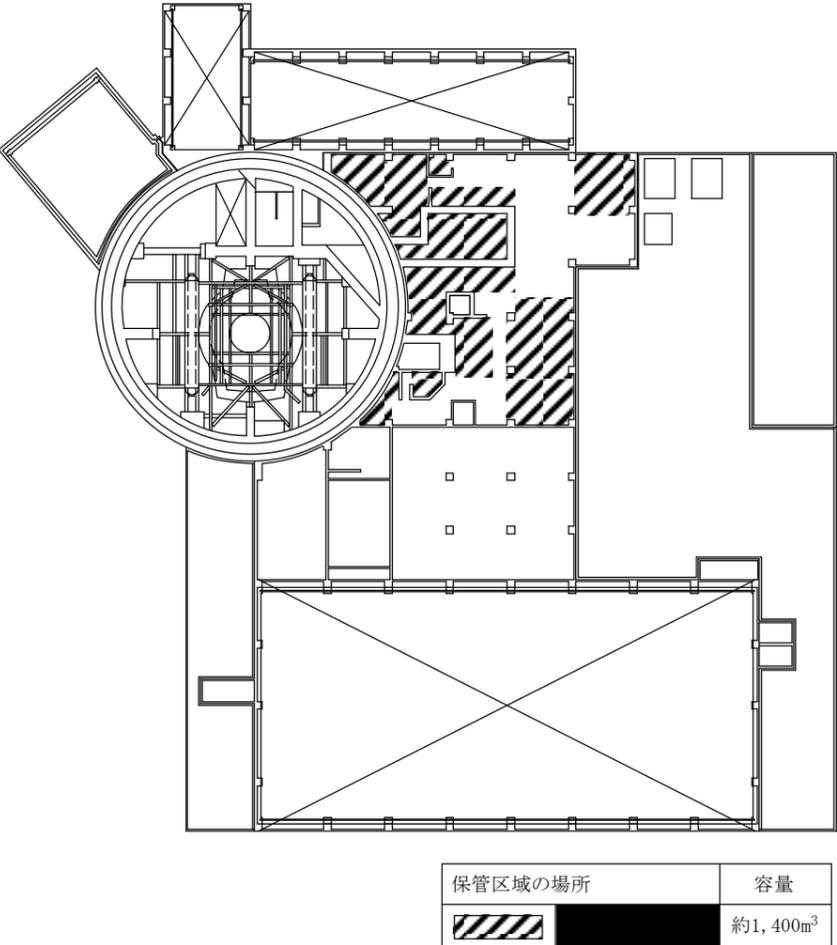
注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
 <p>図8-7(3) 建屋に設定する保管区域の場所と容量(地上1階)</p>	 <p>図10-7(3) 建屋に設定する保管区域の場所と容量(地上1階)</p>	<p>・図番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考								
 <table border="1" data-bbox="736 1249 1121 1333"> <thead> <tr> <th>保管区域の場所</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>約1,400m³</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="240 1465 1151 1501">図8-7(4) 建屋に設定する保管区域の場所と容量(地上2階)</p>	保管区域の場所	容量		約1,400m³	 <table border="1" data-bbox="1863 1249 2249 1333"> <thead> <tr> <th>保管区域の場所</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>約1,400m³</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1359 1465 2300 1501">図10-7(4) 建屋に設定する保管区域の場所と容量(地上2階)</p>	保管区域の場所	容量		約1,400m³	<p data-bbox="2427 241 2605 277">・図番号の変更</p>
保管区域の場所	容量									
	約1,400m³									
保管区域の場所	容量									
	約1,400m³									

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
 <p>図8-7 (5) 建屋に設定する保管区域の場所と容量 (地上3階)</p>	 <p>図10-7 (5) 建屋に設定する保管区域の場所と容量 (地上3階)</p>	<p>・図番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前				変更後				備考
表 8-1 廃止措置期間中に放出される放射性気体廃棄物の推定放出量				表 10-1 廃止措置期間中に放出される放射性気体廃棄物の推定放出量				・表番号の変更
期 間	放出核種*1	推定放出量*4		期 間	放出核種*1	推定放出量*4		
重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間	トリチウム	1.4×10 ¹³		重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間	トリチウム	1.4×10 ¹³		
	コバルト-60	6.0×10 ⁹			コバルト-60	6.0×10 ⁹		
原子炉周辺設備解体撤去期間以降	トリチウム	3.1×10 ¹¹		原子炉周辺設備解体撤去期間以降	トリチウム	3.1×10 ¹¹		
	炭素-14*2	8.7×10 ¹²	8.7×10 ¹²		炭素-14*2	8.7×10 ¹²	8.7×10 ¹²	
	コバルト-60	6.0×10 ⁹			コバルト-60	6.0×10 ⁹		
	コバルト-60*3	2.9×10 ⁷			コバルト-60*3	2.9×10 ⁷		
(単位：Bq/年)				(単位：Bq/年)				
*1: 「添付書類3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」において、一般公衆への影響評価に用いている核種である。				*1: 「添付書類3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」において、一般公衆への影響評価に用いている核種である。				
*2: 減容安定化処理装置の運転及び原子炉建屋コンクリートの汚染の除去工事に伴い放出される核種である。				*2: 減容安定化処理装置の運転及び原子炉建屋コンクリートの汚染の除去工事に伴い放出される核種である。				
*3: 原子炉領域及び生体遮へい体解体撤去工事に伴い放出される核種である。				*3: 原子炉領域及び生体遮へい体解体撤去工事に伴い放出される核種である。				
*4: 1年間に全量放出したと仮定した場合の最大推定放出量である。				*4: 1年間に全量放出したと仮定した場合の最大推定放出量である。				

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前				変更後				備考
表 8-2 廃止措置期間中に放出される放射性液体廃棄物の推定放出量 (単位：Bq/年)				表 10-2 廃止措置期間中に放出される放射性液体廃棄物の推定放出量 (単位：Bq/年)				・表番号の変更
期 間	放出核種*1	推定放出量*3		期 間	放出核種*1	推定放出量*3		
重水系・ヘリウム系等の汚染の 除去期間	トリチウム	8.5×10 ¹²		重水系・ヘリウム系等の汚染の 除去期間	トリチウム	8.5×10 ¹²		
	マンガン-54	4.0×10 ⁸	9.9×10 ⁹		マンガン-54	4.0×10 ⁸	9.9×10 ⁹	
	コバルト-60	6.1×10 ⁹			コバルト-60	6.1×10 ⁹		
	ストロンチウム-90	3.3×10 ⁸			ストロンチウム-90	3.3×10 ⁸		
	セシウム-134	4.0×10 ⁸			セシウム-134	4.0×10 ⁸		
	セシウム-137	2.7×10 ⁹			セシウム-137	2.7×10 ⁹		
原子炉周辺設備解体撤去期間 以降	トリチウム	2.6×10 ¹²		原子炉周辺設備解体撤去期間 以降	トリチウム	2.6×10 ¹²		
	マンガン-54	8.2×10 ⁷	3.8×10 ⁸		マンガン-54	8.2×10 ⁷	3.8×10 ⁸	
	鉄-55*2	9.7×10 ⁶			鉄-55*2	9.7×10 ⁶		
	コバルト-60	8.2×10 ⁷			コバルト-60	8.2×10 ⁷		
	コバルト-60*2	1.1×10 ⁷			コバルト-60*2	1.1×10 ⁷		
	ストロンチウム-90	2.9×10 ⁶			ストロンチウム-90	2.9×10 ⁶		
	アンチモン-125*2	3.2×10 ⁷			アンチモン-125*2	3.2×10 ⁷		
	セシウム-134	8.2×10 ⁷			セシウム-134	8.2×10 ⁷		
	セシウム-137	8.2×10 ⁷			セシウム-137	8.2×10 ⁷		
*1: 「添付書類3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」において、一般公衆への影響評価に用いている核種である。				*1: 「添付書類3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」において、一般公衆への影響評価に用いている核種である。				
*2: 原子炉領域及び生体遮へい体解体撤去工事に伴い放出される核種の最大推定放出量である。				*2: 原子炉領域及び生体遮へい体解体撤去工事に伴い放出される核種の最大推定放出量である。				
*3: 1年間に全量放出したと仮定した場合の最大推定放出量である。				*3: 1年間に全量放出したと仮定した場合の最大推定放出量である。				

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前			変更後			備考
表 8-3 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の既貯蔵量 (単位：トン)			表 10-3 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の既貯蔵量 (単位：トン)			・表番号の変更
廃棄物の種類	既貯蔵量	備考 (貯蔵形態・貯蔵場所等)	廃棄物の種類	既貯蔵量	備考 (貯蔵形態・貯蔵場所等)	
濃縮廃液	50 *2	濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液	50 *2	濃縮廃液貯蔵タンク	
アスファルト固化体	525 *2	アスファルト固化体, 固体廃棄物貯蔵庫	アスファルト固化体	525 *2	アスファルト固化体, 固体廃棄物貯蔵庫	
フィルタスラッジ	37 *2	フィルタスラッジ貯蔵タンク	フィルタスラッジ	37 *2	フィルタスラッジ貯蔵タンク	
使用済イオン交換樹脂	179 *1	粒状廃樹脂貯蔵タンク及び粉末廃樹脂貯蔵タンク	使用済イオン交換樹脂	179 *1	粒状廃樹脂貯蔵タンク及び粉末廃樹脂貯蔵タンク	
	91 *2	ドラム缶, 固体廃棄物貯蔵庫		91 *2	ドラム缶, 固体廃棄物貯蔵庫	
可燃性固体廃棄物	228 *2	ドラム缶, 鉄箱, 固体廃棄物貯蔵庫	可燃性固体廃棄物	228 *2	ドラム缶, 鉄箱, 固体廃棄物貯蔵庫	
焼却灰	20 *2	ドラム缶, 固体廃棄物貯蔵庫	焼却灰	20 *2	ドラム缶, 固体廃棄物貯蔵庫	
不燃性固体廃棄物	2,021 *2	ドラム缶, 鉄箱, 固体廃棄物貯蔵庫	不燃性固体廃棄物	2,021 *2	ドラム缶, 鉄箱, 固体廃棄物貯蔵庫	
制御棒	1 *1	使用済燃料貯蔵プール内制御棒収容ラック	制御棒	1 *1	使用済燃料貯蔵プール内制御棒収容ラック	
合計	約 3,200		合計	約 3,200		
(平成 19 年 9 月 30 日時点)			(平成 19 年 9 月 30 日時点)			・表番号, 呼び出し番号の変更
<p>1. 表 8-3 の記載条件は以下のとおり。 *1: レベル 1 の放射性廃棄物を示す。 *2: レベル 2 の放射性廃棄物を示す。 (ただし, レベル 1 及びレベル 2 の区分による物量は, 除染を考慮していないレベルであり, 今後の除染等により各レベルの数量は変わりうる。)</p> <p>2. 放射能レベル区分値については, 以下のとおり。 ・レベル 1 の区分値の上限は, 「核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第 31 条に定める放射能濃度 ・レベル 1 とレベル 2 の区分値は, 「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第 1 条の 2 第 2 項第 4 号 別表第 1) に定める放射能濃度 ・レベル 2 とレベル 3 の区分値は, 「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第 1 条の 2 第 2 項第 5 号 別表第 2) に定める放射能濃度</p>			<p>1. 表 10-3 の記載条件は以下のとおり。 *1: レベル 1 の放射性廃棄物を示す。 *2: レベル 2 の放射性廃棄物を示す。 (ただし, レベル 1 及びレベル 2 の区分による物量は, 除染を考慮していないレベルであり, 今後の除染等により各レベルの数量は変わりうる。)</p> <p>2. 放射能レベル区分値については, 以下のとおり。 ・レベル 1 の区分値の上限は, 「核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第 31 条に定める放射能濃度 ・レベル 1 とレベル 2 の区分値は, 「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第 1 条の 2 第 2 項第 4 号 別表第 1) に定める放射能濃度 ・レベル 2 とレベル 3 の区分値は, 「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第 1 条の 2 第 2 項第 5 号 別表第 2) に定める放射能濃度</p>			

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まない。

変更前					変更後					備考
表 8-4 核燃料物質によって汚染された固体状物質の既貯蔵量及び今後の推定発生量 (単位：トン)					表 10-4 核燃料物質によって汚染された固体状物質の既貯蔵量及び今後の推定発生量 (単位：トン)					・表番号の変更
放射能レベル区分		既貯蔵量	今後の推定発生量	合計*	放射能レベル区分		既貯蔵量	今後の推定発生量	合計*	
低レベル 放射性 廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの [レベル1]	180	260	約 500	低レベル 放射性 廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの [レベル1]	180	260	約 500	
	放射能レベルの比較的低いもの [レベル2]	2,970	1,380	約 4,400		放射能レベルの比較的低いもの [レベル2]	2,970	1,380	約 4,400	
	放射能レベルの極めて低いもの [レベル3]	—	45,360	約 45,400		放射能レベルの極めて低いもの [レベル3]	—	45,360	約 45,400	
放射性物質として扱う必要のないもの		—	510	約 600	放射性物質として扱う必要のないもの		—	510	約 600	
合計*		約 3,200	約 47,500	約 50,700	合計*		約 3,200	約 47,500	約 50,700	
<p>* 既貯蔵量及び今後の推定発生量は、十トン単位で切り上げ、合計値については、百トン単位で切り上げた値である。(端数処理のため合計値が一致しないことがある。)</p> <p>1. 表 8-4 の記載条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既貯蔵量は、平成 19 年 9 月 30 日時点の物量を示す。 今後の推定発生量のレベル区分は、平成 18 年 3 月までに取得したデータを基に、運転終了 4.5 年後 (平成 19 年 9 月末) 時点での算出結果を示す。 既貯蔵量及び今後の推定発生量における放射能レベル区分ごとの物量は、除染を考慮していないレベル区分で集計したものである。(今後の除染等により各レベルの数量は変わりうる。) <p>2. 放射能レベル区分値については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル 1 の区分値の上限は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第 31 条に定める放射能濃度 レベル 1 とレベル 2 の区分値は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第 1 条の 2 第 2 項第 4 号_別表第 1) に定める放射能濃度 レベル 2 とレベル 3 の区分値は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第 1 条の 2 第 2 項第 5 号_別表第 2) に定める放射能濃度 レベル 3 と放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第 1 に定める放射能濃度 <p>3. 廃止措置期間中に発生する「放射性廃棄物でない廃棄物 (管理区域外から発生した廃棄物を含む)」の今後の推定発生量は、約 138,500 トンである。</p>					<p>* 既貯蔵量及び今後の推定発生量は、十トン単位で切り上げ、合計値については、百トン単位で切り上げた値である。(端数処理のため合計値が一致しないことがある。)</p> <p>1. 表 10-4 の記載条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既貯蔵量は、平成 19 年 9 月 30 日時点の物量を示す。 今後の推定発生量のレベル区分は、平成 18 年 3 月までに取得したデータを基に、運転終了 4.5 年後 (平成 19 年 9 月末) 時点での算出結果を示す。 既貯蔵量及び今後の推定発生量における放射能レベル区分ごとの物量は、除染を考慮していないレベル区分で集計したものである。(今後の除染等により各レベルの数量は変わりうる。) <p>2. 放射能レベル区分値については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル 1 の区分値の上限は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第 31 条に定める放射能濃度 レベル 1 とレベル 2 の区分値は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第 1 条の 2 第 2 項第 4 号_別表第 1) に定める放射能濃度 レベル 2 とレベル 3 の区分値は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第 1 条の 2 第 2 項第 5 号_別表第 2) に定める放射能濃度 レベル 3 と放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第 1 に定める放射能濃度 <p>3. 廃止措置期間中に発生する「放射性廃棄物でない廃棄物 (管理区域外から発生した廃棄物を含む)」の今後の推定発生量は、約 138,500 トンである。</p>					・表番号、呼び出し番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>9</u> 廃止措置の工程</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく本廃止措置計画の認可以降、本廃止措置計画に基づき実施し、2033年度までに完了する予定である。廃止措置工程を表<u>9-1</u>に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期に渡るものであることから、表<u>9-1</u> 廃止措置工程の終了時期以外の時間軸である年度展開については、厳密なものではなく、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間、原子炉周辺設備解体撤去期間、原子炉本体解体撤去期間、建屋解体期間の期間ごとに各工事を管理することとし、本表に記載した工事の順序を遵守して工事を実施していく。</p>	<p><u>11</u> 廃止措置の工程</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく本廃止措置計画の認可以降、本廃止措置計画に基づき実施し、2033年度までに完了する予定である。廃止措置工程を表<u>11-1</u>に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期に渡るものであることから、表<u>11-1</u> 廃止措置工程の終了時期以外の時間軸である年度展開については、厳密なものではなく、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間、原子炉周辺設備解体撤去期間、原子炉本体解体撤去期間、建屋解体期間の期間ごとに各工事を管理することとし、本表に記載した工事の順序を遵守して工事を実施していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本文番号の変更 ・表番号, 呼び出し番号の変更 ・表番号, 呼び出し番号の変更

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前

備考

表9-1 廃止措置工程

廃止措置の各期間	運転期間		廃止措置準備期間				重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間										原子炉周辺設備解体撤去期間					原子炉本体解体撤去期間					建屋解体期間					
	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
運転終了に係る項目	▼運転終了(H15.3.29)		▼恒久停止に係る大臣承認(H16.2.20)																													
廃止措置に係る項目			▼原子炉内燃料体取出				使用済燃料搬出																									
	主要施設・設備の解体撤去工事						▼廃止措置着手 (1)原子炉冷却系統施設解体撤去工事 (2)計測制御系統施設解体撤去工事 (3)気体廃棄物の廃棄施設解体撤去工事 (主排気筒、廃棄物処理建屋排気筒の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」に含む) (4)放射線管理施設解体撤去工事 (5)原子炉格納施設解体撤去工事 (構造に係る設備の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」に含む)										原子炉周辺設備解体撤去 (6)核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設解体撤去工事 (7)液体廃棄物の廃棄設備解体撤去工事 (復水器冷却水放水路の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」に含む) (8)固体廃棄物の廃棄設備解体撤去工事 (固体廃棄物貯蔵庫の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」に含む) (9)重水系・ヘリウム系解体撤去工事 (10)原子炉補機冷却系・海水系・炭酸ガス系解体撤去工事 (11)非常用電源設備解体撤去工事					原子炉本体解体撤去 (12)原子炉領域及び生体遮へい体解体撤去工事 (原子炉建屋外壁の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」に含む) (13)換気設備解体撤去工事 (14)発電所補助系・クレーン設備解体撤去工事 管理区域解除 建屋解体 (15)各建屋及び構築物解体工事										
主要設備・機器における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染の除去工事			系統除染 重水回収				(1)-①重水系・ヘリウム系等の残留重水回収工事 (1)-②重水系・ヘリウム系等のトリチウム除去工事 (1)-③重水系・ヘリウム系の放射性腐食生成物の除染工事 (2)-①蒸気放出プールの除染工事 (2)-②燃料交換プールの除染工事 (2)-③使用済燃料貯蔵プールの除染工事 (3)熱交換器類の汚染の除去工事 (4)放射性廃棄物貯蔵タンク類の汚染の除去工事 (5)各建屋及び構築物の汚染の除去工事																									
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄							放射性廃棄物の処理処分																									

← 認可前 計画 →

凡例 : 廃止措置大工程
 : 廃止措置に係る工事等の工程

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更後

備考

・表番号の変更

表 11-1 廃止措置工程

廃止措置の各期間	運転期間		廃止措置準備期間				重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間										原子炉周辺設備解体撤去期間					原子炉本体解体撤去期間					建屋解体期間						
	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
運転終了に係る項目	▼運転終了(H15.3.29)		▼恒久停止に係る大臣承認(H16.2.20)																														
			▼原子炉内燃料体取出																														
廃止措置に係る項目							使用済燃料搬出																										
							▼廃止措置着手																										
							(1)原子炉冷却系統施設解体撤去工事																										
							(2)計測制御系統施設解体撤去工事																										
							(3)気体廃棄物の廃棄施設解体撤去工事 (主排気筒、廃棄物処理建屋排気筒の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」に含む)																										
							(4)放射線管理施設解体撤去工事																										
							(5)原子炉格納施設解体撤去工事 (構造に係る設備の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」に含む)																										
																	原子炉周辺設備解体撤去																
																	(6)核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設解体撤去工事																
																	(7)液体廃棄物の廃棄設備解体撤去工事 (復水器冷却水放水路の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」に含む)																
																(8)固体廃棄物の廃棄設備解体撤去工事 (固体廃棄物貯蔵庫の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」に含む)																	
																(9)重水系・ヘリウム系解体撤去工事																	
																(10)原子炉補機冷却系・海水系・炭酸ガス系解体撤去工事																	
																(11)非常用電源設備解体撤去工事																	
																					原子炉本体解体撤去												
																					(12)原子炉領域及び生体遮へい体解体撤去工事 (原子炉建屋外壁の解体撤去については「各建屋及び構築物解体工事」に含む)												
																										(13)換気設備解体撤去工事							
																										(14)発電所補助系 ・クレーン設備解体撤去工事							
																										←管理区域解除→							
																															建屋解体		
																															(15)各建屋及び構築物解体工事		
主要設備・機器における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による汚染の除去工事			系統除染 重水回収				(1)-①重水系・ヘリウム系等の残留重水回収工事																										
							(1)-②重水系・ヘリウム系等のトリチウム除去工事																										
							(1)-③重水系・ヘリウム系の放射性腐食生成物の除染工事																										
																	(2)-①蒸気放出プールの除染工事																
																						(2)-②燃料交換プールの除染工事											
																										(2)-③使用済燃料貯蔵プールの除染工事							
																(3)熱交換器類の汚染の除去工事																	
																(4)放射性廃棄物貯蔵タンク類の汚染の除去工事																	
																															(5)各建屋及び構築物の汚染の除去工事		
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄																																放射性廃棄物の処理処分	

←認可前 計画→

凡例  : 廃止措置大工程
 : 廃止措置に係る工事等の工程

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>1.2 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）の原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項について、機構は、次の品質管理体制の計画（以下「品質管理計画」という。）に定める要求事項に従って保安活動の計画、実施、評価及び改善について行う。</u></p> <p><u>1. 目的</u></p> <p><u>機構は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）に基づき、原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を品質マネジメントシステムとして構築し、原子力の安全を確保する。</u></p> <p><u>2. 適用範囲</u></p> <p><u>本品質管理計画は、ふげんの原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</u></p> <p><u>3. 定義</u></p> <p><u>本品質管理計画における用語の定義は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈に従うものとする。</u></p> <p><u>4. 品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>4.1 一般要求事項</u></p> <p><u>(1) 保安に係る組織は、本品質管理計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) <u>原子炉施設，組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u></p> <p>c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され，若しくは実行された場合に起こり得る影響</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は，原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし，品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は，品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また，保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</u></p> <p>b) <u>プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</u></p> <p>c) <u>プロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために，必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p>d) <u>プロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>e) <u>プロセスの運用状況を監視及び測定し，分析する。ただし，監視及び測定することが困難な場合は，この限りでない。</u></p> <p>f) <u>プロセスについて，業務の計画どおりの結果を得るため，かつ，有効性を継続的に改善するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</u></p> <p>g) <u>プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合の取れたものにする。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>h) <u>意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>i) <u>健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を明確にし、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 <u>一般</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル</u></p> <p>(3) <u>規則が要求する手順</u></p> <p>(4) <u>プロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と判断した指示書、図面等を含む文書</u></p> <p>4.2.2 <u>品質マニュアル</u></p> <p><u>理事長は、本品質管理計画に基づき、品質マニュアルとして、次の事項を含む品質マネジメント計画を策定し、維持する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>d) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u></p> <p>4.2.3 <u>文書管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、適切な品質マネジメント文書が利用できるよう、次に掲げる管理の方法を定めた手順を作成する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</u></p> <p>a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) <u>文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</u></p> <p>d) <u>文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</u></p> <p>e) <u>該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>h) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</u></p> <p>4.2.4 <u>記録の管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。また、記録は、読みや</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>すく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p><u>(2) 保安に係る組織は、記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理の方法を定めた手順を作成する。</u></p> <p><u>5. 経営者等の責任</u></p> <p><u>5.1 経営者の関与</u></p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p><u>a) 品質方針を設定する。</u></p> <p><u>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p><u>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p><u>d) マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p><u>e) 資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p><u>f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p><u>g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p><u>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の重視</u></p> <p><u>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>5.3 品質方針</p> <p>(1) <u>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するものを含む。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u></p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) <u>理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標を含む。)が設定されていることを確実にする。</u></p> <p><u>また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画が作成されることを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合が取れていることを確実にする。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) <u>理事長は、4.1 項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則改正に伴う反映)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) <u>変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの有効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 <u>責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p>5.5.1 <u>責任及び権限</u></p> <p><u>理事長は、保安に係る組織の責任及び権限を明確にする。</u></p> <p><u>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行するようにする。</u></p> <p>5.5.2 <u>管理責任者</u></p> <p>(1) <u>理事長は、保安活動の実施部門の長、監査プロセスの長を管理責任者として、また本部(監査プロセスを除く。)は管理者の中から管理責任者を任命する。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限を持つ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</u></p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u></p> <p><u>理事長は、保安に係る組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にする。</u></p> <p><u>また、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p><u>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p><u>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p><u>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u></p> <p><u>a) 内部監査の結果</u></p> <p><u>b) 組織の外部の者からの意見</u></p> <p><u>c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)</u></p> <p><u>d) 定期事業者検査及び自主検査等の結果</u></p> <p><u>e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。)</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則改正に伴う反映)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>f) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>g) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</u></p> <p>h) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</u></p> <p>i) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>j) <u>改善のための提案</u></p> <p>k) <u>資源の妥当性</u></p> <p>l) <u>保安活動の改善のために実施した処置の有効性</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p>(1) <u>理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p>b) <u>業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u></p> <p>e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u></p> <p>6. <u>資源の運用管理</u></p> <p>6.1 <u>資源の確保</u></p> <p><u>保安に係る組織は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</u></p> <p>(1) <u>人的資源(要員の力量)</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則改正に伴う反映)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>(2) <u>インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</u></p> <p>(3) <u>作業環境</u></p> <p>(4) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 <u>人的資源</u></p> <p>6.2.1 <u>一般</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p>(3) <u>外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務の持つ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>7. 業務の計画及び実施</u></p> <p><u>7.1 業務の計画</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、廃止措置管理、施設管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>c) <u>業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>d) <u>業務・原子炉施設のための定期事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>e) <u>業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、業務の計画を、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u></p> <p><u>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p><u>保安に係る組織は、次に掲げる事項を要求事項として明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務・原子炉施設に関連する法令・規制要求事項</u></p> <p>b) <u>明示されていないが、業務・原子炉施設に必要な要求事項</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則改正に伴う反映)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項</u></p> <p>7.2.2 <u>業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューでは、次の事項について確認する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>c) <u>当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7.2.3 <u>外部とのコミュニケーション</u></p> <p><u>保安に係る組織は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</u></p> <p>7.3 <u>設計・開発</u></p> <p>7.3.1 <u>設計・開発の計画</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>する設計・開発を含む。</u></p> <p><u>(2) 保安に係る組織は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>c) <u>設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</u></p> <p>d) <u>設計・開発に必要な内部及び外部の資源</u></p> <p><u>(3) 保安に係る組織は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確保するために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p><u>(4) 保安に係る組織は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</u></p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u></p> <p><u>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p>b) <u>適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>c) <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>(2) 保安に係る組織は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</u></p> <p><u>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</u></p> <p><u>(1) 保安に係る組織は、設計・開発からのアウトプット(機器等の仕様等)は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則改正に伴う反映)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>階に進める前に、承認をする。</u></p> <p><u>(2) 保安に係る組織は、設計・開発のアウトプット(機器等の仕様等)は、次の状態とする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p>b) <u>調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p>c) <u>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p> <p>d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</u></p> <p><u>7.3.4 設計・開発のレビュー</u></p> <p><u>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>b) <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p><u>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</u></p> <p><u>(3) 保安に係る組織は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.3.5 設計・開発の検証</u></p> <p><u>(1) 保安に係る組織は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。</u></p> <p><u>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</u></p> <p><u>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.3.7 設計・開発の変更管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.4 調達</u></p> <p><u>7.4.1 調達プロセス</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>(1) <u>保安に係る組織は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準を定める。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る組織は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る組織は、適切な調達の実施に必要な事項(調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を含む。)を定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) <u>製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>b) <u>要員の力量(適格性を含む。)確認に関する要求事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p>d) <u>不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p>e) <u>安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達物品等に関し必要な要求事項</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則改正に伴う反映)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>(2) <u>保安に係る組織は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において立会いや記録確認等の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><u>7.4.3 調達製品等の検証</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース(出荷許可)の方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p> <p><u>7.5 業務の実施</u></p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p><u>保安に係る組織は、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <p>a) <u>原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。</u></p> <p>b) <u>必要な時に、作業手順が利用できる。</u></p> <p>c) <u>適切な設備を使用している。</u></p> <p>d) <u>監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p>e) <u>監視及び測定が実施されている。</u></p> <p>f) <u>業務のリリース(次工程への引渡し)が規定どおりに実施されている。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を明確にする。</u></p> <p>a) <u>プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u></p> <p>b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</u></p> <p>c) <u>妥当性確認の方法</u></p> <p><u>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設の状態を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設について固有の識別をし、その記録を管理する。</u></p> <p><u>7.5.4 組織外の所有物</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する識別や保護など取扱いに注意を払い、必要に応じて記録を作成し、管理する。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>7.5.5 調達製品の保存</u></p> <p><u>保安に係る組織は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p><u>7.6 監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する(4.2.4 参照)。</u></p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。</u></p> <p><u>また、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る組織は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>(6) 保安に係る組織は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p><u>(1) 保安に係る組織は、必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p><u>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p><u>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーションにより入手し、監視する。</u></p> <p><u>(2) 保安に係る組織は、前項で得られた情報を分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p><u>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、監査プロセスの長に内部監査を実施させる。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>a) <u>本品質管理計画の要求事項</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) <u>理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、監査プロセスの長は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</u></p> <p>(4) <u>監査プロセスの長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>監査プロセスの長は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) <u>理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を明確にした手順を定める。</u></p> <p>(7) <u>監査プロセスの長は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) <u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を監査プロセスの長に報告する。</u></p> <p>8.2.3 <u>プロセスの監視及び測定</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</u></p> <p><u>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>a) <u>監視及び測定の時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の方法により、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る組織は、計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</u></p> <p>8.2.4 <u>検査及び試験</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画に従って、適切な段階で定期事業者検査又は自主検査等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる定期事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人が特定できるよう記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限を持つ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、定期事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p><u>また、自主検査等の検査及び試験要員の独立性については、これを準用する。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更(研究開発段階炉規則改正に伴う反映)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、<u>運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) 保安に係る組織は、<u>不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を定め、これを管理する。</u></p> <p>(3) 保安に係る組織は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(4) 保安に係る組織は、<u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(5) 保安に係る組織は、<u>不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する。</u></p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 保安に係る組織は、<u>品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) 保安に係る組織は、<u>前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性</u></p> <p>c) <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向</u></p> <p>d) <u>供給者の能力</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>保安に係る組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</u></p> <p>(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</u></p> <p>a) <u>不適合等のレビュー及び分析</u></p> <p>b) <u>不適合等の原因の特定</u></p> <p>c) <u>類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>e) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ、次の事項を考慮する。</u></p> <p>a) <u>計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>(4) <u>原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関して根本的な原因を究明するための分析の手順を確立し、実施する。</u></p> <p>(5) <u>全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る組織は、前項までの不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)を定め、これを管理する。</u></p> <p>(7) <u>保安に係る組織は、前項の手順に基づき、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から類似事象に共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</u></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見を収集し、起こり得る不適合の重要度に応じて、次に掲げる手順により適切な未然防止処置を行う。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、前項までの未然防止処置の手順を定め、これを管理する。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う反映）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既に <u>使用済燃料</u>を原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料 2 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 4 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書 5 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 6 廃止措置期間中に <u>機能</u>を維持すべき <u>原子炉施設</u>及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 7 廃止措置に要する <u>資金の額</u>及びその調達計画に関する説明書 8 廃止措置の実施体制に関する説明書 9 <u>品質保証計画</u>に関する説明書 	<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既に <u>燃料体が炉心等</u>から取り出されていることを明らかにする資料 2 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 4 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生する <u>ことが</u>想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書 5 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 6 廃止措置期間中に <u>性能</u>を維持すべき <u>発電用原子炉施設</u>及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 7 廃止措置に要する <u>費用の見積り</u>及びその <u>資金の</u>調達計画に関する説明書 8 廃止措置の実施体制に関する説明書 9 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u>に関する説明書 	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">添付書類 1</p> <p>既に <u>使用済燃料を原子炉の炉心</u> から取り出していることを明らかにする資料</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 1</p> <p>既に <u>燃料体が炉心等</u> から取り出されていることを明らかにする資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発段階炉規則との整合

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>新型転換炉原型炉施設は、既に原子炉からすべての燃料体を取り出し、再度装荷できない措置を採っており、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令（平成17年11月22日経済産業省令第109号）」による改正前の「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」第31条第2項の規定に基づき、平成15年10月3日に経済産業大臣の承認を申請（平成15年10月8日 一部補正）し、平成16年2月20日に承認を受けている。</p> <p>「既に使用済燃料を原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料」として以下の写しを添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 添付-1 「核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所の原子炉の運転に関する承認申請書」（15サイクル機構(ふ)277 平成15年10月3日）の抜粋 ・ 添付-2 「核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所の原子炉の運転に関する承認申請書の一部補正について」（15サイクル機構(ふ)313 平成15年10月8日）の抜粋 ・ 添付-3 「核燃料サイクル開発機構新型転換炉ふげん発電所の原子炉の運転に関する承認について」（平成15・10・03原第17号 平成16年2月20日） <p style="text-align: right;">添付-1</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: right;">添付-2</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: right;">添付-3</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>新型転換炉原型炉施設は、既に原子炉からすべての燃料体を取り出し、再度装荷できない措置を採っており、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令（平成17年11月22日経済産業省令第109号）」による改正前の「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」第31条第2項の規定に基づき、平成15年10月3日に経済産業大臣の承認を申請（平成15年10月8日 一部補正）し、平成16年2月20日に承認を受けている。</p> <p>「既に使用済燃料を原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料」として以下の写しを添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 添付-1 「核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所の原子炉の運転に関する承認申請書」（15サイクル機構(ふ)277 平成15年10月3日）の抜粋 ・ 添付-2 「核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所の原子炉の運転に関する承認申請書の一部補正について」（15サイクル機構(ふ)313 平成15年10月8日）の抜粋 ・ 添付-3 「核燃料サイクル開発機構新型転換炉ふげん発電所の原子炉の運転に関する承認について」（平成15・10・03原第17号 平成16年2月20日） <p style="text-align: right;">添付-1</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: right;">添付-2</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: right;">添付-3</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">添付書類 4</p> <p>廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 4</p> <p>廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，地震，火災等があった場合に発生する <u>ことが</u> 想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発段階炉規則との整合

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置期間の廃止措置工事において、操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故とその影響を検討し、敷地境界外における周辺公衆の最大の実効線量を評価することにより、新型転換炉原型炉施設の廃止措置が周辺公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを示す。</p> <p>2. 事故時における新型転換炉原型炉施設周辺の公衆の被ばく評価</p> <p>廃止措置期間中の事故時において、新型転換炉原型炉施設周辺の公衆の被ばく線量は、原子力安全委員会指針である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）」に記載のとおり、想定する起因事象から放射性物質の放出量が最大である事故を想定し、原子力安全委員会指針である「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（平成13年3月29日一部改訂）」（以下「気象指針」という。）の拡散式を用いて、放射性物質の放出量を算出した上で、放出放射性物質に起因する実効線量を評価する。</p> <p>被ばく線量評価に当たっては、原子力安全委員会指針である「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成13年3月29日一部改訂）」（以下「安全評価審査指針」という。）及び「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針（平成13年3月29日一部改訂）」並びに原子炉安全基準専門部会報告書である「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について（平成13年3月29日一部改訂）」（以下「一般公衆線量評価」という。）に準拠し、廃止措置期間の最大事故を想定して評価する。『原子炉設置許可申請書』及び『原子炉設置変更許可申請書』（以下『原子炉設置許可申請書』という。）添付書類10に記載されている評価を適用する場合には、ICRP1990年勧告取入れに伴うパラメータ等の変更を考慮し、再評価を行うものとする（以下「新指針に基づく再評価」という。）。</p>	<p>1. 概要</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置期間の廃止措置工事において、操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故とその影響を検討し、敷地境界外における周辺公衆の最大の実効線量を評価することにより、新型転換炉原型炉施設の廃止措置が周辺公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを示す。</p> <p>2. 事故時における新型転換炉原型炉施設周辺の公衆の被ばく評価</p> <p>廃止措置期間中の事故時において、新型転換炉原型炉施設周辺の公衆の被ばく線量は、原子力安全委員会指針である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）」に記載のとおり、想定する起因事象から放射性物質の放出量が最大である事故を想定し、原子力安全委員会指針である「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（平成13年3月29日一部改訂）」（以下「気象指針」という。）の拡散式を用いて、放射性物質の放出量を算出した上で、放出放射性物質に起因する実効線量を評価する。</p> <p>被ばく線量評価に当たっては、原子力安全委員会指針である「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成13年3月29日一部改訂）」（以下「安全評価審査指針」という。）及び「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針（平成13年3月29日一部改訂）」並びに原子炉安全基準専門部会報告書である「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について（平成13年3月29日一部改訂）」（以下「一般公衆線量評価」という。）に準拠し、廃止措置期間の最大事故を想定して評価する。『原子炉設置許可申請書』及び『原子炉設置変更許可申請書』（以下『原子炉設置許可申請書』という。）添付書類10に記載されている評価を適用する場合には、ICRP1990年勧告取入れに伴うパラメータ等の変更を考慮し、再評価を行うものとする（以下「新指針に基づく再評価」という。）。</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>3. 最も影響の大きい事故の想定</p> <p>新型転換炉原型炉施設内には、「<u>6</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、使用済燃料を貯蔵していることから、原子炉運転中の事故時評価と同様に、「原子炉設置許可申請書 添付書類 10」に記載されている燃料取扱事故を想定する。また、新型転換炉原型炉施設の廃止措置工事は、「5 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」、「<u>7</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「<u>8</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記載の方法に従って行うことから、廃止措置工事上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、その他の災害による原子炉施設の事故の種類、程度、影響等を考慮した上で、起因事象を以下のとおり整理し、最も影響の大きい事故を選定する。</p> <p>(1) 火災</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、放射性粉じん等の粒子状放射性物質（以下「粒子状放射性物質」という。）が蓄積した汚染拡大防止囲いの局所フィルタが火災により過熱され、局所フィルタに付着している粒子状放射性物質の全量が瞬時に作業環境中に飛散することにより、粒子状放射性物質が換気設備を通過して大気中に放出されることを想定する。</p> <p>(2) 爆発</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、熱的切断用のガスが電気火花等により着火して爆発に至った場合、粒子状放射性物質が蓄積した汚染拡大防止囲いの局所フィルタに影響し、局所フィルタに付着している粒子状放射性物質の全量が瞬時に作業環境中に飛散することにより、粒子状放射性物質が換気設備を通過して大気中に放出される場合を想定する。したがって、爆発事象における粒子状放射性物質の飛散経路は火災の場合と共通となることから、あわせて火災・爆発として想定する。</p> <p>(3) 落下・衝突</p> <p>使用済燃料貯蔵プール内において、貯蔵中の使用済燃料の取扱時に、使用済燃料1体が落下又は周辺機器に衝突して燃料棒の被覆の全数が破損することにより、燃料体内に存在</p>	<p>3. 最も影響の大きい事故の想定</p> <p>新型転換炉原型炉施設内には、「<u>8</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、使用済燃料を貯蔵していることから、原子炉運転中の事故時評価と同様に、「原子炉設置許可申請書 添付書類 10」に記載されている燃料取扱事故を想定する。また、新型転換炉原型炉施設の廃止措置工事は、「5 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」、「<u>9</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「<u>10</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記載の方法に従って行うことから、廃止措置工事上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、その他の災害による原子炉施設の事故の種類、程度、影響等を考慮した上で、起因事象を以下のとおり整理し、最も影響の大きい事故を選定する。</p> <p>(1) 火災</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、放射性粉じん等の粒子状放射性物質（以下「粒子状放射性物質」という。）が蓄積した汚染拡大防止囲いの局所フィルタが火災により過熱され、局所フィルタに付着している粒子状放射性物質の全量が瞬時に作業環境中に飛散することにより、粒子状放射性物質が換気設備を通過して大気中に放出されることを想定する。</p> <p>(2) 爆発</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、熱的切断用のガスが電気火花等により着火して爆発に至った場合、粒子状放射性物質が蓄積した汚染拡大防止囲いの局所フィルタに影響し、局所フィルタに付着している粒子状放射性物質の全量が瞬時に作業環境中に飛散することにより、粒子状放射性物質が換気設備を通過して大気中に放出される場合を想定する。したがって、爆発事象における粒子状放射性物質の飛散経路は火災の場合と共通となることから、あわせて火災・爆発として想定する。</p> <p>(3) 落下・衝突</p> <p>使用済燃料貯蔵プール内において、貯蔵中の使用済燃料の取扱時に、使用済燃料1体が落下又は周辺機器に衝突して燃料棒の被覆の全数が破損することにより、燃料体内に存在</p>	<p>・本文番号、呼び出し番号の変更</p> <p>・本文番号、呼び出し番号の変更</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>する核分裂生成物の全量が瞬時に大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>また、重水搬出のための重水抽出し作業における重水入りドラム缶取扱時において、ドラム缶1本が落下又は周辺機器に衝突して破損することにより、ドラム缶内の重水の全量200リットルが漏えいして重水中に含まれるトリチウムの全量が瞬時に大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>さらに、放射性固体廃棄物を封入した輸送容器取扱時において、輸送容器1体が落下又は周辺機器に衝突して破損することにより、輸送容器内の放射性物質の全量が瞬時に作業環境中に飛散し換気設備を通過して大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>(4) 動的機器の機能停止</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、動的機器である汚染拡大防止囲いの局所排風機の運転が何らかの原因で停止することにより、切断作業に伴い発生した粒子状放射性物質が汚染拡大防止囲いの局所フィルタで捕集されずに作業環境中に漏えいし、換気設備を通過して大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>(5) 弁の誤開閉</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、動的機器である汚染拡大防止囲いの局所排風機のバウンダリを構成する弁が何らかの原因により開放又は排気ラインを構成する弁が何らかの原因で閉止することにより、切断作業に伴い発生する粒子状放射性物質が作業環境中に漏えいし、換気設備を通過して大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>また、原子炉領域の設備・機器等の水中解体工事において、原子炉領域遠隔解体装置の解体用プールの排水ラインを構成する弁が何らかの原因で開放することにより、放射性物質を含んだプール水が原子炉建屋内に全量漏えいする場合を想定する。</p> <p>(6) 異常切断</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、汚染拡大防止囲い若しくは汚染拡大防止囲いの局所排風機の排気ラインを誤って切断して破損することにより、切断作業に伴い発生する粒子状放射性物質が汚染拡大防止囲い又は局所排風機の排気ラインから漏え</p>	<p>する核分裂生成物の全量が瞬時に大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>また、重水搬出のための重水抽出し作業における重水入りドラム缶取扱時において、ドラム缶1本が落下又は周辺機器に衝突して破損することにより、ドラム缶内の重水の全量200リットルが漏えいして重水中に含まれるトリチウムの全量が瞬時に大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>さらに、放射性固体廃棄物を封入した輸送容器取扱時において、輸送容器1体が落下又は周辺機器に衝突して破損することにより、輸送容器内の放射性物質の全量が瞬時に作業環境中に飛散し換気設備を通過して大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>(4) 動的機器の機能停止</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、動的機器である汚染拡大防止囲いの局所排風機の運転が何らかの原因で停止することにより、切断作業に伴い発生した粒子状放射性物質が汚染拡大防止囲いの局所フィルタで捕集されずに作業環境中に漏えいし、換気設備を通過して大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>(5) 弁の誤開閉</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、動的機器である汚染拡大防止囲いの局所排風機のバウンダリを構成する弁が何らかの原因により開放又は排気ラインを構成する弁が何らかの原因で閉止することにより、切断作業に伴い発生する粒子状放射性物質が作業環境中に漏えいし、換気設備を通過して大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>また、原子炉領域の設備・機器等の水中解体工事において、原子炉領域遠隔解体装置の解体用プールの排水ラインを構成する弁が何らかの原因で開放することにより、放射性物質を含んだプール水が原子炉建屋内に全量漏えいする場合を想定する。</p> <p>(6) 異常切断</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、汚染拡大防止囲い若しくは汚染拡大防止囲いの局所排風機の排気ラインを誤って切断して破損することにより、切断作業に伴い発生する粒子状放射性物質が汚染拡大防止囲い又は局所排風機の排気ラインから漏え</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>いし、直接大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>(7) 外部電源の喪失</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、外部電源の喪失により汚染拡大防止囲いの局所排風機及び換気設備が停止することにより、切断作業に伴い発生する粒子状放射性物質が汚染拡大防止囲い及び建屋から漏れいし、直接大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>(8) 津波・洪水</p> <p>津波・洪水については、新型転換炉原型炉施設の立地段階において、十分な標高を確保していることから、事故の誘因になることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>(9) 地震</p> <p>地震については、「原子炉設置許可申請書」に基づき、耐震設計を施した原子炉施設（建屋及び設備）のうち、廃止措置に必要な施設の機能について、内包する汚染を除去するまでの期間、継続して維持管理し、廃止措置工事を実施する計画としていることから、事故の誘因になることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>なお、新型転換炉原型炉施設の耐震安全性については、平成 18 年 9 月改訂以前の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成 13 年 3 月 29 日一部改訂）」の耐震設計上の重要度分類、基準地震動の策定、施設に作用する地震力の算定、施設に作用する荷重の組み合わせと施設の機能維持に係る考え方、施設の応力等の解析に関する考え方に照らして検討を行い、耐震安全性が確保されていることを確認している。さらに、『発電用原子炉施設の耐震設計審査指針』等の改訂に伴う新型転換炉ふげん発電所の耐震安全性の評価等の実施について（平成 18・09・19 原院第 10 号 平成 18 年 9 月 20 日）」に基づき、耐震安全性の評価についても確認している。</p> <p>ここで、使用済燃料の貯蔵中は、原子炉設置許可申請時の事故時評価と同様、「燃料取扱事故」による希ガスの放出を想定する。全廃止措置期間においては、火災・爆発による「汚</p>	<p>いし、直接大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>(7) 外部電源の喪失</p> <p>汚染機器又は放射化機器等の切断作業時において、外部電源の喪失により汚染拡大防止囲いの局所排風機及び換気設備が停止することにより、切断作業に伴い発生する粒子状放射性物質が汚染拡大防止囲い及び建屋から漏れいし、直接大気中に放出される場合を想定する。</p> <p>(8) 津波・洪水</p> <p>津波・洪水については、新型転換炉原型炉施設の立地段階において、十分な標高を確保していることから、事故の誘因になることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>(9) 地震</p> <p>地震については、「原子炉設置許可申請書」に基づき、耐震設計を施した原子炉施設（建屋及び設備）のうち、廃止措置に必要な施設の機能について、内包する汚染を除去するまでの期間、継続して維持管理し、廃止措置工事を実施する計画としていることから、事故の誘因になることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>なお、新型転換炉原型炉施設の耐震安全性については、平成 18 年 9 月改訂以前の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成 13 年 3 月 29 日一部改訂）」の耐震設計上の重要度分類、基準地震動の策定、施設に作用する地震力の算定、施設に作用する荷重の組み合わせと施設の機能維持に係る考え方、施設の応力等の解析に関する考え方に照らして検討を行い、耐震安全性が確保されていることを確認している。さらに、『発電用原子炉施設の耐震設計審査指針』等の改訂に伴う新型転換炉ふげん発電所の耐震安全性の評価等の実施について（平成 18・09・19 原院第 10 号 平成 18 年 9 月 20 日）」に基づき、耐震安全性の評価についても確認している。</p> <p>ここで、使用済燃料の貯蔵中は、原子炉設置許可申請時の事故時評価と同様、「燃料取扱事故」による希ガスの放出を想定する。全廃止措置期間においては、火災・爆発による</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>「汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」の粒子状放射性物質の放出，落下・衝突による「重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故」のトリチウムの放出を想定する。</p> <p>動的機器の機能停止・弁の誤開閉・異常切断・外部電源の喪失における「汚染拡大防止囲いの局所排風機の停止事故」，異常切断における「汚染拡大防止囲いの破損事故」については，事故が判明した時点で廃止措置工事を停止することで粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため，放出源となる放射性物質の移動・挙動が同一になる「汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」の放出量に包絡される。また，最も放射能レベルの高い放射化汚染のある原子炉領域の設備・機器等の水中切断による解体撤去工事（以下「放射化機器の水中解体工事」という。）における汚染拡大防止囲いの局所フィルタに付着する放射性物質量が最大となることから，「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」を最大事象として選定する。</p> <p>なお，放出源が異なる「放射性固体廃棄物輸送容器取扱時の輸送容器破損に伴う放射性物質漏えい事故」の影響は，「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタ破損事故」による影響と比較して小さく，「原子炉領域遠隔解体装置の解体用プール水の漏えい事故」においては，炉下部に漏えいした放射性物質を含むプール水は，回収して液体廃棄物の廃棄設備で処理されることから，いずれも最大の放射性物質を放出する事故とはなり得ない。</p> <p>以上から，大気中へ放射性物質を放出させる可能性のある事象として，以下の場合を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料取扱事故 ・ 放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故 ・ 重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故 	<p>「汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」の粒子状放射性物質の放出，落下・衝突による「重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故」のトリチウムの放出を想定する。</p> <p>動的機器の機能停止・弁の誤開閉・異常切断・外部電源の喪失における「汚染拡大防止囲いの局所排風機の停止事故」，異常切断における「汚染拡大防止囲いの破損事故」については，事故が判明した時点で廃止措置工事を停止することで粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため，放出源となる放射性物質の移動・挙動が同一になる「汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」の放出量に包絡される。また，最も放射能レベルの高い放射化汚染のある原子炉領域の設備・機器等の水中切断による解体撤去工事（以下「放射化機器の水中解体工事」という。）における汚染拡大防止囲いの局所フィルタに付着する放射性物質量が最大となることから，「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」を最大事象として選定する。</p> <p>なお，放出源が異なる「放射性固体廃棄物輸送容器取扱時の輸送容器破損に伴う放射性物質漏えい事故」の影響は，「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタ破損事故」による影響と比較して小さく，「原子炉領域遠隔解体装置の解体用プール水の漏えい事故」においては，炉下部に漏えいした放射性物質を含むプール水は，回収して液体廃棄物の廃棄設備で処理されることから，いずれも最大の放射性物質を放出する事故とはなり得ない。</p> <p>以上から，大気中へ放射性物質を放出させる可能性のある事象として，以下の場合を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料取扱事故 ・ 放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故 ・ 重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故 	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>4. 事故解析</p> <p>4.1 燃料取扱事故</p> <p>「原子炉設置許可申請書 添付書類10」に記載している燃料取扱事故において、使用済燃料の放射エネルギーの減衰を考慮し、新指針に基づく再評価を行う。</p> <p>使用済燃料貯蔵プール内において、貯蔵中の使用済燃料の取扱時に、使用済燃料1体が落下又は周辺機器に衝突して燃料棒の被覆の全数が破損し、燃料内に存在する核分裂生成物の全量が瞬時に大気中に放出される場合を想定する。大気中への放出量から公衆の実効線量を評価する。</p> <p>4.1.1 計算条件</p> <p>評価に使用する使用済燃料は、「核燃料輸送物設計承認書 平成17・11・25 原第8号（平成18年2月17日付）」に記載された燃料のうち、最も放射能強度の大きい微濃縮ウラン型燃料とする。原子炉運転中、燃料内に生成された核分裂生成物は、原子炉の運転終了から4.5年が経過し、崩壊が十分進んでいることから、放射性ヨウ素及び希ガスのうち、短半減期核種であるヨウ素-131及びキセノンは十分に減衰しており、希ガスのクリプトン-85が残留する。また、ヨウ素-129 (1.18×10^8 Bq) はクリプトン-85 (2.88×10^{13} Bq) の放射エネルギーと比較し十分少ないため無視できる。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵プール内において、貯蔵中の使用済燃料の取扱時に、使用済燃料1体が落下又は周辺機器に衝突し、燃料内に存在する希ガスのクリプトン-85が使用済燃料貯蔵プール内に放出され、その全量が燃料貯蔵プール建屋内の作業環境中に拡散する。</p> <p>(2) 希ガスのクリプトン-85は、換気設備を経由し、そのまま大気中に放出される。</p> <p>(3) 希ガスのクリプトン-85のガンマ線実効エネルギーは、0.0022 MeV/disとする。</p> <p>(4) ガンマ線実効エネルギーに換算した大気中への放出量は、6.3×10^{10} MeV・Bqとなる。これは「原子炉設置許可申請書 添付書類10」に記載されている希ガスの放</p>	<p>4. 事故解析</p> <p>4.1 燃料取扱事故</p> <p>「原子炉設置許可申請書 添付書類10」に記載している燃料取扱事故において、使用済燃料の放射エネルギーの減衰を考慮し、新指針に基づく再評価を行う。</p> <p>使用済燃料貯蔵プール内において、貯蔵中の使用済燃料の取扱時に、使用済燃料1体が落下又は周辺機器に衝突して燃料棒の被覆の全数が破損し、燃料内に存在する核分裂生成物の全量が瞬時に大気中に放出される場合を想定する。大気中への放出量から公衆の実効線量を評価する。</p> <p>4.1.1 計算条件</p> <p>評価に使用する使用済燃料は、「核燃料輸送物設計承認書 平成17・11・25 原第8号（平成18年2月17日付）」に記載された燃料のうち、最も放射能強度の大きい微濃縮ウラン型燃料とする。原子炉運転中、燃料内に生成された核分裂生成物は、原子炉の運転終了から4.5年が経過し、崩壊が十分進んでいることから、放射性ヨウ素及び希ガスのうち、短半減期核種であるヨウ素-131及びキセノンは十分に減衰しており、希ガスのクリプトン-85が残留する。また、ヨウ素-129 (1.18×10^8 Bq) はクリプトン-85 (2.88×10^{13} Bq) の放射エネルギーと比較し十分少ないため無視できる。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵プール内において、貯蔵中の使用済燃料の取扱時に、使用済燃料1体が落下又は周辺機器に衝突し、燃料内に存在する希ガスのクリプトン-85が使用済燃料貯蔵プール内に放出され、その全量が燃料貯蔵プール建屋内の作業環境中に拡散する。</p> <p>(2) 希ガスのクリプトン-85は、換気設備を経由し、そのまま大気中に放出される。</p> <p>(3) 希ガスのクリプトン-85のガンマ線実効エネルギーは、0.0022 MeV/disとする。</p> <p>(4) ガンマ線実効エネルギーに換算した大気中への放出量は、6.3×10^{10} MeV・Bqとなる。これは「原子炉設置許可申請書 添付書類10」に記載されている希ガスの放</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>出量 2.7×10^{11} MeV・Bq を下回る。</p> <p>4.1.2 線量の評価方法</p> <p>(1) 線量の評価</p> <p>大気中に放出されたクリプトン-85 の放射性雲からの外部被ばくによる実効線量を評価する。</p> <p>(2) 大気中に放出された希ガスによる線量</p> <p>新型転換炉原型炉施設の想定事故時に放出される放射性物質による敷地周辺の線量の評価は、「添付書類 3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」(以下「添付書類 3」という。)と同様、「原子炉設置許可申請書 添付書類 9」に記載している新型転換炉原型炉施設の敷地における 1 年間の気象観測値(標高 13m 及び 148m で観測した昭和 53 年 3 月から昭和 54 年 2 月までの 1 年間のデータ)を使用して、「気象指針」に示された方法に従って求めた相対線量(D/Q)を用いる。</p> <p>排気筒放散, 放出源の有効高さを 25 m, 実効的な放出継続時間を 1 時間として, 16 方位のうち海側方位を除く 12 方位の着目地点について相対線量(D/Q)を求める。このようにして求めた値を累積し, 年間累積出現頻度が 97 %に相当する値のうち, 最大となる値を評価に用いる。また, 着目方位に隣接する方位の寄与を含め, 合計 3 方位の評価とする。核分裂生成物の線量評価に用いる相対線量(D/Q)は, 排気筒の東南東方位 830 m 地点で最大となり, その値は, 1.00×10^{-15} mGy/(MeV・Bq)である。</p> <p>4.1.3 計算方法</p> <p>事故時における周辺公衆の被ばく線量評価に当たっては、「安全評価審査指針」及び「一般公衆線量評価」の放射性雲からの外部被ばくの実効線量評価式を参考に以下のとおり計算する。</p> $H_{\gamma} = K \cdot Q_{\gamma} \cdot (D/Q)$	<p>放出量 2.7×10^{11} MeV・Bq を下回る。</p> <p>4.1.2 線量の評価方法</p> <p>(1) 線量の評価</p> <p>大気中に放出されたクリプトン-85 の放射性雲からの外部被ばくによる実効線量を評価する。</p> <p>(2) 大気中に放出された希ガスによる線量</p> <p>新型転換炉原型炉施設の想定事故時に放出される放射性物質による敷地周辺の線量の評価は、「添付書類 3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」(以下「添付書類 3」という。)と同様、「原子炉設置許可申請書 添付書類 9」に記載している新型転換炉原型炉施設の敷地における 1 年間の気象観測値(標高 13m 及び 148m で観測した昭和 53 年 3 月から昭和 54 年 2 月までの 1 年間のデータ)を使用して、「気象指針」に示された方法に従って求めた相対線量(D/Q)を用いる。</p> <p>排気筒放散, 放出源の有効高さを 25 m, 実効的な放出継続時間を 1 時間として, 16 方位のうち海側方位を除く 12 方位の着目地点について相対線量(D/Q)を求める。このようにして求めた値を累積し, 年間累積出現頻度が 97 %に相当する値のうち, 最大となる値を評価に用いる。また, 着目方位に隣接する方位の寄与を含め, 合計 3 方位の評価とする。核分裂生成物の線量評価に用いる相対線量(D/Q)は, 排気筒の東南東方位 830 m 地点で最大となり, その値は, 1.00×10^{-15} mGy/(MeV・Bq)である。</p> <p>4.1.3 計算方法</p> <p>事故時における周辺公衆の被ばく線量評価に当たっては、「安全評価審査指針」及び「一般公衆線量評価」の放射性雲からの外部被ばくの実効線量評価式を参考に以下のとおり計算する。</p> $H_{\gamma} = K \cdot Q_{\gamma} \cdot (D/Q)$	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>ここに、</p> <p>H_{γ} : 放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (mSv)</p> <p>K : 空気カーマから実効線量への換算係数 (Sv/Gy)</p> <p>Q_{γ} : ガンマ線換算放出量 (MeV・Bq)</p> <p>(D/Q) : 事故時の相対線量 (mGy/(MeV・Bq))</p> <p>「燃料取扱事故」時の放射性雲からの外部被ばくによる実効線量計算に使用するパラメータを表 4-1 に示す。</p> <p>4.1.4 評価結果</p> <p>「燃料取扱事故」時の放射性雲からの外部被ばくの実効線量の評価において、使用済燃料 (1 体) の取扱事故による実効線量を評価した結果、6.3×10^{-5} mSv となる。</p> <p>4.2 放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故</p> <p>放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタが火災・爆発により破損し、局所フィルタに付着している粒子状放射性物質の全量が瞬時に作業環境中に飛散することにより、粒子状放射性物質が換気設備を通過して、大気中に放出される場合を想定する。大気中への放出量から公衆の実効線量を評価する。</p> <p>4.2.1 計算条件</p> <p>(1) 放射化機器の水中解体工事において、「添付書類 3」に記載のとおり、水中に浮遊する粒子状放射性物質の一部が空気中へ移行し、その粒子状放射性物質が汚染拡大防止囲いの局所フィルタ (捕集効率: 0.99) に回収されるものとする。作業途中のフィルタ交換は考慮せず、保守的に評価する。</p> <p>(2) 局所フィルタの火災・爆発により、フィルタに付着している粒子状放射性物質の全量が原子炉建屋内の作業環境中に飛散する。</p>	<p>ここに、</p> <p>H_{γ} : 放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (mSv)</p> <p>K : 空気カーマから実効線量への換算係数 (Sv/Gy)</p> <p>Q_{γ} : ガンマ線換算放出量 (MeV・Bq)</p> <p>(D/Q) : 事故時の相対線量 (mGy/(MeV・Bq))</p> <p>「燃料取扱事故」時の放射性雲からの外部被ばくによる実効線量計算に使用するパラメータを表 4-1 に示す。</p> <p>4.1.4 評価結果</p> <p>「燃料取扱事故」時の放射性雲からの外部被ばくの実効線量の評価において、使用済燃料 (1 体) の取扱事故による実効線量を評価した結果、6.3×10^{-5} mSv となる。</p> <p>4.2 放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故</p> <p>放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタが火災・爆発により破損し、局所フィルタに付着している粒子状放射性物質の全量が瞬時に作業環境中に飛散することにより、粒子状放射性物質が換気設備を通過して、大気中に放出される場合を想定する。大気中への放出量から公衆の実効線量を評価する。</p> <p>4.2.1 計算条件</p> <p>(1) 放射化機器の水中解体工事において、「添付書類 3」に記載のとおり、水中に浮遊する粒子状放射性物質の一部が空気中へ移行し、その粒子状放射性物質が汚染拡大防止囲いの局所フィルタ (捕集効率: 0.99) に回収されるものとする。作業途中のフィルタ交換は考慮せず、保守的に評価する。</p> <p>(2) 局所フィルタの火災・爆発により、フィルタに付着している粒子状放射性物質の全量が原子炉建屋内の作業環境中に飛散する。</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>(3) 原子炉建屋内の作業環境中に飛散した粒子状放射性物質は換気設備を通過時に捕集（捕集効率：0.99）されて大気中に放出される。なお、原子炉建屋の構造上、汚染拡大防止囲いの局所フィルタの火災・爆発が換気設備の火災・爆発に発展することはない。</p> <p>4.2.2 線量の評価方法</p> <p>(1) 線量の評価</p> <p>被ばく経路には、放射性気体廃棄物の放出に伴い、短期的に被ばくする経路（放射性雲からの外部被ばく及び呼吸摂取による内部被ばく）及び放射性物質の放出後に長期間にわたって被ばくする経路（地表沈着による外部被ばく及び農産物摂取による内部被ばく）がある。事故時においては、長期的に被ばくする経路（地表沈着による外部被ばく及び農産物摂取による内部被ばく）については、付近への立入制限や土地表面の除染、農産物の摂取制限等の措置により適切に制限することが可能であると考えられることから、短期的に影響を受ける経路（呼吸摂取による内部被ばく、放射性雲からの外部被ばく）について考慮する。ここで、2つの経路への核種別の放射エネルギーの分配は考慮せず、すべての放射性物質の放射エネルギーが、それぞれ、呼吸摂取による内部被ばくと放射性雲からの外部被ばくの経路に移行したと仮定して被ばく線量を評価し、合算して保守的に評価する。また、内部被ばく線量においては、成人と小児について評価する。</p> <p>(2) 大気中に放出された粒子状放射性物質による線量</p> <p>粒子状放射性物質による線量評価に用いる相対線量(D/Q)は、4.1.2(2)に記載した値と同様とする。</p> <p>また、粒子状放射性物質による線量評価に用いる相対濃度(χ/Q)は、4.1.2(2)の記載と同様、「気象指針」に示された方法に従って求めたものを用いる。</p> <p>排気筒放散、放出源の有効高さを25 m、実効的な放出継続時間を1時間とし、16</p>	<p>(3) 原子炉建屋内の作業環境中に飛散した粒子状放射性物質は換気設備を通過時に捕集（捕集効率：0.99）されて大気中に放出される。なお、原子炉建屋の構造上、汚染拡大防止囲いの局所フィルタの火災・爆発が換気設備の火災・爆発に発展することはない。</p> <p>4.2.2 線量の評価方法</p> <p>(1) 線量の評価</p> <p>被ばく経路には、放射性気体廃棄物の放出に伴い、短期的に被ばくする経路（放射性雲からの外部被ばく及び呼吸摂取による内部被ばく）及び放射性物質の放出後に長期間にわたって被ばくする経路（地表沈着による外部被ばく及び農産物摂取による内部被ばく）がある。事故時においては、長期的に被ばくする経路（地表沈着による外部被ばく及び農産物摂取による内部被ばく）については、付近への立入制限や土地表面の除染、農産物の摂取制限等の措置により適切に制限することが可能であると考えられることから、短期的に影響を受ける経路（呼吸摂取による内部被ばく、放射性雲からの外部被ばく）について考慮する。ここで、2つの経路への核種別の放射エネルギーの分配は考慮せず、すべての放射性物質の放射エネルギーが、それぞれ、呼吸摂取による内部被ばくと放射性雲からの外部被ばくの経路に移行したと仮定して被ばく線量を評価し、合算して保守的に評価する。また、内部被ばく線量においては、成人と小児について評価する。</p> <p>(2) 大気中に放出された粒子状放射性物質による線量</p> <p>粒子状放射性物質による線量評価に用いる相対線量(D/Q)は、4.1.2(2)に記載した値と同様とする。</p> <p>また、粒子状放射性物質による線量評価に用いる相対濃度(χ/Q)は、4.1.2(2)の記載と同様、「気象指針」に示された方法に従って求めたものを用いる。</p> <p>排気筒放散、放出源の有効高さを25 m、実効的な放出継続時間を1時間とし、16</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>方位のうち海側方位を除く 12 方位の着目地点について相対濃度(χ/Q)を求める。このようにして求めた値を累積し、年間累積出現頻度が 97 %に相当する値のうち、最大となる値を設定する。核分裂生成物の線量評価に用いる相対濃度(χ/Q)は、排気筒の東南東方位 830 m 地点で最大となり、その値は、4.85×10^{-5} s/m³である。</p> <p>4.2.3 計算方法</p> <p>事故時における周辺公衆の被ばく線量評価に当たっては、「安全評価審査指針」及び「一般公衆線量評価」の呼吸摂取による内部被ばくの実効線量評価式及び放射性雲からの外部被ばくの実効線量評価式を参考に、以下のとおり計算する。評価対象核種は、新型転換炉原型炉施設の特徴的な核種である炭素-14、ニオブ-94、アンチモン-125 を考慮した上で、実効線量へ大きく寄与する核種（全体の比率から 90%以上の合計値となる核種）となるコバルト-60、アンチモン-125 の粒子状放射性物質を選定する。</p> <p>(1) 呼吸摂取による内部被ばく</p> <p>呼吸摂取による内部被ばくの実効線量計算は以下のとおり行う。</p> $H_{BD} = \sum_i H_{BDi}$ $H_{BDi} = M_a \cdot H_{\infty} \cdot (\chi/Q) \cdot Q_i$ <p>ここで、</p> <p>H_{BD} : 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv)</p> <p>H_{BDi} : 核種 i の呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv)</p> <p>M_a : 活動時の呼吸率 (m³/s)</p> <p>H_{∞} : 核種 i の呼吸摂取による実効線量係数 (mSv/Bq)</p> <p>(χ/Q) : 事故時の相対濃度 (s/m³)</p> <p>Q_i : 事故における核種 i の放出量(Bq)</p> <p>「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事</p>	<p>方位のうち海側方位を除く 12 方位の着目地点について相対濃度(χ/Q)を求める。このようにして求めた値を累積し、年間累積出現頻度が 97 %に相当する値のうち、最大となる値を設定する。核分裂生成物の線量評価に用いる相対濃度(χ/Q)は、排気筒の東南東方位 830 m 地点で最大となり、その値は、4.85×10^{-5} s/m³である。</p> <p>4.2.3 計算方法</p> <p>事故時における周辺公衆の被ばく線量評価に当たっては、「安全評価審査指針」及び「一般公衆線量評価」の呼吸摂取による内部被ばくの実効線量評価式及び放射性雲からの外部被ばくの実効線量評価式を参考に、以下のとおり計算する。評価対象核種は、新型転換炉原型炉施設の特徴的な核種である炭素-14、ニオブ-94、アンチモン-125 を考慮した上で、実効線量へ大きく寄与する核種（全体の比率から 90%以上の合計値となる核種）となるコバルト-60、アンチモン-125 の粒子状放射性物質を選定する。</p> <p>(1) 呼吸摂取による内部被ばく</p> <p>呼吸摂取による内部被ばくの実効線量計算は以下のとおり行う。</p> $H_{BD} = \sum_i H_{BDi}$ $H_{BDi} = M_a \cdot H_{\infty} \cdot (\chi/Q) \cdot Q_i$ <p>ここで、</p> <p>H_{BD} : 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv)</p> <p>H_{BDi} : 核種 i の呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv)</p> <p>M_a : 活動時の呼吸率 (m³/s)</p> <p>H_{∞} : 核種 i の呼吸摂取による実効線量係数 (mSv/Bq)</p> <p>(χ/Q) : 事故時の相対濃度 (s/m³)</p> <p>Q_i : 事故における核種 i の放出量(Bq)</p> <p>「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>故」時の呼吸摂取による内部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータを表 4-2(1)に示す。</p> <p>(2) 放射性雲からの外部被ばく</p> <p>放射性雲からの外部被ばくの実効線量計算は以下のとおり行う。</p> $H_{rd} = \sum_i H_{rdi}$ $H_{rdi} = K \cdot (D/Q) \cdot E_i \cdot Q_i$ <p>ここで、</p> <p>H_{rd} : 放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (mSv)</p> <p>H_{rdi} : 核種 i の放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (mSv)</p> <p>K : 空気カーマから実効線量への換算係数 (Sv/Gy)</p> <p>(D/Q) : 事故時の相対線量 (mGy/(MeV・Bq))</p> <p>E_i : 核種 i のガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>Q_i : 事故における核種 i の放出量(Bq)</p> <p>「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」時の放射性雲からの外部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータを表 4-2(2)に示す。</p> <p>4.2.4 評価結果</p> <p>「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」時の実効線量を評価した結果、呼吸摂取による内部被ばくの実効線量は、成人の場合 2.6×10^{-4} mSv、小児の場合 2.0×10^{-4} mSv、放射性雲からの外部被ばくの実効線量は 9.1×10^{-7} mSv、2つの被ばく経路を合算して保守的に評価した場合の実効線量は成人において、2.6×10^{-4} mSv となる。</p> <p>4.3 重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故</p>	<p>故」時の呼吸摂取による内部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータを表 4-2(1)に示す。</p> <p>(2) 放射性雲からの外部被ばく</p> <p>放射性雲からの外部被ばくの実効線量計算は以下のとおり行う。</p> $H_{rd} = \sum_i H_{rdi}$ $H_{rdi} = K \cdot (D/Q) \cdot E_i \cdot Q_i$ <p>ここで、</p> <p>H_{rd} : 放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (mSv)</p> <p>H_{rdi} : 核種 i の放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (mSv)</p> <p>K : 空気カーマから実効線量への換算係数 (Sv/Gy)</p> <p>(D/Q) : 事故時の相対線量 (mGy/(MeV・Bq))</p> <p>E_i : 核種 i のガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>Q_i : 事故における核種 i の放出量(Bq)</p> <p>「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」時の放射性雲からの外部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータを表 4-2(2)に示す。</p> <p>4.2.4 評価結果</p> <p>「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」時の実効線量を評価した結果、呼吸摂取による内部被ばくの実効線量は、成人の場合 2.6×10^{-4} mSv、小児の場合 2.0×10^{-4} mSv、放射性雲からの外部被ばくの実効線量は 9.1×10^{-7} mSv、2つの被ばく経路を合算して保守的に評価した場合の実効線量は成人において、2.6×10^{-4} mSv となる。</p> <p>4.3 重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>重水搬出のための重水抜き出し作業中における重水入りドラム缶取扱時において、ドラム缶1本が落下又は周辺機器に衝突して破損することにより、ドラム缶内の重水の全量200リットルが漏えいして重水中に含まれるトリチウムの全量が瞬時に大気中に放出される場合を想定する。大気中への放出量から公衆の実効線量を評価する。なお、漏えいした重水は、回収して液体廃棄物の廃棄設備で処理し、管理放出することから、液体としての公衆の被ばく線量評価は考慮しない。</p> <p>4.3.1 計算条件</p> <p>(1) 重水入りドラム缶の破損により、ドラム缶内の重水の全量200リットルが漏えいし、床面に一様に分布したとする。</p> <p>(2) 漏えいした重水の蒸発(重水中トリチウムの作業環境中への移行及び拡散)が1時間にわたって継続する。</p> <p>(3) 高濃度(約99.7%)の重水のトリチウム濃度 2.2×10^8 Bq/cm³ (分析値) に重水蒸発量 650 cm³ (想定される作業環境条件として、最高室温 40℃, 相対湿度 69.3%と仮定した場合の1時間における蒸発量) を乗じて作業環境中へのトリチウムの移行量を算出し、その全量のトリチウム 1.4×10^{11} Bq が瞬時に大気中に放出される。</p> <p>4.3.2 線量の評価方法</p> <p>(1) 線量の評価</p> <p>トリチウムの被ばく経路の選定として、呼吸摂取による内部被ばくのみを採用する。評価対象は、成人と小児とする。</p> <p>(2) 大気中に放出されたトリチウムによる線量</p> <p>トリチウムの線量評価に用いる相対濃度(χ/Q)は、4.2.2(2)に記載した値と同様とする。</p>	<p>重水搬出のための重水抜き出し作業中における重水入りドラム缶取扱時において、ドラム缶1本が落下又は周辺機器に衝突して破損することにより、ドラム缶内の重水の全量200リットルが漏えいして重水中に含まれるトリチウムの全量が瞬時に大気中に放出される場合を想定する。大気中への放出量から公衆の実効線量を評価する。なお、漏えいした重水は、回収して液体廃棄物の廃棄設備で処理し、管理放出することから、液体としての公衆の被ばく線量評価は考慮しない。</p> <p>4.3.1 計算条件</p> <p>(1) 重水入りドラム缶の破損により、ドラム缶内の重水の全量200リットルが漏えいし、床面に一様に分布したとする。</p> <p>(2) 漏えいした重水の蒸発(重水中トリチウムの作業環境中への移行及び拡散)が1時間にわたって継続する。</p> <p>(3) 高濃度(約99.7%)の重水のトリチウム濃度 2.2×10^8 Bq/cm³ (分析値) に重水蒸発量 650 cm³ (想定される作業環境条件として、最高室温 40℃, 相対湿度 69.3%と仮定した場合の1時間における蒸発量) を乗じて作業環境中へのトリチウムの移行量を算出し、その全量のトリチウム 1.4×10^{11} Bq が瞬時に大気中に放出される。</p> <p>4.3.2 線量の評価方法</p> <p>(1) 線量の評価</p> <p>トリチウムの被ばく経路の選定として、呼吸摂取による内部被ばくのみを採用する。評価対象は、成人と小児とする。</p> <p>(2) 大気中に放出されたトリチウムによる線量</p> <p>トリチウムの線量評価に用いる相対濃度(χ/Q)は、4.2.2(2)に記載した値と同様とする。</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>4.3.3 計算方法</p> <p>事故時における周辺公衆の被ばく線量評価に当たっては、「原子炉設置許可申請書添付書類9」に記載している実効線量評価式を参考に、新指針に基づく評価を以下のとおり計算する。</p> $H_T = M_a \cdot H_{\infty} \cdot (\chi/Q) \cdot Q_T \cdot (1+f_a)$ <p>ここで、</p> <p>H_T : トリチウムの呼吸摂取による実効線量 (mSv)</p> <p>M_a : 活動時の呼吸率 (m³/s)</p> <p>H_{∞} : トリチウムの呼吸摂取による実効線量係数 (mSv/Bq)</p> <p>(χ/Q) : 事故時の相対濃度 (s/m³)</p> <p>Q_T : 事故におけるトリチウムの放出量(Bq)</p> <p>f_a : 皮膚吸収による摂取率の呼吸摂取率に対する比(-)</p> <p>「重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故」時のトリチウムの呼吸摂取による内部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータを表4-3に示す。</p> <p>4.3.4 評価結果</p> <p>「重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故」時の実効線量を評価した結果、トリチウムの呼吸摂取による実効線量は成人の場合 6.1×10^{-5} mSv、小児の場合 4.2×10^{-5} mSv となる。</p> <p>4.4 評価結果のまとめ</p> <p>「燃料取扱事故」、「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」、「重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故」による実効線量の評価結果を表4-4に示す。</p>	<p>4.3.3 計算方法</p> <p>事故時における周辺公衆の被ばく線量評価に当たっては、「原子炉設置許可申請書添付書類9」に記載している実効線量評価式を参考に、新指針に基づく評価を以下のとおり計算する。</p> $H_T = M_a \cdot H_{\infty} \cdot (\chi/Q) \cdot Q_T \cdot (1+f_a)$ <p>ここで、</p> <p>H_T : トリチウムの呼吸摂取による実効線量 (mSv)</p> <p>M_a : 活動時の呼吸率 (m³/s)</p> <p>H_{∞} : トリチウムの呼吸摂取による実効線量係数 (mSv/Bq)</p> <p>(χ/Q) : 事故時の相対濃度 (s/m³)</p> <p>Q_T : 事故におけるトリチウムの放出量(Bq)</p> <p>f_a : 皮膚吸収による摂取率の呼吸摂取率に対する比(-)</p> <p>「重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故」時のトリチウムの呼吸摂取による内部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータを表4-3に示す。</p> <p>4.3.4 評価結果</p> <p>「重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故」時の実効線量を評価した結果、トリチウムの呼吸摂取による実効線量は成人の場合 6.1×10^{-5} mSv、小児の場合 4.2×10^{-5} mSv となる。</p> <p>4.4 評価結果のまとめ</p> <p>「燃料取扱事故」、「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」、「重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故」による実効線量の評価結果を表4-4に示す。</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>これらの想定事故のうち、最大の実効線量は、「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」の2.6×10^{-4} mSv となり、「安全評価審査指針」に記載された事故時評価の判断基準である 5 mSv を十分下回る結果となり、周辺公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認した。</p>	<p>これらの想定事故のうち、最大の実効線量は、「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」の2.6×10^{-4} mSv となり、「安全評価審査指針」に記載された事故時評価の判断基準である 5 mSv を十分下回る結果となり、周辺公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認した。</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前				変更後				備考		
表 4-1 「燃料取扱事故」時の放射性雲からの外部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータ				表 4-1 「燃料取扱事故」時の放射性雲からの外部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータ				変更なし		
パラメータ	単位	数値		備考	パラメータ	単位	数値		備考	
使用済燃料 1 体の放射能量 (クリプトン-85)	Bq	2.88 × 10 ¹³	*1	燃焼度：20,000 MWd/MT 以下 平均比出力：16.3 MW/MT 冷却期間：720 日以上	使用済燃料 1 体の放射能量 (クリプトン-85)	Bq	2.88 × 10 ¹³		*1	燃焼度：20,000 MWd/MT 以下 平均比出力：16.3 MW/MT 冷却期間：720 日以上
ガンマ線実効エネルギー	MeV/dis	0.0022	*2	核種：クリプトン-85	ガンマ線実効エネルギー	MeV/dis	0.0022		*2	核種：クリプトン-85
ガンマ線換算放出量 Q _γ	MeV・Bq	6.3 × 10 ¹⁰	*3	(使用済燃料 1 体の放射能量) × (ガンマ線実効エネルギー)	ガンマ線換算放出量 Q _γ	MeV・Bq	6.3 × 10 ¹⁰		*3	(使用済燃料 1 体の放射能量) × (ガンマ線実効エネルギー)
空気カーマから実効線量への換算係数 K	Sv/Gy	1	*4		空気カーマから実効線量への換算係数 K	Sv/Gy	1		*4	
事故時の相対線量 (D/Q)	mGy / (MeV・Bq)	1.00 × 10 ⁻¹⁵	*5	放出源の有効高さ 25 m での放射 東南東方位 830 m 地点で最大	事故時の相対線量 (D/Q)	mGy / (MeV・Bq)	1.00 × 10 ⁻¹⁵		*5	放出源の有効高さ 25 m での放射 東南東方位 830 m 地点で最大
*1: 「核燃料輸送物設計承認書 平成 17・11・25 原第 8 号 (平成 18 年 2 月 17 日付)」に記載された数値				*1: 「核燃料輸送物設計承認書 平成 17・11・25 原第 8 号 (平成 18 年 2 月 17 日付)」に記載された数値						
*2: 「被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成 13 年 3 月 29 日一部改訂)」(原子力安全委員会) から引用				*2: 「被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成 13 年 3 月 29 日一部改訂)」(原子力安全委員会) から引用						
*3: 計算により算出				*3: 計算により算出						
*4: 「安全評価審査指針」から引用				*4: 「安全評価審査指針」から引用						
*5: 「気象指針」に基づき算出				*5: 「気象指針」に基づき算出						

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前				変更後				備考		
表 4-2(1) 「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」時の呼吸摂取による内部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータ				表 4-2(1) 「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」時の呼吸摂取による内部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータ				変更なし		
パラメータ	単位	数値		備考	パラメータ	単位	数値		備考	
呼吸率 M_a	m^3/s	3.33×10^{-4}	*1	成人の活動時の場合 1.2 m^3/h	呼吸率 M_a	m^3/s	3.33×10^{-4}		*1	成人の活動時の場合 1.2 m^3/h
		8.61×10^{-5}	*1	小児の活動時の場合 0.31 m^3/h			8.61×10^{-5}		*1	小児の活動時の場合 0.31 m^3/h
核種 i の呼吸摂取による実効線量係数 H_{∞}	mSv/Bq	3.1×10^{-5}	*2	成人の場合 核種：コバルト-60	核種 i の呼吸摂取による実効線量係数 H_{∞}	mSv/Bq	3.1×10^{-5}		*2	成人の場合 核種：コバルト-60
		8.6×10^{-5}	*2	小児の場合 核種：コバルト-60			8.6×10^{-5}		*2	小児の場合 核種：コバルト-60
		1.2×10^{-5}	*2	成人の場合 核種：アンチモン-125			1.2×10^{-5}		*2	成人の場合 核種：アンチモン-125
		3.8×10^{-5}	*2	小児の場合 核種：アンチモン-125			3.8×10^{-5}		*2	小児の場合 核種：アンチモン-125
事故時の相対濃度 (χ/Q)	s/m^3	4.85×10^{-5}	*3	放出源の有効高さ 25 m での放散 東南東方位 830 m 地点で最大	事故時の相対濃度 (χ/Q)	s/m^3	4.85×10^{-5}		*3	放出源の有効高さ 25 m での放散 東南東方位 830 m 地点で最大
事故における核種 i の放出量 Q_i	Bq	2.4×10^8	*4	核種：コバルト-60	事故における核種 i の放出量 Q_i	Bq	2.4×10^8		*4	核種：コバルト-60
		7.0×10^8	*4	核種：アンチモン-125			7.0×10^8	*4	核種：アンチモン-125	
*1: 「安全評価審査指針」から引用 *2: 「ICRP Pub. 72」から引用 *3: 「気象指針」に基づき算出 *4: 放射化機器の水中解体工事に伴う粒子状放射性物質の局所フィルタ捕集量とし、解体対象物切断部分の残存放射エネルギーに粒子状放射性物質の気中移行割合等に乗じるにより算出				*1: 「安全評価審査指針」から引用 *2: 「ICRP Pub. 72」から引用 *3: 「気象指針」に基づき算出 *4: 放射化機器の水中解体工事に伴う粒子状放射性物質の局所フィルタ捕集量とし、解体対象物切断部分の残存放射エネルギーに粒子状放射性物質の気中移行割合等に乗じるにより算出						

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前				変更後				備考		
表 4-2(2) 「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」時の放射性雲からの外部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータ				表 4-2(2) 「放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故」時の放射性雲からの外部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータ				変更なし		
パラメータ	単位	数値		備考	パラメータ	単位	数値		備考	
空気カーマから実効線量への換算係数 K	Sv/Gy	1	*1		空気カーマから実効線量への換算係数 K	Sv/Gy	1		*1	
事故時の相対線量 (D/Q)	mGy/(MeV・Bq)	1.00×10^{-15}	*2	放出源の有効高さ 25 m での放散 東南東方位 830 m 地点で最大	事故時の相対線量 (D/Q)	mGy/(MeV・Bq)	1.00×10^{-15}		*2	放出源の有効高さ 25 m での放散 東南東方位 830 m 地点で最大
核種 i のガンマ線実効エネルギー E_i	MeV/dis	2.50	*3	核種：コバルト-60	核種 i のガンマ線実効エネルギー E_i	MeV/dis	2.50		*3	核種：コバルト-60
		4.34×10^{-1}	*4	核種：アンチモン-125			4.34×10^{-1}		*4	核種：アンチモン-125
事故における核種 i の放出量 Q_i	Bq	2.4×10^8	*5	核種：コバルト-60	事故における核種 i の放出量 Q_i	Bq	2.4×10^8		*5	核種：コバルト-60
		7.0×10^8	*5	核種：アンチモン-125			7.0×10^8	*5	核種：アンチモン-125	
*1: 「安全評価審査指針」より引用 *2: 「気象指針」に基づき算出 *3: 「一般線量公衆評価」より引用 *4: 「JAERI Data Code 2001-004」より引用 *5: 放射化機器の水中解体工事に伴う粒子状放射性物質の局所フィルタ捕集量とし、解体対象物切断部分の残存放射エネルギーに粒子状放射性物質の気中移行割合等に乗じるにより算出				*1: 「安全評価審査指針」より引用 *2: 「気象指針」に基づき算出 *3: 「一般線量公衆評価」より引用 *4: 「JAERI Data Code 2001-004」より引用 *5: 放射化機器の水中解体工事に伴う粒子状放射性物質の局所フィルタ捕集量とし、解体対象物切断部分の残存放射エネルギーに粒子状放射性物質の気中移行割合等に乗じるにより算出						

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前				変更後				備考		
表 4-3 「重水搬出のための重水抜きし作業中の重水漏えい事故」時のトリチウムの呼吸摂取による内部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータ				表 4-3 「重水搬出のための重水抜きし作業中の重水漏えい事故」時のトリチウムの呼吸摂取による内部被ばくの実効線量計算に使用するパラメータ				変更なし		
パラメータ	単位	データ		備考	パラメータ	単位	データ		備考	
呼吸率 M_a	m^3/s	3.33×10^{-4}	*1	成人の活動時の場合 1.2 m^3/h	呼吸率 M_a	m^3/s	3.33×10^{-4}		*1	成人の活動時の場合 1.2 m^3/h
		8.61×10^{-5}	*1	小児の活動時の場合 0.31 m^3/h			8.61×10^{-5}		*1	小児の活動時の場合 0.31 m^3/h
トリチウムの呼吸摂取による実効線量係数 H_{∞}	mSv/Bq	1.8×10^{-8}	*2	成人の場合	トリチウムの呼吸摂取による実効線量係数 H_{∞}	mSv/Bq	1.8×10^{-8}		*2	成人の場合
		4.8×10^{-8}	*2	小児の場合			4.8×10^{-8}		*2	小児の場合
事故時の相対濃度 (χ/Q)	s/m^3	4.85×10^{-5}	*3	放出源の有効高さ 25 m での放散 東南東方位 830 m 地点で最大	事故時の相対濃度 (χ/Q)	s/m^3	4.85×10^{-5}		*3	放出源の有効高さ 25 m での放散 東南東方位 830 m 地点で最大
事故におけるトリチウムの放出量 Q_T	Bq	1.4×10^{11}	*4	作業環境(最高室温 40℃, 相対湿度 69.3%)における 1 時間の重水蒸発量(650 cm^3)から評価	事故におけるトリチウムの放出量 Q_T	Bq	1.4×10^{11}	*4	作業環境(最高室温 40℃, 相対湿度 69.3%)における 1 時間の重水蒸発量(650 cm^3)から評価	
皮膚吸収による摂取率の呼吸摂取率に対する比 f_a	—	0.5	*5		皮膚吸収による摂取率の呼吸摂取率に対する比 f_a	—	0.5	*5		
*1: 「安全評価審査指針」より引用 *2: 「ICRP Pub. 72」から引用 *3: 「気象指針」に基づき算出 *4: 重水中トリチウム濃度に重水の蒸発量を乗じることにより算出 *5: 「ICRP Pub. 30」から引用				*1: 「安全評価審査指針」より引用 *2: 「ICRP Pub. 72」から引用 *3: 「気象指針」に基づき算出 *4: 重水中トリチウム濃度に重水の蒸発量を乗じることにより算出 *5: 「ICRP Pub. 30」から引用						

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前			変更後			備考
表 4-4 実効線量の評価結果			表 4-4 実効線量の評価結果			変更なし
想定事故の種類	実効線量 (mSv)	被ばく経路	想定事故の種類	実効線量 (mSv)	被ばく経路	
燃料取扱事故	6.3×10^{-5}	放射性雲からの外部被ばく	燃料取扱事故	6.3×10^{-5}	放射性雲からの外部被ばく	
放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故	2.6×10^{-4}	呼吸摂取による内部被ばく (成人) と放射性雲からの外部被ばくの合算	放射化機器の水中解体工事における汚染拡大防止囲いの局所フィルタの破損事故	2.6×10^{-4}	呼吸摂取による内部被ばく (成人) と放射性雲からの外部被ばくの合算	
重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故	6.1×10^{-5}	呼吸摂取による内部被ばく (成人)	重水搬出のための重水抜き出し作業中の重水漏えい事故	6.1×10^{-5}	呼吸摂取による内部被ばく (成人)	

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">添付書類 6</p> <p>廃止措置期間中に <u>機能</u> を維持すべき <u>原子炉施設</u> 及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 6</p> <p>廃止措置期間中に <u>性能</u> を維持すべき <u>発電用原子炉施設</u> 及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更 (研究開発段階炉規則との整合)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置期間中に機能を維持すべき設備・機器等は、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。なお、廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。</p> <p>また、廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な <u>機能</u> を満足していることを確認していく。</p> <p>これらの設備・機器等の <u>機能</u> については、定期的に点検等で確認していくこととし、また、その結果については、適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、その対象機器等について、必要な <u>機能</u> を満足するために、その都度、適宜更新することとする。</p> <p>これら <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき設備・機器等</u> の維持管理に関しては、「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」に管理の方法を定めて、これに基づき実施することとする。</p> <p>2. 維持管理に関する内容</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設 に対し、維持すべき <u>仕様・性能、要求される機能及び機能維持の方法並びに維持すべき期間</u> を表 6-1 に示す。また、<u>廃止措置を実施するために必要な主要施設、装置に対する維持すべき仕様・性能、要求される機能及び機能維持の方法並びに維持すべき期間等を表 6-2 に示す。</u></p>	<p>1. 概要</p> <p><u>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(以下「性能維持施設」という。)</u> は、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。なお、廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。</p> <p>また、廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な <u>性能</u> を満足していることを確認していく。</p> <p>これらの設備・機器等の <u>性能</u> については、定期的に点検等で確認していくこととし、また、その結果については、適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、その対象機器等について、必要な <u>性能</u> を満足するために、その都度、適宜更新することとする。</p> <p>これら <u>性能維持施設</u> の維持管理に関しては、「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に管理の方法を定めて、これに基づき実施することとする。</p> <p>2. <u>性能維持施設</u> の維持管理に関する内容</p> <p><u>性能維持施設</u> に対し、維持すべき性能、並びに維持すべき期間を「6 <u>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設</u>」の表 6-1 に示す。</p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更 (研究開発段階炉規則改正に伴う変更)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>以下に、<u>主な設備・機器等</u>の維持管理の考え方について示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能並びに拡散防止機能を維持管理する。特に、建屋の一部の壁においては、圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られていることを考慮して、廃止措置期間中においても各建屋の巡視及び点検等を継続実施していくこととする。 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料搬出完了まで、使用済燃料の未臨界維持、貯蔵、遮へい、浄化等の各機能を維持管理する。なお、別添資料の「使用済燃料貯蔵プールの水温評価について」に示すとおり、使用済燃料を貯蔵した状態で除熱機能を有する設備を停止しても、使用済燃料貯蔵プールの水温が原子炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる 52℃及び上限値である 66℃を超えないことを確認したことから、使用済燃料貯蔵設備の除熱機能に係る設備を供用終了とする。 放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放出低減等の各機能を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、貯蔵等の各機能を維持管理する。 放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視、測定等の各機能を維持管理する。 換気設備については、①使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、②放射線業務従事者の被ばく低減、③解体撤去工事に伴い放射性粉じんが発生する場合において、建屋内の空気浄化、放出低減、拡散防止の各機能を維持管理する。 電源設備については、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。なお、ディーゼル発電機 	<p>以下に、<u>性能維持施設</u>の維持管理の考え方について示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能 <u>及びその性能</u>並びに拡散防止機能を維持管理する。特に、建屋の一部の壁においては、圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られていることを考慮して、廃止措置期間中においても各建屋の巡視及び点検等を継続実施していくこととする。 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料搬出完了まで、使用済燃料の未臨界維持、貯蔵、遮へい、浄化等の各機能 <u>及びその性能</u>を維持管理する。なお、別添資料の「使用済燃料貯蔵プールの水温評価について」に示すとおり、使用済燃料を貯蔵した状態で除熱機能を有する設備を停止しても、使用済燃料貯蔵プールの水温が原子炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる 52℃及び上限値である 66℃を超えないことを確認したことから、使用済燃料貯蔵設備の除熱機能に係る設備を供用終了とした。 放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放出低減等の各機能 <u>及びその性能</u>を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、貯蔵等の各機能 <u>及びその性能</u>を維持管理する。 放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視、測定等の各機能 <u>及びその性能</u>を維持管理する。 換気設備については、①使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、②放射線業務従事者の被ばく低減、③解体撤去工事に伴い放射性粉じんが発生する場合において、建屋内の空気浄化、放出低減、拡散防止の各機能 <u>及びその性能</u>を維持管理する。 電源設備については、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される機能 <u>及びその性能</u>を維持管理する。なお、ディ 	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度移行に伴う変更 (研究開発段階炉規則改正に伴う変更) 設備維持管理状況の更新

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>については、使用済燃料の安全貯蔵に係る非常用電源としての目的が終了したことから供用を終了する。また、商用電源喪失時の電源供給のために新たに予備電源装置（空冷式）を設置し、維持管理する。さらに、商用電源である受電系統については、275kV から 77kV に切替予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の安全確保上必要な設備（消火設備等）については、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。 	<p>一ゼル発電機については、使用済燃料の安全貯蔵に係る非常用電源としての目的が終了したことから供用を終了し、商用電源喪失時の電源供給のために新たに予備電源装置（空冷式）を設置し、維持管理する。さらに、商用電源である受電系統については、<u>275kV から 77kV に切り替えるとともに、275kV は供用終了とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> その他の安全確保上必要な設備（消火設備等）については、それぞれの設備に要求される機能 <u>及びその性能</u> を維持管理する。 <u>燃料移送機を除く燃料移送装置については、燃料等の取扱対象物の交換プールから使用済燃料貯蔵プールへの移送が完了したため、供用終了とした。また、重水の抜出しが完了した重水貯槽及び劣化重水貯槽についても、供用終了とした。</u> <p>3. <u>検査・校正</u></p> <p><u>性能維持施設に対する検査・校正については、「保安規定」に管理の方法を定め、実施する。</u></p> <p>4. <u>その他の安全対策</u></p> <p>4.1 <u>管理区域の区分、立入制限及び保安のために必要な措置</u></p> <p><u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度（空気又は水のうち自然に含まれている放射性物質を除く。）若しくは放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が法令に定める管理区域設定の基準値を超えるか又は超えるおそれがある場合は、対象区域を管理区域として設定する。廃止措置工事の進捗に伴い、設定した管理区域が法令に定める基準値を超えず、汚染のおそれがないことを確認した場合は、管理区域の設定を解除する。また、管理区域以外の区域における線量当量率等が一時的に法令に定める基準値を超えるか又は超えるおそれがある場合は、対象区域を一時管理区域として設定する。また、設定した管理区域及び一時管理区域は、放射線業務従事者等の不必要な被ばくを防止するため、これらの区域に対する立入りを制限する措置として、壁、柵等の区画物によって区画する</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則改正に伴う変更） 77kV に切替後の 275kV の維持管理方針の追記 設備維持管理状況の追記 添付書類 3 の「2.1.1 管理区域」の記載に合わせて追記

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p>ほか、<u>標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講じる。これら管理区域の区分、立入制限及び保安のために必要な措置については、原子炉運転中と同様に、「保安規定」に定め、実施する。</u></p> <p>4.2 <u>原子炉施設からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリング</u></p> <p><u>主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒から大気中に放出する排ガス中の放射性物質濃度は、「原子炉設置許可申請書 添付書類9」に記載のとおり、各々に設置した主排気筒モニタ及び廃棄物処理建屋排気筒モニタにより連続監視し、復水器冷却水放水路から海洋へ放出する排水中の放射性物質濃度は、放水槽モニタにより連続監視する。また、モニタリングポストにより、周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率を連続監視する。</u></p> <p><u>また、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒から大気中に放出する排ガス中の放射性物質濃度は、サンプリング装置により定期的に採取し、その濃度を測定するとともに評価し、法令に定める周辺監視区域の外における濃度限度を超えないように管理する。</u></p> <p><u>放射性液体廃棄物を復水器冷却水放水路から海洋へ放出する場合には、放出する前に放射性液体廃棄物の性状に応じて区分している各サンプルタンク等から試料を採取して、その濃度を測定するとともに評価し、法令に定める周辺監視区域の外側の境界における濃度限度を超えないように管理する。</u></p> <p><u>これら廃止措置期間中の原子炉施設からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングについては、原子炉運転中と同様に、「保安規定」に定め、実施する。</u></p> <p>4.3 <u>原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置</u></p> <p><u>原子炉施設への第三者の不法な接近を防止するため、境界に柵又は標識を設ける等の</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更 (研究開発段階炉規則改正に伴う変更)</p> <p>・添付書類3の「2.2.2 施設外に関連する放射線モニタリング」の記載に合わせて追記</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>方法によって原子炉施設への第三者の不法な接近等を防止する措置を講じる。</u></p> <p>4.4 <u>火災の防護設備の維持管理</u></p> <p><u>「保安規定」等に基づき、消火器、自動火災報知設備等の火災の防護設備の維持管理を行う。</u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更 (研究開発段階炉規則改正に伴う変更)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 6-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 [2/8]

変更前							変更後							備考	
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の解体要し可能設備	備考							
放射性廃棄物の処理施設及び貯蔵施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵プール 貯蔵タンク ・基数：1基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	貯蔵対象物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで	原子炉本体解体除去期間	使用済燃料搬出完了後、使用済燃料貯蔵プールに保管する計画である。							
				未燃非揮発性機能	外観点検により機能を維持する										
放射性廃棄物の貯蔵施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵プール ・水深：約12m	遮へい機能	外観点検により機能を維持する	重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間	原子炉本体解体除去期間	維持すべき期間は、使用済燃料貯蔵プールに保管することによる。							
				除熱機能 ⁽¹⁾	系統の運転状態の確認により機能を維持する										
原子炉冷却系統施設 その他の主要な事項	余熱除去系	—	余熱除去ポンプ ・台数：1台 熱交換器 ⁽²⁾ ・基数：1基	浄化機能 ⁽²⁾	系統の運転状態の確認により機能を維持する	使用済燃料の施設外への搬出完了まで	原子炉本体解体除去期間	維持すべき期間は、使用済燃料貯蔵プールに保管することによる。							
				除熱機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する										
放射性廃棄物の貯蔵施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	主排気筒	基数：1基 排気口地上高さ：約65m	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	主排気筒に接続されている換気設備解体撤去工事完了まで	換気設備解体期間	維持すべき期間は、使用済燃料貯蔵プールに保管することによる。							
				貯蔵機能	外観点検により機能を維持する										
放射性廃棄物の貯蔵施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	機器ドレン処理系	機器ドレン処理系 ・台数：1基 ・基数：1基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	機器ドレン処理の処理完了まで	原子炉本体解体除去期間	維持すべき期間は、使用済燃料貯蔵プールに保管することによる。							
				浄えい・閉止機能	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する										
放射性廃棄物の貯蔵施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	—	汚濁収集タンク ・台数：1基 ・基数：1基 汚濁タンク ・台数：1基 ・基数：1基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	汚濁収集タンクに接続されている換気設備解体撤去工事完了まで	換気設備解体期間	維持すべき期間は、使用済燃料貯蔵プールに保管することによる。							
				浄えい・閉止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する										
放射性廃棄物の貯蔵施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	—	汚濁タンク ・台数：1基 ・基数：1基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	機器ドレン処理の処理完了まで	原子炉本体解体除去期間	維持すべき期間は、使用済燃料貯蔵プールに保管することによる。							
				浄えい・閉止機能	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する										
放射性廃棄物の貯蔵施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	—	汚濁タンク ・台数：1基 ・基数：1基	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	機器ドレン処理の処理完了まで	原子炉本体解体除去期間	維持すべき期間は、使用済燃料貯蔵プールに保管することによる。							
				貯蔵機能	外観点検により機能を維持する										

(削る)

・新検査制度移行に伴い、本文 6 に移動（研究開発段階炉規則改正に伴う変更）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 6-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 [3/8]

施設区分		設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の解体 装置上可能な段階	備考
放射線業務の廃止 施設	放射性廃棄物の廃棄施設	液体放射性廃棄物の処理設備	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・基数：1基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	床ドレン廃液の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	-
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する			
					貯蔵機能 放出低減機能	外観点検により機能を維持する			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する			
					漏えい防止機能	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する			
	放射性廃棄物の廃棄施設	再生廃液処理系	再生廃液処理系	再生廃液中和タンク ・基数：2基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	再生廃液の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	-
					漏えい防止機能	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する			
					放出低減機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する			
					放出低減機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する			
放射性廃棄物の廃棄施設	洗濯廃液処理系	洗濯廃液処理系	洗濯廃液タンク ・基数：1基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	洗濯廃液の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
				漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する				
				貯蔵機能 放出低減機能	外観点検により機能を維持する				
				漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する				
				放出低減機能	外観点検により機能を維持する				
				貯蔵機能	外観点検により機能を維持する				
放射性廃棄物の廃棄施設	重水ドレン処理系	重水ドレン処理系	劣化重水貯槽(劣化重水貯蔵タンク) ・基数：2基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	貯蔵している劣化重水の放出し 完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
				漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する				
				放出低減機能	外観点検により機能を維持する				
				貯蔵機能	外観点検により機能を維持する				
				漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する				
				放出低減機能	外観点検により機能を維持する				
放射性廃棄物の廃棄施設	復水器冷却水放水路	復水器冷却水放水路	復水器冷却水放水路 一式 (放水槽、放水口)	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	液体放射性廃棄物の廃棄設備での処理完 了まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
				漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する				
				放出低減機能	外観点検により機能を維持する				
				貯蔵機能	外観点検により機能を維持する				
				漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する				
				放出低減機能	外観点検により機能を維持する				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体放射性廃棄物の漏えい検出装置及び警報装置	液体放射性廃棄物の漏えい検出装置及び警報装置	漏えい検出装置 一式	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	液体放射性廃棄物の廃棄設備及び液体廃 棄物の廃棄設備解体撤去工事を完了 まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
				漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する				
				放出低減機能	外観点検により機能を維持する				
				貯蔵機能	外観点検により機能を維持する				
				漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する				
				放出低減機能	外観点検により機能を維持する				

(削る)

・新検査制度移行に伴い、本文 6
に移動（研究開発段階炉規則
改正に伴う変更）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 6-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 [4/8]

変更前							変更後							備考			
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考
放射線障害物の廃棄施設		使用済イオン交換樹脂貯蔵タンク	粒状炭樹脂貯蔵タンク ・基数：7基 ・容量：56t×2基 56t×6基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	貯蔵している廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-									
		粉状炭樹脂貯蔵タンク	粉状炭樹脂貯蔵タンク ・基数：2基 ・容量：20t×1基 50t×1基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	貯蔵している廃棄物の処理完了まで										
		フィルタスラッジ貯蔵タンク	フィルタスラッジ貯蔵タンク ・基数：2基 ・容量：56t ³	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	貯蔵している廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-								
		燃固体廃棄物焼却設備	燃固体廃棄物焼却設備 ・基数：1基	焼却機能	設備の運転状態の確認により機能を維持する	設備の運転状態の確認により機能を維持する	可燃性固体廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体撤去期間									
		アスファルト固化装置	アスファルト固化装置 ・基数：1基	固化機能	装置の運転状態の確認により機能を維持する	装置の運転状態の確認により機能を維持する	セメント混練固化装置設置に伴う解体着手まで	原子炉本体解体撤去期間	アスファルト固化装置解体後の廃地にセメント混練固化装置を設置する。								
		第1固体廃棄物貯蔵庫	第1固体廃棄物貯蔵庫 貯蔵能力：200トラム出換算で8,800本	貯蔵機能 選べない機能	外観点検により機能を維持する	施設内にある放射性固体廃棄物の施設外への搬出完了まで	建屋解体期間										
		第2固体廃棄物貯蔵庫	第2固体廃棄物貯蔵庫 貯蔵能力：200トラム出換算で13,600本	貯蔵機能 選べない機能	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する											

(削る)

・新検査制度移行に伴い、本文 6 に移動（研究開発段階炉規則改正に伴う変更）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 6-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 [5/8]

変更前										変更後										備考
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の解体工事可能時期	備考												
施設管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	原子炉機械冷却水モニタ 一式	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	原子炉機械冷却水の解体撤去工事着手まで	原子炉本体解体撤去期間	-	各建屋の換気系の供用終了に伴って、当該システムモニタも供用を終了する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			換気系モニタ システムモニタ 一式	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	各建屋の換気設備解体撤去工事着手まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			換気系モニタ ガスモニタ 一式	監視機能	点検・校正、警報動作状態及びインターロック動作状態の確認により機能を維持する	使用済燃料の施設外への搬出完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			ガンマ線エリアモニタ 一式	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			エリアモニタ	監視機能	点検・校正、警報動作状態及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	軽水系・ヘリウム系躯体撤去工事並びに原子炉領域及び生体室への躯体撤去工事完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			トリチウムモニタ 一式	測定機能	点検・校正により機能を維持する	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			分析用放射線測定装置	測定機能	点検・校正により機能を維持する	管理区域の解除完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			携帯用及び半固定放射線検出器	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	使用済燃料の施設外への搬出完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			主排気筒モニタ	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	主排気筒の維持完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			廃棄物処理建屋排気筒モニタ	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	廃棄物処理建屋排気筒の維持完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			復水期冷却水放水路の放水槽モニタ	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	復水器冷却水放水路の維持完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			気象観測設備(ただし、日本原子力発電株式会社或は発電所兼用のものを除く)	監視機能	点検・校正により機能を維持する	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			固定モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株式会社或は発電所兼用のものを除く)	監視機能	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												
			放射線測定車(無線装置付)	監視機能	点検・校正により機能を維持する	使用済燃料の施設外への搬出完了まで	原子炉本体解体撤去期間	-												

(削る)

・新検査制度移行に伴い、本文 6 に移動 (研究開発段階炉規則改正に伴う変更)

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 6-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 [6/8]

変更前							変更後							備考						
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の解体工事可否時期	備考	施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の解体工事可否時期	備考			
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	-	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する	原子炉建屋の管理区域の撤廃完了まで(原子炉建屋解体に際する)	建設解体期間	-	原子炉建屋の管理区域の撤廃完了まで(原子炉建屋解体に際する)	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	設置している重水の抽出し完了まで	原子炉建屋の管理区域の撤廃完了まで(原子炉建屋解体に際する)	建設解体期間	-		
		外周コンクリート壁	-	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	設置している重水の抽出し完了まで	原子炉建屋の管理区域の撤廃完了まで(原子炉建屋解体に際する)											建設解体期間	-
	重水系	重水貯槽	重水貯槽	重水貯槽 ・基数：2基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	貯蔵している重水の抽出し完了まで	原子炉建屋の管理区域の撤廃完了まで(原子炉建屋解体に際する)	建設解体期間	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	貯蔵している重水の抽出し完了まで	原子炉建屋の管理区域の撤廃完了まで(原子炉建屋解体に際する)	建設解体期間	-		
																			原子炉補機冷却熱交換機	原子炉補機冷却熱交換機 ・基数：1基
	海水系	原子炉補機冷却系海水ポンプ	原子炉補機冷却系海水ポンプ	原子炉補機冷却系海水ポンプ ・台数：2台	除熱機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	設備ごとの代替冷却設備の供用開始まで	原子炉建屋の管理区域の撤廃完了まで(原子炉建屋解体に際する)	建設解体期間	系統の運転状態の確認により機能を維持する	系統の運転状態の確認により機能を維持する	系統の運転状態の確認により機能を維持する	系統の運転状態の確認により機能を維持する	系統の運転状態の確認により機能を維持する	設備ごとの代替冷却設備の供用開始まで	原子炉建屋の管理区域の撤廃完了まで(原子炉建屋解体に際する)	建設解体期間	-		
																			原子炉補機冷却系海水ポンプ	原子炉補機冷却系海水ポンプ ・台数：2台
	その他原子炉の附属施設	原子炉建屋換気系	送風機 ・台数：2台 排風機 ・台数：2台 フィルタユニット ・基数：1基	送風機 ・台数：2台 排風機 ・台数：2台 フィルタユニット ・基数：1基	送風機・排風機 の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	
																				原子炉建屋換気系
	換気設備	原子炉補助系換気系	ブロア ・台数：1台 吸排機 ・基数：2基	ブロア ・台数：1台 吸排機 ・基数：2基	放射防止機能	外観点検により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する

(削る)

・新検査制度移行に伴い、本文 6 に移動 (研究開発段階炉規則改正に伴う変更)

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 6-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 [7/8]

変更前					変更後					備考
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の状態 設置可能段階	備考		
その他原子炉の廃 止施設	廃棄物処理系/換気系		送風機 ・台数：1台 排風機 ・台数：2台	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	原子炉補助施設内にある廃棄物処理系の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体 撤去期間	-		
			フィルタユニット ・基数：2基	放出低減機能	外観点検により機能を維持する					
	中央制御室換気系			循環送風機 ・台数：2台 給排風機 ・台数：1台	空気浄化機能	循環送風機・給排風機の運転状態の確認により機能を維持する	原子炉本体解体 撤去期間	-		
				送風機 ・台数：1台 排風機 ・台数：2台	拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する				
	保物室換気系			フィルタユニット ・基数：1基	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	原子炉補助施設内にある洗濯室の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
				送風機 ・台数：2台 排風機 ・台数：2台 補助ボイラ室用排風機 ・台数：1台	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機・補助ボイラ室用排風機の運転状態の確認により機能を維持する				
	タービン建屋換気系			フィルタユニット ・基数：1基	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	タービン建屋の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
				送風機 ・台数：1台 排風機 ・台数：2台	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する				
	燃料貯蔵プール/建屋換気系			フィルタユニット ・基数：2基	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	燃料貯蔵プール建屋の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体 撤去期間	-	
				送風機 ・台数：1台 排風機 ・台数：2台	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する				

(削る)

・新検査制度移行に伴い、本文 6 に移動（研究開発段階炉規則改正に伴う変更）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 6-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 [8/8]

変更前						変更後						備考			
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の解体算手可能期間	備考							
その他原子炉の附属施設	換気設備	廃棄物処理建屋設置換気系	送風機 ・台数: 2台 貯蔵室排風機 ・台数: 2台 焼却室排風機 ・台数: 2台	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・貯蔵室排風機・焼却室排風機の運転状態の確認により機能を維持する	廃棄物処理建屋の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体除去期間	-							
			フィルタユニット ・基数: 2基	放出低減機能	外観点検により機能を維持する										
	非常用電源設備	廃棄物処理建屋制御室換気系	非常用電源制御室換気機 ・台数: 1台 非常用電源制御室換気機 ・台数: 1台	空気浄化機能	非常用電源制御室換気機の運転状態の確認により機能を維持する	非常用電源制御室換気機の運転状態の確認により機能を維持する	非常用電源制御室換気機の運転状態の確認により機能を維持する	原子炉本体解体除去期間	-						
			開閉制御機 ・台数: 2 起動変圧器 ・基数: 1	電源供給機能	充電状態の確認により機能を維持する	充電状態の確認により機能を維持する	所内電圧が77kVへの受電系統に切り替わった時点で	原子炉本体解体除去期間	-						
	非常用電源設備	ダイゼンセル発電機	開閉制御機 ・台数: 1 予備変圧器 ・基数: 1	電源供給機能	充電状態の確認により機能を維持する	充電状態の確認により機能を維持する	各建屋及び構造物解体工事着手まで	原子炉本体解体除去期間	-						
			ダイゼンセル発電機 ・基数: 1基	電源供給機能	手動にてダイゼンセル起動機、電源を供給できることの確認により機能を維持する	手動にてダイゼンセル起動機、電源を供給できることの確認により機能を維持する	第6-2に示す予備電源装置の供用開始まで	原子炉本体解体除去期間	-						
	非常用電源設備	蓄電池	所内用	蓄電池一式	電源供給機能	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	各建屋及び構造物の汚染の除去工事完了まで	原子炉本体解体除去期間	-						
	(削る)														
													・新検査制度移行に伴い、本文 6 に移動 (研究開発段階炉規則改正に伴う変更)		

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 6-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設及び装置の維持管理 (1/2)

変更前										変更後										備考	
施設区分	設備等の区分	設備及び装置名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の解体工事主要期間	備考													
主要な施設	発電所補助設備	消火設備	自動火災警報設備 一式	検知機能	消防法に基づく点検により機能を維持する	各建屋及び構築物解体工事着手まで	対象エリア内の施設解体撤去着手時には、当該自動火災警報設備の使用を停止する。	-	-												
			水消火設備 一式	消火機能	消防法に基づく点検により機能を維持する	各建屋及び構築物解体工事着手まで	対象エリア内の施設解体撤去着手時には、当該水消火設備の使用を停止する。														
			灌漑消火設備 一式	消火機能	消防法に基づく点検により機能を維持する	経由タンクの供用が終了するまで	-														
			不活性ガス消火設備 一式 (炭酸ガス消火設備)	消火機能	消防法に基づく点検により機能を維持する	当該設備の消火対象物撤去完了まで	-														
			可搬式消火器 一式	初期消火機能	消防法に基づく点検により機能を維持する	各建屋及び構築物解体工事着手まで	-														
			圧縮空気系統設備	圧縮空気供給機能	系内の運転状態の確認により機能を維持する	換気設備解体撤去工事着手まで	-														
			蒸気放出アール	蒸気放出アール 一式	逐へい機能	放射線面体構築物の蒸気放出アールからの搬出完了まで	放射線面体構築物の蒸気放出アールからの搬出完了まで			使用済燃料搬出完了までは、レベル1の放射線面体構築物の蒸気放出アールに保管する計画である。											
			使用済燃料貯蔵アール	使用済燃料貯蔵アール 一式	逐へい機能	放射線面体構築物の使用済燃料貯蔵アールからの搬出完了まで	放射線面体構築物の使用済燃料貯蔵アールからの搬出完了まで			使用済燃料搬出完了後は、レベル1の放射線面体構築物の使用済燃料貯蔵アールに保管する計画である。											
			クレーン設備	クレーン設備 一式	吊上げ・運搬機能	労働安全衛生法に基づく点検により機能を維持する	労働安全衛生法に基づく点検により機能を維持する			各建屋及び構築物の肉取の除去工事完了まで	-										

(削る)

・新検査制度移行に伴い、本文 6 に移動（研究開発段階炉規則改正に伴う変更）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

表 6-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設及び装置の維持管理 [2/2]

変更前										変更後										備考
施設区分	設備等の区分	設備及び装置名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	維持すべき期間	維持管理後の解体可能期間	備考	減容安定化処理装置 一式	備えい防止機能 選べい機能	外観点検により機能を確認する	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	使用済み交換 燃料等の前処理と して導入する。						
									レベラ2用セルタル充填固化装置	備えい防止機能 選べい機能	外観点検により機能を確認する	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射能レベルの比較的低い可燃性の 固体廃棄物の廃棄 のため導入する。						
									レベラ1用廃棄物体固化処理・搬送装置	備えい防止機能 選べい機能	外観点検により機能を確認する	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射能レベルの比較的低い可燃性の 固体廃棄物の廃棄 のため導入する。						
									セメント混練固化装置	備えい防止機能 選べい機能	外観点検により機能を確認する	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	使用済み交換 燃料等の前処理と して導入する。						
									原子炉領域遠隔解体装置	熱的切断装置又は機械的切断装置 把持装置 吊上げ装置	一式	選ばく比減機能	遠隔操作により機能を確認する	原子炉領域及び生体運へい解体 撤去工事完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	原子炉領域解体の ため導入する。				
																	解体用ツール 一式	備えい防止機能 選べい機能	外観点検により機能を確認する	
									予備電源装置	予備電源装置 一式	電源供給機能	外観点検により機能を確認する	各機器及び構築物解体工事完了 まで	遠隔解体期間	-					

(削る)

・新検査制度移行に伴い、本文 6
に移動（研究開発段階炉規則
改正に伴う変更）

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: right;">別添資料</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料貯蔵プールの水溫評価について</p> <p style="text-align: center;">(以下, 略)</p>	<p style="text-align: right;">別添資料</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料貯蔵プールの水溫評価について</p> <p style="text-align: center;">(以下, 略)</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">添付書類 7</p> <p>廃止措置に要する <u>資金の額</u> 及びその調達計画に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 7</p> <p>廃止措置に要する <u>費用の見積り</u> 及びその <u>資金の</u> 調達計画に関する説明書</p>	<p>・記載の適正化(研究開発段階炉規則との整合)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考																								
<p>1. 廃止措置に要する <u>資金の額</u></p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置に要する費用見積総額は、約 747 億円である。</p> <p>費用見積額 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="225 562 1130 972"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>見積額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td>約 392</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理費</td> <td>約 84</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処分費</td> <td>約 261</td> </tr> <tr> <td>重水輸送費</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 747</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1： 本見積額は、「総合エネルギー調査会 原子力部会中間報告（平成 11 年 3 月 23 日）」等を参考に試算したものである。</p> <p>注2： 本試算に当たっては、解体、処理・処分、重水輸送に係るものとし、使用済燃料輸送費、再処理費、特定放射性廃棄物処分拠出金、用地借料、諸費等は対象外とした。なお、汚染のないすべての地下の建屋及び構造物並びに基礎を除いている。</p> <p>2. 資金の調達計画</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置に要する資金は、特別会計運営費交付金（電源開発促進対策特別会計・電源利用勘定運営費交付金）及び特別会計施設整備費補助金（電源開発促進対策特別会計・電源利用勘定施設整備費補助金）により充当する計画である。</p>	項目	見積額	施設解体費	約 392	放射性廃棄物処理費	約 84	放射性廃棄物処分費	約 261	重水輸送費	約 10	合計	約 747	<p>1. 廃止措置に要する <u>費用の見積り</u></p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置に要する費用見積総額は、約 747 億円である。</p> <p>費用見積額 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="1356 562 2261 972"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>見積額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td>約 392</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理費</td> <td>約 84</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処分費</td> <td>約 261</td> </tr> <tr> <td>重水輸送費</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 747</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1： 本見積額は、「総合エネルギー調査会 原子力部会中間報告（平成 11 年 3 月 23 日）」等を参考に試算したものである。</p> <p>注2： 本試算に当たっては、解体、処理・処分、重水輸送に係るものとし、使用済燃料輸送費、再処理費、特定放射性廃棄物処分拠出金、用地借料、諸費等は対象外とした。なお、汚染のないすべての地下の建屋及び構造物並びに基礎を除いている。</p> <p>2. 資金の調達計画</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置に要する資金は、特別会計運営費交付金（電源開発促進対策特別会計・電源利用勘定運営費交付金）及び特別会計施設整備費補助金（電源開発促進対策特別会計・電源利用勘定施設整備費補助金）により充当する計画である。</p>	項目	見積額	施設解体費	約 392	放射性廃棄物処理費	約 84	放射性廃棄物処分費	約 261	重水輸送費	約 10	合計	約 747	<p>・記載の適正化（研究開発段階炉規則との整合）</p>
項目	見積額																									
施設解体費	約 392																									
放射性廃棄物処理費	約 84																									
放射性廃棄物処分費	約 261																									
重水輸送費	約 10																									
合計	約 747																									
項目	見積額																									
施設解体費	約 392																									
放射性廃棄物処理費	約 84																									
放射性廃棄物処分費	約 261																									
重水輸送費	約 10																									
合計	約 747																									

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p data-bbox="620 506 783 541">添付書類 8</p> <p data-bbox="492 709 920 741">廃止措置の実施体制に関する説明書</p>	<p data-bbox="1754 506 1917 541">添付書類 8</p> <p data-bbox="1626 709 2053 741">廃止措置の実施体制に関する説明書</p>	<p data-bbox="2415 306 2525 338">変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>1. 廃止措置の実施体制</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置の実施体制については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」<u>第35条第1項</u>及び「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」<u>第36条第2項</u>に基づき、「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」において、保安管理体制を定め、廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にするとともに、保安管理上重要な事項の審査をするための委員会の設置及び審査事項を規定する。また、廃止措置における保安の監督を行う者の任命に関する事項及びその職務を明確にし、その者に各職位の業務を総括的に監督させるものとする。</p> <p>これらの体制を確立することにより、廃止措置に関する保安管理業務を円滑かつ適切に行う。</p> <p>2. 廃止措置に係る経験</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、JPDR、JRR-2等の原子炉施設等の解体実績を有し、廃止措置に係る技術開発等の成果が原子力安全委員会指針である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）」に反映される等、廃止措置に係る経験を有している。</p> <p>また、原子炉施設解体に関し、JPDR 原子炉施設の解体実地試験のほか、国からの受託事業として、発電用原子炉の廃止措置に係る解体作業中の事故時評価、公衆及び放射線業務従事者の被ばくに関する検討、平常時及び事故時の周辺公衆の被ばく線量評価精度向上のための放射性物質の海洋拡散評価・検討等を行ってきており、廃止措置に係る十分な知識を有している。</p> <p>新型転換炉原型炉施設は、昭和42年から設計、昭和45年から工事を開始して、昭和52</p>	<p>1. 廃止措置の実施体制</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置の実施体制については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」<u>第43条の3の24第1項</u>及び「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」<u>第87条第3項</u>に基づき、「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」において、保安管理体制を定め、廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にするとともに、保安管理上重要な事項の審査をするための委員会の設置及び審査事項を規定する。<u>定期事業者検査においては、保安活動の重要度に応じて、中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u>また、廃止措置における保安の監督を行う者の任命に関する事項及びその職務を明確にし、その者に各職位の業務を総括的に監督させるものとする。</p> <p>これらの体制を確立することにより、廃止措置に関する保安管理業務を円滑かつ適切に行う。</p> <p>2. 廃止措置に係る経験</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、JPDR、JRR-2等の原子炉施設等の解体実績を有し、廃止措置に係る技術開発等の成果が原子力安全委員会指針である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）」に反映される等、廃止措置に係る経験を有している。</p> <p>また、原子炉施設解体に関し、JPDR 原子炉施設の解体実地試験のほか、国からの受託事業として、発電用原子炉の廃止措置に係る解体作業中の事故時評価、公衆及び放射線業務従事者の被ばくに関する検討、平常時及び事故時の周辺公衆の被ばく線量評価精度向上のための放射性物質の海洋拡散評価・検討等を行ってきており、廃止措置に係る十分な知識を有している。</p> <p>新型転換炉原型炉施設は、昭和42年から設計、昭和45年から工事を開始して、昭和52</p>	<p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）</p> <p>・新検査制度移行に伴う変更（研究開発段階炉規則との整合）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>年には機器据付を完了し、昭和 53 年 3 月の初臨界から平成 15 年 3 月の運転終了まで順調な運転を行ってきており、設計・建設及び原子炉運転中における設備点検・補修等多くの保守管理並びに運転・保守における保安管理の経験・実績を有している。</p> <p>廃止措置期間においても、これらの経験を基に適切な解体撤去及び汚染の除去に係る保安管理、放射線管理並びに設備の維持管理等を行うこととする。</p> <p>3. 技術者の確保</p> <p>平成 19 年 10 月 1 日現在における新型転換炉原型炉施設の原子力関係在籍技術者は 81 名であり、そのうち、廃止措置の監督を行う者の選任要件である原子炉主任技術者の有資格者は 3 名、核燃料取扱主任者の有資格者は 3 名、放射線取扱主任者（第 1 種）の有資格者は 13 名である。</p> <p>また、機構は、JPDR、JRR-2 等の原子炉施設等の解体実績を有する技術者がおり、廃止措置業務の実施に当っては、必要に応じ廃止措置に係る知見・経験を反映できる体制下にある。</p> <p>今後も廃止措置を行うために、必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していくこととする。</p> <p>4. 技術者に対する教育・訓練</p> <p>新型転換炉原型炉施設の技術者に対しては、機構内原子力研修センター及び外部研修等において教育訓練を行っており、今後も廃止措置を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行うこととする。</p>	<p>年には機器据付を完了し、昭和 53 年 3 月の初臨界から平成 15 年 3 月の運転終了まで順調な運転を行ってきており、設計・建設及び原子炉運転中における設備点検・補修等多くの保守管理並びに運転・保守における保安管理の経験・実績を有している。</p> <p>廃止措置期間においても、これらの経験を基に適切な解体撤去及び汚染の除去に係る保安管理、放射線管理並びに設備の維持管理等を行うこととする。</p> <p>3. 技術者の確保</p> <p>平成 19 年 10 月 1 日現在における新型転換炉原型炉施設の原子力関係在籍技術者は 81 名であり、そのうち、廃止措置の監督を行う者の選任要件である原子炉主任技術者の有資格者は 3 名、核燃料取扱主任者の有資格者は 3 名、放射線取扱主任者（第 1 種）の有資格者は 13 名である。</p> <p>また、機構は、JPDR、JRR-2 等の原子炉施設等の解体実績を有する技術者がおり、廃止措置業務の実施に当っては、必要に応じ廃止措置に係る知見・経験を反映できる体制下にある。</p> <p>今後も廃止措置を行うために、必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していくこととする。</p> <p>4. 技術者に対する教育・訓練</p> <p>新型転換炉原型炉施設の技術者に対しては、機構内原子力研修センター及び外部研修等において教育訓練を行っており、今後も廃止措置を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行うこととする。</p>	<p>変更なし</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">添付書類 9</p> <p style="text-align: center;"><u>品質保証計画に関する説明書</u></p>	<p style="text-align: center;">添付書類 9</p> <p style="text-align: center;"><u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u></p>	<p>・新検査制度への移行に伴う変更 (品質保証計画に関する説明書を削り、廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書を記載)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、平成17年10月1日に新たに発足し、旧日本原子力研究所及び旧核燃料サイクル開発機構が長年にわたって蓄積してきた原子炉施設の研究・開発、設計、建設、運転及び保守等の多くの経験並びに技術的能力を有している。また、JPDR、JRR-2等の原子炉施設等の解体実績による廃止措置の経験並びに技術開発等の知見を有している。</u></p> <p><u>新型転換炉原型炉施設については、原子炉施設の設計、建設の経験と約30年にわたる運転、保守及び保安管理の経験を十分に有しており、これまでの安全・安定運転の実績が原子力安全の達成に向けた品質保証活動の成果と言える。</u></p> <p><u>これまでに培った機構の経験及び技術的能力を廃止措置段階の品質保証活動に有効に活用し、原子炉施設の安全性及び信頼性の確保を最優先に位置付け、原子力安全の達成に向けた品質保証活動を行う。</u></p> <p><u>廃止措置期間中に実施する新型転換炉原型炉施設の品質保証活動は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第35条第1項、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「開発段階炉規則」という。）第36条第2項に基づく「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）において、「開発段階炉規則」第26条の2の2に基づいた理事長をトップマネジメントとする品質保証計画を定めて実施する。</u></p> <p><u>品質保証計画には、「開発段階炉規則」第26条の2の3、同規則第26条の2の4、同規則第26条の2の5、同規則第26条の2の6及び同規則第26条の2の7に基づく品質保証の実施に係る組織、保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）に係る計画、実施、評価及び改善について定める。</u></p> <p><u>また、品質保証計画は「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2003）」に従うものとする。</u></p> <p><u>「保安規定」及び品質保証計画並びにそれらに基づく下部規程を効果的に運用することにより、保安活動に係る品質マネジメントシステムの改善を継続して実施し、原子力安全</u></p>	<p><u>廃止措置期間中における品質マネジメント活動は、「12 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」を踏まえ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の22第1項並びに「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」第64条及び第87条第3項に基づき、「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）において、理事長をトップマネジメントとする品質マネジメント計画を定め、保安規定及び新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書並びにその関連文書により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。</u></p> <p><u>また、廃止措置期間中における品質マネジメント活動は、廃止措置における安全の重要性に応じた管理を実施する。</u></p> <p><u>「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」に示す性能維持施設及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務は、この品質マネジメント計画の下で実施する。</u></p>	<p>・新検査制度への移行に伴う変更（品質保証計画に関する説明書を削り、廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書を記載）</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>の達成・維持・向上を図っていくこととする。</u></p>		<p>・新検査制度への移行に伴う変更 (品質保証計画に関する説明書を削り、廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書を記載)</p>

注) 変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。